

令和元年

小樽市議会会議録(3)

第2回定例会

小樽市議会

令和元年

小樽市議会第2回定例会

令和元年 6月13日開会

令和元年 7月1日閉会

令和元年第2回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 6月13日～7月1日（19日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月 13日（木）	提案説明	
14日（金）	休 会	
15日（土）	〃	
16日（日）	〃	
17日（月）	会派代表質問 〔濱本・佐々木 両議員〕	議会運営委員会
18日（火）	会派代表質問 〔高野・秋元 両議員〕 質疑及び一般質問 〔中村（岩雄）議員〕	議会運営委員会
19日（水）	一般質問 〔丸山・面野・須貝・川畑・ 高橋（克幸）・中村（吉宏）・ 高橋（龍） 各議員〕	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙）
20日（木）	休 会	予算特別委員会
21日（金）	〃	予算特別委員会
22日（土）	〃	
23日（日）	〃	
24日（月）	〃	予算特別委員会
25日（火）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
26日（水）	〃	
27日（木）	〃	
28日（金）	〃	
29日（土）	〃	
30日（日）	〃	
7月 1日（月）	討論・採決等	議会運営委員会

令和元年
第2回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 6月13日（木曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第15号	3
	○提案説明 市長（議1～議14）	3
	○提案説明 酒井議員（議15）	4
1	日程第3 休会の決定	5
1	散 会	5

○ 6月17日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第1 議案第1号ないし議案第15号	9
	○会派代表質問 濱本議員	9
	○会派代表質問 佐々木議員	19
1	散 会	33

○ 6月18日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	35
1	欠席議員	35
1	出席説明員	35
1	議事参与事務局職員	36
1	開 議	37
1	会議録署名議員の指名	37
1	日程第1 議案第1号ないし議案第15号	37
	○会派代表質問 高野議員	37
	○会派代表質問 秋元議員	53
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	71
	採 決（議14）	73
1	散 会	74

○ 6月19日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	77
1	欠席議員	77
1	出席説明員	77
1	議事参与事務局職員	78
1	開 議	79
1	会議録署名議員の指名	79
1	日程第1 議案第1号ないし議案第13号及び議案第15号	79
	○一般質問 丸山議員	79
	○一般質問 面野議員	87
	○一般質問 須貝議員	94
	○一般質問 川畑議員	101
	○一般質問 高橋（克幸）議員	108
	○一般質問 中村（吉宏）議員	119
	○一般質問 高橋（龍）議員	126
	予算特別委員会設置・付託	132
	常任委員会付託	132
1	日程第2 陳情	132
1	日程第3 休会の決定	132
1	散 会	133

○ 7月1日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	135
1	欠席議員	135
1	出席説明員	135
1	議事参与事務局職員	136
1	開 議	137
1	会議録署名議員の指名	137
1	日程第1 議案第1号ないし議案第13号及び議案第15号並びに陳情並びに調査	137
	予算特別委員長報告	137
○討 論	小貫議員	141
採 決		142
	総務常任委員長報告	142
○討 論	酒井議員	143
○討 論	中村（誠吾）議員	143
採 決		144
	経済常任委員長報告	145
○討 論	高野議員	146
○討 論	中村（吉宏）議員	146
○討 論	横尾議員	147
採 決		147
	厚生常任委員長報告	147
○討 論	丸山議員	148
○討 論	高橋（克幸）議員	150
○討 論	高橋（龍）議員	150
採 決		150
	建設常任委員長報告	151
採 決		152
1	日程第2 議案第16号及び議案第17号	152
○提案説明	市長（議16）	152
採 決		152
1	日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第14号	153
○提案説明	面野議員（意1）	153
○提案説明	川畑議員（意2～意5）	154
○提案説明	濱本議員（意6、意7）	155
○提案説明	秋元議員（意8）	156
○討 論	中村（吉宏）議員	157
○討 論	高橋（龍）議員	158

○討 論 松田議員	159
○討 論 酒井議員	160
採 決	163
1 閉 会	164

第2回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和元年度小樽市一般会計補正予算
2	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
3	令和元年度小樽市水道事業会計補正予算
4	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
5	小樽市税条例等の一部を改正する条例案
6	小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
7	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
8	小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例案
9	小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
10	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
11	工事請負契約について [多目的荷役機械延命化対策工事]
12	工事請負契約について [幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事]
13	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
14	小樽市監査委員の選任について
15	小樽市非核港湾条例案
16	小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について
17	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案

○意見書案

1	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）
2	消費税率の10%の中止を求める意見書（案）
3	高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書（案）
4	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書（案）
5	特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書（案）
6	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書（案）
7	国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護するべき」との勧告の撤回を求める意見書（案）
8	信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書（案）
9	新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）
10	「国による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）
11	「給食費の無償化」を求める意見書（案）
12	「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書（案）
13	2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
14	2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

○陳情

1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

濱本議員（自由民主党）（6月17日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の政治信条について
- 2 行政経営について
- 3 地域経営について
- 4 その他

佐々木議員（立憲・市民連合）（6月17日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 小樽市の財政について
 - (1) 予算編成について
 - (2) 小樽市収支改善プランについて
- 2 小樽の歴史的建造物と文化財を活かすまちづくりについて
 - (1) 小樽100年プロジェクト・セミナーについて
 - (2) 日本遺産について
- 3 中学校の部活動について
- 4 サイクルツーリズムの可能性について
- 5 その他

高野議員（日本共産党）（6月18日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長、選挙管理委員会委員長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 消費税増税について
 - (2) 海上技術学校について
 - (3) これからのまちづくりの展望について
- 2 議案について
 - (1) 議案第14号監査委員の選任について
 - (2) 不登校児童生徒支援事業について
 - (3) 学校移転事業費について
 - (4) 議案第12号工事請負契約に関連して
- 3 水道料金、下水道使用料の見直しについて
- 4 国民健康保険料について
- 5 投票の利便性について
- 6 その他

秋元議員（公明党）（6月18日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 財政問題について
- 2 小樽市総合戦略と小樽市総合計画基本計画について
- 3 環境問題について
- 4 ひきこもりについて
- 5 その他

○質疑及び一般質問

中村（岩雄）議員（無所属）（6月18日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 地域医療構想について
- 2 夜間急病センターについて
- 3 その他

○一般質問

丸山議員（日本共産党）（6月19日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 小樽市ホームページについて
- 2 学校統廃合について
- 3 小学校の運動会について
- 4 その他

面野議員（立憲・市民連合）（6月19日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 観光について
 - (1) 観光入込客数について
 - (2) 体験型観光について
 - (3) インバウンド向けQRコードによるキャッシュレス化について
- 2 交通安全について
- 3 その他

須貝議員（自由民主党）（6月19日3番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 第7次小樽市総合計画基本計画（原案）について
- 2 人口減少対策
 - （1）学力向上に関して
 - （2）学校施設に関して
 - （3）シームレス交通網の構築
 - （4）小樽築港駅前バス停問題
- 3 財政問題について
 - （1）ふるさと納税に関して
 - （2）企業版ふるさと納税に関して
 - （3）森林環境譲与税に関して
- 4 観光に関して
 - （1）小樽市景観条例に関して
 - （2）市民のホスピタリティに関して
- 5 漁業問題について
- 6 その他

川畑議員（日本共産党）（6月19日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 残土処理場について
- 2 住宅等の廃材処理について
- 3 畚部トンネル近辺の遊泳安全対策について
- 4 その他

高橋（克幸）議員（公明党）（6月19日5番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 公共施設問題について
 - （1）公共施設再編計画について
 - （2）本庁舎の耐震化の問題
 - （3）学校施設の耐震化
 - （4）学校トイレについて
 - （5）学校跡利用について
- 2 観光問題について
 - （1）観光入込客数の動向と分析
 - （2）観光産業の経済に関する影響
 - （3）観光対策の多面化（小樽の山、北運河地域、北海道新幹線効果、クルーズ船誘致）
 - （4）観光資源である歴史的建造物の保全
- 3 廃棄物最終処分場について
 - （1）廃棄物最終処分場の延命化

- (2) 最終処分場の残余容量と残余年数
 - (3) 町会との協議
 - (4) 次期最終処分場の考え方
- 4 その他

中村（吉宏）議員（自由民主党）（6月19日6番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 観光税導入について
- 2 中心市街地再々開発について
- 3 太陽光パネル発電会社の市域内参入と、市民の安心安全確保について
- 4 その他

高橋（龍）議員（立憲・市民連合）（6月19日7番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 医療的ケア児について
- 2 地域防災計画について
- 3 その他

令和元年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和元年6月13日

出席議員 (25名)

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	前田清貴
25番	鈴木喜明		

欠席議員 (0名)

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
水道局長	加賀英幸	総務部長	日栄聡
財政部長	前田孝一	産業港湾部長	上石明
産業港湾部長 港湾担当部長	佐藤文俊	生活環境部長	阿部一博
医療保険部長	相庭孝昭	福祉部長	勝山貴之
保健所長	貞本晃一	建設部長	西島圭二
消防長	土田和豊	病院局小樽市立病院 事務部長	金子文夫
教育部長	森貴仁	総務部 企画政策室長	林昭雄
総務部総務課長	津田義久	財政部財政課長	笹田泰生

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	柴田真紀
書記	北岡尚
書記	河崎仁美

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和元年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、須貝修行議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から7月1日までの19日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第15号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第14号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号までの令和元年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、北海道市町村振興協会の設立40周年記念事業交付金を活用し、防寒対策を中心とした指定避難所の備品等の拡充を図るため、非常時停電対策関係経費を増額するほか、旧最上小学校校舎を改修し、松ヶ枝中学校を移転するための学校移転事業費や、10月からの幼児教育無償化の実施に対応するため、障害者自立支援給付支払等システム、保育所等管理システムの改修について所要の経費を計上いたしました。

また、地域福祉計画の策定に向け、アンケート調査等の事前準備に着手するための地域福祉計画策定準備経費、子供の貧困への対応として、未婚のひとり親に対する税制上の対応に係る臨時・特別の措置として給付金を支給する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費、生活保護受給者に対して健康管理支援の取り組みを推進するためのレセプトデータ収集・分析等業務委託料を計上したほか、首都圏での商談会において地元企業の出展枠数の拡大を図るため、稼ぐ力向上実践事業費を増額いたしました。

そのほか、消防本部庁舎ボイラー室の給気設備や稲穂小学校の暖房設備の改修などについて所要の経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしまして、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上いたしました。

債務負担行為の補正につきましては、指定避難所の発電機・投光器について、市町村振興協会交付金を活用して整備するため、今回、歳入歳出補正予算に計上したことから、債務負担行為の削除を行うものであります。

以上の結果、一般会計における補正額は、1億4,208万5,000円の増となり、財政規模は、574億6,004万1,000円となりました。

次に、特別会計では、介護保険事業特別会計において、消費税率改定に伴う介護保険制度の改正に対応するため、事務処理システム改修事業費を計上いたしました。

また、企業会計では、水道事業会計において、入船小学校跡地を低区配水池として整備するため、基礎

調査の実施に係る事業費の増額などについて所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第4号から議案第14号までについて説明申し上げます。

議案第4号報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改定するものであります。

議案第5号市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の単身児童扶養者の新設、法人市民税の電子申告義務の例外規定の追加、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収に係る特例措置等の新設等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第6号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る保証人、利率及び償還方法の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第7号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、都道府県知事だけではなく政令指定都市の長も実施できることとなったため、基準省令のとおり適用するものであります。

議案第8号屋外広告物条例の一部を改正する条例案につきましては、屋外広告物の定期的な点検を専門的な知識を有する者に行わせるとともに、当該点検結果の報告を義務付ける等の措置を講ずることにより、屋外広告物による公衆に対する危害の防止を図るものであります。

議案第9号建築基準法施行条例及び手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、新たに設定された建築物の特例許可及び認定申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度の指定の更新に係る手数料を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第11号及び議案第12号の工事請負契約につきましては、多目的荷役機械延命化対策工事及び幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負契約を締結するものであります。

議案第13号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に係る規定を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第14号監査委員の選任につきましては、前田清貴氏の任期が平成31年4月30日をもって満了しておりますので、後任として林下孤芳氏を選任するものであります。なお、議案第14号につきましては、既に任期が満了しておりますことから、先議をお願いするものであります。

以上、概括的に説明申し上げますが、何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第15号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 提案者を代表して、議案第15号小樽市非核港湾条例案の説明を行います。

今定例会で75回目の提案となります。本条例案の目的は非核港湾行政を推進していくことです。

2017年7月7日に採択され、同年9月20日に調印・批准の受け付けが始まった核兵器禁止条約は、

2019年4月11日、新たにパナマが批准書を国連事務総長に寄託し、23カ国となりました。核兵器禁止条約は、50カ国目の批准書が国連事務総長に寄託されてから90日後に発効します。

しかし、その一方で、米トランプ政権が今年2月に未臨界核実験を行ったことは、国連を初め国際社会が核兵器を全面的に禁止する核兵器禁止条約の発効に向けて努力する中、条約第1条で規定する禁止行為に該当する実験であり、核兵器廃絶を求める世論と世界の流れに逆らうものです。

政府は、包括的核実験禁止条約で禁止されている核爆発を伴うものではないと、問題視しない考えを示し、米国の核の傘に依存し、核兵器使用を容認しながら核軍縮を訴えるというごまかしを続けています。また、米国がロシアへの対応として、今後、新型の中距離核ミサイルを開発・研究する方向を示しており、日本への持ち込みのおそれもあります。

被爆75年の2020年には、5年に1度のNPT再検討会議が開かれます。しかし、米ロは核兵器固執の姿勢を強め、核兵器のない世界の実現を約束した再検討会議の合意まで否定しようとしています。日本政府に求められるのは、世界で唯一の戦争被爆国として、核保有国にNPTの義務と合意の履行、禁止条約への参加を訴える外交努力です。

しかし、禁止条約への参加の促進どころか、核保有国を利する分断された世界の橋渡しを行い、あくまで核兵器禁止条約に参加しない態度をとり続けています。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

今年2月、小樽港に、同時期に3隻の米軍艦の寄港が打診されるという極めて異例な事態となりました。結果として1隻の入港となりましたが、米艦の小樽港入港は82隻に上っています。

1975年、神戸市会は神戸港に核兵器搭載の艦船の入港を拒否する決議を採択し、入港を希望する艦船には非核証明書の提出を求め、米艦船は提出を拒み、1隻も入港していません。

小樽市は1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。宣言を実効性のあるものにしていくためにも、本条例案の制定が求められます。

各会派、各議員の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調整のため、明日から6月16日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時14分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 酒井隆裕

議員 須貝修行

令和元年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和元年6月17日

出席議員 (25名)

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	前田清貴
25番	鈴木喜明		

欠席議員 (0名)

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
水道局長	加賀英幸	総務部長	日栄聡
財政部長	前田孝一	産業港湾部長	上石明
産業港湾部長 港湾担当部長	佐藤文俊	生活環境部長	阿部一博
医療保険部長	相庭孝昭	福祉部長	勝山貴之
保健所長	貞本晃一	建設部長	西島圭二
消防長	土田和豊	病院局小樽市立病院 事務部長	金子文夫
教育部長	森貴仁	総務部 企画政策室長	林昭雄
総務部総務課長	津田義久	財政部財政課長	笹田泰生

議事参与事務局職員

事務局 長 中 田 克 浩
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 柴 田 真 紀
書 記 北 岡 尚
書 記 河 崎 仁 美

事務局 次長 佐 藤 典 孝
議事係 長 深 田 友 和
書 記 樽 谷 朋 恵
書 記 松 木 道 人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、高木紀和議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第15号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 令和元年初めての定例会において、自由民主党を代表して質問いたします。

初めに、市長の政治信条について伺います。

昭和64年1月7日をもって昭和の時代が終わり、翌日の1月8日から平成の時代が始まり、本年4月30日に平成という元号が役割を終えました。平成の始まりは、今は亡き新谷昌明元小樽市長の就任1期目の2年目でした。つまり、新谷元市長は昭和の時代の最後の市長であり、平成の時代の最初の市長でありました。その後、平成の時代は山田元市長、中松元市長、森井前市長、そして、昨年8月に迫市長が誕生しました。

奇しくも、迫市長はかつての新谷元市長と同様に、平成の時代の最後の市長であると同時に令和の時代の最初の市長であります。また、小樽市議会議員の任期は平成最後の日の4月30日であり、新しい任期は令和の元号がスタートした5月1日からです。

そして、この本会議場には、迫市長と同様に平成最後の市議会議員であったと同時に、令和の時代の最初の議員が私を含めて多数おいでです。私は議員として一つの時代の終わりに立ち合い、今また議員として新たなる時代をつくる立場にある私の責務は、平成の時代を検証、総括して、この令和の時代に生かすことであり、まさにそれはよく言われる温故知新よりも、易经が出典の彰往察来、昔の出来事を明らかにして未来を予測する行為、行動する行為であると理解しています。彰往察来を現代の言葉で言いかえるならば、PDCAサイクルがふさわしいと考えています。

行政を運営する令和の時代の最初の市長としての政治信条、責務、そしてこの彰往察来をどのように捉えていますか。御見解をお聞かせください。

昨年の第4回定例会において、令和10年度までを計画期間とする第7次小樽市総合計画基本構想が決定しました。現在、総合計画基本構想をもとに基本計画の策定中ですが、この策定と推進に当たっては、彰往察来の精神を念頭に置きながら、言いかえるならばPDCAサイクルを強く意識し、かつ実践して進めていただきたいと望みますが、市長の御見解をお聞かせください。

あわせて、基本構想、基本計画の策定に当たって、PDCAサイクルに基づき、第6次から第7次の総合計画策定に向けて見直しを行った事例があればお聞かせください。

以上、第1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治信条について御質問がありました。初めに、令和最初の市長としての責務と彰往

察来の捉えにつきましては、彰往察来という言葉は、議員御指摘のとおり、現代のまちづくりにも通じる示唆に富んだものと受けとめており、令和という新しい時代を迎えた今、この精神も念頭に置きながら、歴史と伝統ある小樽が安全・安心で活力あふれるまちであり続けるよう未来に備えたまちづくりを皆さんとともに全力で進めていく所存であり、そのかじ取り役を担う重責とやりがいを感じているところであります。

次に、第7次小樽市総合計画基本計画におけるPDCAサイクルにつきましては、本計画は第6次総合計画の課題を踏まえて策定を進めているところであり、その推進に当たっては市民ニーズ等を踏まえた効果的な事業の実施に努めるとともに、行政評価により、指標の推移などから施策の効果や施策を構成する事業の妥当性を点検し、事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドなどの改善を行うPDCAサイクルを確立し、効果的・効率的な施策の展開を図る考えであります。

次に、第6次から第7次の総合計画策定に向けて見直しを行った事例につきましては、全体的なことと申上げますと、人口減少が進んでいる現状を踏まえ、人口対策を分野横断的なテーマとして設定するとともに、人口との関連が強く、市民ニーズも高いと考えられる子ども・子育て分野をテーマの一つとするなど、計画の体系を改めました。

また、市民アンケートにおける総合計画の内容が余り知られていないという結果を踏まえ、市民によりわかりやすくなるよう、基本計画ではできるだけ具体的な記述に努め、担当部署と関連計画も盛り込んだところであります。

さらに、基本計画に設定する指標について、第6次で指標の設定数や内容などが不足していたという課題を踏まえ、第7次では施策の進捗をより適切に図ることができるよう、指標の充実を図ったものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）

○22番（濱本 進議員） 次に、行政経営について伺います。

私は本年の第1回定例会を初め、前任期中の議会において、都市経営、自治体経営、地域経営、行政経営などについて、他の自治体の事例やその取り組みの年度などを踏まえて多面的に質問してきました。

私の質問の根底にあるのは、広義においても狭義においても、自治体は運営の時代から経営の時代に移行した、また、移行しなくては、地方自治体がみずからを律する自律、そして、みずからで立つ自立を実現できず、自治体の存続が危ぶまれると確信しているからです。

また、経営理念や経営方針などの経営の概念についても指摘してきました。現在策定中の総合計画基本計画においては、自治体における経営の考え方を取り込んでいるのでしょうか。取り込んでいるとすれば、どのような内容なのか具体的にお聞かせください。

組織を経営する上で、SWOT分析などの手法を用いて経営資源を再確認し、それを有効に活用する方策をつくり、実行することは必要不可欠であります。行政経営における重要な経営資源の一つは人材です。人材という経営資源を有効に活用する方策として、小樽市人材育成基本方針があります。その項目の一つである人事を行うに当たって、私は大きな二つの目的があると認識しています。一つは当然ながら、人を育成するために行う人事、もう一つは政策を立案してそれを実現するために行う人事であり、この二つの目的を達成して初めて経営資源の有効な活用がなされたと言えます。

迫市長は本年4月1日に一般職を含めた人事を行い、4月3日の記者会見において、育成と政策実現

の人事であると発言していたと理解していますが、今回の行った人事の考え方について、抽象論ではなく具体論をお聞かせください。

あわせて、特筆すべき人事があれば、それについてもお聞かせください。

次に、行政経営を行う上で避けては通れない財務について伺います。

小樽市では、これまでの財務状況を鑑みて、昨年11月に小樽市収支改善プランを策定いたしました。その取り組み内容の一つに（仮称）職員定数適正化計画などを策定して人件費の抑制を図ると記載されています。人口、職員数の規模に違いはありますが、他の自治体においても定員管理に関する計画を策定しています。例えば道内では、石狩市が平成19年度から平成23年度を計画期間とした石狩市定員適正化計画、平成24年度から平成28年度を計画期間とした石狩市定員適正化計画2016、そして現在は平成29年度から令和3年度を計画期間とした石狩市定員適正化計画2021を実施中です。また、岩見沢市においても平成25年度から令和4年度を計画期間とした、岩見沢市職員定員管理計画を実施中です。

道外では、茨城県守谷市では平成17年度から平成21年度を計画期間とした、第一次守谷市定員適正化計画、平成22年度から平成27年度までの第二次計画、平成27年度から平成30年度までの第三次計画、そして平成31年度から令和3年度までの第四次計画を策定しています。

また、静岡県沼津市では、平成17年度から平成27年度までの10年間に2回の定員管理計画を策定し、平成29年度に平成29年度から令和2年度までを計画期間とする、第3次沼津市定員管理計画を策定しています。このほかにも、平成18年度が計画期間初年度の静岡県菊川市では、現在、令和2年度までの第3次計画によって定員管理を行っています。

道内外の他の自治体が平成10年代後半から平成20年代の前半に定員管理計画を策定した背景にあるのは、平成17年3月29日付、総務事務次官通知、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」及び平成18年8月31日付、総務事務次官通知の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を示し、職員数の管理を地方公共団体に求めてきたことと、平成17年、18年にピークを迎えた市町村合併により、一時的に職員数が増大したことなどによると考えられます。

初めに、平成10年代後半から平成20年代前半において、小樽市では他の自治体が策定したような定員管理計画を策定しなかった理由についてどのように捉えていますか、お聞かせください。

これまでは定員管理計画を策定していませんでしたが、このたびの収支改善プランに、（仮称）職員定数適正化計画の策定を記載した背景、理由などをお聞かせください。

他の自治体においては、定員管理計画を策定するために、組織体制などを多角的に分析して、現状、特性を把握しています。一般的には定員管理状況を分析、検証する手法としては業務棚卸表の作成などによる事務量測定方式、類似他団体比較方式、総務省定員管理モデルに基づく試算値との比較などがあります。小樽市ではどのような分析、検証する手法を用いるのでしょうか。業務量の測定は定員管理だけではなく、業務改善や業務維持計画、いわゆるBCP策定の基礎資料としても活用できる可能性があるので実施を望みますが、見解をお聞かせください。

また、計画を策定する体制、計画の策定までの作業工程、完了時期、計画期間、現在の進捗状況などについてお聞かせください。

次に、国立小樽海上技術学校の存続に関連して伺います。

昭和14年9月、全国で2番目に通信省所管の小樽海員養成所として設置されて以来、戦後の昭和27年8月に小樽海員学校と改称し、平成13年4月に国立小樽海上技術学校に改名して、今日まで多くの卒業生を輩出し、現在、内航海運を担う船員を養成することを目的とする四つの海上技術学校のうち一番歴史のある学校が、平成29年7月に耐震改修が困難などの理由により廃止の方向が示され、その後、存

続に向けて小樽市、小樽商工会議所などがさまざまな活動を展開した結果、本年4月に短大として存続が決定したことは大変喜ばしいことであり、迫市長、小樽商工会議所などの取り組みに感謝するとともに敬意を表します。我々小樽市議会も、存続の実現に微力ではありますが協力できたのではないかと考えております。

短大としての開校までに、小樽市が北海道や海技教育機構との間で解決しなければならない課題は幾つかあると思いますが、その課題についてお聞かせください。

また、小樽市自身の課題として、海上技術短期大学校が必要とする校舎の面積は譲り受ける小樽商業高校の一部であると聞いていますが、延べ床面積の何%程度なのでしょうか、お聞かせください。

また、この譲渡によって公共施設再編計画が影響を受けることはあるのでしょうか、お聞かせください。

残り部分の有効利用について、例えば現在の庁舎との距離、移動時間を考えると、小樽市役所第2庁舎と明確に位置づけて活用してはいかがでしょうか、御見解をお聞かせください。

次に、除排雪について伺います。

迫市長は多くの市民の除排雪に関する要望を実現するため、昨年9月に除排雪業務の体制強化を図るべく関係組織の再編を行いました。再編による体制強化の結果、市民の皆様からは、前年度に比較して高い評価を得ることができたと理解しています。今年度の課題として、私は第1回定例会において、貸出ダンプ制度について市長の見解を伺いました。市長は制度の検討の必要があると答弁されましたが、検討の状況はいかがでしょうか、お聞かせください。

市長はこれからの除排雪について、雪対策基本計画を関係者による懇話会などを立ち上げ、令和2年度の策定を目指したいとの答弁がありました。策定の進捗状況はいかがですか、お聞かせください。

次に、平成30年度決算見込みについて伺います。

5月31日をもって出納整理期間が終わり、この6月は一般会計を初め、各会計において精力的に決算を調製していると理解しています。

初めに、迫市長は昨年8月に就任以来、前市長が編成した平成30年度予算をこの年度末まで執行してきましたが、執行に当たっての基本的な方針や特に留意した点があればお聞かせください。

次に、現時点において、一定程度の決算の見通しは立っていると思いますが、一般会計を初め各会計において、平成30年度予算と比較して金額的に差異のある主な科目について、その額、原因などをお聞かせください。

次に、小樽市の大事な貯金ともいえる財政調整基金についてお聞きします。

まず、今年度の当初予算を編成後の財政調整基金の残高についてお知らせください。また、決算終了後の残高の見通しについてお聞かせください。あわせて、今年度の当初予算において計上していなかった除雪費の一部を今後の補正予算で計上する際、その財源として財政調整基金を取り崩すのでしょうか、お聞かせください。

また、除雪費のほかに取り崩す可能性は現時点で予定、予測されていますか、お聞かせください。

その上で、現時点で予定、予測される取り崩しを踏まえ、今年度の最終的な財政調整基金の残高見込みをお聞かせください。

今年度が初年度の収支改善プランでは、最終年度である令和7年度末の財政調整基金残高を8億4,300万円としています。迫市長は小樽市の財政規模にふさわしい、もしくは望ましい財政調整基金の規模をどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

自民党としては、収支改善プランは取り組み項目の種類、目標額など、まだまだ未完成であると認識

しています。今後、迫市長のすぐれたリーダーシップ、職員の皆さんの高いモチベーションなどを原動力として、業務改善活動などの多様な手法を導入しながら、当初の目標以上の効果、成果を上げて計画期間を終了することを望むとともに、実現できると信じています。迫市長の見解をお聞かせください。

次に、防災に関連してお聞きします。

昨年9月の北海道胆振東部地震によるブラックアウトを経験したことを契機として、全道的に防災全般に対する意識が高まり、さまざまな具体的な取り組みが行われ、現在も進行中であると理解しています。

小樽市においても迅速に地域防災計画の見直しを行うとともに、具体的に避難所の電源対策のために非常用発電機を導入するなどの資器材の充実に取り組んでいることを高く評価するものです。今後も財源などの制約が存在していることは重々承知していますが、市民の安全・安心を担保するために、自治基本条例が規定するように、市民との協働による防災への取り組みを進めていただきたいと望みます。市長の御認識、御見解をお聞かせください。

昨年10月12日付の北海道新聞には、道内179市町村のうち、小樽市を含む56%の101市町村が業務継続計画を策定していないとの記事がありました。また、同日の記事には、策定期間が未定の市町村の一覧の先頭に小樽市が記載されているのを見て、行政をチェックし見守り、提言、提案する役割を担う議会の一員として、議員としての責務の一つである研さんが不足していたなということを反省いたしました。

この記事を契機に、私はこれまで議会において、地域防災計画はもとより、業務継続計画を策定する必要性について他都市の事例などを提示して発言をしてきました。昨年12月26日付の消防第198号、消防庁国民保護・防災部防災課長名で、各都道府県消防防災主管部長宛てに、地方公共団体における業務継続計画の策定についての通知がありました。その内容は、業務継続計画が策定されていない団体が残されていること、策定済み団体においても受援に関する規定を備えている団体は4割程度であることを指摘した上で、管内市町村に対して、平成27年5月に策定された市町村のための業務継続計画作成ガイドを参考にして早期に業務継続計画を策定すること、業務継続計画の重要な6要素について定めていない項目がある場合はその整備を行うこと、受援に関する規定については業務継続計画への追加や独立した受援計画の策定などを助言しています。

つまり、防災を実現するためには、少なくとも地域防災計画、業務継続計画、受援計画が相互に連携、補完し合うことが必要であると認識しています。当然、一朝一夕にできるとは思いませんが、現在、小樽市では策定されていない業務継続計画、受援計画の策定に向けた取り組みを進める必要があると認識していますが、市長の見解をお聞きいたします。

次に、先ほど述べた業務継続計画の重要な六つの要素の一つである、災害などによって本庁舎が使用できなくなった場合の執務場所となる代替庁舎の特定について伺います。

現在、小樽市においてはこの代替庁舎を特定しているのでしょうか。特定しているのであれば、執務を行うに当たっての機能を担保する設備、資器材を想定し準備しているのでしょうか、お聞かせください。

今後、海上技術学校の存続のために北海道から譲渡される商業高校の一部を業務継続計画における代替庁舎とする可能性についてはどのようにお考えですか、お聞かせください。

防災に関する課題が全て解決するときは永遠にめぐって来ないかもしれませんが、それでも市民の安全・安心のために、一歩ずつ着実に進める必要があると認識しています。迫市長の精力的な取り組みに期待しています。御認識をお聞かせください。

以上、第2項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、行政経営について御質問がありました。

初めに、総合計画基本計画（原案）における経営の考え方につきましては、市政運営の基本姿勢において、財政健全化の推進という項目の中で、持続可能な財政運営を行うため、人口や財政の規模に見合った行政経営や行財政改革の推進のほか、魅力あるまちづくりを行うための財源確保などについての考え方を掲載しています。

また、効果的・効率的な行政経営の推進という項目の中で、限られた経営資源で最大の効果を発揮するため、根拠に基づく企画立案や行政評価による事業の継続的な改善のほか、重要な経営資源である人材の育成や効率的な組織体制づくりなどについての考え方を盛り込んだところであります。

次に、本年4月の人事異動につきましては、政策実現や将来の幹部職員の配置に備えた人材育成の観点、さらには社会的要請に配慮し組織の見直しを含め、できる限り原部からの意見や内申に基づき、適材適所の考え方で効率的・効果的に業務を遂行するための人員配置を行いました。

具体的には、まちづくり推進体制の強化を図るため新幹線・まちづくり推進室を設置し、企画調整・市街地整備担当主幹を、港湾行政の推進を図るため港湾担当部長及び港湾計画担当主幹を、災害対策体制の強化や業務継続計画を策定するため災害対策室に危機対策担当主幹を、地域福祉計画を策定するため福祉部に地域福祉計画担当主幹をそれぞれ新たに配置したところであります。

次に、平成10年代後半に職員の定員管理計画を策定しなかった理由につきましては、当時は直面していた財政再建団体への転落を回避するため、平成18年2月に財政再建推進プラン実施計画を策定し、全庁的に財政再建に取り組んでおりました。その一環として、この実施計画には人件費の総体的な抑制を主眼として、採用抑制を含む定員管理の適正化に加え、職員給与の独自削減なども盛り込んでおりましたので、個別の定員管理計画を策定しなかったものと認識しております。

次に、収支改善プランに職員定数適正化計画の策定を記載した背景等につきましては、人口減少が続く中で近年職員数が増加傾向にあったことを踏まえ、厳しい財政状況のもと収支改善を図るためには人件費の抑制は避けては通れない課題であります。そのため、事務事業の見直しや業務の効率化を図りながら、業務量に見合った職員定数を管理できるよう、職員定数適正化計画の策定を記載したところであります。

次に、職員定数適正化計画を策定するに当たっての手法や策定までの作業工程等につきましては、定員管理状況を分析、検証する手法として御提言のありました業務量測定方式は、定員管理だけではなく、業務改善や業務継続計画などの基礎資料として活用できるものと認識しております。しかしながら、それには膨大な作業量が見込まれ、複数の専任職員の配置や外部委託等が必要になることも考えられますので、費用対効果、道内他都市の取り組み状況などを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、職員定数適正化計画の策定は現時点で着手できておりませんが、組織改革を見据え、御提言のありました手法も参考にさせていただきながら、どのように進めていくのか検討してまいりたいと考えております。

次に、国立小樽海上技術学校の短大開校までに関係機関との間で解決すべきことにつきましては、北

海道との間では、来年3月で閉校する小樽商業高校の市への譲渡に係る条件、また、海技教育機構との間では短期大学の使用に係る機構への貸し付けの条件などがそれぞれ課題であると考えております。

次に、小樽商業高校の施設において、短期大学が必要とする床面積の割合につきましては、市が取得を希望している施設における延べ床面積の25%から30%程度になるものと考えております。

次に、小樽商業高校の譲渡に伴う公共施設再編計画への影響につきましては、小樽商業高校は耐震化された大きな施設であり、海技教育機構が使用する場所も施設の一部のみで、多くの空きスペースが生じます。本市においては、老朽施設を更新するため多額の費用を捻出することは財政的に厳しい面があることから、この空きスペースの有効活用策を公共施設再編計画に盛り込む必要があると考えております。

次に、小樽商業高校を市役所第2庁舎として活用することの見解につきましては、第2庁舎としての活用方法も一つの方策であると感じております。一方、多くの空きスペースがありますので、現在、公共施設再編計画を策定している中で、本市にとって最も有効な活用方法を検討し、その位置づけについて定めてまいりたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度の検討状況につきましては、拙速な制度変更により混乱を招かないよう、地域の実情や利用状況を把握するため、本年4月に貸出ダンプ制度の利用団体へアンケート調査を実施したところであります。この調査結果を今後雪対策基本計画の策定にかかわる懇話会などで報告し、皆さんからの御意見を伺いながら、制度のあり方や見直しについて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、雪対策基本計画策定の進捗状況につきましては、市民の皆さんと行政の信頼関係を築き、協働のあり方や役割分担等を検討、議論するため、現在、学識経験者や交通事業者等で構成する懇話会と地域住民の代表者で構成する分科会を組織したところであります。本年7月から懇話会等の開催を予定しており、市民の皆さんの御意見を伺いながら計画の素案を作成し、パブリックコメントを経て、令和2年度の早い時期の計画策定を目指してまいりたいと考えております。

次に、平成30年度予算の執行方針や留意事項につきましては、本市では予算執行方針を年度初めに示しており、毎年度の予算編成において多額の財政調整基金の取り崩しなどによる財源対策により収支均衡予算を編成している状況にあります。こうしたことから、今後見込まれる財政需要にも対応できるよう、次年度以降の予算編成に必要な財政調整基金の確保について予算執行における基本方針としており、特に留意事項として事業の効率性や実効性をさらに高める努力や工夫を推し進めるよう周知しております。

次に、一般会計を初め、各会計における主な科目の増減額や原因につきましては、現在、各会計の決算数値の詳細な内容を分析中でありますので、一般会計における平成30年度現計予算額と決算見込み額との比較を翌年度繰越額を除いた額でお答えいたします。

歳入については、市税や譲与税・交付金及び地方交付税において、地方消費税交付金や特別交付税の増などにより、合わせて2億200万円増加するものの、国庫支出金が社会資本整備総合交付金の減などにより2億9,300万円、繰入金が財政調整基金繰入金の減などにより14億1,200万円、市債が建設事業そのものの減などにより3億8,500万円、それぞれ減少しております。

歳出については、人件費が退職手当や時間外勤務手当の減などにより1億4,400万円、扶助費が生活保護費の減などにより5億6,600万円、建設事業費が橋りょう長寿命化事業費や港湾の国直轄工事費負担金の減などにより5億8,100万円、それぞれ減少しております。

次に、財政調整基金の残高につきましては、令和元年度当初予算編成時においては、予算編成後の財政調整基金の残高を7,400万円と示しておりました。平成30年度現計予算においては同年度中の財政調

整基金の取り崩し額を16億8,700万円としておりましたが、決算においては3億円の取り崩しとなる見込みでありますので、先ほどお示した額よりも13億8,700万円残高がふえる見通しとなっております。

次に、除雪費の一部を補正予算計上した場合には、除雪費に限らず補正予算を計上する場合は、財源や他の不用額などを精査した上で、一般財源が不足する場合は財政調整基金からの取り崩しにより収支均衡予算を編成することとなります。

次に、今後の財政需要や今年度末の財政調整基金の残高見込みにつきましては、今後の補正予算として現時点で明確なものは、国庫支出金等の超過交付額返還金が考えられます。また、今年度末の財政調整基金の残高見込みについては、地方交付税を初めとした歳入の動向や新たな財政需要など、見通しの立たない部分がありますので、現時点ではお示しすることは難しいものと考えております。

次に、財政調整基金の適正な規模につきましては、本市では厳しい財政状況の中、毎年度の当初予算の編成において多額の財政調整基金を取り崩すことにより収支の均衡を図っていることから、少なくとも、各年度において安定した予算編成が可能となる額以上の残高が確保されていることが適正な財政調整基金の規模と言えると考えております。

一方で、収支改善プランにおいては収支の黒字化を進め、当初予算の編成における財源不足額自体の圧縮を目標の一つとしておりますので、収支改善の取り組みを推進しながら、今後も年度間の財源の不均衡に対応できるよう、必要な財政調整基金の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、収支改善プランの目標の実現につきましては、地方交付税が年々減少し、市税収入も伸び悩む本市においては、人口減少対策や施設の老朽化など、今後の財政需要を考えたとき、財政の健全化は必ずなし遂げなければならない重要な課題であると認識しております。そのためにも、今お示ししている収支改善プランを着実に進めるとともに、制度改正や新たな財政需要などに対応するため、収支の見通しを毎年度見直しながら、新たな収支改善策にも取り組み、計画の目標である収支の黒字化と財政調整基金の確保を実現するよう、私を筆頭に職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、市民との協働による防災の取り組みにつきましては、安全で安心なまちづくりのためには、市と地域住民、さらには関係機関との連携が必要不可欠であると認識しております。例えば、北海道胆振東部地震の時点では災害協定が未締結であった小樽市社会福祉協議会と小樽青年会議所から協力をいただき、大きな役割を果たしていただいたことから、さらなる連携を図るため、新たに災害協定を締結したところであります。

また、地震後は防災講演などの開催依頼が増加しており、市民の防災意識の高まりを感じていることから、今後も自助と共助の意識を向上させるため、防災訓練や防災講演の内容を充実させるほか、地域が助け合う自主防災組織の育成など、市民との協働を進めてまいりたいと考えております。

次に、業務継続計画及び受援計画の策定につきましては、行政みずからが被災したことを想定し、施設、人員、資材などが不足する中、優先的に実施すべき業務を管理する業務継続計画や、他の自治体などから支援を受け入れるための受援計画を策定することは、速やかな災害対応につながっていくことと認識しております。

現在、業務継続計画の策定につきましては、北海道や道内主要都市の情報収集を行っているところでありますが、代替庁舎の選定や非常時優先業務の抽出などに時間を要することもあり、令和2年度末までの策定を目指しております。

また、受援計画につきましては、業務継続計画との関係もあるため、その進捗状況を見きわめながら着手時期を検討してまいりたいと考えております。

次に、業務継続計画における代替庁舎につきましては、現在のところ、本庁舎の代替となり得る規模

で耐震基準を満たす建物の特定には至っておりませんが、今年度から策定に向けて取り組みを進めている業務継続計画において、他都市の計画などを参考に代替庁舎の選定を行うほか、機能確保のための設備や資器材の整備についても検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽商業高等学校の一部を業務継続計画における代替庁舎とする可能性につきましては、商業高校の校舎は耐震基準を満たしていることや一定の規模を有することから、業務継続計画における代替庁舎として活用できる可能性はあるものと考えられます。

次に、防災に関する課題の解決に向けた私の認識につきましては、北海道胆振東部地震による市内の大規模停電を経験したことで、災害に対する備えの重要性を改めて認識したところであり、昨年度は地域防災計画において、医療救護計画の改訂や停電対策計画の新設など、可能なものから見直しを行ったところであり、今年度も継続して見直しに向けた作業を行っているところであり、

また、今年度においては、指定避難所の停電対策のほか、災害時の広報活動の重層化を図るため、FMおたるの難聴地域解消に向けた取り組みや、防災行政無線の設置などに着手しております。今後におきましても備えを怠ることなく、安全・安心なまちづくりを着実に進めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）

○22番（濱本 進議員） 次に、地域経営について伺います。

地域経営における重要な経営資源の一つである観光について伺います。平成29年4月に策定された、第二次小樽市観光基本計画において、小樽の観光資源を生かした主要施策の中に、日本遺産認定に向けた活動の推進が記載され、小樽市は平成30年5月にシリアル型の日本遺産、北前船寄港地・船主集落に追加認定されました。

また、本年5月には同じくシリアル型の日本遺産、炭鉄港が認定されました。そして現在、来年1月に小樽市単独の地域型日本遺産の認定申請を目指して、小樽市歴史文化基本構想の策定を終え、この後の作業を進めていると思いますが、現在の進捗状況、見直しについてお聞かせください。

日本遺産認定の目的は、魅力あふれる有形・無形のさまざまな文化財群を地域が主体となって総合的に整備、活用して地域の活性化を図ることが目的であり、その効果は地域の認知度が高まるとともに、地域のブランド化などにも貢献して地方創生に資するとあります。つまり、日本遺産認定は一つのゴールであると同時に、新たなスタートであると理解しております。

小樽市は、道内では唯一、シリアル型で二つの認定を受けていますが、それぞれの今後の取り組みについて、具体的な事業などが予定されているのであればお聞かせください。また、地域型の認定を得られた場合、その後の取り組みについて、現時点での展望があればお聞かせください。あわせて、小樽が参考とすべき取り組みの事例があればお聞かせください。

次に、同じく小樽における地域経営の大事な資源である港湾について伺います。戦前、戦後の一時期までは小樽港の役割の大部分は物流でありました。現在は、残念ながら物流の役割は減少して、クルーズ船の来航に象徴されるように、観光面の役割が増加、拡大していると理解しています。これからの小樽港の整備の方針は、今まで以上に観光に目を向けることと考えております。

第6次総合計画、小樽港将来ビジョン、観光基本計画、第7次総合計画などにおいても、小樽港の位置づけ、将来の姿について、観光面の整備の必要性、可能性について言及しています。民間においても小樽港第3号ふ頭及び周辺区域の整備について提言がなされています。さらに、第2次小樽市都市計画

マスタープランの素案において、小樽港第3号ふ頭及び周辺区域を自然景観などの特性を生かした魅力ある空間をつくる区域に位置づけています。市長は、第3号ふ頭及び周辺区域の将来像の実現についてどのようにお考えなのでしょうか、お聞かせください。

また、第3号ふ頭及び周辺区域の整備に関しては民間との連携が必要と考えますが、何か具体的に取組んでいるものがあればお聞かせください。

次に、国土交通省は市町村や港湾管理者、特定非営利活動法人などによって港づくりとまちづくりを連携させて、港とまちづくりを目指すためにみなとオアシス制度をスタートしています。道内の港湾においても、函館港、江差港、室蘭港、稚内港などが既に認定されています。小樽港でも令和2年度の申請を目指したいとのことですが、どのような状況なのかお聞かせください。

以上、再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地域経営について御質問がありました。

初めに、地域型日本遺産の認定申請に向けた進捗状況と見通しにつきましては、本年3月に第1回小樽市日本遺産推進協議会を開催し、申請に向けた体制などを協議した結果、ストーリーと地域活性化計画を検討する二つのワーキンググループの設置を決定し、5月31日に第1回目のストーリー検討ワーキンググループを開催したところであります。

今後、地域活性化計画検討ワーキンググループを並行して開催する中で、それぞれのワーキンググループの原案をまとめ、協議会での協議・決定と文化庁への事前相談を経て申請書として取りまとめ、来年1月の期限までに申請を行う予定であります。

次に、シリアル型日本遺産で取り組む事業につきましては、北前船の今年度実施する事業としましては、北前船日本遺産推進協議会において、旅行情報誌への北前船情報の掲載や、インターネットにより無料で受講ができる北前船オンライン講座のコンテンツ制作を予定しております。

また、市が独自に実施する事業といたしましては、本年10月に石狩市と共同で開催する北前船寄港地フォーラムや、舞鶴便のフェリーでの北前船船上講座などを予定しております。

また、炭鉄港では炭鉄港推進協議会の地域活性化計画において、構成文化財を案内するためのマニュアル作成と講習会の開催、日本遺産の認知度向上と地域の気運醸成を図るためのフォーラム開催、炭鉄港関連資料を残すためのデジタルアーカイブ構築などを予定しているとともに、市が独自に実施する事業といたしましては、炭鉄港ストーリーと構成文化財を活用した教育旅行誘致や、小樽港の開港120周年を記念するパネル展など、五つの事業を予定しております。

次に、地域型日本遺産における取り組みの展望と参考とすべき取り組み事例につきましては、まず、取り組みの展望では、現在、ストーリー及び地域活性化計画の原案がまとまっていないためお示しできる段階ではありませんが、歴史や文化は本市の強みでありますので、その魅力を活用することで地域の活性化に結びつくような取り組みとしてまいりたいと考えております。

また、地域型の地域活性化計画策定に当たっては、市が昨年実施した日本遺産シンポジウムの際に紹介された、宿泊客をふやす取り組みである「日本一の朝プロジェクト」や、尾道市で開催された北前船寄港地フォーラムにおいて提案がありました、北前船の寄港地を現代の名産品でつなぐ取り組みなどがありますので、こうした事例を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、第3号ふ頭及び周辺区域につきましては、小樽観光の新たな魅力づくりとして、平成26年度に第3号ふ頭及び周辺再開発計画を策定したところであります。しかしながら、計画全体の実現につきましては、物流機能の移転・再配置、財政負担、さらには民間活力の導入など課題も多いことから、段階的に進めていく必要があると考えております。

このため、第1段階として、現在、大型クルーズ船対応の岸壁整備を進めているほか、去る6月4日には経済界や観光業界との意見交換の場として、第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議を開催し、今後、上屋への旅客ターミナル機能の導入や駐車場の整備、さらには第3号ふ頭基部の整備について御議論をいただくことになっております。私としても、本件は港湾振興、観光振興の両面から重要な案件と捉え、先進地の視察を重ねているところであり、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、みなとオアシスにつきましては、登録後の運営等に当たっては、民間事業者との連携が不可欠であり、先ほど述べた第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議において、みなとオアシスの運営主体や構成施設、活動計画などについて意見交換を行い、市として課題を整理した上で令和2年度の申請を目指してまいりたいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、濱本進議員。

○22番(濱本 進議員) 市長、御答弁ありがとうございました。何点か聞きたいことはありましたけれども、この後の予算特別委員会等でお伺いしたいと思いますので、私はこれで終わります。

○議長(鈴木喜明) 濱本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時30分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○17番(佐々木 秩議員) 立憲・市民連合を代表して質問をいたします。

最初に、小樽市の財政について伺います。

まず、予算編成についてです。

小樽市では、財源不足が今後も長く続く見通しなど、財政が最大の課題と言っても過言ではない状況になっています。この課題に対しては、市役所が一丸となり取り組む必要があると思いますが、残念ながら小樽市の決意、市長の決意はいま一つ伝わってきておりません。危機感が市役所の現場で共有されていない中で、従前からの手法が市長と現場の乖離を生んでいるのではないのでしょうか。

そこでまず、予算の作成方法や意思決定方法について質問をしたいと思います。

平成31年度予算要求に当たっては、財政部として全庁的に5%カットを要求しました。原部が個別の予算案を作成し、財政部が予算を査定するに当たり、財政部として5%カットの要求以外の指示を行いましたか、伺います。

平成31年度の予算を作成するに当たって、大変な苦勞をしたと聞きます。それはそうです。最初の予算案の作成を各課がそれぞれ思い入れを持って行っていますから、財政に余裕のあった時代ならともかく、現状の小樽市の財政状況においては、予算の合計額がうまく範囲内におさまるはずがありません。このような従前からの予算編成の方法が時間外勤務の増加を招くなど、現場を疲弊させているのではな

いでしょうか。現状の予算編成の手法に対する市長としての問題意識について伺います。また、現状の予算作成方法では、どの段階で小樽市としての政策の優先順位が検討され、予算案の作成に反映をされているのでしょうか、伺います。

少なくとも、市長や副市長など、大きな意思決定が可能な職責にある人が大局的な政策の優先順位を考えながら予算の各部の大枠をまずつくる。そして、同時に廃止や縮小を検討すべき事業の指示もする。その後、大枠の枠内で各部なりの優先順位を考えながら予算案を作成する。その後は、財政部が今までどおり査定をしていく。現在の事業を大胆に廃止、縮小できるのは市長しかいません。原部が予算を作成する前に小樽市の全事業をテーブルに並べて、ゼロベースで事業の優先順位をつけていく必要があると考えます。ここまでしないと、小樽市の財政の危機は乗り越えられないと考えますが、こうした予算編成の手法は実行可能でしょうか。市長のお考えを伺います。

2点目、小樽市収支改善プランについて伺います。

続く財源不足に対応するための小樽市収支改善プランですが、現状、その実効性に疑問を感じています。もちろん、必要な計画であることは間違いありませんが、内容に具体性が乏しいのではないのでしょうか。一言で言えば、魂のようなもの、気迫が感じられません。小樽市は、財政の健全レベルでは10市の中でも最低です。他市よりも工夫、努力が必要な現状であるにもかかわらずです。

まず、小樽市収支改善プランにあるふるさと納税制度を取り上げてみますと、毎年1,000万円増の効果額を見込んでいますが、500億円近く集めた泉佐野市の例は極端ではあるし、手法に賛否があるのは事実ですけれども、泉佐野市が必死にやっている姿勢は感じ取ることができます。一方で、小樽市はこれで本当によいのでしょうか。私は以前、ふるさと納税について質問をしたときに、いたずらに返礼品競争に走らず、職員の工夫によって、市にとって本当に効果のある手法を目指してほしいと提言をしました。

そこで一つ提案があります。返礼品そのものの工夫ではなく、小樽市の職員がふるさと納税の営業ができる仕組みを構築していただけないでしょうか。小樽市の職員は出身地を含めいろいろな背景があり、市外に親族、友人がいらっしゃいます。また、中にはSNS等でたくさんの人とつながりを持ち、影響力を持っている職員もいるはずで、そこで、職員がお勧めのふるさと納税の品をホームページなどで提案をする。例えば、自分の好きな小樽の特産品だったり、親に送りたい特産品を集めて5,000円や1万円のプランを作成します。職員ごとが作成したプランを小樽市のホームページ上で選んでふるさと納税をしたら、その職員ごとの納税額を集計しておきます。そして、納税額の年間の上位の職員を発表し、一定程度の報償を渡す。そうすれば、職員が自分のプランのふるさと納税を営業します。つまり、市外にいる親戚や友人にふるさと納税のお願いをするはずで、また、職員自身が小樽市の特産品に対して理解を深める機会にもなりますし、もしかしたら職員が小樽市の新たな特産品を発掘するかもしれません。これこそふるさと納税の本旨にのっとっているのではないのでしょうか。このような取り組みをすれば、ふるさと納税のホームページで職員のお勧めプランの納税額ランキングが作成できますし、ホームページのコンテンツとして充実する、ふるさと納税の金額の底上げになるというふうに考えます。市長はこのような職員が一丸となってふるさと納税を獲得していく仕組みをつくっていくおつもりはありますか。

次に、小樽市収支改善プランでは、職員定数の適正化による人件費の抑制を挙げていますが、単なる人件費抑制なら誰でもできます。どのように人件費を抑制するのが問われています。組織改革や事務事業の見直しにより職員の負担が減り、その上で結果的に人件費が削減されるよう目指すべきであるというふうに思いますが、市長も同じ考えでしょうか、伺います。

あくまでも市民サービスへの影響を最小限にしつつ、とにかく市役所全体として仕事を減らす。その上で残ったやるべき仕事を一番効率よく処理できる部署が仕事をする。また、新しい技術を導入し、非効率な仕事を減らす努力を常にする。このことを組織全体として日々行えるような仕組みをつくっていく。言葉にすると単純ですが、実績を出すのは本当に難しいと思います。

しかし、やっている組織はあります。トヨタです。有名な「カイゼン」です。現在、市役所として「カイゼン」と言えるような何か取り組んでいることはありますか。もし、これから「カイゼン」に取り組むとしたら、今の市役所なら、「カイゼン」を発表するために、現場に何かないと調査の書類を送付し、その上で会議を延々とし、立派な資料をつくる。こんな新たな仕事と費用を生み出す皮肉な結果しか想像ができません。いわゆるお役所仕事です。こうならないように、どういう仕組みや組織をつくっていくのが市長に問われているのではないのでしょうか。職員定数の適正化による人件費の抑制を収支改善プランで掲げるのであれば、まず仕事をいかに減らすかということを実効性を持たせて考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、厳しい指摘もしましたが、市長のリーダーシップのもと危機意識を共有し、全庁を挙げて本市財政健全化に向けて取り組んでいただきたいとの思いからの発言ですので、受けとめていただけますようお願いをいたします。

第1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、本市の財政について御質問がありました。

初めに予算編成についてですが、まず、予算編成に当たっての財政部からの指示につきましては、原部からの予算要求においては、基準額の対象事業の一般財源合計額に燃料単価の上昇分を加算した上で、5%を減じた額の範囲内での予算要求を基本としたところですが、予算編成の基本方針として、今後の厳しい財政状況を踏まえ、歳入の確保はもとより、歳出全般にわたり徹底した見直しにより収支改善の取り組みを引き続き強力に実行することを求めており、具体的には歳入・歳出の各般について、その積算に当たっての基本的な考え方を予算要求に当たっての基本的な事項として示しております。

次に、予算編成の手法に対する認識につきましては、より正確かつ社会動向に即した予算編成を行うためには、できる限り直近の国の政策動向や経済状況を把握する必要があることから、予算編成業務の開始時期が毎年11月となっており、2月上旬には予算案を作成する流れとなっております。現在の厳しい財政状況についての認識を予算編成方針や部長会議などを通じて職員との意思共有に努めておりますが、この限られた期間の中で事務事業の精査や政策判断を行うなどの予算編成を進める必要があることから、短期的に事務が集中することになり、全庁的に業務多忙となってしまう状況にあるものと認識しております。

次に、政策の優先順位につきましては、本市の予算編成に向けては、政策検討会議や関係部長会議において施策や事業の一定程度の方向性を定めているほか、予算編成前に私から社会や経済の動向や社会的な要請を踏まえて、個別の検討課題を具体的に指示し、原部にて事業の優先順位を十分に検討させた上で予算要求を行い、まずは財政部長によるヒアリングを経て財政部予算原案を作成いたします。その上で財政部予算原案をもとに、私がヒアリングにおいて事業の必要性や優先順位についての議論を重ね、

選択と集中の観点で事業を厳選し、最終的に決定しているものであります。

次に、御提案の予算編成の手法につきましては、限られた財源の中での予算編成であり、本市においては、とりわけ地方交付税などの国の地方財政計画における歳入の動向を見きわめる必要があることから、各部局への予算枠などの設定は難しいものと考えております。

また、政策の優先順位をつける上では、予算編成の際に財政部からの予算原案の説明を受けますが、一般的な管理経費など経常経費以外の政策的事業については、その考え方を聞いた上で優先順位を十分に意識しながら査定を行っております。

今年度における収支改善に向けた取り組みとして、現在、既に事務事業の見直しについて財政部から具体的な検討事項を示し、各部において検討作業を進めているなど、予算編成作業が本格化する前段で集中的に令和2年度予算に向けた事務事業の見直しに取り組むこととしており、その結果を予算編成に生かしていきたいと考えております。

次に、小樽市収支改善プランについてですが、まず職員が一丸となってふるさと納税を獲得していく仕組みづくりの御提案につきましては、総務省から返礼品を強調した宣伝広告を行わないことなど、寄附金の募集の適正な実施に係る基準が示されているため、その基準に合致するかなどの問題点があると考えております。いずれにいたしましても、引き続き収入増に向けてどのような取り組みができるか研究してまいりたいと考えております。

次に、職員定数の適正化による人件費の抑制につきましては、厳しい財政状況のもと収支改善を図るため、人件費の抑制は避けては通れない課題であると認識しております。私としましても、業務量に見合った職員定数とするためには、まずは職員の負担を減らす必要があるものと考えております。

次に、「カイゼン」と言われるような取り組みにつきましては、本市でもこれまでに全職員に対し、節約行動や経費節減、業務の効率化のアイデアを募集するなどの取り組みを行ってきましたが、残念ながら組織としてまだまだ十分な効果を上げているとは言えないものと考えております。

次に、実効性を持たせた仕事量の削減につきましては、近年、行政の仕事が多様化する中で、その業務も広範囲化かつ複雑化しており、職員の負担を減らすためにも、業務の効率化は喫緊の課題であると認識しております。そのため、事務事業の見直しのほか、職員の意識改革にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

○17番（佐々木 秩議員） 第2項目め、小樽市建造物・文化財を生かすまちづくりについて伺います。

1点目は、小樽100年プロジェクト・セミナーについてです。去る5月25日、旧三井銀行小樽支店を会場に、2019年全国町並み保存連盟小樽総会記念「始動！小樽100年プロジェクト・セミナー」が開催されました。このセミナーは、小樽の近代の歴史的建造物とその町並みをどのようにして将来に伝えられるかを考えるために、小樽市と実行委員会の共催で開かれたものです。これに際して、市内29団体から後援をいただきましたが、これほどまでの団体が一堂に会してセミナーを開催するのは、近年では初めてのことと思います。当日は、旧三井銀行のホール定員の120人を大きく超える170人以上の方が詰めかけてくれました。改めて市民のこれら歴史文化や建築物群への愛情と熱意を感じることができました。

セミナーの内容に少し触れると、基調講演の中で、神戸芸術工科大学教授の西村幸夫氏は、まず、外からの客観的視点から小樽運河の保存運動を振り返り、その価値を、まちづくり運動そのものの原型となったことを挙げられました。市民からの働きかけにより、公共事業をよりよいものへ変えることの可能性が生まれたということです。官民協働などという発想のない当時に、行政と市民の意見をすり合わせ、よりよい解決策を生み出すきっかけとなり得ることを全国に示したという意義があったということでした。

続くNPO法人八女町家再生応援団代表の北島力氏からは、福岡県八女市八女福島の事例報告がありました。北島氏は、八女市での文化財保護の担当職員として、それらの国の制度活用について、市の行政面から携わってきた経験をお持ちの方です。

私が前々回の定例会で、市内近代建築群保存修理のための国の制度活用について質問をした部分を具体的に経験されてきた方ですので、その導入のための手法や導入後のメリット等について、大変興味深く聞かせていただきました。

制度導入を進めていく上でのポイントは、対象となる建物等をエリアで指定するので、その地区の住民の皆さんの理解、合意形成をいかに進めるかという点にあるそうです。その際、市職員だけでなく、民の協力もあれば進みやすいなど、具体的手法について聞くことができ、文化財の保存と活用に向けての市民と行政の協働が大事になると感じました。

セミナーの最後には、全体のまとめを駒木定正セミナー実行委員会代表が発表し、小樽宣言、小樽の歴史的建造物と文化財を生かすまちづくり宣言とすることが来場者満場一致で認められ、次の日の全国町並み保存連盟総会においてもこの宣言を支持し、賛同することを決議してくれています。

その内容を要約すると、我がまち小樽は、近代の歴史的建造物とその町並みに特色があり、それが市民の誇りであるとともに、多くの観光客が訪れる貴重な財産になっているが、それは過去の市民運動における議論がこれらの遺産を見出し、まちを変えてきたからこそ今がある。ところが、主要な歴史的建造物は、耐用年数と修理方法に課題があり、現在の維持体制のままでは、大規模な地震などの災害が起きると存続できる保証がない現状にある。そのため、法律や制度に基づいて、維持・保全と活用を行うことを柱とした小樽の未来100年の大計を官民協働とともに考え、歴史的建造物と文化財を生かすまちづくりを推し進め、子供や孫たちへその価値を伝えていくことを宣言するとしています。昨年、第4回定例会の私の一般質問への答弁で、市は、歴史的建造物群の価値についてや色内地区の歴史的建造物群の現状についての基本認識は、今回参加した多くの団体とおおむね共有していることがわかりました。

そして、このセミナーでは、これら建築物群の保存活用のための方法として、国重要文化財の指定、伝統的建造物群保存地区の選定、歴史まちづくり法の活用等の国の制度利用が有効であることをお教えいただき、さらに本市のこれまでの取り組みをpushした上で、より具体的な手法として、例えば、エリア指定の際には事前の保存対策調査が必要だが、本市にはこれまで歴史的経緯の中で蓄積されてきた膨大な調査データが存在するため、比較的容易に進めることが可能なことなどをこのたびのセミナーによって把握できたことは大きな成果ではないでしょうか。

ここでようやく質問に入ります。

市が共催という形で運営に参画いただきました。また、セミナーに参加し、町並み保存の専門家の発表や先進事例に接した市長の御感想をお聞かせください。

このセミナーの意義は、小樽市、小樽市民のアイデンティティーである近代建築群をこれまでの小樽の歴史の中で育ててきた、切磋琢磨して生み出してきた小樽スタイルの官民協働のまちづくりの手法で次の世代に伝えていこうということを再認識したことにあると考えています。つまり、公のことは何で

もかんでも行政に押しつけるのではなく、市民ができることを行政とも連携をして一つ一つ備えていく。まさに小樽市自治基本条例の理念を具現化する一大プロジェクトを今後100年を見据えて始動させましょうということです。

市長におかれては、行政の代表として、これからも小樽宣言実現のため、官民協働の理念に基づいてともに進めていくことを表明していただきたいのですが、いかがでしょうか。

2022年、小樽市は市制施行100周年を迎えます。これを機に近代歴史的建造物の保存活用の具体的道筋を内外に示すことは、近くでは地域型日本遺産の認定にも影響を及ぼし、さらには本市100年の未来像を広く内外に掲げることにほかなりません。

続いて、日本遺産について質問いたします。

本市では、他自治体との共同によるシリアル型、北前船寄港地・船主集落での認定に続き、炭鉄港でも認定を受けることができました。もちろん認定されるのが目的ではありません。これを機に観光面での活性化につなげるだけでなく、市民に向けてまちへの関心、愛着をさらに深めてもらう動きを加速しなければ意味がありません。市民にこそ、日本遺産認定がどのような価値や意味があるのかをわかるようアピールしていくことが大事です。

そこでお聞きしますが、炭鉄港認定後の事業展開は既に申請書に示されていると思いますけれども、本市にかかわる部分でどのようなことが予定されていますか。

小樽市歴史文化基本構想が策定され、小樽市単独の地域型日本遺産の来年度申請に向けた動きも加速しているとお聞きします。現在の状況と申請までの今後の予定をお聞かせください。

新聞報道によれば、申請ストーリーは基本構想にも示されていた中の民の力によるまちづくりを軸として検討されているとのことでした。他の地域にはなかなか見られない明治以降の近代をメインに扱い、このたびの100年プロジェクト、西村教授のお話からも、本市にとってふさわしいテーマだと思えますけれども、既に認定された北前船や炭鉄港のストーリーとの関係や、これからの展開の可能性についてお聞かせください。

日本遺産の認定は、これまで何度か指摘したとおり、来年度がラストの申請チャンスとなります。これまでに申請しても認定に至らなかった地域も含めて熾烈な認定争いになるでしょう。どうか推進協議会委員や関係職員の皆様方の御健闘をお祈りしております。

第2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、小樽の歴史的建造物と文化財を生かすまちづくりについての御質問がありました。

初めに、小樽100年プロジェクト・セミナーについてですが、まず、セミナーに参加した感想につきましても、市民による運河保存運動を客観的に考察した基調講演や行政担当者として大変苦労された経験談を交えての事例報告など、当日御参加いただいた多くの皆さんとともに貴重なお話をお聞きし、小樽の歴史を生かしたまちづくりを進めていく上で、歴史的建造物や文化財を保全し、活用していくことは大変重要であることを改めて認識したところであります。

次に、歴史的建造物などを生かすまちづくりを官民協働で進めていくことにつきましては、私としても、往時の繁栄を物語る歴史的な建造物や文化財が市内に数多く残されていることは、本市にとってほ

かにはない強みであり、これらに新たな価値を見出し、その価値を生かし、次の世代に継承していくことが重要であることから、市民の皆さんと協働し、豊かな歴史文化を生かしたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、日本遺産についてですが、まず、認定された炭鉄港の本市にかかわる事業につきましては、炭鉄港推進協議会の地域活性化計画において、構成文化財を案内するためのマニュアル作成と講習会開催、日本遺産の認知度向上と地域の気運醸成を図るためのフォーラム開催、炭鉄港関連資料を残すためのデジタルアーカイブ構築などを予定しており、本市においても講習会とフォーラムを開催することとしております。また、市が独自に実施する事業としましては、炭鉄港ストーリーと構成文化財を活用した教育施行誘致や小樽港の開港120周年を記念するパネル展など、五つの事業を予定しております。

次に、地域型日本遺産の取り組みにつきましては、本年3月に第1回小樽市日本遺産推進協議会を開催し、申請に向けた体制などを協議した結果、ストーリーと地域活性化計画を検討する二つのワーキンググループの設置を決定し、5月31日に第1回目のストーリー検討ワーキンググループを開催したところであります。今後、地域活性化計画検討ワーキンググループを並行して開催する中で、それぞれのワーキンググループの原案をまとめ、協議会での協議・決定と文化庁への事前相談を経て申請書として取りまとめ、来年1月の期限までに申請をする予定であります。

次に、地域型日本遺産のストーリー展開につきましては、現在、検討中の地域型の申請に当たっては、日本遺産の審査基準に斬新さの項目がありますので、既に認定された二つのストーリーと競合しないテーマを設定する必要があると考えております。多様性がある歴史や文化は本市の強みでありますので、小樽市歴史文化基本構想の八つの歴史的テーマと関連文化遺産群を参考にしながら、現在検討が進められているストーリー検討ワーキンググループの議論を経て、小樽の魅力をも十分に伝えられ、独自性のあるストーリーを作成してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

○17番（佐々木 秩議員） 3点目、中学校の部活動について伺います。

現在、市内中学校ではさまざまな運動系、文化系の部活動が展開されており、多くの生徒が参加して活動してきています。その中から、これまでスポーツ界や芸術分野で活躍する幾多の才能が開花してきたことは異論のないところだと思います。

ところが、現状を見ますと、小樽市内の中学校の1校当たりの生徒数は20人から300人程度、さらに人口推計によれば、これからも生徒数の減少は避けられないところです。部活動顧問を受け持つ教職員数も、生徒数にあわせて大きく減っていくのが現在の国のシステムです。これでは、現在はもちろん、今後も各学校で部活動を成立させるのが困難なのは明らかです。

結果、入学した中学校に自分のやりたかった部がない。あるにはあるが、競技規定の人数に達せず、大会に参加できないという事態が各校で起こっています。本市においては、この部活動におけるこうした諸問題解決を学校統廃合の理由の一つとしていましたが、その計画が現在ストップし、再検討中で時間もある程度かかることが予想されていることから、部活動については、今の生徒のために今できることを進めるべきと考えます。

また、以前は、中学校の代表的な競技会である中体連大会は、各競技市内大会、後志との代表決定戦、そして全道大会へと駒を進める形で運営されていましたが、後志まで含めた参加校の減少などにより、

形が変わってきているとお聞きします。

そこでまず、生徒数の減少と部活動参加者について伺います。

そもそも学校教育の中での部活動の位置づけはどう示されているのかお示してください。

中学校における部活動参加者数の全生徒数に対する割合とここ10年間の推移、傾向はどうなっていますか。全体的なものと同運動系、文化系に分けたものもお示してください。

不参加生徒の主な理由等は把握していますか。主に経済的事情により、部活動をしたいのにできない生徒が大勢いる現状があります。お金のかかる道具、楽器代、年々広域になっている大会等への遠征費が各家庭の経済的な負担になるからです。経済的な理由によるスタートラインに格差をなくすための学習支援は本市でも始まりました。しかし、スポーツ、文化面では、経済的理由でスタートラインにさえ立てない子供たちがいるのが現状です。子供たちは可能性すら試せないのです。部活動に参加する場合、できるだけ個人の負担を減らす取り組みが必要です。公的な支援も含めて対応を求めますが、御所見をお願いします。

続いて、部員数減の影響とその対策について伺います。

北海道教育委員会では、運動部活動に係るさまざまな課題に対応するため、平成26年度から運動部活動等推進委員会を設置し、運動部活動指導の充実策などについて検討を行い、それぞれの対応方策について、その概要と優良な市町村の実際の取り組み事例、期待される効果などについて紹介しています。その中では、部活動運営の工夫例として、中学校拠点校方式部活動、学校間連携方式部活動も挙げています。

札幌市でも中学校の小規模化により、各学校における部活動の設置数が減少していることから、生徒が希望する種目の運動部活動に入部できないという状況に対応するため、2016年度より、生徒が他校の運動部活動に参加する学校間連携方式を導入しています。これは、自分の学校に希望する運動部活動がない場合に、隣接する学校の運動部活動に参加することを可能とするものです。

また、現在、本市では1校だけでは団体種目の規定メンバー数を満たせない場合、他校チームとの複数校合同チームを組んで中体連大会に参加しているそうですが、この方式の概要説明と、札幌市の学校間連携方式の違いについて御説明ください。また、市内での複数校合同チーム導入の状況についてもお示してください。

拠点校方式、学校間連携方式は、どちらも団体種目については、中学校体育連盟の規定より、他校からの生徒は大会には出場できないことになっており、活動のみを保障するという規制があることや、生徒の学校間の移動の問題等はあるものの、各学校に部を設置できない場合の個人種目の選手に練習の場を与えることができるようになることや、市内全体の学校に部を計画的に配置することで顧問教員の減少に対応できるようになること、さらに部活動指導員の配置と組み合わせることで教員の負担を軽減、生徒の技術向上にもつながるメリットがあります。

よって、本市でも札幌市の事例を研究するなど、学校間連携方式導入に向けて検討すべきと考えます。

小樽市では、菁園中学校を除き、運動系や文科系の部活動がないことを理由とする指定校変更を認めています。この方式を取り入れれば、本来の指定校に通いながら、別の学校であっても希望の部活動ができるようになりますがどうでしょうか。

少し別の観点から見れば、子供の希望する部活動が地域の学校にない、部活動を選べないという現状は市民の満足度や幸福度を著しく下げているのではないかと。また、子供のいる移住希望者の方にとっては、子供の部活動の有無は、移住地選択の結構大きなポイントになると私は考えます。

この項の最後に、顧問、指導者について伺います。

新年度より部活動指導員制度が本市でも導入され、6人の配置が計画されているとのことでした。その目的は、第一に教員の負担軽減、多忙化解消。第2が生徒の技能向上にあるとの説明をいただいています。6月末の中体連大会を控え、部活動指導員の配置と活動状況やその効果について御報告ください。部活顧問の多忙化が問題となり、市では小樽市立学校における働き方改革行動計画を策定して各校に示していましたが、学校現場での部活指導にかかわる部分の遵守状況を把握されていたら示してください。

以上、3点目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、中学校の部活動について御質問がございました。

初めに、部活動の位置づけにつきましては、現行の学習指導要領総則において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」と規定をされております。

次に、部活動参加者数の全生徒数に対する割合と10年間の推移、傾向につきましては、10年前との比較で申し上げますと、部活動に参加している生徒の割合は平成21年度が77.8%、今年度が76.3%で1.5ポイントの減となっており、わずかに減少傾向にございます。部活動の内訳については、運動系の部活動に参加している生徒の割合は平成21年度が64.6%、今年度が57.7%で6.9ポイントの減となっており、減少傾向にございます。文化系の部活動に参加している生徒の割合は平成21年度が13.2%、今年度が18.6%で、5.4ポイントの増となっており、増加傾向にございます。

次に、不参加生徒の主な理由につきましては、野球やサッカーなど、学校外のクラブチームでの活動や、体操、水泳、柔道、剣道、ピアノなどの教室に通っているためでございますが、勉強に集中するために部活動に参加せず、塾へ通う生徒がいるということも把握しております。

次に、部活動に参加する場合の公的な支援につきましては、各学校に対しましては、道具や楽器代などを支援するために部活動の運営費を軽減する措置として、生徒数等をもとに積算した定額を配当しております。また、個人に対しましては、小樽市中学校体育連盟を通して、全道大会等への出場に係る交通費や宿泊費の支給をしているほか、沖津寅太郎・安子青少年スポーツ振興資金基金から、全国大会に出場する生徒に対する交通費や宿泊費の助成を行っておりますが、部活動に参加する場合の各家庭の経済的負担について、教育委員会として実態を押さえておりませんので、まずは実際にどれぐらい経費を要しているのか調査をしてみたいと考えております。

次に、複数校合同チームの概要と札幌市の学校間連携方式の違いにつきましては、北海道中学校体育連盟の規定によりますと、複数校合同チームは、運動部活動参加生徒数の減少で単独チームによる大会参加が困難な学校に配慮し、少人数の運動部にも大会参加の機会を与えるという趣旨から、学校に運動部があり、各学校の教員が引率して練習することなどを条件として、団体種目において複数校の合同チームによる大会参加が認められているものであります。

札幌市の学校間連携方式は、個人種目において対象生徒は在籍校で大会に参加することはできますが、団体種目においては、対象生徒は受け入れ校の一員として参加することができないことが違いとなって

おります。また、本市における複数校合同チームにつきましては、今年度は野球では向陽中学校、潮見台中学校の合同チームと、桜町中学校、望洋台中学校、朝里中学校、銭函中学校の合同チーム、サッカーでは松ヶ枝中学校、桜町中学校の合同チームが編成されております。

次に、学校間連携方式導入に向けて検討すべきではないかということにつきましては、本市におきましても、学校の小規模化により、教員定数や運動部活動に加入する生徒数が減少していることなどから部活動の数は減少傾向にあり、生徒が希望する部活動に参加することができない状況となっております。

また、文化系の部活動においても、在籍校に希望する部活動がない状況もあり、市内の部活動全体について対応策を検討する必要があるものと考えておりますが、学校間連携方式の導入に当たっては、生徒が移動する際の安全確保や事故が起きた際の対応、団体種目の大会には参加できないことなど、実施上の問題点を整理する必要があるとございますので、まずは本市における部活動のあり方について、校長会や小樽市中学校体育連盟と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、部活動指導員の配置と活動状況、その効果につきましては、今年度に配置を予定している中学校6校のうち1校についてはまだ指導者は決まっておきませんが、現在配置に向けた人選を進めているところでございます。また、現時点で指導員を配置している種目につきましては、ソフトテニス、バスケットボール、サッカー、吹奏楽であり、各部活動で週6時間を基本に指導をお願いしているところであります。配置の効果につきましては、学校からは部活動指導員は専門的な知識・技能を有しており、練習メニューの充実により生徒の技術力向上が見られているほか、教員の部活動指導に係る時間が軽減し、生徒の面談などの時間を確保できるようになったとの報告を受けているところでございます。

次に、小樽市立学校における働き方改革行動計画のうち、部活動指導に関する部分の遵守状況につきましては、この行動計画において、毎週平日は1日以上休養日を設定すること、毎週土曜日・日曜日・祝日は1日以上休養日を設定すること、部活動の時間を平日2時間程度とすること、などを定めており、全ての中学校において、この行動計画を遵守していることを確認しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）

○17番（佐々木 秩議員） 最後に、サイクルツーリズムの可能性について伺います。

「桜を見に行こう！札幌ー小樽サイクリングコース 往復約80km」というホームページの案内が載っていました。その中には、「札幌から車で約1時間の観光スポット「小樽」。そしてサイクリストのあなたなら、ロードバイクで訪れることができるおススメスポット。札幌からひと山超えて片道約40km、往復80kmのちょっぴり経験者向けロングライドを楽しむことができます。今回の目的地は、小樽運河の外れにある桜の名所「小樽手宮公園」。桜並木を走り抜け小樽運河を目指す、北海道ロングライドサイクリングコース」だそうです。これからもわかるとおり、小樽はサイクリングで札幌から1日日程でやって来るのに最適なコースの一つとして、サイクリストの中では広く認知されているようです。札幌、小樽、朝里峠を越えて札幌に戻る周遊コースが経験者に人気というお話も市内のサイクルショップで伺いました。

社会環境の変化に伴い、自転車の果たす役割は、環境負荷の低減や健康増進、観光振興、災害時の活用など、大きく広がっているとの認識のもと、国においては2017年5月、自転車活用推進法、昨年4月1日には北海道自転車条例が施行されました。その中でも、自転車を観光に生かしたサイクルツーリズムの推進がうたわれています。石狩市や後志の各自治体は、本腰を入れてサイクルツーリズムを観光の

柱の一つに取り入れ、道や事業者と連携を開始し、マップの作成やサイクリングロードの整備を始めています。

ことしの3月、北海道新幹線後志開業効果活用検討会議で示された2030年度の新幹線延伸に向けて取り組むべき地域活性化策の中間報告案で、倶知安駅は、自転車愛好家を標的とした観光メニューの開発が盛り込まれています。小樽は其中で、札幌―後志間のサイクリングにおけるミッシングリンクになっているのが現状です。

本市は山坂が多く、市民には昔から小樽は自転車に向かないまちという先入観があります。自転車の普及率も他市に比べ低いという話も聞きました。しかし、私も自転車に乗って通勤していますが、実際には、海岸線と並行に走る分には坂はさほど気になりません。天狗山に向かうときはさすがにきついですけれども。また、自転車に乗る人はかえって坂を上り下りするのが楽しい。ヒルクライムと言うらしく、朝里峠、毛無峠を越えているサイクリストの方を随分見かけるようになりました。

中央バスの手宮ターミナルから手宮公園陸上競技場に向かう坂を励ましの坂と言うとのこと。最大斜度22度のあの坂を足をつくことなく自転車で登り切ることができれば願い事がかなうとの伝説も生まれ、テレビでも紹介されて、新しい観光スポットになっているとの話もあるようです。山坂を逆手にとつてのツーリズムがあり得るのではないのでしょうか。

また、市内サイクルショップでお話を伺うと、本市の自転車関係者、愛好家は、なぜ小樽はサイクルツーリズムに動かないのかと不思議に思っていたそうです。

そこでお聞きしますが、市として北海道自転車条例にもあるサイクルツーリズムについて、どのような認識をお持ちでしょうか。

第二次小樽市観光基本計画の中でも主要施策の一つとして、潜在する新たな観光資源の調査発掘が挙げられていますが、本市でもサイクルツーリズムを観光のコンテンツの一つとして取り組むことはできないのでしょうか。道条例でも、取り組むとなれば助言と必要な支援を行うとしていますが、いかがでしょうか。

以下、具体的に何点か提案をします。

まずは例えば、札幌やその近郊のサイクルショップや自転車関係の団体の行事や大会にあわせてアンケートを依頼し、自転車愛好家の皆さんの小樽へのサイクリングの関心、ニーズを探ること。小樽商科大学の学生たちが作成した祝津までのサイクルマップ、大変楽しく、また示唆に富んでいます。こうしたサイクルマップをコース別に示しているまちがかなりあります。本市でも、学生や自転車愛好家と連携して追従できないでしょうか。

また、125名の会員が参加する札幌サイクリング協会の方からは、私案としてですけれども、古くから栄えた小樽の歴史を探索する、余り知られていない観光ルートやグルメを紹介したらどうか。また、小樽の急な坂、激坂チャレンジとして、坂のまち小樽をテーマに複数ルートの激坂に挑戦、頂上からの景色や眺めを売りにしてはどうかという御提案もいただきました。ほかに北後志との観光連携について、余市・積丹ルート、赤井川ルートなど、小樽を起点に宿泊を組み合わせるルート設定ができるメリットがあるのではないかと。

2030年予定の新幹線駅開業に向けて、本市でも自転車愛好家をターゲットにした観光振興策が考えられるのではないかと。

以前、私たちが視察で訪れた、長野県飯山市の新幹線飯山駅では、飯山駅信越自然郷アクティビティセンターを拠点とし、休憩スポットであるサイクルステーションを各所に設置し、安全で快適なサイクリングをサポートしています。ステーションには、洗面所や水の提供、ポンプや工具の貸し出しなどの

機能があります。このように、まずは市内の事業者や公共施設、機関と提携して、各ポイントにサイクルラックの設置やトイレの提供など、余り費用をかけずに取り組めるところから始めてはいかがでしょうか。

朝里川温泉のホテルでも、健康促進面も考えてサイクルシェアリングとツーリズム2本立てで自転車を活用した事業の検討に入っているとお聞きしました。このような自転車の活用を考えている市内の関係団体事業者との協議も今後持たれてはいかがでしょうか。また、行く行くは自転車のための標識案内板の設置、道路の改良整備も行っていくこと。

以上のような提案について、市としてはどのように受けとめられるでしょうか、御見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、代表質問を終えます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「市長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、サイクルツーリズムの可能性について御質問がありました。

まず、サイクルツーリズムに対する認識につきましては、近年、ロードバイクなどでサイクリングを楽しむ方が増加傾向にあり、愛媛県と広島県を結ぶしまなみ海道には、日本初の海峡横断自転車道が併設され、平成27年度には32万台が通行するなど、サイクルツーリズムが脚光を浴びております。

北海道におきましても自転車条例を制定し、北海道の特性や魅力を生かしたサイクリングコースやサイクルツーリズムに関する地域の取り組みを紹介するなど、観光客が自転車で観光しやすい環境づくりや情報発信を進めているものと認識をしております。

次に、本市でのサイクルツーリズムへの取り組みにつきましては、最近では、市内でもロードバイクなどで走行する姿を見かけますので、まずは現状を把握し、北海道開発局や北海道経済部観光局などの関係機関からサイクルツーリズムに関する情報収集を進めてまいりたいと考えております。

次に、サイクルツーリズムに関する御提案につきましては、観光客がサイクリングで本市を訪れ、市内での滞在時間が増加する可能性はありますが、山坂が多く、市民が自転車を利用する機会の少ない本市において、歩行者との接触や自動車との事故など、歩行者側と自転車側両方に対する安全面の不安があることや、自転車の運転マナーの問題などの課題もあると聞いておりますので、まずは現状の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

○17番（佐々木 秩議員） 何点が再質問をさせていただきます。

まず、財政についてですが、予算編成について、御答弁の中にもありました予算編成基本方針、そういうものが示されていると、それに沿ってというお話は承知をしております。ただ、その中を見ましても、その思いみいたなものは入っているというのはわかりますけれども、具体性に乏しくて、私から見ても、ざっくりとしたものというような感じです。具体性があるとすれば、その中に、言葉の中に出てきているのですけれども、別途通知というものがありません。出てきております。この別途通知が例えば具体性のあるものであれば、その中身についてどのようなものなのかを伺いたいと思います。お示しをください。

それから、予算編成について、大変いろいろ厳しいお話をさせていただきましたけれども、基本的に

私たちは市長の予算編成権を侵すつもりは、まずはありません。その上で私たちも信頼をして、何とか市長にこの財政危機を乗り越えていただきたい。その思いでこの話をさせていただいておりますけれども、やはり、質問の中でも言わせていただきましたが、市長の市民から受けた負託、そうしたものに基づいた大きな権限で、この財政危機をしっかりとリーダーシップを発揮して乗り越えていただきたい。その思いをもう一度、選択と集中という言葉が市長の口から幾度もこの話について出てきておりますけれども、その選択と集中にきちんと市長の意思を乗せた、そうした手順で予算編成を行っていただきたい。そういう思い、決意を改めてお聞かせ願いたいと思います。

それから、中学校の部活動についてお聞きします。

いろいろとお話をさせていただいたのですが、今、私のほうで押さえているところと若干話が、お聞きした部分で認識の違うところがあったので、まず話をさせていただきますけれども、部活動の個人負担軽減ということで話をしましたが、例えば各中学校は、まずは部活動に参加している生徒の個人負担を減らすために、さまざまな工夫をやってるのは、当然市教委も御存じだとは思っておりますけれども、PTAと協力のもと廃品回収を行って、そしてその得た収入でユニフォーム、道具、楽器購入費をつくっています。そういうことのほかに、例えば市内の中学校、ブラスバンド部、私が押さえている範囲では3校ありますが、3校ともまず基本的には、市内のさまざまな催しに引っ張りだこの人気ですがけれども、そこで使う楽器や何かの購入費、それから修理費、やはり不足して、部員が個人負担をしての購入もあるのですが、それ以外に地域の皆さんの寄附、助成活動に支えられている。そういう現状もあります。

その上で、そうした努力は自助努力というのでしょうか、部活動の中での努力はあった上で、さらに不参加生徒の理由は、先ほどは勉強のために部に参加しないというようなお話だということもありましたが、実際問題、私が中学校の美術部の顧問をしていたときの、そのときにいた生徒の経験ですがけれども、本当は体育系の部活動に入りたかった。運動系の部活をやりたいかかったけれども、残念ながら家庭でそれだけの費用を出せない。聞けば、美術部は道具、絵の具や何かについても部が全部出してくれる、お金がかからないと聞いたので入るという生徒が複数いました。こういうことが実際に多分あるだろうと。そういうことの上で、先ほど経費や何かはどれくらいかかるのかという実態把握をしていただけるというお話がありましたので、そういうことについては、非常にこれは有効な手段になると思いますので、ぜひその辺については取り組んでいただきたいと思います。

先ほど数字を出してもらいました。体育系の部活動は6.9%減、そして、文化系は逆に5.4%ふえている。もちろんそういう、今言ったような経済的な理由ばかりではないとは思いますが、実際問題、そういう理由でこの数字に反映されていると私は思います。ぜひその辺の調査をしっかりとさせていただきたいのととも、この調査をするときに、できれば先ほど言った学校間連携の方式や何かについて、さまざまな問題点があって、そのことについて協議をされるということでしたので、その協議をするための資料として、例えば本当に希望した部活動に入っているのかとか、自分が入ろうとしている部活動が学校にない場合どうするのかとか、そしてそれ以外、他校でできるとしたら、放課後そちらに行っても活動したいのかとか、というようなこちらの方面についても一緒に調査なども進めていただけないかなというふうに思いますので、その辺のところはいかがでしょうか。

この件の最後ですけれども、学校配置適正化基本計画を今ストップしています。学校配置適正化基本計画というのは、生徒が希望した学校で部活動ができない、人数が減り過ぎてできないから、学校を合わせることによって、生徒数、教員の数がふえて部活動に行けるようになる、設置して入れるようになるというのも一つの理由でした。こういうことから言っても、やはりこれをとめたからには、今のこの

状態を長く続ける、改善をしないまま続けるということではできないと思いますので、これは市教委の責任において取り組んでいただきたいということです。

四つ目、サイクルツーリズムの可能性について、一つだけ。今、最後のほうで、それについて情報収集していただけるということだったと思います。8月29日、30日に、第8回自転車利用環境向上会議 in 北海道・札幌というのが開催されるそうです。これは札幌市、北海道開発局主催で行われるものですが、これは全国大会を持ち回りでやってきているのですね。今回の会議の議題というのは、サイクルツーリズムの推進、これは自転車利用環境の向上というものをテーマとして、基調講演やパネルディスカッションを行うそうです。これはぜひ格好の場だと思いますので職員の方を派遣していただけないかなというふうに思います。それについて再質問ということにさせていただきます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私から、予算編成について幾つか御指摘をいただきましたけれども、市長になりまして、今年度予算の編成に私としても初めて当たったわけですが、私なりにいろいろと反省もしておりますし、改善もしていかなければいけないなというふうに思っておりますけれども、御指摘のありましたとおり、今の小樽市の厳しい財政状況の中で、収支の改善を図っていくということは避けることができない状況だというふうに考えております。

答弁の中で、トヨタのいう「カイゼン」のような取り組みもやっておりますが、まだ実際に効果を上げているような状況ではありませんので、今御指摘のありましたとおり、選択と集中の観点で事業の厳選も行う、あるいはスクラップ・アンド・ビルドを進めていく、あるいは事業の効率性に重点を置いた施策を進めていくなど、こういった多くの課題がありますけれども、そういったことをしっかりと市長としてリーダーシップを発揮しながら取り組んでまいりたいなというふうに考えているところでございます。

それから、サイクルツーリズムの御質問がございましたけれども、8月29日、30日に開発局主催の会議があるということでございますので、日程を調整させていただいた上で職員を派遣させていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私から、再質問の最初にございました、基本的事項の中で、別途通知と言っている部分について御説明いたします。

基本的には、予算要求というのは各部長から財政部に予算要求することになってございますが、中には、具体的に一つ事例を申しますと、トイレの洋式化整備事業のように全庁的に取り組んでいる中で、そちらの優先順位等については、財政部サイドで付けて原部から予算要求してもらおう、そういったものもございまして。

また、特定の財源の中で、例えば電源立地地域対策交付金のように、こういった事業の充当についても、財政部で該当する事業を選定して原部に通知する。そういったような事例のときに、こういった別途通知ということで原部に通知しているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま、まず、中学生とかにアンケート調査をしてはどうかということでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、部活動については子供たちの選択肢をふやして、生徒が希望する部活動の場を保障するということでは、大変意義あるものというふうに思っております。部活動そのものが、そうしたことから、子供たちにもぜひ取り組んでほしいなということでございます。そういった中において、議員のおっしゃる学校間連携方式等の取り組みを進めてみてはどうかとかという、いろいろ御提案がございました。

そういった中で、札幌市の学校間連携方式もいろいろ課題もありますし、メリットもあるという状況でございます。そういった中であって、小樽市の部活動をどうしていくのかということでございますけれども、札幌市の状況と小樽市の状況は若干違っているということもございます。小樽市は指定校変更による入学者の希望を認めているという状況でございますので、そういったことも踏まえて、いろいろと先ほど御答弁をさせていただいたように、関係者といろいろと協議をしていく必要があるのだろうなというふうに思っております。

そういった中であって、アンケートの部分でございますけれども、どの学年を対象に、どのような聞き方をすれば子供たちの声を十分把握することができるのかということも、実は非常に難しい部分でございます。それについても慎重にしていかなければならないかなというふうに思っています。その部分も関係者と協議をしていきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、どういうことで改善できるのかというような観点に立って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

○17番（佐々木 秩議員） あとについては、予算特別委員会その他でやらせていただきます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもちまして本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時47分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 松田優子

議員 高木紀和

令和元年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和元年6月18日

出席議員 (25名)

1番 横 尾 英 司	2番 松 田 優 子
3番 小 池 二 郎	4番 中 村 岩 雄
5番 面 野 大 輔	6番 高 橋 龍
7番 丸 山 晴 美	8番 酒 井 隆 裕
9番 秋 元 智 憲	10番 千 葉 美 幸
11番 高 橋 克 幸	12番 松 岩 一 輝
13番 高 木 紀 和	14番 須 貝 修 行
15番 中 村 吉 宏	16番 中 村 誠 吾
17番 佐々木 秩	18番 林 下 孤 芳
19番 高 野 さくら	20番 小 貫 元 進
21番 川 畑 正 美	22番 濱 本 進
23番 山 田 雅 敏	24番 前 田 清 貴
25番 鈴 木 喜 明	

欠席議員 (0名)

出席説明員

市 長 迫 俊 哉	教 育 長 林 秀 樹
選挙管理委員会 委員長 大 淵 勝 敏	副 市 長 小 山 秀 昭
病 院 局 長 並 木 昭 義	水 道 局 長 加 賀 英 幸
総 務 部 長 日 栄 聡	財 政 部 長 前 田 孝 一
産 業 港 湾 部 長 上 石 明	産 業 港 湾 部 長 佐 藤 文 俊
生 活 環 境 部 長 阿 部 一 博	港 湾 担 当 部 長 相 庭 孝 昭
福 祉 部 長 勝 山 貴 之	医 療 保 険 部 長 貞 本 晃 一
建 設 部 長 西 島 圭 二	保 健 所 長 土 田 和 豊
病院局小樽市立病院 事務部長 金子 文 夫	消 防 長 森 貴 仁
総 務 部 長 林 昭 雄	教 育 部 長 関 朋 至
企 画 政 策 室 長 津 田 義 久	選 挙 管 理 委 員 会 長 関 朋 至
総 務 部 総 務 課 長 津 田 義 久	事 務 局 長 関 朋 至
	財 政 部 財 政 課 長 笹 田 泰 生

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	柴田真紀
書記	北岡尚
書記	河崎仁美

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小池二郎議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第15号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して質問します。

1項目め、初めに市長の政治姿勢について質問します。

消費税増税についてです。

安倍政権は、ことしの10月から消費税10%への引き上げをしようとしています。内閣府が発表した4月の景気動向指数は、基調判断は前月と同じ悪化となりました。そして、数カ月先の景気認識を示す先行指数は前月比0.2ポイント低下の95.5と2カ月連続で低下し、経済情勢の悪化が続いている状況です。

このような中で増税は日本経済にとっても大きな影響を与えることとなります。消費税8%への増税を契機に、日本経済の6割を占める経済の土台となる家計消費は年に25万円も落ち込み、労働者の実質賃金も年10万円も低くなりました。内閣府が発表した景気動向指数から見た国内景気の基調判断は6年ぶりに悪化となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めざるを得なくなっています。小樽市の財政負担で言えば、10%となれば病院事業会計の控除対象外消費税いわゆる損税が3億8,701万8,000円もかかる試算が出ており、小樽市の財政的な影響も大きくなります。

また、小樽市の経済動向調査結果でも市内景気は悪化している状況が明らかです。2018年1月から3月と2019年1月から3月を比べてみると、企業の景況感を示す業況判断DIはマイナス8.3で、前年同期と比べて5.9ポイント低下しました。市内でお店をされている方からは、「消費税がさらに上がったら店を畳もうと思っている」「消費税分の支払いがまだ残っているから、これ以上上げられたらお店を続けられない」などの声があります。

市長は、消費税増税が中小企業・小規模事業者の負担や市の財政にも影響があると考えませんか。増税は、低所得者ほど重い負担になっていることが政府の調査でも明らかです。家計の負担がふえることになれば、娯楽や食費を削ったりするだけではなく、ぐあいが悪くても薬代や窓口負担を避ける市民がふえることにつながり、暮らしと命にかかわる重大な問題です。どの世論調査でも消費税増税反対が多数となっており、6月9日付の北海道新聞でも消費税増税反対が6割となっています。

そもそも、今求められているのは、家計の負担と不安を軽減し、格差と貧困を是正する政策ではないでしょうか。今の経済状況で増税することは、家計消費をますます冷え込ませることにもなり、今上げることは無理だとは思いませんか。市長の見解をお伺いいたします。

海上技術学校についてです。

老朽化を理由に廃止が検討されていた国立小樽海上技術学校が存続することが決まったことはうれしく思います。しかし、その一方でさまざまな課題があります。現在、商業高校跡の本市への譲渡に関しては北海道と、海上技術短期大学の施設使用に関しては海技教育機構と、それぞれ具体的な協議や手続を行っていくとのことですが、今後についての協議などのスケジュールはどこまで決まっているので

しょうか。

市として、商業高校の跡地を全て譲渡してほしいという要望を道に行っているのでしょうか。

短大として使用されない商業高校跡の残余部分について、活用は市としてどのように考えているのでしょうか。

海上技術学校の問題は、そもそも国が船員をふやす計画を進めながら、老朽化を理由に廃止をしようとし、さらに老朽化を何とかしないと学校を廃止するとおどして自治体に負担を負わせようとしています。そして、商業高校の校舎が幾らで譲渡されるのかわからないのに、小樽市が道立の商業高校跡の譲渡を申請して、建物の一部を市で活用も検討しなければいけなくなり、全国でも例がない市の公共施設も入った複合的な学校にする方向に進んでいるのです。

まず、国と道が財政面も含めて責任をとるべきではありませんか。仮に、市が財政負担をすることでどれくらい負担になると見込んでいるのでしょうか。また、小樽市が国や道の言いなりに負担するのはおかしいではありませんか、市長の見解を伺います。

これからのまちづくりの展望について。

市長は、「小樽を安心・安全で、活力あふれるまちとして次の世代に引き継ぐために、市民の皆さんとともに未来に備えたまちづくりに全力で取り組みます。」としています。そして、これからの建設行政のまちづくりとして、一つ目が北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり。二つ目が小樽港第3号ふ頭周辺整備。三つ目がJR小樽駅前再々開発。いずれも将来の柱になる事業と答えています。

市長は、なぜこの三つの事業が将来柱になる事業とお考えなのでしょう。また、市民にとってどのようなメリットがあり、市の負担はどれくらいかかると見込んでいるのでしょうか。

この三つの柱の中でも新幹線について伺います。

今月12日後志管内の自治体や経済団体などでつくる北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会で、市長は北海道全体に大きな経済効果を発揮させるためには、一日も早い札幌への延伸が必要。地域一丸となって精力的に取り組むと話していました。しかし、私は、これらの事業が市民にとってメリットや発展につながるとはどうしても思えません。その理由の一つは、北海道新幹線新小樽（仮称）駅についても既に開業されている新函館北斗駅なども開業時よりも乗車率が低い状況があり、新小樽（仮称）駅は700人から1,600人の利用者数と想定されていますが、アンケートでも、「たまに利用する（数年に1回程度）と思う」が約40%、「利用しないと思う」が約30%となっています。想定よりも新小樽（仮称）駅の利用者数が低くなると考えますが、市長はどうお考えですか。

二つ目に、環境問題では、後志・朝里札幌トンネルから出るヒ素や鉛を含む要対策土の受け入れ先が決まらないことや深夜の騒音、振動に地域住民から対策を求める声が出ています。発破工事に伴う深夜の騒音、振動対策など環境問題も含めて解決はされたのでしょうか。

三つ目に、新幹線を優先し、JR日高本線の高波被害が丸4年以上放置され、札幌・小樽間の函館本線は快速が各駅停車となり、本数も減らされている状況もあります。既に函館本線の切り捨てが起きていることから、今後は新幹線の赤字穴埋めに札幌・小樽間の在来線の切り捨てが進行していくと考えませんか、お答えください。

四つ目に、全国的に人口減が進んでおり、小樽市内の人口は、新幹線の開業時には現在に比べ約2万人減って、9万人台となる推計です。さらに、開業から10年後には現在よりも約4万人減るという推計の中で、新駅に関する整備費用がどれくらいかかるのかわからず、駅前広場と駐車場だけでも最低でも10億円かかると言われており、整備等を合わせると数十億円にもなる予定です。人口減になる中、市の負担も大きくなり過大な事業とは考えませんか。

新小樽（仮称）駅とJR小樽駅を連携して公共交通をたとえよくしても、住民にとっては利便性を感じません。現在、市内のバスは、バスの本数が減り、病院や買い物に行くにも不便を感じている市民がいます。新駅の公共交通をよくするよりも市民にとって利便性のよい公共交通にしていくべきです。これらの理由から、私は新幹線の開業をもってまちの活性化につながると思いません。それでも、市長は新幹線ありきで進めていくのでしょうか。公共事業の重点は、大型事業や観光ばかりではなく、公営住宅、学校など地元の方、市民生活優先の生活事業に置くことこそ求められているのではありませんか。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、消費税増税についてですが、まず、消費税増税による中小企業・小規模事業者の負担や市の財政への影響につきましては、中小企業・小規模事業者においては、軽減税率制度の導入による適用範囲の把握や帳簿や請求書等への区分記載など事務負担の増加があるものと考えられます。

また、本市財政においても地方消費税交付金が増収となりますが、歳出予算においては、委託料などの経費が増加する影響があるものと考えております。

次に、今の経済状況で増税することは無理ではないかとのことにつきましては、このたびの消費税率の引き上げは、現役世代の負担を増大させずに少子高齢化によってふえ続ける社会保障費や少子化対策費の財源を確保することを目的としていますので、その趣旨としては理解できるものでありますが、引き上げの可否と時期は、国の責任において判断されるべきものであり、市として判断することはできません。

なお、税率引き上げに当たっては、家計消費に与える影響が可能な限り軽減されるよう、国においてしっかりと対策を講じていただきたいと考えております。

次に、海上技術学校についてですが、まず、小樽商業高校に係る北海道への譲渡希望などにつきましては、市が北海道に対し希望している箇所は、山上グラウンドや教員住宅を除いた校舎や体育館等の部分であります。

また、今後のスケジュールは、北海道との間では本年中に譲渡の条件を固めて、来年度の早い時期に取得できるよう協議を進め、海技教育機構との間では、今年度末までに市からの貸与条件に合意いただけるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、海上技術短期大学校としては、使用されない小樽商業高校の空きスペースの活用につきましては、小樽商業高校は耐震化された大きな施設であり、多くの空きスペースが生じることから、現在策定中の公共施設再編計画において、最も有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、海上技術学校の存続に関する市の負担と国や北海道の責任への見解につきましては、国としては廃止の方向性にあったものに対し、市としては道内唯一の国立の船員養成機関を何としても引き続き本市に残してほしいとの思いから、この間、議会や経済界とともに活動を続けてきたものであり、同校の存続に向けては、一定の負担はやむを得ないものと考えております。

しかしながら、国や北海道には、これまでの存続に向けた取り組みの過程で、船員の養成は国の責任であることはもちろん、同校が卒業生を道内の離島航路などに輩出していることなども含めてお伝えし

てきておりますので、議員がおっしゃる財政面を含めた責任などについては、それぞれが御理解いただいているものと考えております。

次に、これからのまちづくりの展望についてですが、まず、建設行政の柱とした三つの事業につきましては、人やものが活発に交流し、まちににぎわいと活力をもたらすための核であると考えていることから、将来柱となる事業としたものであります。

また、市民の皆さんにとってのメリットとしては、良好な環境が整備されることや利便性の向上が図られるほか、施設の整備時及び整備後の経済効果により、市内企業の振興や税収の増加につながり、行政サービスの維持・充実に寄与することなどが考えられます。

なお、市の負担については、未確定の要素が多いため、現時点でお示しすることはできません。

次に、新小樽（仮称）駅の利用者数の想定につきましては、利用者数予測の基本的な考え方として、飛行機からの転換、在来線からの転換、移動時間短縮等による誘発による変化を前提に本市の将来推計人口や所要時間のほか、札幌駅からの転換利用者の有無を加え、多角的に算出したものです。それぞれの前提条件が極端に変わらない限り、大きくぶれることはないと考えますが、より多くの方に利用していただけるよう魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、発破工事による騒音問題などにつきましては、鉄道・運輸機構からは、トンネル坑口に防音扉を設置するとともに、深夜の時間帯については発破の装薬量の調整や爆破のタイミングをずらす制御発破により、騒音、振動の軽減を図り、対策後については、地域からの苦情はないと聞いております。

また、要対策土の受け入れ先につきましては、塩谷4丁目に確保されておりますが、まだ不十分であることから、現在さらなる受け入れ先を探しているとのことであり、市といたしましても環境面に配慮しながら協力をしているところでございます。

次に、札幌・小樽間の在来線につきましては、札幌・小樽間の快速列車の一部が各駅停車となった平成28年のダイヤ改正は、各駅停車の列車間隔の改善を目的としたものであると聞いており、北海道新幹線の赤字解消策として減便などの切り捨てが進行するとは考えておりません。

次に、新駅周辺整備が過大な事業にならないかにつきましては、人口減少が進む中において、新幹線の新駅が設置されることにより、本市を初めとする後志地域の交流人口が増加し、にぎわいと活力の創出につながることを期待されることから、受け入れ環境として新駅周辺を整備する必要があると考えております。整備に当たっては、過大にならないよう、想定する利用者数に応じた適切な事業規模で進めるとともに、その財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共事業は、市民生活優先の生活事業こそ求められているのではないかとしましては、私といたしましては、先ほども申し上げましたように、にぎわいと活力あるまちづくりを行うことで市内企業の振興や税収の増加につなげ、市民の皆さんの生活を守る行政サービスを行っていくという好循環を生み出すことを目指しており、これらは関連していることから、大型事業か生活事業かという観点ではなく、未来に備えて必要な事業を行っていく考えであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）

○19番（高野さくら議員） 2項目め、議案について。

議案第14号、監査委員の選任について質問します。

市長から13日の本会議にて、監査委員の選任を林下孤芳氏にしたいと提案がありました。

日本共産党は、議会三役について、議長を第1会派から、副議長と監査委員は第2会派から選出をと主張してきました。第2会派は3会派でどのように分配していくか議論する必要があったにもかかわらず、自民党が第2会派に監査委員を任せたくないと言い、結局話し合いがつかず、共産党は戦後史上初めて臨時会で市長が監査委員を提案できなかつたと述べましたが、改選後の臨時会において市長が議選監査委員を提案できなかつたことは、これまでであったのでしょうか。

そもそもの監査委員の役割を考へてもチェック機能を果たさせるためには、与党ではなく共産党に監査委員を任せたいほうがよいのではないかと考へますが、市長の見解を伺います。

不登校児童生徒支援事業について伺います。

小樽市教育委員会が1994年から不登校児童・生徒を対象に学校への復帰を促すために適応指導教室を設置し、2016年度国の不登校児童生徒支援事業として予算がつき、これまで児童・生徒を受け入れる体制から学校や家庭への訪問にも取り組み、適応指導教室への通級生がふえ、学校に通えるようになった子供たちもいるとお話を伺っています。

そこで伺いますが、2016年度以降、教育委員会として具体的にどのようなことを行い、国や道に対しても予算化を求めてきたのでしょうか。本事業が新しい体制になって間もなく、2017年度は国の予算がつかず、国が予算をつけていないからと道も予算をつけなかつたため、小樽市単独で事業を継続することになりました。この間、私は北海道が財政負担をするよう市として求めていくことを議会で質問しました。また、菊地葉子道議会議員が不登校児童・生徒の増加している状況や不登校児童・生徒への支援を道議会でも求めてきました。このたび、補正予算で284万円事業費がついたことは大変うれしく思っているところです。

しかし、今回の補正予算も国が予算を出すことになったから北海道も出すという理由であれば、来年度以降は事業費が出ないことも考へられ危惧しています。来年度以降、事業費予算はどうなるのでしょうか。小樽市として、子供たちのために国に対して恒常的な財政負担を行うよう求めることも必要なのではないのでしょうか。

学校移転事業費について伺います。

日本共産党は、議会のたびに倒壊の危険がある松ヶ枝中学校に生徒を通わせるよりも、最上小学校を中学校として活用をと言いつつ、西陵中学校についても存続を求めてきました。2016年第1回定例会では、地域から小学校、中学校がなくなるのは地域の衰退にもつながると、最上小学校を松ヶ枝中学校として活用することを求める陳情、西陵中学校の現在地存続を求める陳情が議会に出されました。

このたび、地域住民の運動が実って松ヶ枝中学校が2020年4月より旧最上小学校校舎へ移転することになり、8,200万円の予算がつけられました。松ヶ枝中学校は、雨が降れば雨漏りがひどくて、廊下にバケツが幾つも置いてある状況の中、子供たちが学ばなければいけない状況だったこともあり、共産党としても教育環境が改善されるということは喜ばしいことと感じています。

幾つか確認させていただきたいことがあるので伺います。

現在のスケジュールでは、来年4月と伺っていますが、子供たちの安全を考へ一刻も早く移転すべきだと考へます。見解を伺います。

松ヶ枝中学校から最上小学校に移転することが決まってから、保護者や地域での懇談はあったと聞いていますが、松ヶ枝中学校に通っている子供たちの声は聞いていないと伺っています。より快適な教育環境にするために子供たちからの声を反映させる必要があるのではないのでしょうか。

議案第12号工事請負契約に関連して伺います。

今回、幸小学校が校舎の耐震補強のため改修工事を進められることになりましたが、耐震化が必要な

小学校は4校、中学校は3校で計7校あります。今回、幸小学校が耐震化の予定となっていますが、まだ耐震診断さえ未実施な学校もあります。小樽市の小学校、中学校の耐震化率は81.3%となっていますが、全国や全道は95%以上となっており、小樽市は全道や全国と比べても耐震化率が低い状況です。

文部科学省は、統廃合に関係なく耐震化を行うよう通知しています。耐震化は、子供の安全を考え早急に行うべきではありませんか。

また、市内の小学校、中学校ではトイレの洋式化も進んでおらず、大変な思いをされている子供がいます。桂岡小学校では、洋式トイレが各階1個しか設置されておらず、低学年は休憩時間に並んで授業に間に合わないという事例があります。西陵中学校でも、授業中でも日によってはにおいが気になるということも聞いています。現在は、どの家庭も洋式トイレが当たり前の時代であり、和式だとどうしたらよいか戸惑う子供も少なくありません。トイレの洋式化について、校舎の大規模改造を待たずスピードを速めて行く必要があるのではないのでしょうか。

2項目目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、議案について御質問がありました。

初めに、議案第14号監査委員の選任についてですが、まず改選後の臨時会で議会選出監査委員の選任同意案が提出されなかった事例につきましては、昭和34年の1件だけであります。

次に、議会選出監査委員の選任につきましては、議会各会派において監査委員の職責の重要性を念頭に置きながら協議が行われたものと考えており、これまでの協議内容など議会の動向を踏まえた上で提案をさせていただいたところであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、議案について御質問がございました。

初めに、不登校児童生徒支援事業についてであります。まず、教育委員会として具体的にどのように国や道に対して予算化を求めたのかということにつきましては、本事業は道が国の委託を受けて行う事業であり、平成29年度は道が不採択になりましたことから、本市とともに本事業を実施した他都市と協議を進め、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて国や道に対して、不登校の傾向がある児童・生徒への支援のため、人的配置などの予算措置を求めてまいりました。

その後、毎年、道への申請を継続し、今年度は新たに道と綿密な協議を進め、事業内容の見直しを行った結果、採択に至ったところでございます。

次に、来年度の事業費予算について、小樽市として国に対して恒常的な財政負担を求めることも必要ではないかということにつきましては、教育委員会といたしましては、本事業は本市の子供たちを支援する大切な事業であると認識しておりますので、取り組み内容のさらなる充実を努めてまいるとともに、今後も引き続き運営にかかわる補助制度の創設など、恒常的な財政的支援の拡充について、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて国や道に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、学校移転事業費についてでございますが、まず、松ヶ枝中学校を旧最上小学校校舎へ移転するスケジュールにつきましては、今定例会で議決をいただいた後、旧最上小学校を中学校とするために必

要な改修をする工事に着手することになります。工事の規模から3月中旬までかかる予定となっております。工事の完了後、引っ越し作業を行うこととなりますので、令和2年4月1日に移転することが最も早いスケジュールであると考えております。

次に、より快適な教育環境にするためにも子供たちからの声も反映させる必要があるのではないかとしましては、中学校につきましては、国の定める中学校設置基準により備えるべき施設が定められており、このたびの松ヶ枝中学校移転に伴う旧最上小学校改修におきましても、中学校として不足している特別教室を設置するなど必要な施設整備を行うこととしております。

また、改修内容につきましては、学校とも協議を行っており可能な限りいただいた意見を反映させるとともに子供たちや保護者から要望の強かったトイレの改修を行うことといたしております。

次に、議案第12号工事請負契約に関連してでございますが、まず、耐震化は子供の安全を考え早急に行うべきではないかとしましては、学校は児童・生徒が多くの時間を過ごす学習や生活の場でありますので、児童・生徒の安全・安心の確保からも早急な対策が必要と認識しております。これまで適正化基本計画に基づく再編により統合校となった学校から耐震補強工事を行っていましたが、適正化基本計画の見直しに伴い耐震化は切り離して検討することとしたため、今定例会の補正予算におきまして松ヶ枝中学校を耐震性のある旧最上小学校へ移転する予算案を計上しております。

また、今年度は2校の耐震診断を実施し、耐震化への取り組みを進めているところでございます。

次に、トイレの洋式化について大規模改造を待たずにスピードを早めて行う必要があるのではないかとしましては、トイレの洋式化は、新築や大規模改造工事にあわせて行っておりましたが、学校からの要望が強いこともあり、平成29年度からは新たに毎年1校を整備するトイレ改修事業を実施してきております。

今年度におきましても、これまでの方針に基づき幸小学校と銭函中学校のトイレを洋式化するほか、旧最上小学校の改修工事においても、トイレの洋式化を実施することといたしております。

今後も引き続き子供たちの教育環境の整備に努めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）

○19番（高野さくら議員） 3項目め、水道料金、下水道使用料の見直しを求めて質問します。

小樽市の水道料金は、2017年8月、9月の家事用データでは2カ月20立方メートルの基本水量に達していない世帯の平均使用量11.8立方メートルで、その割合は39.2%に達しています。

また、昨年は小樽社会保障推進協議会から小樽市の水道料金、下水道使用料の見直しの提出と署名が3,836筆を超え、高い水道料金の見直しを求める声が市民から上がっています。基本水量に満たない方の多くは、単身世帯の高齢者や低所得者の方も含まれます。市民が使っていない水道分を支払っているという状況や市民の声をどう思っているのでしょうか。

水道局は、2019年度から始まる第2次小樽市上下水道ビジョンを策定中ですが、長期収支計画を含めた素案を第3回定例会に提案したいと伺っています。しかし、2018年第4回定例会では、第7次小樽市総合計画のスケジュール変更や北海道胆振東部地震の発生による新たな課題、検討が必要との報告があり、既に当初の予定から完成が半年延びており、今回は色内ふ頭の護岸改修工事費が思ったよりもかかり、上下水道施設の更新計画と維持管理の整合性を図るのに時間がかかるからと完成をさらに延ばすという報告です。

今回、2度目の延期となりますが、水道料金、下水道使用料の見直しを先延ばしにしようとしているのではないですか。

また、今後新たに工事が必要な場所が見つかることになれば、さらにスケジュールがおくれるということになるのでしょうか。水道料金、下水道使用料は減免制度もありますが、障害者世帯、生活保護世帯など限定されており、非正規など不安定雇用の方は含まれません。さらなる減免制度の拡充を求めます。

3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、水道料金、下水道使用料の見直しについて御質問がありました。

初めに、水道料金に関する市民の声につきましては、基本料金は固定的にかかる経費の一部を負担していただくものでありますが、昨今、単身世帯がふえている中、現在の料金体系に不満をお持ちの方がいらっしゃることは承知をしております。基本水量に満たない世帯がふえているという状況を考えますと、そのお気持ちは理解をしているところでございます。

次に、水道料金、下水道使用料の見直しと上下水道ビジョン策定スケジュールのおくれにつきまして、現時点で上下水道ともに令和10年度までの計画期間中に資金不足は生じない見込みであり、令和2年度から基本水量、基本料金見直しの検討に着手する予定でありますので、ビジョンの延期により先延ばしになるとは考えておりません。

また、上下水道施設の更新計画と維持管理計画の策定に当たっては、既存施設のデータ整理や更新需要のシミュレーションなどの作業がおおむね完了しており、今後、新たな工事が必要になった場合でも調整ができることから、上下水道ビジョンの策定スケジュールが、さらにおくれることはないものと考えております。

次に、水道料金、下水道使用料の減免制度の拡充につきましては、減免相当額は一般会計が負担をしており、財政の厳しい状況から見ても、これ以上の拡充は困難であります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）

○19番（高野さくら議員） 4項目め、国民健康保険料について質問します。

国保の加入世帯の世帯主の職業は19.7%が被用者、72.5%が無職となっています。合わせて9割を占めています。加入世帯の平均所得は51万6,000円、所得ゼロ世帯は6,969件の39.9%、所得100万円未満では1万2,973件で74.4%です。このように加入者の多くが低所得世帯で構成されているのが国保であり、多額の保険料を負担できない状況にあります。

加えて年齢構成です。このほとんどが60歳以上です。誰でも年齢を重ねれば医療が必要になります。ほかの医療保険制度よりも医療費が高くなります。このように国保はほかの医療保険に加入できない人々を支える重要な役割があります。だからこそ、国の負担があります。ところが、国は負担を減らして、その負担を加入者へかぶせてきました。

小樽市の場合、特別会計歳入に占める国庫支出金は1975年69.2%でしたが、1995年には37.8%、2005

年には 24.3%、2017 年には 22.7%と年々減らされ、国保が都道府県化されました。市長は、国保料が高い背景に国の国庫支出金の削減があると考えませんか、お答えください。

国民健康保険法第 1 条では、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする。」と定めているように、国民皆保険制度を支える社会保障の一環となっています。国保は、社会保障という視点に立って国保の構造的問題に手をつけることが必要だと考えませんか。市長の見解を示してください。

国保都道府県化によって、北海道から標準保険料率が示されています。都道府県化によって北海道は、約半数の市町村において納付金の額がこれまでの保険料総額を上回ることが見込まれることから、激変緩和措置がとられました。しかし、北海道の国民健康保険運営方針で激変緩和措置が終わる 2024 年からは、保険料の引き上げが避けられない見通しです。小樽市の保険料が現在より引き上がらないと言えますか、お答えください。

運営主体である北海道として、国保会計への財政投入を強めて加入者の負担軽減に取り組むべきだと思いますが、市長の見解を示してください。

この都道府県化と一体に保険者努力支援制度という仕組みもスタートしました。しかし、この制度は市町村の国保行政のあり方を国が採点し、成績がよいとされた自治体に予算を重点配分する仕組みです。この方向性は、給付費の増大が保険料の負担増にダイレクトにはね返る国保制度にするために、都道府県を市町村の監督役にするものです。赤字解消の名で滞納者への締め上げを強化し、地域医療構想による病床削減など一体に給付費抑制を推進させる。医療から市民を追い出して社会保障費を削減する政府の考えについて、国の責任を加入者と地方自治体に押しつけることにつながると考えませんか、市長の見解を示してください。

国民健康保険法第 44 条には、市町村が特別の理由がある被保険者で、保険医療機関に法の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金を減額することや一部負担金の支払いを免除すること、一部負担金を直接徴収し、その徴収を猶予する措置をすることができると定められています。

小樽市の法第 44 条適用は、ここ 5 年で外来 1 件、入院 1 件で、昨年の適用はありませんでした。極端に少ない現状です。主要 10 市の状況について、北海道社会保障推進協議会の 2017 年度調査では、札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、苫小牧市、江別市で 2017 年度での実績があります。法第 44 条に基づく一部負担金減免について、もっと柔軟に適用できるようにし、加入者にも周知するべきではありませんか。また、どのように周知しているのですか。

日本共産党は、子供の均等割廃止について重ねて実施を求めてきました。市長は、減免は特別な事情の方が対象で、子供がいることをもって特別な事情として減免することは適当ではないと冷たい態度です。国勢調査によれば、18 歳未満がいる一般世帯は 8,443 世帯で全体の 15%、6 歳未満がいる世帯は 2,980 世帯でわずか 5%にすぎません。住民基本台帳の 4 月末現在では、18 歳未満の人口は 1 万 2,693 人、11%と約 1 割です。6 歳未満は 3,285 人、2.8%です。国保加入世帯に絞れば 18 歳未満の加入者は 1,343 人で、被保険者数の 5.3%です。

それでも市長は、今の小樽市にとって子供がいる世帯が特別な事情とは考えませんか。

国保の均等割や平等割は、協会けんぽにはない仕組みです。今年度から子供の均等割を全額免除することになった岩手県宮古市の山本正徳市長が、「子育て世代にしっかり応援しようと 18 歳以下の均等割を全額免除することにした。協会けんぽと比べ同じ所得なのに 1.5 倍から 1.8 倍の保険料になっている。国保の加入者が子育てするとき負担が大きいことは明らか。子供の均等割をなくして子育てしやすい

まちをつくる。そういう実例を示して国や県に財政負担を訴えていきたい」と述べています。

小樽市に置きかえても、年収300万円の夫婦2人、子供1人の世帯の場合、協会けんぽは年18万588円、国保は年間40万8,270円になり2.26倍、その差22万7,682円で、1カ月2万円弱、収入が同じなのに負担が大きくなっています。

市長は、この差について国保の加入者が子育てするときの負担として大きいとは考えませんか。市長の考えを示してください。

国保年金課によれば、子供の均等割を廃止するのに必要な予算は、18歳未満の子供を対象にした場合で約2,100万円、15歳未満で約1,670万円です。国や北海道に財政負担を訴えるためにも小樽市として法77条を適用した子供の均等割減免を実施することを求めます。お答えください。

小樽市のホームページでは、「国民健康保険は、病院に掛かるときの医療費の一部を加入者が保険料として出し合い、みんなで助け合おうという制度です。」と記されています。加入者の助け合い等の表現は、国保法にどのように定められているのですか。市長の説明を求めます。

一般会計から国保会計に法定外繰り入れを行うことについて、法律上禁止されているのでしょうか。お答えください。

高過ぎる国保料を引き下げするため、国に財政投入を求めるとともに一般会計からの繰り入れを行って、国保料の引き下げを求めます。お答えください。

4項目目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、国民健康保険料について御質問がありました。

初めに、国民健康保険料が高い背景に国庫支出金の削減があるのではないかにつきましては、御指摘の期間には退職者医療制度の創設及び廃止、後期高齢者医療制度の創設などさまざまな制度改革が行われてきた経過があることから、その間の国庫支出金の減をもって、一概には判断できないものと考えております。

なお、国保料が上がる大きな要因としては、被保険者に占める高齢者や低所得者の割合の増、1人当たりの医療費の増などが挙げられると考えております。

次に、国保の構造的問題の解消につきましては、長期的には国の社会保障制度を支える大きな柱の一つである医療保険制度を安定的で持続可能なものとするため、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革の実施が必要だと考えております。

また、当面は国保制度の安定的かつ持続的運営ができるよう国庫負担割合を引き上げ、国保財政基盤の拡充・強化を図るなど、実効ある措置を講じる必要があるものと考えております。

次に、本市の保険料が激変緩和終了後に上がらないのかにつきましては、本市は激変緩和の対象になっておりませんので、制度終了に伴う影響は受けないものと考えますが、1人当たりの医療費の増加が今後とも続くと予測されることから、保険料の見通しは厳しいものと考えております。

次に、北海道による国保会計への財政投入につきましては、国保制度は、国の社会保障制度の大きな柱として国の責任において、安定的かつ持続的運営ができるよう措置すべきものと考えておりますので、国庫負担のさらなる拡充や低所得者に対する負担軽減策の拡充などについて、全道市長会を通じ北海道からも国に要請するよう要望しております。

次に、国の責任を加入者と地方自治体に押しつけているのではないかにつきましては、医療保険や医療制度の改革は、急速な少子高齢化により社会保障費がふえ続ける一方、生産年齢人口が減少し続けている中で持続可能な社会保障のあり方を検討した結果であると認識をしております。

次に、一部負担金の減免の柔軟な適用と周知につきましては、一部負担金の減免は、国民健康保険法の中で特別な理由がある場合と規定され、厚生労働省の通知では災害や事業の休廃止等による収入の激減などが特別な理由として示されており、基本的には他都市と同様の取り扱いをしているところであります。

また、その周知につきましては、市のホームページに制度を掲載しているほか、窓口においても相談の都度、制度の紹介をしているところでありますが、今後ともさらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、子供がいる世帯の保険料減免につきましては、国民健康保険条例の中で一部負担金減免と同様に災害、事業の休廃止等による収入の激減などが特別な理由として規定されておりますが、保険料の減免は個々の事情に応じて決定すべきものであり、その考えは変わっておりません。

次に、国保と協会けんぽとの保険料の差が大きいことにつきましては、国民健康保険は被用者保険と比べて年齢構成が高く、医療費水準が高いことや所得水準が低いといった課題を抱えていることから、子育て世帯に限らず保険料負担が大きくなっている現状にあると認識をしております。

次に、子供の均等割減免の実施につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、減免の基準には合致しないものと考えております。しかしながら、子育て世帯の負担減というのは、非常に重要なことでありますので、全国市長会や全国知事会などを通じて、引き続き国に対し子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度の創設を要望してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険法に加入者の助け合い等の表現は定められているのかにつきましては、同法には助け合いの表記はありませんが、国、道、市町村、被保険者が費用を負担し、これらを財源として保険給付を賄う制度であることが規定されております。

また、北海道国民健康保険運営方針の中でも、国保制度が相互扶助の精神のもとで加入者同士が支え合う仕組みを基本としている旨、記載されております。

次に、法定外繰り入れが法律上禁止されているのかにつきましては、法律上禁止する規定はありませんが、保険者の政策による保険料の減額のための繰り入れは、決算補填等目的の法定外繰りに該当し、北海道国民健康保険運営方針の中でも段階的な解消の取り組みが求められているものであります。

次に、国に財政投入を求めることと一般会計からの繰り入れによる国保料の引き下げにつきましては、一般会計からの法定外繰り入れは、先ほど御答弁いたしましたとおり、段階的に解消すべきものであることから、新たな一般会計からの繰り入れは考えておりません。

また、国の財政投入につきましては、国保財政基盤の拡充・強化を図るため国の責任と負担において実効性ある措置を講じるよう全国市長会や全国知事会などを通じて、引き続き国に対し要望してまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）

○19番（高野さくら議員） 5項目め、投票の利便性について質問します。

2019年4月21日、小樽市議会議員選挙がありました。投票率は、ここ10年間の選挙でも一番低い

49.6%と40%台となりました。市民の方からは、小樽は山坂が多いのだから、大変な思いをして投票に行かなくても、市内を巡回して投票できるようなバスを運行させることはできないのだろうか。また、家の近くに投票所があるのに投票区域が違うからと離れた投票所に行かなければいけないなど聞いています。

そこで、伺いますが、投票区域や投票所はどのようにして決めているのでしょうか。投票所の場所を再検討する必要があるのではないのでしょうか。

また、利便性を高めるために投票ができる巡回バスの運行なども検討していただきたいと思いますがいかがですか。

2018年8月の市長選挙から、学校統廃合の影響もあり、緑小学校が山の手小学校へ、最上小学校が小樽明峰高校へ、入船小学校が松ヶ枝会館へ、天神小学校が向陽中学校へ、それぞれ4カ所の投票所が変更されています。変更されたことで市民からは、投票しづらくなったという声も聞いています。最上小学校に投票に行っていた方は、以前は車からおりてすぐに学校に入り投票ができたが、明峰高校は砂利道もあり車椅子で投票に行く方にとっては、不便だという声も聞いています。最上小学校が中学校に移動になるので、投票所も明峰高校から以前のように最上小学校に戻したほうがよいと考えますがいかがですか。

また、投票所が変わったことを知らずに戸惑ったという声も聞いています。選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすもの、投票率が低い問題もあり投票率を上げるために努力しなければなりません。

投票所が変更になった場合は、どのようにして有権者にお知らせをしているのでしょうか。

重度の障害者など投票所に行けない方に対しては、申請により自宅で郵便等による不在者投票をすることができ、対象者も要介護5や身体障害者手帳を持っている方に対象が限定されています。

公職選挙法で郵便投票の対象者が決められていますが、対象者が少ないことを考え、市として国に郵便投票の対象者を緩和することを要望していただきたいと思いますがいかがですか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（大淵勝敏） 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、投票の利便性について御質問がありました。

初めに、投票区域や投票所の決め方につきましては、法律で規定されているものではありませんが、昭和44年に当時の自治省から投票区の増設に努めなくてはならない要件について通知が出ており、その中で一定の基準が示されております。具体的には、投票所から選挙人の住所までの道のりが3キロメートル以上である場合や、一投票区の選挙人の数がおおむね3,000人を超える場合などは、選挙人の分布状況、投票区の地形や交通の利便等地域の特性を考慮しつつ、増設に努めるよう示されており、基本的にはこの通知に沿って投票区域を決めることとなっております。

投票所については、投票の秘密や選挙の公正が確保できることや投票しやすい環境を備えていることに加え、その施設が地域の方々に広く認知されていることなどを考慮の上、開設するものであります。

次に、投票所の場所の再検討及び投票が可能な巡回バスの運行の検討についてですが、投票所の場所の再検討につきましては、小学校の閉校や会館の移設などに伴う投票所の変更等により、一部の有権者においては隣接する投票区の投票所のほうが近くなる場合がありますが、投票所に適した施設が必ずし

も投票区の中心部にあるとは限らないため、投票区域の見直しにもかかわることから、それらの検討については慎重に見きわめていきたいと考えております。

また、投票が可能な巡回バスの運行につきましては、他都市においては投票区の再編にあわせて実施している事例が多く、今後本市においても投票区の再編が必要となった際には、巡回バスの導入を含めた支援策についての検討が必要になることと思っておりますが、本市の投票所は人口が減少している中においても平成8年から47カ所を維持することで、選挙人の利便性を確保していると考えておりますので、現時点での導入については、考えておりません。

次に、投票所を小樽明峰高等学校から最上小学校に戻すことにつきましては、まず、小樽明峰高等学校を投票所とした経緯でございますが、平成30年3月をもって投票所として使用していた最上小学校が閉校となり、その投票区内で一定程度継続して使用できる代替施設について検討する中で、小樽明峰高等学校の御協力を得て開設したものであります。その後、旧最上小学校が松ヶ枝中学校として開校することになりましたが、現時点では改修工事も終わっておらず、また開校後の学校側の意向も確認できないことから、投票所としても使用可能かどうかは不透明な状況にあります。

しかしながら、これまで長い期間投票所として使用されてきた施設でありますので、松ヶ枝中学校として再開した際には改めて投票所として適しているかどうか、総合的に判断していきたいと考えております。

次に、投票所を変更した場合の周知方法につきましては、事前に有権者へ郵送している投票整理券に変更後の投票所を記載しているほか、広く有権者へお知らせするため小樽市のホームページや広報おたるへの掲載、新聞折り込みと新聞未購読世帯への直接郵送によるチラシの配布、また該当する地域の町会の回覧板を活用するなどの周知をしております。

また、旧投票所には投票所を移転した旨の看板を設置し、間違っても旧投票所に来られた方にもお知らせできるような対策を講じております。

次に、国に対し郵便投票の対象要件の緩和を要望することにつきましては、小樽市選挙管理委員会が加盟しております全国市区選挙管理委員会連合会において、郵便投票の対象要件である要介護状態区分を要介護5から要介護3以上に拡大するよう国に要望しております。小樽市選挙管理委員会といたしましても郵便投票制度における国の法改正の動きについて、引き続き注視してまいりたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

○19番（高野さくら議員） それでは、幾つか再質問したいと思います。

まず、消費税の問題です。私が今、市の財政の負担はあると思うけれども、今の時期は増税は無理ではないかということをお話したときにも、市長は社会保障を確保するために一定は必要で、時期については国が判断するものだから、市で判断することはできないというような答弁だったかと思うのです。でも少なからず、やはり市長も影響を受けられているのです。だから、今後の対策も何か考えなければいけない。

以前、新谷前議員が小樽の経済に与える影響について質問したときにも、増税に伴う影響については、駆け込み需要の影響などの懸念があるから、市内の経済状況の把握に努めたいという話が出されているわけです。だから、国が決めることというよりは、やはり小樽市にも影響があるのだから、小樽市としても今のタイミングで上げるべきではないということは国に対しても言うべきだと思うのですけれども、それが1点です。

海上技術学校についてなのですが、今やはりお話しを聞いても具体的にまだ全然、市の財政の負担がどれくらいかわからない、道でもどのくらいで譲渡されるかという具体的な財政見通しが立っていないのに、そもそも進めていくということ自体が問題ではないのかということに思うのです。存続が決まったことは本当に多くの方がよかったと思っています。私自身も本当にうれしいところではあるのですが、しかし、やはり建物が大きいから、耐震化されていない市の公共施設でも入れようと思っているけれども、何を入れるかもまだこれからです。

それで、学校と市の施設をどのように分けていくか、その仕切りをどうするかもまだこれからで、学校がそこに入ることになると、やはり防犯上の問題とかもいろいろあると思うのです。こういう話になれば、市民はやはり存続はよかったけれども、このような話になっているのということで疑問を持つ方も出てくるのではないかと思います。そもそも、国が耐震化を含めてしっかりしてくれたら、この話にはならなかったのですけれども、国の責任が一番大きいという話ですが、やはり市としても国や道に対して財政的な負担も含めて、しっかり責任をとってもらうようにすべきだと思います。再度、御答弁をお願いします。

(「そんなこと言ったら、いなくなっちゃうしょ」と呼ぶ者あり)

(「黙って聞きなさい」と呼ぶ者あり)

(「聞いてますよ、ちゃんと」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それで、これからのまちづくりの展望についてもお伺いしたのですけれども、市長はやはり、デメリットというよりは市民にとってもメリットが大きいのだというような話だったと思うのです。しかし、市の負担はまだ未定でわからないと、示せないというお答えでした。

札幌市でも再開発事業や札幌駅周辺開発、新幹線札幌延伸に向けての拡大が進められています。市の財政負担は最大1,102億円、今後は公共施設や道路、公園などの修繕等を減らす計画をしても補修更新費用は年平均719億円にもなって、2019年度一般会計をはるかに上回る試算ともなっています。将来の財政規律を守るために具体的な支障は今のところないともされているわけです。小樽市の過去をさかのぼっても、20万人都市の人口になるだろうと過大な朝里ダムをつくったり、地元の反対の声がある中、マイカルを誘致したり、小樽駅前第3ビル周辺地区再開発事業に伴って、年間5万人の方が利用していた市営室内水泳プールも廃止してきました。

プールのことで言えば、プールの存続を求める陳情や5万筆を超える署名も集まっているにもかかわらず、プールの補償金として小樽市に入った6億8,000万円も駅前再開発に使われてしまって、10万都市の中で小樽市だけが市営プールがないという、開発に伴い市民が不便を強いられるような結果を、やはりこの間そういうことが生み出したわけです。

だから、やはり以前と同じく、そういう大きな事業にして外からの呼びかけを強化するのではなくて、地元の中企業をもっと応援したり、地元の方がもっと住みやすくするためには、市民生活優先の事業こそ求められているのではないかと思います。再度お答えください。

あと、議案第14号の監査委員のことなのですが、市長は議会の動向を踏まえた上で選任を行ったという話だったのですが、共産党から選任するよう提案を出し直す考えはないのかということをお聞きしたいと思います。

(「もう調整しているから無理でしょ」と呼ぶ者あり)

水道料金なのですけれども、市長から水道の基本水量に満たない方がいるということについては承知しているし、気持ちは理解するというような答弁がありました。でも、やはり使っていない分も支払っ

ている市民にとっては、本当に何でだろうという不満は当然だと思いますし、一番水を多く使う夏場でも基本水量に満たない方がやはりいるわけです。2018年の8月、9月の基本水量20立方メートルに満たない世帯件数は1万9,647件と2017年と比べてもふえている状況です。家事用全体の約40%の方が使っていないわけです。スケジュールのおくれについてもお伺いしたのですけれども、やはり使っていない世帯が約40%を占めていることを考えても、基本水量に満たない市民の方が負担にならない見直しもしっかり考えていくということでもいいのか、その確認をしたいと思います。

国保の子供の均等割の減免についてなのですが、市長は負担にならないというか、特別に子育て世代の方がいるからといって、均等割の減免を考えないというような、やはりそういう冷たい答弁だったなというふうに思います。協会けんぽに入っている方であれば、やはり赤ちゃんが生まれても負担にならないように、国保だと家族がふえたら負担がかかってくるわけです、1人ふえるだけで。

やはり、市長は日ごろ安心して子供を産み育てることができるまちづくりというふうに言っているわけですから、子供の均等割減免についてもやはり行うべきではないかと思いますが、それについてもお答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の消費税の問題につきまして、国に対して要望していかないのかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては本答弁と重複をすることになります。私といたしましては、消費税導入の趣旨については十分理解をしておりますけれども、その引き上げの可否、その時期についてはやはり国の責任において判断されるべきものと考えておりますので、国に対して要望を行っていく考えはございません。

それから、次に海上技術学校についてですけれども、この海上技術学校が短大として残るようになったのは、4月に海技教育機構の理事長がお見えになられまして、短大化が決定いたしました。その後、つい先日ではありますけれども、海技教育機構がこの商業高校の視察に参りまして、現場も見ていきましたが、御指摘のとおり、まだまだ決まっていないことが大変多くあるなというふうには思っております。これからそういった課題を着実に解決していきたいというふうに思っておりますが、御指摘があったような国や北海道に対して私どもとしては一定程度を御負担はしなければいけないなというふうには思っておりますが、国や北海道に対して申し上げるべきことは申し上げていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、まちづくりに関してのメリットでございますけれども、大きな三つの事業を御指摘されましたが、私の政治姿勢の中には経済と生活の好循環という一つの課題があります。まちづくりをしっかり進めていくことによって雇用が生まれる、あるいは税収増につながっていく。それが市民生活に還元されていくということでございますので、こういった事業をすることによって市民の皆さんには直接的、間接的にはいい影響をもたらすような形で取り組んでいきたいなというふうに思っております。

市民生活優先の事業をということでございましたけれども、私としては、こういった公共事業と市民の生活を守るための事業というのをバランスをとりながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、監査委員については、出し直す考えはございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 水道局長。

○水道局長（加賀英幸） 高野議員の再質問にお答えいたします。

基本水量、基本料金の見直しの件についてでございますが、今定例会の開会前に各会派の代表、それと建設常任委員会委員、そのほかの議員の皆さんに上下水道ビジョンの策定スケジュールの変更についての資料を提出させていただきましたが、その際に現時点では今後10年間の計画期間において一定程度の資金余裕が見込まれることから、料金改定の見通しとして上下水道ともに基本水量、基本料金の見直しの検討に着手する、そういったことをお示しさせていただきました。

見直しの検討につきましては、これまでの議会の議論経過から見ましても、少しでも不公平感を減らす、そういったことを目的といたしまして、基本水量、基本料金の両方を引き下げることを前提とした検討、これを進めていくものと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 医療保険部長。

○医療保険部長（相庭孝昭） 高野議員の再質問にお答えいたします。

子供にかかる均等割につきまして、免除制度を適用するという御指摘、御質問でございますけれども、この免除につきましては私ども国保の法律を受けまして、条例の中で自然災害、火災にあって損害を受けた、それから事業を廃止した、そういったような事例を想定して規定しているところでございまして、そういった内容については減免をしているといったことでございます。

そのほかに規定の中には、これに類する理由があると市長が認めるときということで項目がございませぬけれども、ただいま申し上げました自然災害ですとか、事業の休止こういつたことによって支払いがなかなか難しいのですと、こういった状況について免除するというところでございませぬ。

ほかの市の市長のお考え、適用については、私がコメントするところではございませぬけれども、そういった法律の法律条項の予定しているところでございませぬので、この子供がいるということにつきましては、特別な理由には該当しないだろうということで、減免制度として行うということについては、私どもとすればそれは否定しているところでございませぬ。

ただし、子育ての観点から子供についての負担があるといったことについてはおっしゃるとおりでございますので、先ほど市長からも答弁いたしましたとおり全国市長会や全国知事会を通しまして、子供の部分に関しては軽減制度を設けてくださいということで国に要望してきておりますし、これからも要望するところでございませぬので、御理解いただきたいと思っております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

○19番（高野さくら議員） 再々質問したいと思います。

海上技術学校のことでございますが、国や道に対しても市長はしっかり財政的な負担も申し上げるところはしっかり申し上げていくというお話があったのですけれども、市としては商業高校の跡、グラウンドや教員住宅以外のところを譲渡してほしいということをお話しているということだったのですが、この協議をする中で、道がいよいよあのグラウンドももらってくださいよとか、そういう話になった場合は、グラウンドは離れているので要らないですとか、そういうことをしっかり言うということなのですか。しっかりそういうことも市の負担にならないように話していくということなのではないでしょうか。それが1点です。

あと、これからのまちづくりの展望についてもかかわることなのではございますけれども、東京とかでは若い方がたくさん集まっているのですが、全国でも最も出生率が低くて子育て負担を軽減するような施策をしな

ければ、東京圏の少子化に歯どめがかからないということも報告されています。小樽市は、全道や全国と比べても合計特殊出生率が低い状況があります。2015年の市内の勤労者アンケートで子供をもうけない、子供の数が理想より下回っている理由の一番大きい部分に、子育てや教育にお金がかかると、そう答えている方が4割を超えているわけなのです。

こういうことから、開発とかよりも、先ほど言ったその学校の耐震化にもつながりますけれども、きちんと耐震化を行ったり、そういう開発よりも市民優先の事業を考えたなら学校の耐震化だって年1校とかではなくて、複数の学校に耐震化工事とかをしっかりと行ったりするほうがいいのではないかと思うのです。やはり、市民の要望に沿った事業に力を入れることこそ人口減に歯どめをかけて、まちづくりの活性化など、そういう方向につながっていくと思います。これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再々質問にお答えをいたします。

1点、海上技術学校についてお尋ねがございましたけれども、議員からグラウンドについて例示をされました。例えば、グラウンドで申し上げますと山上にある離れたグラウンドでありますし、海上技術学校自体もグラウンドを使うという予定はないということでもありますし、また整備するにしても費用がかかりますので、グラウンドは使う必要がないということで、北海道にも申し上げております。

ただ、グラウンドの問題だけに限らず、国に対しては賃借料みたいなものをいただくかなければなりませんし、使用区分などについてもいろいろ協議していかねばなりませんけれども、そういったものについて小樽市の考えはしっかりと小樽市の考えとして述べていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、まちづくりの展望についてでございますけれども、こういった公共的な事業を優先しているわけでは決してございません。私も市長として数カ月たちましたけれども、この間、除排雪の改善ですとか、学習支援事業ですとか、あるいは先ほど教育長から答弁がありましたけれども、松ヶ枝中学校の教育環境の改善ですとか、あるいは防災対策の強化など、市民生活に直結する事業というのもし少なからず着手してきたつもりであります。

こういった事業を進める上でも、やはり経済対策をしっかりした上で税収も上げていく、そういったことで市民生活のためになる政策にも還元していくという、こういった循環は必要だと思いますので、何度も繰り返しになりますけれども、公共事業と市民の皆さんの生活を守るための事業というのをバランスをとりながら前に進めさせていただきたいなと思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 高野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 令和元年第2回定例会に当たりまして、公明党を代表し質問いたします。初めに財政問題についてです。

平成29年11月に公表した小樽市中期財政収支見通しでは、今後毎年度約20億円の財源不足が見込まれており、平成30年第3回定例会補正予算の時点では財政調整基金を約23億円取り崩すことによる収支均衡予算を余儀なくされました。

このことから過去に実施したさまざまな財政健全化のための取り組みを検証した上で持続可能な行政運営を成し得る財政構造とするため、収支改善に向けた具体的な歳入増や歳出削減に取り組む必要があることから、平成30年11月に小樽市収支改善プランを策定いたしました。

過疎地域自立促進特別措置法についてです。現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成12年に施行され、これまで平成22年、24年、26年、29年と4度にわたり法改正をしております。この現行法も現時点では令和2年度末には期限を迎えることから大変大きな影響があるものと感じております。

収支改善プランでは令和3年度以降の地方債から過疎対策事業債の借り入れを見込めないため、その元金償還が始まる令和7年度から過疎対策事業債に係る地方交付税算入額が減額となるとのことです。そこで、現行法が廃止となった場合の令和7年度の地方交付税算入影響額について御説明願います。

次に歳出についてです。

歳出では、令和2年度から導入予定の会計年度任用職員制度などの影響による増額を見込んでおりますが、この制度の細部は各自治体で規定を整備することとなっております。

まず、本市での給付に係る規定の整備状況と導入に当たっての人員費への影響額を説明してください。

普通建設事業費は令和元年度から2年度においては事業費が増加する見込みとのことですが、令和2年度以降に見込まれる普通建設事業で港湾整備や公共施設の改修、道路整備などさらなる増加は否めません。さきに述べた過疎地域自立促進特別措置法の期限の延長は各自治体からも要望など出るものと考えますが、万が一令和3年度以降に過疎対策事業債が使えなくなった場合の起債に対する基本的な考え方をお聞かせください。

次に、収支改善に向けた取り組みについてです。

小樽市収支改善プランでは34の取り組みが挙げられています。

初めに「使用料・手数料の適切な改正」についてですが、人員費、物件費などのコストと料金、受益者負担のバランスを検証するなどの受益者負担の適正を図った上で、令和元年10月の消費税改正に向けて使用料・手数料の改正を行うとしております。そこで、コストと受益者負担のバランスの検証の状況についての説明と検証方法について伺います。また、条例改正の予定についてもお知らせください。

次に、クラウドファンディングにより事業に必要な財源を確保するため、予算ヒアリングなどのさまざまな機会において財政部から各部への働きかけを行うというものです。他の自治体でも積極的に取り組んでおり、佐賀県ではガバメントクラウドファンディングとして子供の救済システム構築費用として行い成果を上げていますし、埼玉県深谷市の障害のある子供たちを応援する福祉基金など知恵を絞り取り組んでおります。本市で現在考えているクラウドファンディングを活用した事業があれば御紹介いただき、導入の検討状況を御説明願います。

次に、「職員定数の適正化による人員費の抑制」では、(仮称)職員定数適正化計画などを策定し、適正配置と人員費の抑制に努めるとされており、効果額も令和4年度には1億円と試算されております。この効果額の試算の方法を説明するとともに、令和2年度導入予定の会計年度任用職員制度と職員定数適正化計画との関係についても説明いただきたいと思います。

次に、「臨時費全般の削減」です。

取り組み内容は予算編成作業時においてさらなる事務事業の見直しを行うとともに、新規・拡充事業を行うに当たってはスクラップ・アンド・ビルドにより事業費を捻出することを前提とした上で一般財

源を確保するというものであり、令和元年度の効果額は2億円とのことです。そこで、現状での事務事業の見直し作業の状況について伺います。また、収支改善プランでは毎年度2億円の効果額として試算されておりますが、よほどのことがない限り事務事業の見直しで単年度2億円の効果額を出すことは至難のわざだと思えます。お考えを伺います。

一般会計補正予算についてです。

今定例会の一般会計補正額は1億4,208万5,000円の増で、補正後の財政規模は574億6,004万1,000円となり、前年同期比4.2%の伸びとなりました。上程された事業について何点か質問いたします。

初めに、非常時停電対策関係経費です。

当初は、債務負担行為を設定した予算でしたが、今定例会では債務負担行為を取りやめ交付金を活用することとし、事業費が1,253万1,000円になる補正予算を計上し、発電機、投光器などを整備することですが、事業費の内訳と備品の配備計画についてお知らせください。

次に、地域福祉計画策定準備経費です。

令和2年度中の計画策定を目標にしているとのことで、今年度はアンケート調査やセミナーを行うとしております。小樽市総合計画基本計画原案において既に市民福祉のテーマで位置づけられており、その計画とアンケート結果の整合性はどのように図っていく考えか。また、計画策定までの間、他の計画策定に与える影響はないのかお知らせください。

次に、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費です。

この事業は子供の貧困に対応するため、未婚のひとり親に対する税制上の対応に係る臨時・特別の措置として給付金を支給するとして350万円の事業費が計上されております。対象見込み数が150世帯で、1世帯1万7,500円の支給であり、基準日は令和元年10月31日とのことです。まず、給付に至るまでの手続をお知らせください。また、対象者には7月に通知を行い8月申請開始とのことです。基準日が10月31日ですので7月に通知した以降に受給資格を取得あるいは喪失した場合の手続、申請の締め切り日、予算措置についてお知らせください。

この項最後に、平成30年度一般会計決算見込みです。

30年度一般会計決算見込みでは、現計予算で見込まれていた平成30年度財政調整基金取崩額16億8,700万円が決算見込みでは約3億円まで圧縮され、その結果平成30年度末財政調整基金残高の見込みは、中期財政収支見通しで示していた平成30年度末財政調整基金年度末残高11億2,300万円をはるかに上回り30億3,300万円としています。確かに、財政調整基金残高がふえることは、不測の事態に対応するためには重要だと考えますが、予算と決算見込みで財政調整基金の取り崩し額との乖離が大きいのではないかと思います。この点についてのお考えを伺います。

国庫支出金についてです。

平成31年第1回定例会後の予算現額では114億1,800万円であり、決算見込み額は111億100万円と3億1,700万円の減額となっています。また、市債についても予算現額と決算見込み額を比較すると4億4,800万円の減額となっています。この主な要因について御説明願います。

次に、歳出です。

歳出は、建設事業費、扶助費、人件費など予算現額と決算見込み額を比較すると全ての項目において減額となり23億6,500万円の減です。特に、建設事業費が6億3,000万円の減となった要因とこれらの減額の主な要因を御説明願います。

今後も市税などの収入増が厳しい本市の予算編成に当たっては、財政調整基金の取り崩しをしなければ収支均衡を保てない状況です。改めて市長の財政運営の考え方をお聞きいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま財政問題について御質問がありました。

初めに、過疎対策事業債の廃止に伴う地方交付税算入額の影響額につきましては、収支改善プランにおいては令和3年度の過疎対策事業債の対象となる市債の借入額は約8億円と見込んでいることから、その元金償還が始まる7年度の元利償還金は約9,000万円となります。過疎対策事業債における地方交付税の算入額は元利償還金の70%でありますので、その影響額としては約6,300万円となります。

次に、会計年度任用職員への給付や人件費への影響額につきましては、原則として現行の嘱託員等の報酬水準を維持するとともに期末手当を支給するほか、フルタイム勤務の場合には任用ごとに退職手当を支給する方向で検討しており、現在、職員団体との協議に向けて準備を進めているところであります。

これらに伴う一般会計における影響額はあくまでも現時点での試算ではありますが、期末手当の割り落としがある令和2年度では約7,200万円の増額、期末手当が満額支給となる令和3年度では約1億800万円の増額になるものと見込んでおります。

次に、過疎対策事業債が廃止になった場合の起債の考え方につきましては、過疎対策事業債は元利償還金の70%が地方交付税措置される有利な起債であり、現状の制度のもとで令和3年度以降の過疎対策事業債の借入れができない場合、本市を初め過疎自治体の財政運営に多大な影響を及ぼすものと考えております。仮に過疎対策事業債の借入れができない場合であっても必要な事業は進めていかなければならないので、他の地方交付税措置のある有利な起債の導入を検討する一方で、将来的な財政運営を見据え事業費の平準化も視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、使用料・手数料の改定につきましては、現在、道内の人口がおおむね10万人以上の都市における使用料・手数料の料金状況などについて調査・分析を行っており、コスト計算は平成30年度決算を踏まえて行う予定であることから、この二つの要素を比較しながら受益者負担のバランスを検証する予定であります。収支改善プランにおける工程表でお示ししているとおり、令和2年4月1日の新料金適用に向け、第4回定例会に条例改正案を提案できるよう準備を進めております。

次に、クラウドファンディングにつきましては、現在、各部に対しクラウドファンディングを活用した事業について検討を進めるよう指示をしているところであります。クラウドファンディングは、実施する事業に対する寄附者の共感を得られるのが重要であることから各部から提案があった場合には、その趣旨に合致するか十分に精査した上で導入に向けた検討をしていきたいと考えております。

次に、職員定数の適正化による効果額の試算方法等につきましては、収支改善に向けて職員定数の適正化は重要な要素でありますので、事務事業の見直しや業務の効率化を図りながら人件費を抑制してまいりたいと考えており、1億円の効果額は新卒1名当たりの人件費をもとに令和4年度までに30名程度の職員を削減することを想定し試算したものであります。

なお、職員定数適正化計画は正規職員を対象とする予定であり、会計年度任用職員制度は直接的にかかわるものではありません。

次に、臨時費の削減につきましては、臨時費の一般財源ベースでの2億円の削減は大変ハードルが高いものと考えておりますが、目標の達成に向けて本年度は予算編成まで十分時間がある現時点から令和2年度予算に向けた事務事業の見直しとして財政部から具体的な検討事項を示し、各部において検討作

業を進めているところであります。

今後も収支改善プランにおける経費縮減の各項目に取り組みながら効果額の達成を図ってまいりたいと考えております。

次に、非常時停電対策関係経費の総事業費の内訳と配備計画につきましては、当初分と補正分を合わせた予算の内訳は移動式発電機が35台で589万7,000円、投光器が110台で176万円、赤外線ヒーターが40台で212万円、広報用車載アンプ・スピーカーが8台で118万3,000円、その他の備品で157万1,000円、総事業費は1,253万1,000円となります。これらの備品につきましては、移動式発電機1台、投光器2台などを指定避難所としている全小・中学校30カ所、保育所4カ所、市民センターの計35カ所にそれぞれ配置いたします。また、赤外線ヒーター40台、広報用車載アンプ・スピーカー8台などは、旧祝津小学校に備蓄する計画としております。

次に、総合計画基本計画と地域福祉計画の整合性につきましては、アンケート結果をもとに地域福祉計画を策定した後に、総合計画に新たに盛り込むべき項目が生じた場合には、中間見直し等で総合計画の見直しを検討したいと考えております。

次に、他の個別計画策定への影響につきましては、地域福祉計画は個別分野の計画・施策を総合的かつ包括的に推進していく上位計画であります。個別計画策定の際には、地域福祉計画との整合性を十分図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の給付手続につきましては、7月末に対象者へ申請の案内などを送付し、8月1日から申請の受け付けを開始いたします。その後、支給要件の審査、支給決定を行った上で令和2年1月の児童扶養手当とあわせて支給いたします。

次に、対象者に通知した以降に受給資格を取得または喪失した場合の手続などにつきましては、まず、手続は8月以後、基準日までの間に児童扶養手当の新規認定請求や転入による手当の手続を行う方は当該給付金の受給申請もしていただきます。また、申請を行った後に手当の資格を喪失する方や転出する方は受給申請の取り下げをしていただきます。申請の締め切り日は令和2年1月の支給日に間に合わせるため、11月末日にしたいと考えております。予算措置は本年2月時点において対象世帯が約130世帯であったため、一定程度の余裕を見て150世帯分で計上したところであります。

次に、予算と決算見込での財政調整基金取崩額の乖離につきましては、本市では毎年度の予算編成において財源不足が生じる中、財源対策を行った上で一般財源が不足する場合に財政調整基金の取り崩しにより収支均衡予算を編成しております。予算編成においては、歳入は過大に見積もることをせず、歳出は予算執行に支障が生じないよう措置することを基本と考えており、また執行段階においては、景気動向の変化、建設事業費や扶助費の変動など、予算計上時点では把握が難しい要素もありますので、予算と決算が乖離することはやむを得ないものと考えておりますが、今後もより精緻な予算見積もりに努めていきたいと考えております。

次に、国庫支出金と市債が予算現額よりも減額となった主な理由につきましては、国に建設事業の補助事業要望などをしておりましたが、内示額が示され補助事業が減少したことに伴い、その財源となる国庫支出金と市債が減少したことによるものです。

次に、歳出において予算現額よりも減額となった主な理由につきましては、建設事業費は橋りょう長寿命化事業費や港湾の国直轄事業費負担金の減によるものであり、扶助費は生活保護費の減によるもの、人件費は退職手当や時間外勤務手当の減によるものなどです。

次に、財政運営の考え方につきましては、地方交付税が年々減少し市税収入も伸び悩む本市においては、人口減少対策や施設の老朽化などの財政需要を考えたとき、今後の予算編成に当たっても多額の財

源不足が見込まれるところであり、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない厳しい状況が続くものと考えております。

そうした中であっても、公約の推進を初め、これまでの議会議論において御指摘をいただいた課題や社会的要請にできる限り応えていかなければならないと考えております。そのためにも財政健全化に向けた取り組みを着実に推進させ、不測の財政需要にも柔軟に対応し得る財政調整基金を確保するとともに、国の動向などにも注視しながら中・長期的な収支を見通した財政運営を行っていかねばならないものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） 次に、小樽市総合戦略と小樽市総合計画基本計画についてです。

政府は2014年末、地方創生の実現へ向け、まち・ひと・しごと創生総合戦略と長期ビジョンを閣議決定いたしました。50年後も1億人の人口を維持することや、人材の東京一極集中を改め2020年までに若者向け雇用の創出など目標を掲げ、地方版総合戦略に掲げられた施策を後押しし目標達成を目指すこととしております。

本市では小樽市総合戦略を策定し、その趣旨として「少子高齢化や札幌市への一極集中の進行などにより、人口減少が急速に進んでいる当市において、持続性の高いまちづくりを行ううえで、まず市民の生活基盤や企業の活動基盤を確保することにより、将来に向けて更なる発展を遂げるための道しるべとするものです。」とし、計画期間は2015年度から2019年度の5年間であり、地方自治体が抱えるさまざまな課題を解決していくために今まで以上にマネジメント力が求められているものと考えます。今年度で小樽市総合戦略の計画期間が終了し、新たな計画策定の議論、準備も進んでいることと思いますが、初めに今後の計画策定スケジュールと作業内容についてお示しください。また、計画策定に当たり最も重要視するのは何かについてもお答えください。

次に、5年間の評価について何点か伺います。

初めに評価の手法と結果の公表についてです。

小樽市総合戦略ではPDCAサイクルについて目的や考え方を記載しております。特にPDCAのA、アクションでは、「毎年実施する点検・評価をもとに、総合戦略と各施策の効果検証をそれぞれ行い、その結果明らかになった課題の緩和・軽減を図るとともに、必要に応じて総合戦略の改訂や施策の見直しを行います。」としております。他市では総合戦略の進捗状況を有識者でつくる評価委員会を設置するなど、専門的知識をもとに評価、検証を行い、公表することで事業の見直しを行うマネジメント力をより高める取り組みを行っております。そこで、本市における点検・評価の方法と効果検証の体制、結果の公表について御説明願います。

総合戦略では、基本目標Ⅰとして、「子育て世代をはじめ、全ての居住者に優しい、生活利便性の向上」。基本目標Ⅱとして、「小樽の強みを活かした産業振興と、新たな人の流れの創出」。基本目標Ⅲとして、「札幌圏や北しりべし・後志地域における、広域的な連携の推進」を掲げ、四つの施策パッケージにまとめ、施策KPIを設定しております。そこで、計画年度途中ではありますが、各施策パッケージの年度ごとの達成状況と分析結果について御説明願います。また、年度ごとの市民幸福度は何点になったのか、お聞きいたします。年度ごとの進捗状況において目標値などの見直しや改善を行ってきたと思いますが、目標値を達成できた事業数とその成果、目標値を上方修正した事業数と事業の変更などがあればその理由と

変更点について御説明願います。

平成28年度末に一度、総合戦略を改訂していますが、見直しによる成果について御説明ください。

基本目標Ⅲについては幸福度に直接効果を及ぼすものではないと判断したことで、幸福度の算出対象から外しています。しかし、たとえ間接的な効果であっても目標値が設定されている施策や事業はその成果、達成度を幸福度、達成貢献度などで評価するべきだと考えます。何らかの形で評価していかなければ結果的に主眼が事業成果ではなく事業実施が重視の運営になりかねません。市長のお考えを伺います。

次に、第7次小樽市総合計画基本計画（原案）策定までの流れや基本的な考え方についてです。

初めに、平成29年6月にまとめられた第7次小樽市総合計画策定資料集は、多様な市民の意向・意見を幅広く集め、計画に十分に生かすことを目的に市民参加を進めるとのことであり、第6次小樽市総合計画の実施事業について28年度以降各種アンケート調査を行ってきたと思いますが、まずどのような方法で市民の多様な意向・意見を集約したのか、何人の市民がかかわったのか伺います。

第6次総合計画は、まちづくり五つのテーマにより構成され、施策、事業を実施してきましたが、その評価、検証は行政評価をもとにし、施策ごとに目指すべき姿や展開方向、成果指標の推移と達成度、現状の成果や課題、今後の方向性を示し、総合評価と市民アンケート結果から分析した市民の施策に対する重要度、満足度の相対的な評価を加え、まとめたとのこと。策定資料では、各施策の評価結果が記載されておりますが、この評価結果からどのように第6次総合計画を総括されたのか、その結果とテーマごとの達成度はどう分析されているのか伺います。また、これらの分析結果がどのような考えのもと第7次総合計画の六つのテーマに反映されたのかについてもお答えください。

市民に対して行ったアンケート結果でも明らかなように、市民が重要度が高いとした施策の満足度が非常に低い傾向にあるのはどのような理由が原因と考えているのかお知らせください。

特に、子育て支援の評価のまとめでは、「目標値は、休日保育事業の実施箇所数を除き、達成されている」とし、「保育サービスの更なる充実に向け、休日保育事業については、今後の方向性で示すとおり、現在の利用状況などの成果を分析するとともに、効率的・効果的な事業展開について検証するため、各地域でのニーズ把握に努める必要がある。」としていますが、各成果指標の目標値はほぼ達成している状況で、満足度が33施策中のうち29位となっていることはどう捉えているのか。また、各地域でのニーズの把握の結果、地域によってニーズの差などがあったのか、結果について御説明ください。

そもそも市民が必要とする子育て支援策と市が考える施策、事業にはその考え方自体に大きな乖離があるのではないかと考えてしまいます。本来であれば施策にぶら下がる事業の目標値が達成されることで市民の満足度が上がっていかなければならないのではないのでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

この項最後に、第7次小樽市総合計画基本計画（原案）では重点施策が設定されており、これらは市民アンケート調査結果に基づき、重点的な推進を予定しているとのこと。この考え方は重点的に予算も配分するという考えなのか。その際の予算確保策についてはどのようにお考えなのか伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま小樽市総合戦略と小樽市総合計画基本計画について御質問がありました。

初めに、第2期小樽市総合戦略の策定スケジュールと作業内容につきましては、総合戦略は人口対策庁内検討会議と官民からなる小樽市人口対策会議において協議・検討の上、策定するものであります。それぞれの会議を7月から11月にかけて数回開き、12月をめどに市としての原案をまとめ、パブリッ

クコメントを経て、来年3月に第2期総合戦略を決定したいと考えております。

総合戦略の取りまとめに当たっては、今までの検証と人口推移、近日中に閣議決定される見込みのまち・ひと・しごと創生基本方針をもとに、市長公約や本市の第7次総合計画、小樽商科大学との共同研究の結果、さらには議会議論などを考慮しながら、地方創生、人口対策に効果的と考えられる施策や事業を検討したいと考えております。

また、最も重要視するものにつきましては、これからの会議の御意見を伺いながら決めることとなりますが、本市の人口減少が続いているのは、二十歳前後の転出超過と低い出生率が大きな要因ですので、雇用や子育て環境の整備など、若者・子育て世代をターゲットとした取り組みが大きなテーマになるものと考えております。

次に、現行の総合戦略の点検・評価方法と効果検証の体制、結果の公表につきましては、毎年度、四つの施策パッケージに含まれる各事業について、基準値と最終年度の目標値から設定される各年度の目標値への達成度をマイナス100からプラス100までのスコアとして評価しており、現状分析や今後の展開を含め、人口対策庁内検討会議と小樽市人口対策会議に報告し検証を行っております。また、公表につきましては、小樽市人口対策会議の終了後、会議資料として本市のホームページに掲載しております。

次に、各施策パッケージの各年度の達成状況などにつきましては、平成30年度の実績は集計中のため、29年度までの達成状況のスコアを27年度から順にお答えをいたしますが、あずまい暮らしプロジェクトは43.83、43.04、16.13。樽っ子プライド育成プロジェクトは73.46、49.96、39.54。にぎわい再生プロジェクトは65.17、75.73、69.84。あんしん絆再生プロジェクトは20.96、23.70、4.11となっております。

29年度においては、全体として順調とは言えないものの7割を超える事業で進捗が見られ、そのうち3割の事業でその年度の目標を達成しておりますので、一定程度は地方創生に向けた取り組みが前進しているものと認識しております。

また、年度ごとの市民幸福度の点数につきましては、幸福度KPIの中には5年ごとの調査で測定するものがあり、現時点で実測値を集計できていないKPIがあるため、実績値が把握でき次第、算定したいと考えております。

次に、目標値を達成できた事業数などにつきましては、平成29年度では全62事業のうち、観光を軸とした地場産業の振興により、にぎわいを取り戻し、雇用創出を実現することを目的とした、にぎわい再生プロジェクトを中心に11事業で最終目標値を達成しておりますが、直接的な成果を確認することは難しいものの、小樽経済にある程度の貢献をしているものと認識しております。また、これまでに目標値を上方修正したものは12事業となっております。

事業の変更などにつきましては、街路防犯灯LED化推進事業についてLED化の対象を拡充して継続したほか、地方創生関連交付金を活用した2事業などを追加してきたところであります。

次に、総合戦略の改訂による成果につきましては、重点戦略1の「育て上げるチカラの強化」において、地域周産期母子医療センターの分娩取り扱い再開に向けた支援を追加し、平成30年7月に分娩取り扱いが再開されたことが挙げられます。

次に、目的に対して間接的な効果を与えるものの評価方法につきましては、基本目標Ⅲは、札幌圏や後志地域における広域的な連携の推進を目的としているため、本市における影響度合いを直接的に評価することは難しいものと考えますが、事業量ではなく成果で評価することは大事な観点ですので、次期総合戦略においては、評価の方法自体を見直していきたいと考えております。

次に、第7次小樽市総合計画基本計画（原案）策定までの市民の意向・意見の集約方法とかかわった

人数につきましては、これまでに行った手法別に、団体や市外在住者も含めて申し上げますと、まちづくりに関する意識や市政に対する評価などを把握するために行ったアンケート調査の回答者数は、18歳以上の市民が1,172人、町会・自治会が117団体、経済、福祉などの団体が122団体、東京小樽会会員及び関西小樽会会員が219人、観光客が154人であります。

また、市民がまちづくりについて意見交換を行った会議の参加者として、高校生以上を対象とした「小樽市民会議100」が90人、中学生を対象とした「おたる子ども会議」が24人あります。このほか、総合計画審議会委員が交代した方を含めて40人、基本構想に対するパブリックコメントが3人であり、これらを合わせて1,702人239団体がこれまでの策定にかかわっております。

次に、第6次総合計画の評価と第7次総合計画への反映につきましては、第6次総合計画の評価を市民の市政に対する満足度から申し上げますと、平成19年度と28年度の市民アンケート結果を比べると項目が異なるため単純比較はできないものの、わずかながら上昇傾向にあることから、厳しい財政状況の中で一定程度の成果を上げたものと認識しておりますが、全施策の平均満足度は「ふつう」を下回っていたことから、満足度向上を意識した事業展開を図る必要があると考えております。

また、テーマごとでは詳細な分析は行っておりませんが、子ども・子育て、福祉・医療、産業振興の分野の政策において「満足度が低く、重要度が高い」傾向が見られます。このほか、市民満足度とあわせて評価の材料となる成果指標について、その設定数や内容等が全般的に不足または改善を要するという課題が見出されたところであります。これらを踏まえて、第7次総合計画では、新たに「子ども・子育て」をテーマとして加え、「満足度が低く、重要度が高い」領域に分類された施策などを重点施策と位置づけたほか、成果を重視した市政運営を推進するため、施策の進捗をより適切にはかることができるよう指標の充実に努めたところであります。

次に、市民アンケート結果で重要度が高い施策の満足度が低い傾向にある理由につきましては、この傾向が強い施策は、雇用、経済、除排雪、子供関連、教育、福祉、医療という市民生活と密接にかかわる分野であることから、市民の関心が高く期待も大きい分、評価が厳しくなるためではないかと考えております。

次に、子育て支援に係る施策の評価などにつきましては、成果指標の達成状況は、施策の中の限られた取り組みに係る指標に基づき、ほぼ達成しているという評価結果になったものであります。

一方、市民の満足度が低いことについては、アンケートでは具体的な要因を把握できませんが、市政における今後の重要度が高かったことから推測いたしますと、本市の子育て支援に対する市民の期待に応えるだけの施策が十分にできていなかったものと考えております。

また、休日保育事業の各地域におけるニーズについては、第2期小樽市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするために、昨年11月に行ったニーズ調査の結果から、地域によるニーズの差はほぼないものと把握しております。

次に、事業の目標値と市民満足度の関係につきましては、議員御指摘のように、事業の目標と市民満足度は連動することが望ましいものですが、先ほど申し上げたとおり、市民の満足度はその施策への関心や期待の高さによっても変わると考えられることや、第6次総合計画では限定的な指標設定であったことのほか、市の取り組み以外の要因の影響も受けると考えられることから、事業の目標値とは連動しない場合もあるものと捉えております。

しかしながら、総合計画の推進に当たっては、市民満足度の向上が大きな目的の一つであることから、第7次総合計画において充実させる各種の指標を分析・評価した上で、適宜、事業を見直し、市民満足度の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、第7次総合計画基本計画における重点施策の予算確保の考え方につきましては、基本的には中長期的な収支を見据えた財政健全化を進めながら、収支改善プランにおける各項目の取り組みを着実に推進し、必要な財源を確保した上で、選択と集中の観点で相対的に予算を厚く配分すべきであると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） 次に、環境問題についてです。

2011年3月の東日本大震災以降、政府は2014年に2030年を念頭に置いた第4次エネルギー基本計画を策定し、化石燃料の低減や再生可能エネルギーの拡大、普及を発表しました。昨年には、計画策定から4年が経過し計画の見直しや2015年に採択されたパリ協定を受け、2030年のエネルギーミックスの実現と、他の電源と比較して競争力のある水準までのコスト低減、FITからの自立化、長期安定的な主力電源としての持続可能なものになるよう第5次エネルギー基本計画を策定したところであります。この計画の着実な実行により、再生可能エネルギーの拡大を進めていかなければなりません、急速に再生可能エネルギーが広がる一方でさまざまな問題も顕在化してきております。

とりわけ太陽光発電については電気を電力会社が買い取る固定価格買取制度いわゆるFITが始まった2012年から太陽光パネルの設置が急速に拡大し、早ければ2040年ごろには大量廃棄が始まるのではないかと危惧されており、現在国において最終処分の方角性について議論されていますし、自治体においても森林伐採問題や事業者と住民間での問題が相次いで発生し、ガイドラインや要綱を策定する動きが広がりつつあります。

そこで、本市における太陽光発電施設の状況などについて伺いますが、太陽光発電事業を行うに当たり法的には基準を満たしていれば市への届け出は必要ないということではありますが、現在市が把握している太陽光発電事業者数と施設の箇所数をその規模とあわせてお知らせください。

資源エネルギー庁が発行した事業計画策定ガイドラインでは、FIT法及びFIT法施行規則に基づき事業計画の認定を受けたもしくは認定の申請を行う事業者はガイドラインの適用対象となり、さまざまな遵守事項がありますが、本市で太陽光発電事業を行っている事業者でこの認定を受けた、または申請を行おうとする事業者は何社あるのかお聞きいたします。

ガイドラインによれば、計画の企画立案の前提として事業者が自治体や住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められていますが、さきにも述べたとおり法の基準を満たしていれば事業者には自治体に対して届け出や住民に対しての説明会の開催などは義務づけられていないことから、今後市内におけるトラブルや問題が発生しないか大変に危惧するところであります。これまで太陽光発電施設に関連して事業者や市民から市への相談や苦情を含めた問い合わせなどがありましたでしょうか。もしあれば件数とその内容についてお知らせください。また、その対応として事業者に指導を行ったことがあるかどうかお知らせください。

以前、市内で太陽光発電施設に関連して雨水が川に流れ込んで濁水が発生しているという議論が小樽市議会でもありましたが、最近学校施設の近くの傾斜地に大規模な太陽光発電施設が建設されました。市民の方から、市街地での大規模施設の建設に不安の声も聞かれ、地元では回覧板により工事の説明はされていたそうです。私も豊川町の現地を見ましたが、最近の異常気象で市内あちこちで冠水する地域などもある中、民家も近い傾斜地でましてや発電施設の数メートル下の道路を生徒が通学するという状

況です。他都市では台風や地震で太陽光発電施設が破損し、その際関係省庁からは破損したパネルは破片であっても発電することができるので触れたりすることにより感電のおそれがあるとの注意喚起もされてきました。

今回のこの施設の安全管理は日常どのように行われているのか。周辺の住民、学校へは注意事項などの周知はされているのでしょうか。されているのであれば、いつ、どのような形で行ったのかお知らせください。

国が進める再生可能エネルギーの拡大は、2030年の目標達成に向け推進するべきだと考えますが、市街地での施設建設は他市で起きている反射光問題や熱問題、パワーコンディショナーの音問題、土地の問題などの事例でも明らかなように、今後市としてトラブルや事故を未然に防ぐためにも再生可能エネルギー施設設置のガイドラインや要綱などが必要になってくると思います。市長の御所見をお伺います。

次に、世界中で問題になっているプラスチックごみについてです。

プラスチックごみによる深刻な海洋汚染が進み、現在では世界中で排出されているプラスチックごみの9割はリサイクルされずに年間約800万トンが海に流れ込んでいる状況です。国連環境計画の試算では、2050年には海中に生息する全ての魚の総重量よりもプラスチックごみの方が重くなるとし生態系への影響を懸念しております。

また、海に流れ込んだプラスチックごみは風や紫外線により粉々に砕け、直径5ミリメートル以下のマイクロプラスチックとなり、これを魚や貝などが食べると体内に有害物質を蓄積するおそれすらあると言います。政府でも自治体や団体、企業、個人を巻き込んだ運動として、プラスチックスマートキャンペーンを実施しておりますが、小樽市がこれまで行ってきたプラスチックごみ削減に向けた取り組みと、その効果についてどのような認識をお持ちなのか御説明ください。

国連の持続可能な開発目標SDGsでも「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。」ことが目標の一つに掲げられております。こうした中、国内の企業がプラスチックストローの使用、提供をやめたり、プラスチックに変わる製品の開発を行ったり、行政やボランティア団体により海岸の清掃活動やプラスチックごみ削減運動など積極的な活動が広がっています。第1回定例会でも市としてSDGsの達成に向けた取り組みを進める旨の答弁もいただきましたが、今後具体的に企業、団体、市民とどのようにかわり、プラスチックごみ削減につなげていく考えか伺います。

次に、環境省が産業廃棄物として排出したプラスチックごみの焼却を全国の市町村に要請した件についてです。

報道によれば、5月17日の環境大臣の記者会見において産業廃棄物のプラスチックごみについて、市町村へ焼却処理の要請を検討しているとし、5月20日付通知で都道府県を通じて要請したとのこと。まず、道を通じて、いつどのような内容で要請があったのかお知らせください。

今回の環境省の要請に大変苦慮している自治体もあると聞いていますが、廃棄物処理法では一般廃棄物と一緒に焼却できる場合などは市区町村が産業廃棄物を処理できると規定しており、焼却施設を所有もしくは運営する自治体などが独自に判断できることになっています。

そこで、本市で対象になる焼却施設は北しりべし広域クリーンセンターのごみ焼却施設がそれに当たるとと思いますが、この施設は北しりべし廃棄物処理広域連合の6市町村で共同運営しています。いわゆる廃プラについて6市町村ではどのような処理方法を行っているのか伺います。また、各市町村の年間排出量をお知らせください。この施設での廃プラ受け入れについては、当然本市独断での判断にならないと思います。今回の廃プラ焼却要請で他の5町村と協議する予定はあるのかどうかについてお知らせ

ください。

次に、焼却施設について伺います。クリーンセンター焼却施設の焼却炉の1日の処理能力は焼却炉で197トン、灰溶融炉で15トンということですが、処理能力に対する平均稼働率はどのような状況なのか御説明願います。また、先ほどお聞きした6市町村から排出される廃プラは総量的には受け入れ可能な量なのかについてもお聞きいたします。

環境省のインフラ長寿命化計画では、一般廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に20年程度とされていますが、実際にはコンクリート系の建築物については50年程度とも言われています。クリーンセンター焼却施設は竣工から既に12年が経過しており、施設や設備も一定程度の老朽化が進行していると思いますが、機器、設備ごとの更新の状況、特に排ガス処理設備や焼却炉、溶融炉は延命化、長寿命化の観点でどのような対策を講じているのか。その対策によりどの程度耐用年数の長寿命化が図られると試算しているのかお知らせください。焼却炉でプラスチックを燃やすことによるメリット、デメリットについてどのような認識をお持ちなのかお聞かせください。また、物理的に現在の焼却炉で廃プラを焼却することは技術的に可能なのか。可能とするためにはどのような作業が必要になると考えられるのか伺います。

この項最後に、地域住民との関係についてです。

桃内にある北しりべし広域クリーンセンターは平成16年に着工され竣工が19年。この間地域住民の方の協力がなければ運用は難しかったのではないかと思います。当然排ガスによる公害の問題や、悪臭や騒音といったさまざまな問題で基準をクリアすることにより、住民の方々との信頼関係を築いてきたことと思います。そこで、さまざまな基準や取り決めにはどのようなものがあるのかお聞きいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま環境問題について御質問がありました。

まず、市が把握している太陽光発電施設を設置済みの事業者の数などにつきましては、事業者数は3事業者、施設数は3カ所で、事業規模はそれぞれ出力250キロワット、面積5,041平方メートル、出力500キロワット、面積7,678平方メートル、出力1,120キロワット、面積2万3,140平方メートルであります。

次に、固定価格買取制度の認定を受けた、または申請を行おうとする事業者の数につきましては、市へ相談等があり把握している数になりますが、設置済みの3カ所を除き、既に認定を受けているのは6事業者7カ所。これから認定を受ける予定があるのは2事業者3カ所です。

次に、太陽光発電施設に関する相談や苦情等につきましては、事業者からは設置に関する相談が15件あり、また市民からの苦情や問い合わせについては5施設に対して寄せられております。

主な内容としましては、濁水への心配、施設設置に伴う健康被害やさまざまな不安、住民への説明不足や業者対応、市有地売却の経緯、土砂流出の心配、木の伐採による雨水の影響などについてであります。このうち、市から事業者へは、濁水の関係については沈砂池などの対策を宅地造成等規制法の許可の中で指導し、施設設置に伴う健康被害やさまざまな不安、住民への説明不足や業者対応については、住民の理解が得られるように丁寧な説明をするよう事業者に求めております。

次に、豊川町の太陽光発電施設の安全管理や周辺住民、学校への周知等につきましては、事業者へ確認したところ、監視カメラの設置による常時監視とあわせて電気主任技術者を選任し、緊急時に対応できる体制を整えたほか、今後3カ月ごと、6カ月ごと、それぞれの定期点検の実施や年数回の土砂流出等がな

いかなの確認を行うとのことであります。

周辺住民への周知等につきましては、昨年7月ごろに事業計画を町会役員宅へ郵送し、その後住民等から特に要望がなかったことから住民説明会は開催せず、また、近隣の学校への周知も行っていないと聞いております。

次に、ガイドラインや要綱などの必要性につきましては、国では4万キロワット以上の大規模な太陽光発電事業については、ことしの夏をめどに環境アセスメントの対象に加える法改正を予定しておりますが、市内の太陽光発電事業については比較的小規模なもので、国の環境アセスメントの対象とはならない規模のものであります。資源エネルギー庁では、固定価格買取制度認定のための事業計画策定ガイドラインを定めており、小規模な太陽光発電についても適用され、設置に係る制限など一定程度の条件を示しておりますが、本市としましてもこのガイドラインを補完するものとして、他市町村の例を参考にしながら、ガイドラインの作成を検討していきたいと考えております。

次に、本市がこれまで行ってきたプラスチックごみ削減に向けた取り組みとその効果につきましては、平成17年4月の生活系一般廃棄物有料化実施に伴い、資源物としてのプラスチックごみの収集を開始するとともに、資源回収ボックスの設置による資源物の排出環境整備などの取り組みを行い、年間約6万1,900トンの廃棄物のうち約2,100トンのプラスチックごみを資源化いたしました。あわせて、適正な分別排出への情報提供や市民意識啓発、マイバッグ等のエコ活動推進を目的としたエコショップ認定制度の導入なども実施した結果、分別収集開始後、平成30年度までの14年間で、約2万5,700トンのプラスチックごみを資源化しました。

一般廃棄物有料化の実施以降、人口減少やプラスチック包装の減量化が進み、ごみ総量が20%以上減少する中、ごみの総量に対するプラスチック製容器包装などの資源化量の割合が微増傾向にあることから、これらの取り組みにより一定の効果があったものと考えております。

次に、今後のプラスチックごみ削減に向けた取り組みにつきましては、市がこれまでも行ってきたエコショップ認定制度の推進や、適正な分別排出への情報提供や市民意識啓発、資源回収ボックスの設置による資源物の排出環境の整備などの施策を継続して行うとともに、国や北海道の施策とも連携しながら市民意識の啓発に努め、SDGs17項目のうち、「つくる責任つかう責任」のターゲットの一つでもある再生利用による廃棄物の大幅削減を実現するためリデュース、リユース、リサイクルの3Rをさらに進め、プラスチックごみの削減につなげてまいりたいと考えております。

次に、環境省からの産業廃棄物として排出されたプラスチックごみ焼却処理についての要請文につきましては、北海道から廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等についての通知文を6月13日に受理しております。その内容としましては産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における緊急避難的処理の検討についての要請のほか、広域的な処理の円滑化に向けた手続等の合理化や排出者責任の徹底、不法投棄監視強化などについてであります。

次に、産業廃棄物として排出されるプラスチックの処理方法につきましては、産業廃棄物は排出者がリサイクル処理を原則とした適正処理をする責務を負っていることから、各自治体では詳細を把握していませんが、一般的には再生プラスチック製品や固形燃料などの材料として活用され、これらの材料として使用できないものについては埋め立て等に最終処分されることとなります。また、産業廃棄物である廃プラスチックの総排出量などを当市では把握していませんが、平成30年度に小樽市産業廃棄物最終処分場において受け入れた廃プラスチックの量は2,601トンとなっております。

次に、環境省からの廃プラスチックの焼却要請につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合としては焼却施設の建設に当たり、平成16年3月1日に桃内町会との間で締結した協定において、焼却施設で

処理する廃棄物は北後志6市町村から排出される生活系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物のうち可燃ごみとすると規定しており、産業廃棄物である廃プラスチックを焼却することができないことから、構成市町村において協議する予定はありません。

次に、焼却処理能力に対する平均稼働率につきましては、焼却炉の処理能力は1日当たり197トンであり、平成30年度の処理実績が1日当たり約151トンであったため、平均稼働率は約76%となっております。また、6市町村から産業廃棄物として排出される廃プラスチックにつきましては、排出総量を把握することはできませんが、現状としてごみを貯留するごみピットに余裕がない状況ですので、現在の施設では容量的にも受け入れは不可能であると聞いております。

次に、機器、設備ごとの更新状況につきましては、供用を開始した平成19年度から15年間の長期包括運営委託契約に基づき、毎年定期的に補修や整備を実施し計画的に更新を図ることにより、施設の適切な維持管理を行っております。排ガス処理設備や焼却炉についても同様に、定期的な補修や整備を実施することに加え、処理停止中などに適宜詳細な点検を行い状況の把握を行っております。また、灰溶融炉については休止中であります。

なお、施設の長寿命化対策につきましては、今年度中に設備の更新計画を含む長寿命化総合計画を策定し延命化の年数を検討する予定と聞いております。

次に、プラスチックを燃やすことのメリット、デメリットにつきましては、メリットとしては炉内温度が高温になることから、助燃剤の使用量が減ることによる経費の削減効果などが考えられます。また、デメリットとしては炉内温度が高温になることにより耐火物の焼損が激しくなり、補修の頻度及び範囲が大きくなることなどが考えられます。

次に、現在の焼却炉で廃プラスチックを焼却することの技術的な可否及び必要な作業につきましては、現在の焼却施設がプラスチックを多量に焼却する設計でつくられていないため現状では焼却することはできません。プラスチックを焼却するためには施設の設計を変更し大規模な改造を実施しなければならず、相当な費用を要するものと想定されます。

次に、地域住民の方々との取り決めにつきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合は平成16年3月1日付で桃内町会与協定を締結し、その協定を遵守し運営を行っております。具体的な内容については、大気汚染、騒音及び振動、悪臭防止に係る各種対策、処理する廃棄物の種類、搬入する曜日や時間帯の限定、搬入車両の種別及び走行速度の規制、施設周辺で行われている農作業に対する配慮などであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）

○9番（秋元智憲議員） 次に、ひきこもりについて質問いたします。

今、大きな社会問題となっているひきこもりの長期化、高齢化という深刻な現実を直視し一日も早く当事者や御家族に安心と希望を持ってもらいたい。そのような思いで質問させていただきます。

初めに、子供、若年者のひきこもり問題についてです。

内閣府が2015年に15歳から39歳までを対象として実施した「若者の生活に関する調査」では、過去にひきこもりになったきっかけは不登校や人間関係、就職活動がうまくいかなかった、職場になじめなかった、病気などが多く、現在ひきこもりになったきっかけは、職場になじめなかった、不登校、就職活動がうまくいかなかった、人間関係であり、特に就学期間でのきっかけは不登校が一番多く、就職、就業時のつまずきや人間関係などの問題や病気によるきっかけが多く、幾つかのきっかけが複雑に絡み合いひ

きこもりになったことも明らかになってきました。

そこで、若年者がひきこもりになる一番のきっかけとなる小・中学校の不登校の現状について本市ではどのような状況なのか、直近の不登校者数と主な理由を伺います。また、不登校の期間や進級する際、個々の状況をどのように引き継ぎされてきたのか伺います。また、中学校卒業と同時に不登校になっている当事者の情報は引き継がれにくいのではないかというふうに感じますが、このような場合の引き継ぎや進学しなかった場合にこれまでどのように当事者や保護者とかがかわってきたのかについて御説明願います。

次に、若年者支援の基本的な考え方とひきこもりの当事者、保護者への支援についてです。これまでの調査結果からもひきこもりの長期化・高齢化が問題視されており、早い段階での支援、かかわりが重要になっていることは言うまでもありません。平成22年に施行された子ども・若者育成支援推進法では「子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。」と規定されており、第4条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とし、第9条第2項では「市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。」と規定しています。各自治体でも独自の計画の作成・策定を行い、調査や施策、事業を実施し問題の解決に向けて取り組んでおります。

小樽市の状況を振り返りますと決して十分な取り組みを行っているとは思えないのです。迫市長は以前から不登校問題の解決に向け取り組むことを公約としても話されていたと思いますが、ぜひ迫市長が先頭に立ち、課題や問題解決に向けてもっと積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、市長のお考えを伺います。また、子ども・若者育成支援推進大綱を踏まえた本市の計画策定に向けた考えについて御説明ください。

次に、ひきこもりについてです。

私は以前から議会においてひきこもりの方々への支援について議論させていただきましたが、支援の第一歩として小樽市におけるひきこもりの状態にある方々の実態把握のために調査を行うことを提案、要望をしてきました。その結果、迫市長が当時総務部長であった平成26年に初めて民生・児童委員の協力を得て調査を行ったわけです。

ひきこもりについては、民生・児童委員の方々の業務ではないことなどから日常の活動で知り得たものとして協力をいただいた結果、ひきこもりの状態にあるのではないかと推測される人数は54人ということでした。15歳から40歳までの方が20人、おおむね40歳を超えと思われる方が24人、民生・児童委員の方が見て心配な方や家族から相談があった方が10人。簡易的な調査とはいえこの調査時点で既に若年者より中高年の方のひきこもりが多い状況でした。その後相談体制が若干広がったとはいえ、なかなか市としての具体的な施策、事業の実施まではたどり着いていません。改めて市としての支援策を講じるための調査研究が必要であり、以前のような簡易的な調査ではなくひきこもりにある方々の状況を調査、分析し、支援となる施策や将来に希望が持てるような取り組みを進めるべきだと考えますが、まず調査の実施について市長のお考えを伺います。また、現在考えられている施策や事業などあればお知らせください。

この項最後に、本市ができる社会復帰に向けたきっかけづくりについてです。

本年3月29日、内閣府は40歳から64歳の中高年を対象に初めて実施したひきこもりに関する調査結果を公表しました。内閣府が2015年に行った調査では、15歳から39歳までのいわゆる若年者に的を絞って実施し、その数は54万1,000人と推計されました。これまでひきこもりは青少年や若者の問題と考えられてきましたが、当事者や保護者の高齢化が問題視されるようになり、今回国として初めて対象を中高年

に絞り調査を実施したわけです。その結果ひきこもり状態にある40歳から64歳までの方は全国で61万3,000人と推計され、ひきこもり期間は51%が5年以上とのこと。ひきこもり状態にある人のうち、男性は76.6%、女性は23.4%。ひきこもっている期間では51%が5年以上と、ひきこもりが長期間にわたっていることがわかりました。また、若年層に比べ約半数の方々の関係機関に相談したいと回答するなど、当事者や家族が抱える問題の深刻さが明らかになったわけです。さきにも述べたとおり早い段階でのサポートがひきこもりの長期化、高齢化を防ぐために必要であり、特に本市における当事者や御家族の話を伺って感じることはひきこもりに対する無理解や偏見で周囲から長期間にわたり奇異の目にさらされることによる精神的なダメージが大きいことであり、最近の凄惨な事件の加害者がひきこもり状態であったことを殊さら大々的に取り上げ、ともすればひきこもり状態であることが事件の原因のごとく報道されることにより当事者や保護者の方の気持ちを思うと、一日も早くひきこもりへの理解を広めるとともに当事者、御家族に寄り添い安心と希望を持っていただくために今できることから進めていかなくてはならないものと考えます。

現在、本市では毎月家族会の集まりや保健所が主催する家族セミナー、NPO法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワークが主催するひきこもりサテライト・カフェin小樽が開催されており、さまざまな支援活動が行われています。このような活動がさらに活発になるように市として支援していくことが必要です。NPO法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワークは札幌市委託事業ひきこもりに関する集団型支援拠点設置運營業務として北海道では初となる居場所の「よりどころ」を開設した法人であり、これまで同法人が主催するひきこもりサテライト・カフェin小樽は民間のボランティア活動助成事業の資金を活用し開催されております。事業費は年間30万円とのことでした。

今後本市でも必ず必要となる居場所づくりや必要な方へのアウトリーチ、ピアサポートなどの導入に向け、専門的知識を持った方々を交えしっかりと議論していただきたいと思いますが、市長のお考えを伺います。また、本市としてもプロポーザル方式による支援事業の選定と実施が必要だと思いますが、この件についても市長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保し質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、ひきこもりに関連して御質問がありました。

初めに、中学校卒業後の不登校当事者や保護者とのかかわりにつきましては、市内の小・中学校と高校に生活サポートセンターたるさぼのポスター掲示やチラシの配置を依頼し、ひきこもりに関する相談・支援窓口としてさぼがある旨の周知を行っており、相談があった際には個別の状況に応じた対応を行ってきたところであります。

次に、不登校問題の解決に向けた取り組みにつきましては平成28年に内閣府が行った若者の生活に関する調査において、ひきこもりになったきっかけは不登校が最も多くなっているという認識のもとできるだけ早い段階から対策を講じることは重要であると考えております。

教育委員会では、登校支援室における学習支援やスクールカウンセラーによる教育相談、学校や家庭に出向く訪問型の支援などを行っており、今年度はさらに子供一人一人に応じたきめ細やかな教育相談体制を強化できるよう取り組みを進めているところであります。

本市としては不登校児童・生徒やその保護者に寄り添い、全ての子供たちが能力や可能性を発揮するこ

とができるよう教育委員会や関係団体と連携を図りながら積極的に取り組んでまいります。

次に、子ども・若者育成支援推進大綱を踏まえた本市の計画作成に向けた考えにつきましては、現在計画の作成には至っておりませんが、子供や若者に関連する既存の計画に子ども・若者育成支援施策の方針等を盛り込むことも含めて小樽市子ども・若者育成支援庁内連絡会議の中でも議論しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ひきこもりに関する調査の実施と考えられる施策や事業につきましては、まず調査に関してはひきこもり世帯は地域とのつながりが希薄で認知されにくく実態把握が困難なことから実施は難しいと考えております。現在たるさばが窓口となって相談を受け、社会参加や就労に向けた就労準備支援事業や、不登校児も含めた子どもの学習・生活支援事業などの支援を行っており、これらの周知と施策の充実に努めるとともに、今後は庁内関係各課で個別に受けている相談事例の内容を把握した上でどのような取り組みができるか検討してまいります。

次に、専門知識を持つ方々との議論や支援事業の選定、実施につきましては、これまでも保健所では子供のひきこもりを考える家族セミナーの開催などを通じて、専門的な知見を有する方からのお話を伺う機会を設けてきました。ひきこもり対策には多様な分野の専門性が必要であり、今後専門知識を持つ方々との議論の機会などを持ちながら、支援事業の実施や選定方法などを検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 秋元議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、ひきこもりについて御質問がございました。

初めに、本市における小・中学校の不登校の現状につきましては、文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、直近の平成29年度の状況で申し上げますと、年間30日以上を欠席した不登校児童・生徒数については小学校25名、中学校76名、計101名となっており、主な理由としては登校の意思はあるものの漠然とした不安を覚え登校できない、無気力で何となく登校できないためであります。

次に、不登校の期間や進級する際に個々の状況をどのように引き継ぎされていたのかにつきましては、小・中学校に在籍中は欠席日数や不登校の要因、本人や保護者の状況、具体的な支援方策などを記録したシートを校内で共有し次の学年に詳細に引き継ぎを行っております。また、小学校から中学校、中学校から高等学校へ児童・生徒が進学する際には指導要録や個人調査書などの書類、進学先の担当者との面談などを通してきめ細かな引き継ぎを行っております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

○9番（秋元智憲議員） 再質問させていただきます。

何か所かに絞って伺いたいと思うのですが、初めに太陽光発電についてです。

事業内容については地域の住民の方に回覧板で周知されているというのは伺ったのですが、一番心配している学校の生徒ですとか、あと住民の方の安全面での周知といいますか、ここが私は必要だというふうに思っていて、学校では安全の注意喚起などはされていないということでしたので、ぜひこれは事業者にしっかり話して、隣接する中学校を通して、生徒にしっかり注意事項なども徹底していただきたいというふうに思いますので、これ1点、答弁いただきたいと思います。

それとガイドラインの検討をしていくということでしたけれども、他市の状況、また先ほど事業者また

は市民の方からの相談の話を伺いますと、やはり近い将来必ずガイドライン、要綱が必要となるというふうに思いますので、検討期間も必要だと思いますが、ぜひ早い年度でガイドライン、要綱をつくっていただきたいなというふうに思います。これももう一度いつぐらいまで検討されるのか、この点について伺いたいと思います。

それと、ひきこもりについて。これは迫市長、私本質問の中でもお話しさせていただきました、平成26年に迫市長が総務部長のときにいろいろと議論させていただいて庁内連絡会議も設置していただきましたし、それ以降実は市長が変わりましてなかなかその議論が進まないという状況にありました。また、ましてやなかなか前の市長も理解が乏しかったというふうに思いますし、実際ひきこもりや不登校に関してのこの事業も本当に十分だったというふうには言えないのです。

そういう上では、迫市長がせっかく市長になって、平成26年の議論を思い出していただいて、もう一度せっかく庁内連絡会議をつくっていただいたわけですから、議論ももちろんそうなのですが、保健所で行っている家族会ですとか、さまざまなセミナーみたいなのもわかりますし、そういうところに専門家の方を呼んでお話を聞くのはわかるのですけれども、そうではなくて市の職員の方と専門家の方々がどういう事業をすることによって小樽市のひきこもっている方々の支援につながっていくかという、そういう議論をしていただきたいということなのです。その上で庁内だけではなくて、その会議の中にぜひ専門家も交えて小樽市の支援策を検討していただきたいというふうに思います。

調査の件ですがこれはする考えはないというお話だったと思うのですけれども、これは以前と同じように民生・児童委員の方がいろいろと勉強会などをされておりますから、平成26年のときよりは民生・児童委員の方々の理解が少し進んでいると思うのです。そういう意味ではもう一度民生・児童委員の方々にお願いして調査するという方法があるというふうに思うのですけれども、その点も踏まえて、それであれば本当に予算もそれほどかからず調査を行えるのではないかとというふうに思うのですが、その点についてもお答えいただきたい。

それと小・中学校の不登校児童についても中学校で76名の方がいらっしゃるということで、私以前からやはり高校に行って小樽市の情報が切れてしまうということを心配して議論させていただいたのですが、やはり余り状況が変わっていない状況ですので、この点ももう一度高校またその高校を出た後の状況も踏まえて、これは教育委員会ではないかもしれませんが、その点を踏まえてどういう対策・対応ができるのかというのもぜひ考えていただきたいのですが、これももう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目は太陽光の発電所の関係で御質問がございましたけれども、安全面の周知を学校にお願いしたいということでもございましたが、これは担当部を通じまして事業者に学校を含めて、周辺の住民の皆さんにもそうだと思いますけれども、周知をするように指示をしたいというふうに思っているところでございます。

それからガイドラインの検討につきましては答弁の中では検討ということでもございましたけれども、一応目途としては年度内には策定したいというふうに考えているところでございます。

それから、ひきこもりのことにつきましては確かに私が総務部長のときに窓口がなくて庁内連絡会議を設置させていただいたところでございますし、やはりこの問題というのは8050問題と言われるようにさ

らに大きな課題になっているなというふうに実感をしておりますし、職員みずからも専門的な知識を身につけていかなければならないというふうに考えますとやはり会議の中に専門の方も呼びしながら職員自体のレベルを上げていく必要もあるのだろうなというふうに思っておりますので検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから調査についてはなかなか難しいということで答弁をさせていただきまして、今民生・児童委員をというような御提言もありましたけれども、しっかりと担当部と話し合ってみたいというふうに思っておりますし、何せ民生・児童委員の業務量も大変多くなっているというふうに認識をしておりますが、このあたりについては担当部とも話し合ってみたいというふうに思っているところでございます。

また、生徒の情報が中学校から高校に移る段階で途切れてしまうという、この問題はやはり兼ねてからあるわけでございますけれども、やはり途切れることのないように今も教育委員会では対応されていると思いますが、改めて確認をしながら間違いなく中学校から高校に正確な情報が伝わるように対応していきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） それでは、一般質問をさせていただきます。

昨年度は国の診療報酬・介護報酬の同時改定が行われましたが、高齢化社会での医療のあり方、今後の医療需要等を見据え、医療機能の分化・強化、連携を推進し、医療提供体制の転換を意識したものであります。今後医療界での医師の働き方改革問題や医師偏在問題、それに地域医療構想などが複雑にかかわりながら地域の医療体制が大きく変わることが考えられ、小樽市も例外ではないと思われま

そこで、小樽市の医療について市長の御所見をお伺いしておきたいと思

一つ目に、地域医療構想問題であります。

小樽市の人口は毎年約2,000人減少しており、医療ニーズの縮小化は避けられず、また医療の進歩と高度化により入院の医療ニーズも確実に減少しております。市内医療機関における医師不足、看護師不足、患者不足も病院経営の現実的な脅威となりつつあります。そのような中、2015年の受療動向から推測される2025年度の小樽市での急性期の医療ニーズは最大に見積もり490床との試算がありますが、市内各病院の意向調査では870床と380床過剰となります。一方、回復期病床の2025年の医療ニーズは660床ですが、意向調査では340床であり320床が不足状態となる予測です。

東北大学の藤森研司教授が小樽で講演された際、高齢化の進んだ小樽のようなまちで重要なのは回復期病床の充実が地域住民の医療に貢献できる病床であると述べられており、小樽市においてはさらなる急性期病床から回復期病床への転換が必要と思われま

すが、いかがでしょうか。
現在、日本の医療における最大の問題点は医療ニーズと医療提供体制のミスマッチであると言われており小樽市でも同様に思えます。これを解決するには病院間での競争ではなく協調し合うことが重要です。時代が求めるのは将来につながる医療の持続可能性であり、連携し効率的かつ効果的に医療が提供できる

仕組みづくりであります。地域内ではそれぞれの医療機関が協調して機能分化・役割分担し、協働して地域医療の責任を持続的に果たしていくことが重要と思います。個々の病院経営という点の視点からではなく、地域医療経営という面の視点への転換が各病院の管理者には特に必要ではないかと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、慢性期医療に関しては小樽市の2025年の慢性期医療病床の試算値と意向調査では370床不足していますが、将来的に医療療養病床の対象患者の減少や看護師不足、介護士不足が予測される中、既に慢性期病床から特別養護老人ホームへの転換や2015年の試算当時に比べさまざまな介護系入所施設の充実と訪問診療を行う医療機関の増加で慢性期病床の医療ニーズは減少してきていることが推察されます。これは小樽市における地域包括ケアシステムの充実と広がりがある在宅療養の推進に寄与していることが影響しているものと思われます。

今後は国の進める政策により入院から在宅復帰までの道筋が強化されるとともに、かかりつけ医機能の推進や在宅医療の拡大で慢性期医療のあり方がさらに変わる可能性も秘めています。また、昨年度創設された介護医療院は介護療養病床と医療療養病床の経過型の転換先として、病院内にサービス付き高齢者向け住宅的施設を設置する医療法上初めての施設概念であり、今後小樽市内でどの程度介護医療院への転換が生ずるのか経過に注目を要すると思います。以上、慢性期医療に関して市長の御所見をお伺いいたします。

二つ目は、夜間急病センター問題です。

以前より問題提起されていた土曜日当番の体制に関して、限られた医師に大きな負担をかけての外科1次救急体制が続いていました。この解決に急病センターを利用して外部の医師にも参画してもらい、さらに内科も同様の体制をとり、土曜日の1次救急を急病センターで行うことで市との協議、議会承認を経て、2019年4月より急病センター出向による土曜当番制がスタートしています。また、薬剤師会の御協力でも院外薬局での対応も同時にスタートしています。今後に向けてですが、開業会員の高齢化と減少が予測され、休日当番体制も急病センター対応を視野に入れておくべきと思いますが、いかがですか。

次に、2019年4月に働き方改革関連法が施行され、医師の場合2024年4月より開始されますが、急病センター出向の大学医局の医師の方に影響が出てくる可能性があります。急病センター出向の深夜帯の医師には連続就労と判断され時間外労働時間問題がかかわってきますが、それ以上に関連法案の中の追加的健康確保措置が大きな問題となってきます。一つは連続勤務時間28時間問題と、二つ目は勤務間インターバル9時間の確保問題であり、これが適用されると急病センターで勤務した後、大学での仕事につけないことになってしまいます。この問題に関しては日本医師会の緊急調査結果を見ても全国の救急病院の半数が派遣医師の引き上げによる懸念を示しており、今後大学医局から出向される医師の兼業扱いがどうなるのか注視する必要があります。追加的健康確保措置に抵触する可能性が高ければ、急病センターの運営にも影響を及ぼすと考えられますが、市長のお考えをお示しください。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、地域医療構想について御質問がありました。

初めに、本市における急性期病床から回復期病床への転換につきましては、本市を含む後志圏域における地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行う場として、後志総合振興局が設置した後志圏域

地域医療構想調整会議があり、この会議の専門部会や市内医療機関関係者で構成されるワーキンググループにおいて地域の実情を示すデータや構想を踏まえた取り組み状況について情報共有するとともに、地域の課題や確保すべき機能等について意見交換を行っているところであります。この中で毎年実施される病床機能報告の状況を踏まえ、回復期病床の確保の必要性など医療提供体制に関する状況を共有した上で必要に応じて急性期から回復期への転換が図られていくべきと考えております。

次に、個々の医療機関が協調して機能分化・役割分担し地域医療の責任を持続的に果たしていく地域医療経営という面の視点への転換が各病院の管理者に必要なかにつきましては、各病院の管理者に対して、先ほど申し上げました後志圏域地域医療構想調整会議において情報共有や意見交換を行う中で、医療機関相互の役割分担と連携の促進を働きかけていきたいと考えております。

次に、慢性期医療につきましては、後志圏域地域医療構想における圏域内の必要病床数に対して現時点で約300床不足しておりますが、毎年実施される病床機能報告の状況や医療機関の動向などを注視しながら適切な病床数の確保に向けて、後志圏域地域医療構想調整会議において北海道とともに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、夜間急病センターについて御質問がありました。まず、今後の休日当番体制を急病センターで対応することにつきましては、市民の利便性の向上と各医療機関の負担軽減を目的に今年度から土曜在宅当番の診療体制を見直し、急病センターで診療を始めましたので、その効果と課題の検証を行いながら今後医師会の御意見もお伺いして検討してまいりたいと考えております。

次に、働き方改革による急病センターの運営への影響につきましては、急病センターの運営には大学医局からの出向医師数が平成30年では延べ730人、実116人となっており、大学医局に大きく依存していることから、今後影響があることが予想されます。

現状では、医師会が医師確保に努めていただいておりますので、本市といたしましては、北海道が設置しております北海道医療勤務環境改善支援センターからの情報収集に努めるなど今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第14号については先議することとし、直ちに採決いたします。

議案第14号の採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、林下孤芳議員は除斥となりますので退席を求めます。

（18番 林下孤芳議員退席）

○議長（鈴木喜明） この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（鈴木喜明） ただいまの出席議員は23名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（鈴木喜明） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（鈴木喜明） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。議案第14号について、同意することに賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。

○事務局次長（佐藤典孝） 1番横尾英司議員、2番松田優子議員、3番小池二郎議員、4番中村岩雄議員、5番面野大輔議員、6番高橋龍議員、7番丸山晴美議員、8番酒井隆裕議員、9番秋元智憲議員、10番千葉美幸議員、11番高橋克幸議員、12番松岩一輝議員、13番高木紀和議員、14番須貝修行議員、15番中村吉宏議員、16番中村誠吾議員、17番佐々木秩議員、19番高野さくら議員、20番小貫元議員、21番川畑正美議員、22番濱本進議員、23番山田雅敏議員、24番前田清貴議員。

○議長（鈴木喜明） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから、開票を行います。

立会人に、須貝修行議員、小貫元議員を御指名いたします。

両議員の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（鈴木喜明） 投票結果を報告いたします。

投票総数 23 票

そのうち有効投票 19票

無効投票 4 票

有効投票中

賛成 14票

反対 5 票

以上であります。

よって、議案第14号は原案どおり同意と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

（18番 林下孤芳議員着席）

○議長（鈴木喜明） 本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時06分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 小池二郎

議員 中村誠吾

令和元年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和元年6月19日

出席議員 (25名)

1番 横 尾 英 司	2番 松 田 優 子
3番 小 池 二 郎	4番 中 村 岩 雄
5番 面 野 大 輔	6番 高 橋 龍
7番 丸 山 晴 美	8番 酒 井 隆 裕
9番 秋 元 智 憲	10番 千 葉 美 幸
11番 高 橋 克 幸	12番 松 岩 一 輝
13番 高 木 紀 和	14番 須 貝 修 行
15番 中 村 吉 宏	16番 中 村 誠 吾
17番 佐々木 秩	18番 林 下 孤 芳
19番 高 野 さくら	20番 小 貫 元 進
21番 川 畑 正 美	22番 濱 本 進
23番 山 田 雅 敏	24番 前 田 清 貴
25番 鈴 木 喜 明	

欠席議員 (0名)

出席説明員

市 長 迫 俊 哉	教 育 長 林 秀 樹
副 市 長 小 山 秀 昭	病 院 局 長 並 木 昭 義
水 道 局 長 加 賀 英 幸	総 務 部 長 日 栄 聡
財 政 部 長 前 田 孝 一	産 業 港 湾 部 長 上 石 明
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長 佐 藤 文 俊	生 活 環 境 部 長 阿 部 一 博
医 療 保 険 部 長 相 庭 孝 昭	福 祉 部 長 勝 山 貴 之
保 健 所 長 貞 本 晃 一	建 設 部 長 西 島 圭 二
消 防 長 土 田 和 豊	病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長 金 子 文 夫
教 育 部 長 森 貴 仁	総 務 部 長 企 画 政 策 室 長 林 昭 雄
総 務 部 総 務 課 長 津 田 義 久	財 政 部 財 政 課 長 笹 田 泰 生

議事参与事務局職員

事務局長 中田克浩
庶務係長 由井卓也
調査係長 柴田真紀
書記 北岡尚
書記 河崎仁美

事務局次長 佐藤典孝
議事係長 深田友和
書記 樽谷朋恵
書記 松木道人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村吉宏議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第13号及び議案第15号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党の丸山晴美です。よろしくお願いいたします。

一般質問をいたします。私が、いよいよ市議会議員として仕事をするに当たり、小樽市のホームページにアクセスする機会が格段にふえました。そこで気がついたことですが、小樽市と検索しますと、小樽市公式ホームページという表示の後に、自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまちのキャッチコピーが表示されています。これは小樽市のよいイメージを喚起するいい取り組みだと感心しました。だからこそ気になる点の一つあります。ぜひ対応をお願いしたいところですが、スマートフォンで小樽市ホームページを表示させると読みづらいのです。スマートフォン対応の表示になっていないために、特にトップページは表示される文字が小さくなります。拡大すると、今度はスクロールしなければ全体を読むことができない、大変ストレスフルな画面です。

道内主要10市を調べてみました。スマートフォン対応になっているのは、札幌市、旭川市、函館市、釧路市、苫小牧市、帯広市、江別市、千歳市です。対応していないのは小樽市と北見市だけでした。

例えば、旭川市では一番上に外国語対応の表示があり、次に大きな分類として、くらし、イベント、観光、事業者向け等の表示があり、その下にイベント案内、ふるさと納税、移住促進等、数種類の画像のスライドがあり、さらにライブイベント別のアイコンが並んでいます。見やすく、そしてスピーディーに欲しい情報にアクセスできるように工夫がされていて、大変参考になると思います。

そこでお聞きしますが、小樽市の公式ホームページが住民や観光客に見やすいものとなっているとお考えでしょうか。また、今後スマートフォン対応にする予定はないのでしょうか。

次に、学校統廃合についてお聞きします。

本市では児童・生徒数及び学級数の減少により、多くの学校が小規模校となってきたことから学校統廃合を進めてきましたが、児童・生徒数の減少はとまらず、特に2004年以降、急速に少子化が進む中、2006年7月から開催した小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会での協議を受けて、2009年11月に小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画を策定しました。この計画のもとでさらなる学校統廃合が進められてきました。そして、2010年度から2017年度の計画期間前期が終了したところです。2018年6月には、これまでの学校統廃合の成果や課題を整理し、点検結果として、「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」計画期間前期の点検結果についてがまとめられました。

この報告では、適正化基本計画の目的を3点挙げています。「1 学校統合による望ましい学校規模を有する学校への再編」、「2 豊かな学びを支える教育環境づくりと安全・安心な環境づくり」、「3 統合対象各校の伝統や特徴、取組などを取り入れた新しい学校づくり」とされています。

1点目の「望ましい学校規模を有する学校への再編」についてですが、前期の再編により統合した学校数は、延べ校数で小学校11校、中学校2校の合計13校。そのうち、統合時でさえ教育委員会が望ましいとした規模を実現できたのは7校です。さらに、2019年5月1日現在では、この規模を維持できて

いるのは4校にまで減っています。1点目の目的を達成している学校は3分の1程度と、余りにも低い割合ではないでしょうか。

これは、教育委員会が学級数だけを検討の対象にし、少人数学級の実現に頑として背を向けてきた結果です。今後も今までどおり、小学校で1学年2学級以上の1校で12学級以上、中学校で1学年3学級以上の1校で9学級以上という学校規模を実現するための学校統廃合とするのかお答えください。

さらに、計画の目的2点目です。

「豊かな学びを支える教育環境づくりと安全・安心な環境づくり」について、特に心配しているのが児童・生徒の通学の状況です。統廃合によって通学距離が長くなる児童・生徒が当然生まれます。統合についてのアンケート調査結果を見ましたところ、北陵中学校生徒の回答では、バスの本数が少ないし、寒い中待ったりする時間がある。または、バスが1時間に2本しかないので、乗り過ごしたら30分待たなければならない、寒いし帰る時間が遅くなり大変などの回答がありました。稲穂小学校、手宮中央小学校の保護者からは、通学に30分以上かかり事故に遭わないか心配、冬の下校時は真っ暗になってしまおうといった回答がありました。送り迎えができるおうちもありますけれども、共働き世帯、ひとり親世帯、金銭的に厳しい世帯など、保護者が送り迎えできない世帯では、結果的に子供にだけしわ寄せが行っています。

学校統廃合で特に通学において、子供たちに負担を強いる結果になっています。バス通学の中学生で3キロメートル以上というのを2キロメートル以上へ助成要件を緩和することや、スクールバスを運行することなどの対応をするつもりはございませんでしょうか、お聞かせください。

計画の目的3点目の「統合対象各校の伝統や特徴、取組などを取り入れた新しい学校づくり」が目指すところは、今までの学習環境を保障し、なおかつ新しい取り組みを推奨するということであると考えます。統合についてのアンケート調査結果を見れば、ほとんどの児童・生徒が新しい学校になじんでいる様子がうかがえますが、しかし少数とはいえ、例えば北陵中学校では、授業がうるさくて集中しづらくなった、学習へのやる気をなくした、つまらなくなったというネガティブな意見があることは看過できません。

また、手宮中央小学校では、人数がふえたから授業がうるさくなった、手を挙げても余り当たらない、発言する機会が少なくなったと答えている児童がいます。せっかく意見を言おうと手を挙げているのに当ててもらえない、発言する機会が少なくなったことで児童の意欲がそがれるようなことがあってはなりません。授業に集中しづらくなった、手を挙げても当ててもらえず発言の機会が減った原因は、1学級当たりの人数がふえたせいであり、学校統廃合の弊害ではありませんか。考えをお示しください。

適正化基本計画の学校再編成を行うに当たっての考え方についての中で、「学校再編に当たっては、30人程度の学級を想定した配置に努めるとともに、学校規模の適正化により「少人数学級実践研究事業」に該当する条件を満たす学校を増やすようにします。また、ティーム・ティーチングの充実拡大や少人数学級の実現に向け、国や北海道への働きかけを強めます。」と少人数学級の実現にも言及しています。少人数学級については、計画策定の前に11回にわたり開かれた、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の中に、例えば「40人というのは非常に多くて、35人を超えると多いなという感じがします。」「25～6人くらいのところが非常にゆったりしているなという感じがしますので、40人は多いと思います。これは希望なんです、30人を超えた時点で、2クラスというのが望ましい」といった御意見や、「やはり、だいたい皆さんの考えは40人カツカツだときついなという思いは一致していると思うので」といった御発言がありました。こういったことから、少人数学級実現への期待は少なくないと私は考えます。本来は国や道の責任で少人数学級を実施し、教員を配置するべきところですが、少子化が進む

小樽市の現状を鑑みて、市独自で少人数学級を実施してください。

そこでお聞きします。在り方検討委員会の中で、少人数学級を評価する意見がありながら、なぜ実施しなかったのか理由をお聞かせください。

現在の小学校、中学校で35人学級を実施した場合、教員を何人ふやす必要があるのか。また、それににかかる人件費をお答えください。

最後に、先日行われた小学校の運動会についてお聞きします。

ことしの小学校の運動会は熱中症を心配するほどの天気恵まれ、児童は日ごろからの努力を存分に発揮し、また友達とのかかわりを深めるいい機会になったと期待するところです。ところで、山の手小学校では開校の年から、今年度からは稲穂小学校にも運動会の午前開催が広がっています。

これは計画の目的の3点目である、「統合対象各校の伝統や特徴、取組などを取り入れた新しい学校づくり」にそぐわないのではないのでしょうか。両校の規模を見ますと、ことしの5月1日現在で山の手小学校が15学級445人、稲穂小学校が13学級413人と市内でも大きな規模の学校です。児童数が多いのに時間短縮ということは、児童1人当たりの競技に参加する時間も少なくなります。適正化基本計画策定に当たって小規模校の長所と言える特徴として、「学校行事や児童会活動などで学習発表の機会や活動の場を多く設定できる。」ということを挙げています。学校統廃合は、こうした小規模校のメリットを少なからず犠牲にしていると言わざるを得ません。それでも、望ましい学校規模の考え方では「学校行事など一定の規模の集団を前提とする教育活動において、より高め合う効果が得られる規模が必要です。」と書かれており、そのための学校統廃合だったはずで、それにもかかわらず、大きな学校行事である運動会の時間を短縮することは、学校規模は確保したがその効果を発揮する機会を少なくしてしまうこととなります。

私の子供たちも稲穂小学校でお世話になりました。1、2年生の競技は昼まででしたけれども、3年生から6年生は午後も全力で競技に取り組んでいました。1、2年生が、午後は保護者席でお兄さん、お姉さんの応援をするかわいい姿が見られたり、紅白戦ですから、自分の組が午前中は負けていたのに、午後には逆転し、上級生の活躍に感動したり、あるいは負けた組でも悔しさを共有し、頑張りをたたえ合うなど、毎年さまざまなドラマがある運動会です。多くの児童が運動会を楽しみにしているだけでなく、練習を含めた経験が子供たちの成長につながっています。

私自身も稲穂小学校の児童に聞いてみました。9人中6人、「短くなって寂しかった」、「お昼の後もやりたかった」と、時間短縮に否定的でした。2人が、「暑かったから短くてよかった」、「日に焼けちゃうから短くてよかった」と答え、1人は恥ずかしがるようにして答えてもらえませんでした。朝の登校時に偶然通りがかった児童に聞いており、私と個人的なつながりはありません。素直な気持ちだと思います。

最後に聞きますけれども、今まで運動会を昼までの開催としていた小学校はほかにありますか。また、稲穂小学校で運動会を昼までの開催にした理由と経緯をお聞かせください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、本市ホームページについて御質問がありました。

まず、ホームページの見やすさにつきましては、パソコンで閲覧する場合には、レイアウトなどの工夫がなされ、一定程度配慮されているものと考えております。しかしながら、スマートフォンで閲覧する場合は、対応する専用サイトがなく、小さな画面にトップページがそのまま表示されるなど、必ずしも見やすいものにはなっていないものと認識しております。

次に、スマートフォン対応につきましては、他都市の多くは入力した記事等が自動的にパソコン用とスマートフォン用に振り分けられるシステムを導入していると伺っておりますが、本市においては無償で提供いただいたシステムを活用し、必要最低限の費用と機能で導入しており、現状でスマートフォン専用サイトの対応には至っておりません。

しかしながら、情報を見やすく、わかりやすく受け手に伝えることは大切であり、昨今、スマートフォンだけを使って情報を取得する方も多いと認識しておりますので、今後、本市のホームページシステムの保守を委託している事業者とも導入方法や課題について相談しながら検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、学校統廃合について御質問がございました。

まず、今後も今までどおり望ましい学校規模にするための学校統廃合をするのかにつきましては、本市の児童・生徒数が想定を超える減少を続けているなど、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画を見直す必要が出てきたため、将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を進めていくこととしております。

見直しに際しましては、学校規模についての考え方の整理を初め、国の教育施策の動向や地域の防災・交流拠点としての小・中学校の役割など、本市のまちづくりの考え方を考慮し検討していくこととしております。

次に、バス通学する中学生に対する通学費助成の要件緩和やスクールバスを運行するなどの対応につきましては、中学生のバス通学費助成の国の基準値は6キロメートル以上、豪雪地帯については冬期間のみ3キロメートル以上として設定されておりますが、本市におきましては、この冬期間の距離を通年に拡大しており、国の基準を上回る形でバス通学費の助成を行っております。そのような現状を踏まえ、バス通学費の助成は現在の基準を継続してまいりたいと考えております。

また、スクールバスの運行につきましては、中学校においては部活動や生徒会活動などにより下校時間帯が不規則であることから、路線バスの通学費助成を基本としており、スクールバスによる対応は行っておりません。

次に、アンケートの意見につきましては、統合についてのアンケート調査結果では、統合により児童・生徒数がふえたことによる授業の様子について、「授業が楽しくなった」や「多くの意見が出るようになった」、「学習への関心が高まった」、「多様な考え方があることがわかった」などの肯定的な意見が多く、おおむね評価されているものと捉えておりますが、一部では、「うるさくて授業に集中しづらくなった」や「手をあげてもあまり当たらない」などの御意見もあり、課題もあつたものと認識しております。アンケート調査結果につきましては、指導方法などにも関連することから学校にも伝え、対応をお願いしており、こうした意見にも配慮しながら新しい学校づくりに取り組んでいるところでございます。

次に、少人数学級をなぜ実施しなかったのかにつきましては、在り方検討委員会からの答申では、学

級の編制は、学級編制に関する国の法律において、40人を標準として行われることになっているため、学校規模を検討する際には、学校の配置や教職員配置に関する基準等を定める現行制度を基本にすること。また、学校配置の検討を行う際に、指導面や教育効果などから30人前後の学級規模が実現できるような努力と工夫、配慮が必要であるとされております。このため、適正化基本計画を策定した際の望ましい規模から見た学校数については、平成27年度の推計児童・生徒数を1学級30人程度で編成した場合の学校数としたところでございます。

次に、現在の小・中学校で35人学級を実施した場合の教員の増加数とそれにかかる人件費につきましては、令和元年5月1日現在の児童・生徒数で試算をいたしますと、市内小・中学校全体で20学級増加するため、北海道教育委員会の教職員配置基準に基づいた算出では、教員を24名ふやす必要がございます。

また、それにかかる人件費については、北海道の小・中学校教員の事業主負担分を含む人件費の1人当たりの平均約800万円をもとに試算をいたしますと、小樽市負担分は年間で約1億9,000万円となります。

次に、小学校の運動会について御質問がございました。

まず、今まで運動会を昼までの開催としていた小学校につきましては、豊倉小学校でございます。また、稲穂小学校の運動会を昼までの開催にした理由につきましては、校長からは、低学年も含む全児童が開会式から閉会式まで参加することで、全校児童の団結力を高めることを狙いとしたことや、悪天候による運動会の順延に伴う弁当作りなど、保護者の負担軽減に配慮したことが理由であると聞いております。

経緯につきましては、昨年の運動会終了後のPTA事務局会議において、運動会の日程について協議したところ、昼までの開催にしたほうがよいとの意見が多かったことから、PTA役員会や学級懇談会、学校だより等で昼までの日程で行うことについての意見を求め、保護者等から反対の意見がなかったことを受け、決定に至ったと聞いております。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）

○7番（丸山晴美議員） まず、ホームページのスマートフォン対応についてです。

ホームページの中身については、欲しいと想定される内容をほぼ網羅している十分なものだというふうに私も考えております。ただ、だからこそスマートフォン対応をお願いしたい。老眼鏡を使用する世代にもスマートフォンを使う、そういったことが広がっております。ぜひ早急にスマートフォンでも見やすいホームページの実現をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

学校統廃合についてですけれども、教育委員会が望ましいとしてきた規模をこの後も使っていくのかどうかということについて、この間、小・中学校の人数、そういったことを見ましたら、この規模にこだわるのはもはや現実的ではないというふうに考えます。今のままで、1学級の人数が変わらないままで、この望ましいとされる規模を実現していくのは、小樽市のまちづくりのあり方を考えても現実的ではないという意味です。

地域の避難所であったり、コミュニティの拠点として学校の存在理由もありますので、そのあたりを十分に考慮していただいて、今後の学校のあり方を検討してほしいというふうに思います。

そして、私は西陵中学校の説明会などに何度も出ておりますけれども、この学校の配置について、小樽市の少子化対策という視点が余りにもないのではないかと考えています。学校教育を充実

させることで少子化をとめるといふか、そういった効果も考えなければいけないのではないかというふうに私は考えておりますので、そのあたりもお願いをいたします。

バス通学について、小樽市の努力は評価をするところですけれども、子供たちは、雨の日も風の日も、暑くても雪が降っても、毎日毎日学校に通います。そして、大人と違って、基本的に決められた方法で登下校しなければなりません。体育や部活動で頑張った日でも、始業式や終業式で荷物が多くてかさばる日でも、バス通学でない子供はバスには乗れません。タクシーを拾うこともできません。そういった子供たちの事情も鑑みていただいて、せめて冬期間だけでもさらなる助成要件の緩和を検討していただきたいこと、重ねてお願いを申し上げます。

そして、少人数学級についてですけれども、35人学級にした場合の件費を出していただきました。1学級35人以上の学級がある学校については、小学校で言うと9校あるのですけれども、そのうちの6校が統合された学校です。中学校の場合は5校あって、統合された学校は2校ということなのですけれども。

特に小学校の場合は、統合された結果40人学級になってしまったという状況が見えてまいりました。今後、小規模特認校という制度もありますけれども、こういったことも考える必要があるのではないのでしょうかということをおし上げておきます。

そして、今の状態で35人学級を実現した場合、お金が1億9,000万円かかると、かなりな金額になるなというふうに思いましたけれども、例えば小学校3年生と中学校2年生をまず実現する、そういったことも考えてはどうかというふうに言おうかとも思いましたが、なかなかやっただけがないという現状も考えまして、ぜひ子供にお金をかける市政を実現していただきたいというふうに思います。というのは、2018年の出生数が500人を切っております、484人だったかと思えます。この数字は私にとっても結構ショッキングな数字でした。子供に、子育てにお金をかけるということをやっただけがない。今後、35人学級実現のために国と道に要求するということですけれども、さらに踏み込んで、市として何ができるのかということをお答えいただけたらなというふうに思います。

そして、運動会のことなのですけれども、アンケートをとっていただいた。アンケートで保護者の意見を聞いていただいたということでも、子供の意見を聞いているのかということをおし上げておきます。それから、豊倉小学校についてはそもそも在校生が7人しかいませんので、1日開催がまずあり得ないだろうということをおし上げておきます。

そして、PTA事務局会議で説明をした。PTA役員会で説明をした。実際にこの事務局に何人いるのか、PTA役員が何人いるのかお答えください。

それから、保護者アンケートをとっておりますけれども、何枚配布して、回収が何枚だったのかお答えいただきたいと思えます。

○議長（鈴木喜明） 説明員に答弁を求める前に少し丸山議員にお聞きしたいのですけれども、まず、ホームページのスマートフォンは早期にお願いしたいということで、これは質問ですか。

（「いいえ、お願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） では、答えは要らないですね。

それから、再質問に当たって、本答弁で触れていない部分に関して質問されています。本来であれば再質問は本答弁で触れた部分ということになっておりますので、その部分、答えられたら答えるかもしれませんが、基本的には説明員には答える義務はないということで、わかっていたかということ、説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、望ましい学校規模についてのお話があったと思います。そういった中であって、今後どういうふうに進めていくのかというところのお話だったというふうに思いますけれども、まず、望ましい学校規模につきましては、適正化基本計画策定時に考え方としてその学級規模を示したものでございますが、計画策定後一定の期間が経過をして、計画の最終年度における児童・生徒数について、前期の部分ですが、計画の推計値と、それから今後の見込み児童・生徒数の乖離が非常に大きかったということに加えて、本市の児童・生徒数の減少が非常に減少傾向が強くなってきているということでございます。

そういう意味で、計画で定める望ましい学級規模というのは、学校再編、今の規模では難しいということを判断したところでございます。このため、今後の児童・生徒数の推移を踏まえつつ、地域と学校の関係でありますとか、教育施策の展開を考慮しまして、将来を見据えた学校再編に関する基本的な考え方を新たにまとめることとしたところでございます。

教育委員会といたしましては、今後さまざまな観点から市内全域におけます学校の配置や必要な学校規模などについて改めて整理を行い、児童・生徒にとって望ましい教育環境の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、少子化をとめる教育、それから、同趣旨かと思うのですが、子供にもっとお金をかけてほしいという、そういう願いを持っているということで御質問いただきましたけれども、私どもも、もちろんそういう意味で、子供たちにいろいろな対策を講じながら少子化対策をやっていかなければならないと思っています。その中で教育も大事な部分だというふうに考えています。それから、教育にお金をかけるということは、今後、小樽市総合教育会議などで市長にもお願いしていかなければなりませんけれども、さまざま施策を駆使しながら、厳しい財政状況でございますが、市長にもお願いをしていきたいというふうに思っております。施策については、総合的にいろいろな多方面から考えていかなければなりませんので、そういった中で教育委員会としても効果的な事業について検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、通学費助成についてのお話がありました。冬期間だけでも緩和できないのかということでございます。そういう意味でいきますと、冬期間以外についても、私どもは通常6キロメートルのところを3キロメートルに緩和をしているということでございますので、なかなか財政状況等を考えますと、今のレベルを上げるということはなかなか難しいのかというふうに考えているところでございます。

それから、稲穂小学校の運動会の関係で御質問があったと思います。

まず、子供の意見を聞いているのかというお話があったと思いますが、今回の保護者アンケートの記入ですけれども、ふだん、日ごろ子供たちと会話をしている保護者の方から御意見を聞くということで、当然、子供たちの意見も一定程度反映されているかというふうに思っております。そういう意味で、子供の意見、直接的ではございませんけれども、アンケートで保護者を通じて一定の意見を聞いているというふうに捉えております。

それから、PTA事務局は何人なのかということですが、手元に資料がございますのでお話をさせていただきますと、保護者が9人、教員4人の合計13人でございます。

それから、PTA役員は何人なのかということですが、92人と事務局9人を合わせて101人ということでございます。

それから、保護者アンケートは何枚配布して、何枚回収したのかということですが、昨年の1学期末に453枚配布をいたしまして、286枚回収をしたところです。率にしますと63.1%とい

うこととなります。

それから、昨年の2学期末に同じく453枚配布をいたしまして、267枚回収をしております。率で申し上げますと58.9%でございました。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 不規則発言をしないでください。

(「答弁漏れがあったから」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

○7番（丸山晴美議員） 再々質問をいたします。

子育てにもっとお金を割いてほしいというのが子育て世代の願いです。これをお願いをいたしまして、そして、運動会のことについてですが、事務局、PTA役員の人数を聞きましたけれども、一部と言わざるを得ないのかなというふうに思います。

そして、アンケートについては、それぞれ63.1%、58.9%の回収率だったということです。その中で、午前開催について反対意見が出なかったということでもよろしいのでしょうか。反対意見がなかったというふうにおっしゃっているのですが、まず、団結力を高めたいということで午前開催にしたということなんですけれども、逆に1、2年生を午後まで伸ばすことを考えなかったのでしょうか。

また、過去の雨の影響により保護者の負担が大きくなったというふうに言っていますけれども、これも、まず予定を1日で今までどおり開催するということにして、例えば雨で順延になったならば、そのときは午前にしましょうということもできたはずなのですよ。午前開催ありきのやり方だったのではないかというふうに思いますが、見解を伺います。

保護者の反対意見がなかったというふうにおっしゃっていますが、これは逆に学校教育への関心のなさのあらわれではないでしょうかと私は思うのですけれども、その見解を伺います。

子どもの権利条約では年齢にふさわしい遊びをすることは、あるいは音楽を鑑賞する、絵を描く、好きなスポーツに熱中する、こういったことは子供の権利です。この子供の権利を保障する役割が私たちにとはどうか大人にはあるはずで、それは当然学校にもあるはずだというふうに思います。

第7次小樽市総合計画では、少子化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などにより、子育て家庭が地域社会の中で孤立しないように、地域社会全体で子育てを支援する新しい支え合いの仕組みづくりが求められているというふうに書かれております。運動会とか、文化祭とか、学芸会とか、そういったものもこういった地域とのつながりを強める役割もあると思います。時間短縮ではなくて、やはり行事の短縮が広がっているようですけれども、こういった学校の活動を保障していくように工夫をしなければいけないのではないかというふうに思います。学校生活の中で、教員たちも授業が多くなったりして大変だというふうには思っておりますけれども、であれば、何を効率化していくかというのは、子供の目線で吟味されていかなければいけないというふうに考えております。子供主体の学校づくりをしていってほしいのです。

最後に重ねて聞きますが、アンケートの中で保護者の意見の中に子供の意見も反映されているだろうという御認識だったように思いますけれども、直接子供に聞くということはしていなかったのかどうか、これについてもお答えください、お願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 丸山晴美議員に申し上げますけれども、子どもの権利条約にかかわるくだりなのですけれども、その件は本質問、本答弁の中には出てまいりませんので、それについての関連の形の答

弁はいただけません。

アンケートに子供の意見が反映されているのかということにつきましては、先ほどアンケートについては触れておりますので答えていただけたと思いますけれども、子どもの権利条約云々に関しましてのコメントは、説明員からはないというふうに思います。

説明員の答弁を求めます。

(「教育長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 丸山議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

最初にあったのは、子育てにお金をかけていただきたいというお話でした。

先ほどもお答えしましたように、教育分野におきましても非常に子育てに関して、いろいろやりたい事業はございます。そういった中で、今後、市長にも相談をしていきたいというふうに思っております。

それから、運動会の団結力を高めたいということで、午前中ありきということで進めたのではないかとございまして、あくまでも学校行事を決めていく権限というのは、当然ながら校長にあるわけでございます。そういった中で校長は、この運動会という健康安全・体育的行事という学習指導要領で決められた狙いがございまして、その狙いに沿って子供たちを育てていくために運動会を行事の一つとして行っているというふうに思っております。

教育委員会として、それがいいのか悪いのかということは校長が判断されることではございますが、例えば、稲穂小学校では運動会を半日にしましたけれども、子供の出る種目は減らしていないだとか、それから、その少しカットした部分を春と秋に体育フェスティバルのような形で保護者も参加していただいているような行事をしたり、そういった工夫もしながら地域とのかかわりを深めていくというような取り組みもしておりますので、一概に運動会午前中だけが悪いということではなくて、全体で学習指導要領に求められている、そういう子供たちの体力の増進というところについても考えながら行っているというふうに私は判断をいたしております。

それから、子供にアンケートをとっていないということではございますが、最後の質問でございますけれども、子供たちにどういう形で聞かということも含めまして、さまざま学校の行事のあり方だとか、そういったものについては、学校の中でいろいろな形でどういうふうに進めていくのかということを検討した上で、いろいろなタイミングの中で、子供たちの学級の中で聞いてみるだとか、いろいろな方法もあるかと思っておりますので、そこら辺は学校に、どういう、今後、丁寧に、例えば説明していただくとか、それからいろいろな意見を聞いてみるだとかということについて、教育委員会から話をしてみたいというふうに思います。

○議長(鈴木喜明) 丸山議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、面野大輔議員。

(5番 面野大輔議員登壇) (拍手)

○5番(面野大輔議員) 一般質問を行います。

観光について、観光入込客数について、先日、平成30年度の小樽市観光入込客数の概要が示されました。北海道胆振東部地震の影響により、9月から10月にかけての対前年比は大幅に減少し、また、夏場の天候不順や冬場の寒波の影響により年度を通しての入込客数総数は対前年度比96.9%、781万4,200人となりました。北海道胆振東部地震後の観光客減に対応するため実施された小樽の元気発進事業など、観光客の誘致活動にも力を入れ、小樽観光に携わる皆さんの御尽力により平年並みの入込客数にまで回

復したことに對し、敬意を表するところです。

また、以前から本市では通過型観光が課題とされていますが、宿泊客数は対前年度比 105.2%の 79 万 6,800 人となり、宿泊施設の増加、招請事業、情報発信などの成果があったと分析されていました。

そこで、何点か伺います。

少し前に報道でもありましたが、手宮市場跡地に新たな宿泊施設がオープンするということや、市内各所では民泊を含めてさまざまな業態での宿泊施設を開業する状況を目にします。小樽市の考え方として、宿泊客数の増加に対する分析でも示しているとおりに、宿泊施設がふえれば宿泊者数が増加するポテンシャルが本市にはあると考えている押さえてよろしいですか。また、本市の直近5年間の宿泊客数と対前年比の推移をあわせてお示してください。

次に、平成 29 年 3 月ころに示された小樽版DMO環境整備に関する提言書の中で、このような説明がなされています。「国土交通省が「なぜ観光が国にとって必要か、地域にとって必要か」ということを説明するロジックとして、定住人口一人当たりの年間消費額 124 万円を旅行者の消費額に換算すると、外国人旅行者 8 人分、国内旅行者の宿泊では 25 人分、日帰りでは 78 人分にあたる。」。これが人口減少に伴う国の経済や地域経済をカバーする観光振興のスキームであると説明があり、観光振興が地方に寄与する重要なロジックであると考えます。

小樽市の人口は、毎年およそ 2,000 人減少しています。一方で外国人観光客の宿泊客数が増加している本市においては、このロジックに当てはめて考えたとき、地域経済や行政に与える影響としてどのように捉えていますか。

次に、滞在型観光への転換にとって大切な要素となる体験型観光について伺います。

観光庁の調査において、外国人観光客が 2 度目以降の訪日時に行いたいこととして、体験型の観光に興味を示す傾向があるという調査結果が示されています。せんだって行われました佐々木議員の代表質問の中でも、歴史文化を生かしたまちづくりやサイクルツーリズムの可能性として、観光振興に通じる内容の質問、提言がありました。本市にはたくさんの観光資源が存在し、多くの体験型観光を生み出す可能性を持っていると考えます。これまでも市内の宿泊施設に泊まり、温泉や御当地の飲食を楽しむということやガラス製品の製作体験なども体験型観光の一つですが、さらに時間を費やしたくなるような観光の創出が課題だと考えます。

例えば、現在はやっているアウトドアに特化したアクティビティ、小樽市内には山や海を初め、自然が広がっています。今やアウトドアアクティビティは、キャンプ、グランピング、ハイキング、スキー、カヤック、サップなど、例を挙げると切りがないほど多岐にわたる楽しみ方が掘り起こされています。しかし現在、小樽観光という視点から見ると、アウトドアアクティビティに目を向けられている状況ではないと感じます。自然やアクティビティを生かした観光振興として、まずは市内のアクティビティを洗い出し、情報発信に努めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、滞在型、体験型のイベントについて伺います。

室蘭市では毎年、撮りフェスという室蘭の町並みを被写体にして、参加者が撮影した作品のコンテストを行うという、24 時間滞在型イベントを開催しています。イベントは 2 日間を通して行い、参加すると市内または近隣に宿泊しなければならないイベントです。また、朝、昼、夜で違う町並みの表情もあり、単日開催ではイベントの趣旨に沿わないという点も合理的なイベントだと感じます。

また、イベント開催中は、ふだん撮影できないスポットの開放やプロの写真家とのツアーや講座なども受けられるなど、コンテスト以外にも充実できる内容となっているようです。今後は室蘭市も日本遺産に認定されたということもあって、イベントと日本遺産との連携も考えられるのではないかと考えて

います。

そんな中で、小樽は二つの日本遺産が認定されており、今後、日本遺産の活用についても検討しなければなりません。そこで、構成文化財をめぐるだけの楽しみ方だけではなく、日本遺産を絡めた滞在型観光メニューを検討していただきたいと思いますが、現在どのように考えているかお示してください。

次に、インバウンド向けQRコードによるキャッシュレス化について伺います。

現在、小樽観光に訪れる外国人宿泊客数の中で1番多いのが中国から来られているお客様で、次いで2番目に多いのが韓国から来られている方々です。ただいま御紹介した皆さんの本国では、キャッシュレス決済が一般的になっています。日本のキャッシュレス決済比率は、2015年時点で約18%、それに対して中国では約60%、韓国ではさらに比率が高く約90%と、日本と比較すると非常に大きな開きとなっています。数年前から日本政府においてもキャッシュレス化を推し進めていますが、ここでは政府が取り組む総括的なキャッシュレス化ではなく、インバウンドにターゲットを絞った観点で質問します。

キャッシュレスに意欲的な自治体は幾つかありますが、福岡市では観光産業が盛んで、これまでも中国や韓国からのインバウンドで訪問した観光客から、買い物や食事の支払いに関してキャッシュレス決済を望んでいるというニーズを多く聞いたことから、2018年6月から複数のキャッシュレス実証実験プロジェクトに取り組み、自治体として多面的にキャッシュレスの浸透を後押ししています。もちろん、小樽市内もキャッシュレス決済が可能な店舗はふえてきていますし、観光地でもキャッシュレス決済が広がっていることは承知しています。

しかし、重要なことは自治体が観光に対し、さらには訪れる観光客の事情に対して目を向けているかということが大切だと考えます。自治体がキャッシュレス化を推進しているというインパクトが小樽観光のイメージ戦略となり、訪れた観光客の購買意欲の向上につながるとも考えられます。現在、観光に携わる関係者については、キャッシュレス化に対してどのような意識をお持ちであるか把握していますか。また、多くの観光客が訪れる運河周辺や堺町通りで営業されている店舗のキャッシュレス決済導入はどれほど進んでいるか把握していますか、お示してください。

キャッシュレスを推進する自治体はまだそれほど多くないと聞きます。しかし、今後、多くの自治体がキャッシュレス推進を本格化することが予想されます。理由は、経済産業省が2018年4月にキャッシュレス・ビジョンを発表し、2025年の大阪・関西万博までにキャッシュレス決済比率40%を達成する目標を掲げ、将来的に世界最高水準のキャッシュレス決済比率80%を目指すと言いました。さまざまな業態でキャッシュレス化が進むことは間違いないでしょう。

そんな中で、小樽市として、まずインバウンド向けにキャッシュレス決済の導入に向けた取り組みをどのように行うべきか検討する必要があると考えますが、いかがですか。

次に、交通安全について伺います。

4月に池袋で母子を含む10名の方が死傷する交通事故が起きたと報道があり、先月8日には滋賀県大津市で散歩中の園児の列に軽自動車が入り込み、園児や保育士を含めた16人が死傷するという、相次いで子供が犠牲となった極めて痛ましい事故が続きました。亡くなられた方々には哀悼の意を表するとともに、けがをされ療養中の方々には一日も早い回復をお祈り申し上げます。私自身も自動車を運転する身として、交通安全にはしっかりと取り組まなければならないと感じているところです。運転中に事故を見かけることもありますし、友人を交通事故で亡くした経験もあり、交通事故というのは、いつ加害者、被害者になるか全く予想がつかない恐ろしいことです。

しかし、交通事故に対する備えという点では、いろいろな試みがなされています。警察、交通安全協会、自治体、地域、教育関係者、自動車学校などさまざまな団体で交通安全についての運動が実施され

ています。

警察庁交通局から先月13日に各都道府県警察に対して、子供を交通事故から守るための二次点検プロセスの推進についてということで通達がありました。その文章の中には、「道路管理者と連携し、幼稚園や保育園等に通う幼児等の安全を図る対策の必要性等について検討・実施するなど、子供を交通事故から守るための二次点検プロセスを適切に推進し、交通安全の確保に向けた道路環境の改善に取り組まれない。」と明記されています。

この通達では、今年度の二次点検プロセスの対象を、「過去5年間で子供が当事者となった交差点での重大事故のうち、一次点検により道路交通環境の改善を図ることとなったもの」としていますが、まず本市において該当する重大事故があったのかをお聞きします。

次に、このような重大事故が発生した場合、どのように警察と連携しているのかお示してください。

最後に、本市の保育施設に関して、保育時間中には散歩や公園遊びなど屋外での活動機会もあります。これまでも日常的に屋外での交通事故防止や安全対策を行われてきたことと思いますが、どのような管理が行われてきましたか、お示してください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光について御質問がありました。

まず、観光入込客数についてですが、宿泊施設がふえれば宿泊客数が増加するポテンシャルが本市にはあるかとの考えにつきましては、近年宿泊客数が増加傾向にあり、また、新たな観光資源も注目され、民間事業者による新たな投資もふえていることから、本市にはそのポテンシャルがあるものと考えております。

次に、本市の宿泊客数と対前年比の推移につきましては、直近5年間で、平成26年度66万3,900人、対前年比102.8%、27年度70万200人、105.5%、28年度73万6,200人、105.1%、29年度75万7,500人、102.9%、30年度79万6,800人、105.2%となっております。

次に、旅行消費の影響につきましては、定住人口が減少する一方で、年間約800万人の観光客を数える本市においては、国内外からの交流人口の拡大や旅行消費が地域の活性化につながるものと考えられ、域内経済の好循環をより生み出すことで雇用や税収増も期待できることから、小樽観光の課題である滞在型観光につながる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、体験型観光についてですが、自然やアクティビティを生かした観光振興につきましては、体験型観光は本市を訪れた観光客がゆっくり滞在し、小樽の魅力をより知っていただくための重要なツールであると考えます。現在、小樽観光協会のホームページや観光ガイドマップの中でマリレジャーなどのアクティビティを紹介しておりますが、今後も小樽観光協会と連携し、新たな情報の収集と発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、日本遺産を絡めた滞在型観光メニューの検討につきましては、認定を受けた北前船と炭鉄港では、ツアーの造成や教育旅行誘致などを計画しておりますが、日本遺産のストーリーや構成文化財である歴史と文化は本市の強みでありますので、今後、滞在型観光につながるよう、観光事業者などと協議をしてまいります。

次に、インバウンド向けQRコードによるキャッシュレス化についてですが、まず、観光に携わる関係者の意識につきましては、昨年、国土交通省が市内47店舗において実施した実証実験では、中国系のQRコード決済システムの導入で客単価が平均1.5倍に上昇し、来客数の増加も見られたとの回答がありました。本市を訪れる観光客の利便性の観点からも、キャッシュレス対応への必要性を認識している一方で、POSシステムとの連動や手数料など、コスト面での不安もあるものと承知をしております。

次に、運河周辺や堺町通りのキャッシュレス決済の導入状況につきましては、小樽運河周辺については導入状況を把握しておりませんが、堺町通り商店街におきましては85店舗中62店舗でクレジットカードを含めたキャッシュレス決済が行われており、そのうち37の店舗で中国系QRコード決済が行われているものと伺っております。

次に、インバウンド向けキャッシュレス決済導入に向けた取り組みにつきましては、多くの情報が既に市内各事業者へ周知されていると聞いており、その導入については各事業者が最終的に判断するものと認識しておりますが、本市を訪れる観光客の利便性の観点からも、機会を見て市としても周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、交通安全について御質問がありました。

まず、子供が巻き込まれた交差点での重大事故につきましては、過去5年間本市においては発生していないことを小樽警察署に確認をしております。

次に、警察との連携につきましては、これまでも重大事故が発生した場合には、警察が主体となり、道路管理者、市、町会関係者などとともに事故現場にて事故原因、道路交通環境、再発を防止するための措置などを検証する合同現場点検を行い、その結果、必要に応じてガードレールや注意喚起看板を設置するなど、再発防止に努めております。

次に、本市の保育施設における日常的な屋外での交通事故防止や安全対策につきましては、厚生労働省による保育所保育指針及びその解説において、屋外での活動の際には経路などについて異常や危険性がないか、工事箇所や交通量などを含めて施設の職員が確認し、それらの情報を共有することや、引率や見守りの職員配置などについて定められております。

また、地域の関係機関と連携しながら、交通安全について学ぶ機会を設けることなども示されており、本市におきましても、市立、民間を問わず、各保育施設において当該指針に基づいた取り組みが行われてきたものと認識をしております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、面野大輔議員。

○5番(面野大輔議員) 再質問を何点かさせていただきます。

まず、一つ目の質問の中で、宿泊施設が増加すれば宿泊客数も増加しますかという質問の中で、新たな観光資源も生み出されているというような答弁があったのですけれども、具体的にはどういったものを指しているのかということを示していただきたいと思っております。

次に、直近5年間の宿泊客数の推移を御答弁いただきましたけれども、上昇傾向であるということなのですが、ちなみにさらに詳しい情報として、季節ごとなのか、月ごとなのか、どういうカウントをしているのかわかりませんが、繁忙期と閑散期みたいなものがデータとしてわかれば、その点も小樽の観光というのは、宿泊客数はどの時期に伸びているのか、またはどの時期がそんなに芳しくないのかというような、数値的なものではなくて傾向的なもので構いませんので、あれば示してください。

それから、体験型観光について、日本遺産を絡めた滞在型の観光メニューということで質問させていただいたのですけれども、なかなか市が主体でイベントをやるとするのは難しい状況で、今も市内で各

種イベントはありますが、割と実行委員会みたいな形式で携わられていたり、後援されたりということが多くと思うので、日本遺産であれば、今、日本遺産担当の方がもちろん申請に関しての手続等を進めている部分もあるのですが、認定後の活用という部分も考えられているというふうに聞いていましたのでこの質問をさせていただいたのです。先ほど教育旅行に関して、カリキュラムというかそういったものとか、あとは以前に日本遺産認定の記念講演か何かで日本遺産統括プロデューサーの方がおっしゃっていたのですが、朝の観光をつくってあげれば、小樽に宿泊しなければいけないので、朝何か小樽で楽しめるコンテンツを考えたい方がいいというような、そういったアイデアとか提案というのは、結構外部からもされていると思うのですが、ただ、これは、実現するにはどなたかが動かなければいけないので、今、日本遺産担当は申請のほうでも忙しいですし、認定後の協議会などのパイプ役などということもあるので、なかなか、お一人ではないにせよ、一つの担当主幹、そこの原課だけで対応するというのはなかなか難しいのかと思いますので、やはり観光分野も含まれているので、観光振興室にも少し担当を広げるとか、そういったような考え方をされた方がいいのかというふうに思うのですが、答弁でいただいたように、教育カリキュラムをするにしても、どこの部の誰がやるのかということを明確に示していただきたいのですが、その点はいかがですか。

それから、最後に交通安全についてなのですが、現状、保育園の散歩、公園遊び等、屋外、全ての保育時間に関して、保育指針に基づいていると情報共有、理解をしながら進めているという答弁だったと思うのですが、一部の保育所なのでしょうけれども、屋外での活動機会、公園遊び、散歩を含めて、マスコミやSNSなどの書き込みを見ると、散歩自体をやめてしまおうとか、自粛しようというような、そういった声も聞こえてきているので、小樽市としてはその辺はどういった考え方で取り組みを進めるとか、取り組んでいくのかお示ししていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 面野議員の再質問にお答えをいたします。

最初にお尋ねがございました、注目をされている新たな観光資源とはどのようなものを指すのかというお尋ねだと思いますけれども、私どもといたしましては、運河クルーズを中心とした海上、マリンというのでしょうか、海上遊覧というのですか、そういったものが一つ挙げられるというふうに思っておりますし、小樽芸術村などは大変多くの観光客でにぎわっているというふうに伺っておりますので、主なものといたしましては海上遊覧ですとか、そういった芸術村などが新しい観光資源として注目されているというふうに認識をしているところでございます。

それから、私からもう1点お答えさせていただきますけれども、日本遺産を活用した、いかに滞在型にもっていくかということのお尋ねだと思います。まさに我々も面野議員が御指摘をされたように、今、日本遺産の認定、選定に向けた作業については一生懸命やっておりますけれども、選定をされた後のこの日本遺産をどのように活用していくのかということは、大変大きな課題だというふうに思っています。今、庁内でも産業港湾部はもちろんですが、建設部、それから教育部にそれぞれ担当がございますので、庁内の連絡会議などを編成いたしまして、その中で議論をさせていただいておりますけれども、それだけではやはり足りないと思っていますので、外部の、特に観光に精通した、あるいは日本遺産に精通した方々の参画もいただきながら、この滞在型観光への移行に何とかつなげていきたいなというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(上石 明) 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは観光の入込客数の月ごとの特徴のことでしたけれども、今、年間を通しまして、多いのがやはり夏場の7月、8月、そして冬場の2月になっております。平成の1桁の時代になりますと、夏場だけが突出して多かったのですけれども、その後、小樽雪あかりの路とか、冬のイベント等の実施によりまして、冬にある程度入込客数も伸びてきております。

ただ、直近と、逆に5年前と比較して違ってきているところは冬なのですが、逆に11月から3月にかけて、以前は2月だけが良かったのですけれども、その11月から3月にかけて全体的に入り込みがふえてきているという形になりましたので、年間を通して多いところと少ないところの差が大分縮まってきているのかという傾向が見られます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(勝山貴之) 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは交通安全の関係で、保育所の散歩等の関係だったのですが、一部の保育所で屋外活動ですとか散歩を取りやめるといふ、自粛の声があるという御質問でしたけれども、小樽市内でそのような取り組みをしているということは、私のほうではまだ聞いておりません。

しかしながら、このようなことで保育所保育指針解説の中で、「都市化や核家族化などが進む中で、日常生活において、地域の自然に接したり、幅広い世代の人々と交流したり、社会の様々な文化や伝統に触れたりする直接的な体験が不足しがちとなっている子どもも多い。保育所はこれらのことを十分に踏まえて、保育所内外において子どもが豊かな体験を得る機会を積極的に設けることが必要である。」と。その際、特に保育所外での活動においては移動も含め安全に配慮することは必要であるというふうに言われておりますので、市内の保育所においても、今まで以上に安全には十分注意していただいて、屋外活動ですとか散歩はしていただきたいと思っております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、面野大輔議員。

○5番(面野大輔議員) 再々質問をさせていただきます。

1点、日本遺産の再答弁の中で、今、担当主幹だけではなくて、建設部または教育部にもまたがっていろいろと協議、さらには取り組みを進めていくというお話だったのですが、まず先にお断りしておきますけれども、今、携わっている方がやる気がないとか、そういうことではなくて、以前私たちが視察に伺ったまちでは、自主的にやりたい人というか、アイデアがあふれる人が集まってチームを組んでやっているという、そういった自治体もあったのです。

それで、小樽市の職員の規則とか、そういったものも絡んでくるので、なかなかすぐにそういうチーム化というのは難しいのかもしれませんが、やはりこういった観光であったり新しい制度をうまく運用していくには、若い人がいいとかではないですけれども、新たな、やる気というかアイデアがある人を集めて、少しそういったようなもみ方をされたほうがいいし、運営をされていったほうがいいのかという考えもあるので、少しそういったことも頭の片隅にでも留めていただいて、これからの日本遺産の認定後の取り組みを進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 面野議員の再々質問にお答えいたします。

あくまでもやはり日本遺産の選定を受けて、選定を受けることが目的ではなくて、この日本遺産を活用したまちづくりを進めていくということが目的になりますので、どういった形で進めていくことが滞在観光につながるのか、あるいは炭鉄港でいいますと広域連携につながっていくのかということは考えていかなければなりませんので、先ほどの答弁で申し上げました庁内の連絡会議はつくっておりますけれども、それで十分でないようであれば別のプロジェクトを立ち上げるですとか、あるいは官民の連携組織をつくっていくだとか、いろいろな方法があるかと思っておりますので、その中で検討させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 面野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

（14番 須貝修行議員登壇）（拍手）

○14番（須貝修行議員） 自由民主党の須貝でございます。一般質問をさせていただく前に、一言、市長及び本日御列席の市の幹部の皆様方に申し上げておきます。

私は、この議会の場において立場上、そして経験上、大変厳しいことを申し上げる局面が多々あるかと思っておりますけれども、これも小樽を思えばこそ、そして小樽市民の思いと受けとめていただいて、どうか御容赦いただきたいと思っております。私も市長と思いは一緒、議会が終わりましたら、市長の申すスクラムトライの一員として働いていく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問させていただきます。

まず、第1項目目でございます。第7次小樽市総合計画基本計画（原案）についてです。

私もこの数年、小樽がどうあるべきかを考え続け、研究してまいりました。そのプランの多くがこのたび示された基本計画（原案）にも盛り込まれており、大変心強く思うところであります。これは、計画としてはよくできてはおりますけれども、私は二つの点で物足らなさを感じております。一つには、進捗を図るマイルストーン、一里塚がないことです。そして、二つ目には指標がKPIになっていないことです。指標の多くがパフォーマンス・インディケーターになっておらず、人任せ、結果オーライに見えてしまいます。

昨年の第4回定例会の議事録では、第6次において成果指標が不足していたことや内容が不十分であった反省を踏まえ、施策の成果をより適切に図ることができる指標を設定するとあります。私はこの点をもう少し踏み込むべきであると考えます。これでは結果の進捗状況がわかりませんし、振り返りもできません。立派なプランは立てました。結果は10年後の指標で判断してくださいと言っているようで、達成意欲が感じられません。御見解を伺います。

2項目目です。人口減少対策です。

小樽市の課題を語る上で、人口減少対策は1丁目1番地であります。市総合計画でも、人口減少への挑戦として最初に取り上げており、本気度が伝わってまいります。この課題の最大のターゲットは子育て世代であり、特にキーワードは子育て世代の女性の満足度を高める、であると私は考えております。女性の満足度を高めるためには、保育園、教育、文化、芸術、環境、コミュニティと取り組むべき課題はたくさんありますが、本日は2点お伺いいたします。

一つ目、学校教育問題です。

子供の学力や進学問題は、保護者にとって大変重要な問題です。子供の将来を考えて札幌へ引っ越す

光景を何度も見聞きました。これほど悲しいことはありません。できるだけこのような事態を少なくするためには、そして、何よりも小樽の子供たちのためには、何としても学力向上を図らねばなりません。2020年度からの英語やプログラミング授業の導入も踏まえ、小学生、中学生の学力向上のプラン及び小学校の教科担任制に関しての見解をいただきたいと思います。

次に、学校の施設の問題です。

さきの定例会でも耐震化のおくれを指摘する質問もございました。私は1点、トイレについて言及いたします。昨年第3回定例会での答弁では、トイレの洋式化の改修事業として、毎年1校の予定で、平成29年度は2校、30年度はゼロと回答がありました。

子供が行きたくないトイレとは何なのでしょう。子供は地域の宝、国の宝であります。私たちは今、全力で子供たちを守らねばなりません。このような事業こそ最優先し、前倒しすべきと考えます。子供たちのためにしっかりとハードもソフトも提供する。学力問題の出発は、まさしくそこから考えます。今年度の事業も含め、将来の見通しをお示しください。

人口減少対策として、私は札幌への利便性を高めることも重要であると考えます。そのためにはシームレスな交通網の構築が非常に重要であると考えます。要約しますと、利用者の立場に立った駅とまちのシームレス、継ぎ目のない空間の実現であります。快適な乗り継ぎと効率的な移動を確保することが一番最初の目的となります。この交通網実現のために、国土交通省を初め多くの制度があります。そして、道内の各都市を含め、全国多くの都市が名乗りを上げ、制度を活用しております。地域公共交通確保維持改善事業や地方創生推進交付金などがあります。これらの制度を小樽市は今後活用する予定はありますか。見解を伺います。

小樽市は昨年、地域公共交通活性化協議会を立ち上げたことは存じ上げておりますが、ぜひこれらの制度を活用し、予算を確保し先進事例を取り入れ、持続可能な交通網の構築をなし遂げていただきたいと考えます。

快適な乗り継ぎに関する身近な例として、小樽築港駅前のバス停留所の問題がございます。第1回定例会でも取り上げていただいております。このバス停は望洋台、桜、新光、朝里、朝里川温泉方面から札幌への通勤・通学やショッピングに向かう方々が、小樽市の約4分の1の住民が対象となるバス停であり、極めて重要であると考えます。

駅からの距離の遠さもさることながら、バスをおりてから駅に着くまでの複数回の信号待ちを嫌っての道路の斜め横断、さらには駅構内への右折車多数、水産高校方面からの直進車と、今まで大きな事故がないのが不思議なくらいの状況であります。

小樽築港駅前、市営住宅前へのバス停移動を望む声は大変大きなものとなっております。本件に関し、ここ最近の協議の結果を時系列で示してください。

そして、この問題の障害はどこにありますか。どのようにすればこの問題を解決できるのでしょうか。市の見解をお聞かせください。まだ不便なバス停もあると聞いております。ストレスレスな交通網実現のため、今後も問題提起させていただきたいと思います。

3項目め、財政問題に関して2点お伺いします。

ふるさと納税に関して伺います。

平成30年度は、大変ありがたいことに大変多くの方々から御支持いただいたと聞いております。この方々の思いをしっかりと受けとめ、有効な事業に使っていただきたいと考えますが、事業内容に学校のトイレ整備も入れていただき、ぜひ前倒しでこの整備、検討をお願いしたいと思います。これは要望でございます。

また、ふるさと納税制度が今後とも安定的な財源であり続けるためにも、熱心な小樽のサポーターを確保する、この意味ではリピーターは極めて重要と考えますが、御寄附いただいた方々の分析はできていますか。本市はリピーターをふやすためにどのような分析をし対策を講じるのかお聞かせください。

私は、ずっとこの制度のゆがみに違和感を感じておりました。それはポータルサイト運営業者に非常に多くのマージンが入っていることであります。ふるさと納税制度がなければ本来は満額寄附金となるのですが、この制度によりサイト運営業者に手数料として流れます。大手業者A社、B社、C社ともに10%超との報告もあります。

そこで質問です。平成30年度決算見込みにおいて、寄附いただいた金額に対する納税関係経費の割合とその内訳を示してください。また、本市はふるさとチョイスを選択しておりますが、その選定理由も示してください。

次に、企業版のふるさと納税ですが、1社確認できておりますけれども、それ以降他企業からの寄附の申し出はありますか。また、事業メニューは子育て応援事業一つですが、今後事業メニューをふやす予定はありませんか。例えば観光インフラのための事業、公衆トイレやWi-Fiの環境、看板等が喫緊の課題と思われませんが、いかがでしょうか。

また、この企業版こそ市長のトップセールスによる手腕が発揮される場面と考えますが、いかがでしょうか。市長の御見解をお聞かせください。

2点目、本年4月に施行されました、森林環境譲与税に関する本市の運用方針をお聞かせください。

4項目め、観光に関して2点質問いたします。

小樽市景観条例に関してです。

観光は現在の小樽にとって最も重要な産業であります。今はたくさんの方々に来ていただいておりますが、重要なのはこの方々にリピーターになっていただくこと、そして10年後も小樽の町並みが魅力的なものであり続けることであると考えております。そのためにも町並みの維持、統一感の確保は重要であります。

小樽市には幸い景観条例があり、地区ごとに建築物の高さや外観、素材、色に基準を設けられております。この条例には罰則規定はありますか。強制力が働かなければ努力目標でしかありません。また、条例の中に審議会がありますが、この組織は定期的には開催されているのでしょうか。欧米では、第三者委員会が認可しなければ新築も改築も許可できないところもあるようです。そこまでしてでもかたくなに守り抜く、そして次世代に受け渡すことも重要と考えますが、いかがでしょうか。御見解を伺います。

2点目、市民のホスピタリティに関してです。

第7次総合計画基本計画（原案）におきまして、観光の現状と課題として、ホスピタリティの向上が指摘されております。確かに私から見ましても、小樽市には朴訥でシャイな方が多いかもしれません。そして、これがまたよいところであり、悪いところなのかもしれません。そこで一つ提案ですが、これからは一般市民も、販売や観光の窓口も、観光客に接する全ての方が、日本人には「よい小樽を」、そして外国人の方には「Have a nice Otaru」と一言添えませんか。これは、言うほうは小樽に誇りがなければできませんし、聞くほうからすれば小樽市民は郷土に誇りを持っているのだなと感じていただけたらと思います。ぜひこの運動の輪を広げていただけないでしょうか。広報誌やFMおたるなどで広めて、一大ムーブメントにさせていただきたいと考えます。御検討をお願い申し上げます。

5項目め、最後に、小樽の重要資源であります漁業に関して問題提起させてください。

水産物は小樽の象徴であることは御承知のとおりです。しかし、スケトウダラに対するTACだけでなく、今度はホッケに対するTACも検討されており、近年の漁獲高の減少には深刻さを感じます。

機船組合も最盛期には 20 隻を数えた底びき網漁船も、今は漁協と合わせて 4 隻の状態とお聞きします。小樽の漁獲高には、随分と青森や鳥取、長崎等の漁船が貢献しているともお聞きします。魚がなくなれば、小樽の重要な産業である水産加工業も衰退いたしますし、中卸業者もみんな札幌へ行ってしまいます。小樽から魚がなくなるこの事態は、何としても回避せねばなりません。

また、沿岸漁業では付加価値をつける漁業が比較的順調に推移しているとお聞きしますが、目玉であるシャコが、ことしの春シャコ漁では例年に比べ落ち込んでいるともお聞きし、漁業者の中にはシャコの減少に危惧を感じている方も多くとお聞きしております。そのためには将来にわたり水産物の安定供給を図る取り組みも重要であると考えます。本市として、水産資源の管理についてどのような取り組みを行っているのかお示してください。

漁業問題は本市にとって極めて重要であります。国、道、漁業従事者、水産加工業者、仲買人、販売業者や飲食店と大変多くのステークホルダーがかかわっている案件でございます。ぜひとも小樽から魚の火をなくすことなく、関係各所との情報収集及び発信に努めていただきますようお願い申し上げます。

今後、漁業問題に関しましては、また質問させていただきたいと思っております。

再質問を留保いたしまして、質問を終了いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 須貝議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第7次小樽市総合計画基本計画（原案）について御質問がありました。

基本計画の指標につきましては、第6次総合計画の課題を踏まえて、施策の進捗をできるだけ数字で表現できるように指標をふやしたものであり、多岐にわたる施策の内容に応じて取得可能な中で適切と考える指標を選択し、市民ニーズや社会経済情勢を考慮して達成を図るべき目標値を設定したものであります。

また、基本計画には計画期間の終期である 10 年後の目標値を表示しておりますが、計画の推進に当たっては、指標を適宜把握しながら、行政評価により目標値に対する指標の推移などから施策の効果や施策を構成する事業の妥当性を点検し、目標達成に向けて事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドなどの改善を行う考えであります。

次に、人口減少対策について御質問がありました。初めにシームレス交通網の構築についてですが、国の補助制度などの活用につきましては、このたび公表いたしました小樽市地域公共交通網形成計画の策定に当たり、地域公共交通確保維持改善事業補助金を活用しております。今後につきましても、同計画に基づき、さまざまな利用促進策等を実施していくに当たり、有利な財源や制度の活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽築港駅前バス停問題についてですが、まず築港駅前等へのバス停移動に伴う協議経過につきましては、平成 28 年にバス事業者と市がバスを使って市営若竹住宅 2 号棟前でバス停設置の可否を検証するとともに、市営若竹住宅 1 号棟、2 号棟の店舗の方々とも協議をしております。29 年、30 年には市と道路管理者である小樽開発建設部で、バス停設置の条件などについて協議を行っております。

次に、バス停の移動につきましては、バス停の新たな設置場所として、利便性等を踏まえ、市営若竹住宅 1 号棟と 2 号棟前を候補地と選定しましたが、車両の出入りに支障が出るなどの理由により、地先との調整がつかなかったものであります。

しかしながら、今年度策定しました小樽市地域公共交通網形成計画において、利便性の強化を施策として位置づけていることから、さまざまな課題はありますが、関係機関とともに新たなバス停の設置場所について検討してまいりたいと考えております。

次に、財政問題について御質問がありました。

初めに、ふるさと納税に関してですが、まず、ふるさと納税のリピーターをふやすための分析とその対策につきましては、分析に関しては平成29年8月に導入したふるさと納税者管理システムによって返礼品、住所及び寄附金額がデータベース化できるようになりましたが、前年比較による傾向を分析しようと考えており、2カ年分のデータが整う本年9月以降にリピーターごとの返礼品の傾向などを分析してまいりたいと考えております。

また、リピーター対策については、昨年は前年度に寄附をいただいた方々のうち、まだ寄附されていない方に新たなお礼の品を紹介した残暑お見舞いをお送りしましたので、今年度も同様の働きかけを行う予定であります。

次に、寄附額に対する関係経費の割合等につきましては、平成30年度における決算見込み額となりますが、総合博物館のアイアンホース号修繕のクラウドファンディングを除いたふるさと納税の寄附額約1億7,000万円に対して、関係経費は約4,800万円で約28%の割合となっております。関係経費の内訳は、返礼品代及び発送費で約4,400万円、システム使用料で約100万円、ポータルサイト契約料で約100万円、事務経費で約200万円となっております。

また、ポータルサイトとしてふるさとチョイスを選定した理由については、導入した平成28年度において、主なふるさと納税ポータルサイトの中でも登録自治体数が多いことから寄附者が利用しやすく、かつ返礼品はもとより発送等について地場の事業者を活用できるサイトを選定したものであります。

次に、企業版ふるさと納税に関してですが、まず、他企業からの寄附の申し出につきましては、本市では子育て応援事業が対象となっており、現時点であいおいニッセイ同和損害保険株式会社以外からの申し入れはありません。

次に、企業版ふるさと納税を活用した新たな事業案につきましては、この制度を活用するためには、地方創生に資する事業について、適切なKPIを設定した地域再生計画を策定し、国の認定を受けることが要件となるほか、何より企業から事業に対する賛同を得られることが必要となります。このため、他都市の取り組みなども参考にしながら、企業にとって魅力のある事業案を検討してまいりたいと考えております。

次に、トップセールスにつきましては、現在認定されている事業への賛同を依頼するほか、新たな事業の検討に向け企業のニーズを把握するためにも有効と考えられますので、機会を捉えて行ってまいりたいと考えております。

次に、森林環境譲与税につきましては、本年4月に施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の中で、森林整備、人材の育成・担い手の確保、公益的機能の普及啓発、木材の利用促進等に関する施策に充てることとされております。市といたしましては、荒廃した私有林の整備に優先的に取り組んでまいりたいと考えておりますが、まずは森林所有者の意向調査を行い、森林管理上の課題等を把握した上で運用の方針を定めてまいりたいと考えております。

次に、観光について御質問がありました。

まず、本市の景観条例に関してですが、罰則規定につきましては景観条例に罰則規定は設けておりませんが、景観法には景観条例に基づき策定した景観計画に規定している外観や色彩などの制限に適合させるための命令に従わなかった場合の罰則規定が設けられております。また、景観計画で定めている歴

史景観区域の中には、地区計画で建築物の高さを制限している区域もあり、これに違反した場合の罰則規定を小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に設けております。

次に、審議会につきましては、市長の附属機関として、景観条例に基づき小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会を設置しており、都市景観賞の選考のため隔年で開催しているほか、都市景観の形成や屋外広告物等に関して調査審議する必要がある場合において、その都度開催しております。

次に、町並み保存のための考え方につきましては、本市では景観条例に基づき、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めた景観計画を景観審議会の意見を聞いて策定し、届け出の行為がその計画に適合しているかどうかを市が判断していることから、結果として景観審議会の意見が良好な町並みの保全につながっていくものと考えております。

次に、市民のホスピタリティについてですが、観光客に一言添える取り組みにつきましては、ホスピタリティの向上は市としても重要な課題であると考えておりますので、御提案の一つとして参考とさせていただきます。

今後とも、市民と観光客が日常的に交流し、ともに地域の魅力を共有できる成熟した観光地を目指すため、市民の皆さんに対し、観光への意識を高める取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、漁業問題について御質問がありました。

水産資源管理の取り組みにつきましては、漁業者などと連携を図りながら、ニシンを初め、サケ、マス、ヒラメの稚魚や、ウニ、アワビの種苗放流に取り組むとともに、国の補助事業を活用しながら、藻場の環境保全対策としてウニの密度管理のモニタリングを実施しております。今後とも、適切な水産資源の管理に努め、つくり育てる漁業や資源管理型漁業を推進してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 須貝議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、人口減少対策について御質問がございました。まず、学力向上に関してでございますが、小・中学生の学力向上プランに関する見解につきましては、昨年度の全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに多くの教科において、これまでの調査の中で最も全国との差が縮まるなど、改善の傾向が見られますが、いまだ全国に比べ、文章で表現する力や家庭での学習時間が短いことなどが課題となっており、授業改善と生活習慣の改善を両輪として音読の奨励や、おたるスマート7などの取り組みを推進してまいりました。

教育委員会といたしましては、これまでの取り組みに加え、新学習指導要領で求められております道徳教育の充実やグローバル化に対応した人材育成を図る英語教育の充実、論理的思考力を身につけるためのプログラミング教育の導入などを踏まえた各種研修講座を通して、教員の指導力の向上に努め、授業改善を一層進めてまいります。

また、生活習慣の改善につきましては、保護者を対象とした家庭学習等に関するフォーラムを新たに開催するなど、さまざまな施策を通して本市の子供たちの学力向上を図ってまいります。

次に、小学校の教科担任制に関する見解につきましては、教科担任制は、より専門的な指導ができるというメリットがある反面、指導に当たる教員が子供の様子を把握しづらいなどのデメリットもあると承知をしております。現在、文部科学省が小学校5、6年生の授業での教科担任制等、新しい時代の初等中等教育のあり方について中央教育審議会に諮問をしていることから、教育委員会といたしましては、今後の国の動向を注視し対応してまいりたいと考えております。

次に、学校施設に関してですが、今年度の事業も含めた将来の見通しにつきましては、児童・生徒に

とって学校施設のトイレ環境の整備は大変重要なことと認識をいたしております。今後の予定やスケジュールにつきましては、今年度は幸小学校の大規模改造工事にあわせてトイレを洋式化するほか、毎年1校ずつ整備することとしているトイレ改修事業として、銭函中学校のトイレを洋式化いたします。さらに、今定例会の補正予算におきましては、松ヶ枝中学校を旧最上小学校へ移転するための改修事業の中で、トイレの洋式化を実施することといたしております。

次年度以降についても、大規模改造工事にあわせてトイレを洋式化するほか、毎年1校ずつ進めているトイレの改修事業を継続していきたいと考えておりますが、今後の具体的な計画といたしましては、令和2年度中に策定するよう国から求められております、学校施設の長寿命化計画と関連することから、その中でトイレの改修計画についても整備方針を検討してまいりたいと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、須貝修行議員。

○14番(須貝修行議員) おおむね全ての項目について、深掘りした議論が必要と考えます。それについては、明日以降の予算特別委員会でお話させていただきますけれども、本日はここで2点だけ伺いさせていただきます。

森林環境譲与税のところでのお話ですけれども、優先順位として、荒廃私有林から優先的というお話がありました。所有者不明の森林ですとか、それから昨今言われている外国人の問題もありまして、非常に難しい問題であるというふうには思いますけれども、ここら辺の公正な運用というところについてどのようにお考えになるか、お話を聞かせてください。

それから、しつこいようですがトイレの問題です。

これは何度も言いますが、お願いになってしまいますが、我々は少しでも前倒しでこの問題を解決せねばならないと思っております。財源の話はよく言われると思いますが、市の中身も見てみますと、ふるさと応援基金の中に樽っ子プライド育成プロジェクトですとか、それから先ほど言いましたようにふるさと納税を活用するとか、いろいろなそういう手段もまた考えて、ぜひ1年でも2年でも早くの前倒しを御検討いただきたいということだけお伝えしておきます。

最後に、ありがとうございますということで、私の提案も随分検討項目にさせていただいておりますので、そのお礼を言って終わらせていただきます。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(上石 明) 須貝議員の再質問にお答えいたします。

私から、森林譲与税の関係で御質問がありました。

まずは公平な、公正な運用という形の御質問でしたが、この森林譲与税につきましては、国の目的税ということですので、用途をしっかりと公表しなくてはいけないという形になっておりますので、内容につきましてはこれから検討していく形になりますけれども、実際に事業を実施した、その後、用途等につきましてはしっかりとホームページ等で公表していきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 須貝議員の再質問にお答えをさせていただきます。

トイレの整備についてでございますけれども、私も学校施設のトイレ環境の整備というのは、子供たちにとって大変大切な事業であるというふうに認識をいたしております。そうした中で、財源問題等の

お話もございました。今後進めます長寿命化計画、この整備をしませんと、計画をつくりませんと、なかなか国の交付金も入ってこないという状況に、現実の問題としてございますので、財源対策もしっかり行っていかなければならないというふうに考えています。計画を整備するの中で、財政サイドともしっかりと協議をしまいたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 須貝議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時25分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 一般質問します。

残土処理場についてです。

国道5号、塩谷2丁目から、小樽市建設事業室前を通る市道稲穂沢通線の坂を登りつめた頂上付近にある、北海道電力株式会社西小樽変電所の向かいに残土処理場入り口という標識があります。ここに土砂を運搬するダンプトラックが通過する市道稲穂沢通線周辺の住民から、さまざまな苦情が小樽市に寄せられていました。

残土処理場に向かうダンプが、日曜日を除く毎日、朝8時前から夕方5時ごろまで100台以上通過し、土ぼこりが発生し、洗濯物を表に干すことができない。日中、窓も開けることができない。狭い道路を大型ダンプが連続して通過するため散歩もできず、通学児童も危険な状態ですというものです。一向に解決されない土ぼこりや騒音、振動にたまりかね、周辺住民が市役所に問い合わせても解決していませんでした。

5月27日、この日は気象歴史上まれに見る高温が予想されておりました。私から小樽市に緊急対策として、直ちに散水などをするよう申し入れましたところ、市からは、残土処理場の事業者と土砂を運搬している事業者が1日に合わせて6回散水することと、土砂を運搬するトラックは速度を時速20キロメートルに制限するという回答がありました。

そこで伺います。残土処理場には市の許可が必要ですが、どんな許可なのか、その名称と内容を示してください。

小樽市としてこうした土ぼこりや騒音、振動に対し、どの事業者へどのような要請や意見を述べてきたのですか。また、日々の散水対策は実施していますか。

国道5号、塩谷2丁目を通過して運び込まれる土砂はどこから運ばれ、また1日の通過するダンプトラックの台数とそのトン数、通行する時間帯を示してください。残土処理場へ土砂の運搬はいつから開始されたのかお知らせください。

かつて、搬送トラックは国道5号、塩谷2丁目から長橋5丁目へ通過していました。いつから塩谷2丁目から残土処理場までを往復することになったのでしょうか。変更になった時期と、その経過について詳しく説明してください。

稲穂沢通線はもともと狭い私道でしたが、地域住民の皆さんの厚意でもって小樽市に寄贈され市道認定されましたけれども、今でも1車線の狭い道路であり、車両が交差することが困難な道路です。部分的に未舗装の新たな道路があります。残土処理場へ運んだ帰りは、その道を通っているようです。住民

の方の話では、残土処理場の事業者が設置した道路と伺いました。未舗装のため市道以上に土ぼこりが立ちます。市道と未舗装の新設の道路には早急な対処が必要です。稲穂沢通線は市道ですが、路盤が脆弱なため、大量のダンプトラックが通過することで痛みが激しくなっております。小樽市は市道について近隣の住宅の揺れ防止、土ぼこり対策でも直ちに補修する必要があります。また、狭隘道路での車両が交差する待避所の設置も必要です。直に対処すべきです。道路管理者である迫市長の見解を伺います。

次に、残土処理場の現状について伺います。外見からは相当高く盛り土されていると推測されます。オタモイ2丁目方面へは土砂の大きな堆積が迫っています。パークシティ幸から見ると、盛り土の山肌があらわれます。オタモイ2丁目の住民の方は、予測不能な気候の中で、大雨になったら積み上げられた土砂が崩れ落ちてくるのでは、などと不安視する声が聞かれました。オタモイ2丁目には、色内川水系支流の無名川という側溝のような小川がありますが、大雨に対処できるような川幅はありません。大雨で土砂崩れが起きると、民家はもちろんのこと、バイパス国道、鉄道路線にも影響しかねません。申請の残土処理場の盛り土のり面の滑り、擁壁状況、崖面保護、排水施設など、安全が確保されていますか、見解をお示してください。

宅地造成等規制法の申請において、現時点での進捗状況をお知らせください。また、工事完了時期など、今後の見通しについて説明してください。

新幹線トンネル掘削工事では、後志トンネル塩谷工区での先進ボーリング調査で、セレン、鉛の基準値が土壤溶出量基準値を超えていたことが公表されています。稲穂沢通線に沿って稲穂沢川があります。この川は塩谷海岸に注ぐ浜中川の支流であります。北海道電力株式会社西小樽変電所から秋山通踏切の地域は、上下水道が完備されておりません。雨水は排水溝のみに流れるわけではありません。地下に浸透する部分も相当量考えられます。この地域に生活する市民は、地下水を生活用水として使用しています。また、この地域で営農されている方もいます。残土処理場の申請による排水計画では、市は稲穂沢川に流れないと考えているのでしょうか、お知らせください。

市民の安全・安心を守る上で、運び込まれた残土の土壤調査が必要と考えます。実施していますか。実施していれば、その結果を示してください。

次に、住宅等の廃材処理について伺います。稲穂沢通線の秋山通踏切を下った左手、線路の手前付近に、住宅などを解体した廃材が持ち込まれています。地域住民からは、「朝8時から夕方5時まで廃材を砕く作業で起きる音、そして風向きにも影響されるが、ほこりが舞い上がり、道路の土ぼこりとともに生活に影響を来している。」、「民家の近くで廃材処理をすることは問題ではないのか」と、このような声が寄せられています。このような産業廃棄物中間処理場の設置に当たって許認可が必要と考えますが、市民生活への影響を考慮し、振動、騒音、粉じんなどの対策が行われ、事前に近隣住民の皆さんの了解を得ているのでしょうか。その後の近隣住宅に対してもしっかりと対応する必要があります。十分配慮した対応ができていましたか。

次に、畚部トンネル付近の遊泳安全対策について質問します。

一般国道5号、余市町栄町と小樽市蘭島を結ぶ路線の急カーブ区間の交通事故の発生を防止する栄町中央帯整備事業が完了し、畚部トンネルの海側に新トンネルがつけられました。完成によってより安全・安心な通行が確保されたものと喜んでおります。この事業によって新畚部トンネル出入り口付近の海側にスペースがあり、畚部トンネルの蘭島側は民有地です。先日の夏日を思わせる休日には、行楽の車両がたくさん駐車しておりました。国道から民有地へは段差があるため、車両が侵入するための斜路が整備され、多くの車両が駐車しています。これから海水浴の時期を迎え、多くの行楽客が見込まれます。

ここは遊泳禁止となっております。しかし、行楽に来られる方の安全対策が必要です。蘭島海水浴場組合では、海水浴場の安全管理を進め、監視体制を確立しています。しかし、蘭島川から畚部岬へは、当組合の監視地域外になります。

この間、私からも市には事前に行楽者の安全対策を求めてきました。6月4日の時点では、敷地内に母屋らしき建物がありましたが、国道から民有地への進入道路には、鉄パイプで封鎖されていました。ここでは海水浴場組合のように、海水浴場としての届け出が提出されているのでしょうか。当該地は土地の所有者が管理することになると思いますが、海水浴時期を迎えて、行楽者に対して事故が起きないよう安全対策が講じられたのでしょうか。また、市は地主に対して安全対策の協力を要請するよう求めています。いかがですか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、残土処理場について御質問がありました。まず、市の許可につきましては、残土処理を目的とした宅地造成で、盛り土の高さなどの基準を超える場合には、がけ崩れや土砂の流出による災害を防止するため、宅地造成等規制法の許可が必要となっております。基準を超える場合とは、盛り土で高さ1メートル、切り土で高さ2メートル、切り盛り土を同時に行う場合は全体で高さ2メートルを超えて新しく30度を超えるのり面ができる場合や、切り盛り土をする土地の面積が500平方メートルを超える場合であります。

次に、ダンプトラックの土ぼこりなどに対する事業者への対応等につきましては、本年5月16日に地域住民から土ぼこりや振動に関する相談を受け、市から事業者に対し対策を求めたところ、散水車による1日6回の水まきと、ダンプトラックの時速20キロメートル速度規制を徹底するとの回答を得ており、市でも数回確認しております。しかしながら、5月27日に散水前の早朝に車両が通行し、土ぼこりが舞ったとの通報がありましたので、事業者に対し散水後の通行を申し入れたところであります。

次に、1日に運び込まれる土砂の搬入状況及び搬入開始時期につきましては、大部分が塩谷4丁目で行われている高速道路工事で発生したものであり、午前8時から午後5時の間に約30台のダンプトラックが8往復し、1,700トンから1,800トンの土砂を搬入しており、搬入開始時期は平成28年6月であると聞いております。

次に、搬送トラックの経路につきましては、事業者が土砂の搬送に伴う騒音や振動等について長橋5丁目の地域住民と協議を行った結果、平成29年4月から残土処理場までの経路を変更することになったと聞いております。

次に、市道稲穂沢通線の補修等につきましては、昨年度は宅地造成に関する工事の許可条件に基づき協議を行い、事業者による舗装補修等を実施いたしましたが、現在も道路に損傷が発生していること、大型車両の通過により車両の交差が困難になっている箇所があることなどは認識をしているところであります。このため、市といたしましては、今年度も事業者と道路の補修方法や時期、住宅の振動緩和、待避所増設の必要性などの協議を進め、速やかに対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、残土処理場の安全確保につきましては、担当職員に現地を確認させたところ、のり面下部の擁壁や調整池が既に施工されており、また、目視ではありますが、盛り土のり面の滑りについては確認さ

れなかったことから、現時点では安全が確保されているものと考えております。また、許可の際に工事中において大雨警報などにより災害が発生すると予想される場合は、災害防止のための措置をとることという条件を付しておりますが、土砂の堆積量がふえてきたことから、事業者に対して今後の気象状況に応じて適切に対応するよう、改めて注意喚起をしたところであります。

次に、現時点での進捗状況等につきましては、事業者から土砂搬入の進捗率は約95%で、土砂搬入完了後にのり面整形や排水施設の設置、植生を行うと聞いております。また、申請上の工事完了予定日は令和2年12月31日となっております。

次に、排水計画につきましては、残土処理場内の宅地造成部分の排水については、オタモイ2丁目側の色内川水系の支流に流入させ、塩谷2丁目側の搬入路の排水については、稲穂沢川に流入させる計画となっております。

次に、土壌調査の実施等につきましては、市には土壌調査をする権限がなく、調査は実施しておりませんが、土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地については、土壌汚染対策法を所管する北海道が排出事業者に対し調査及び調査結果の報告を求めることとなります。市に土壌汚染に関する通報等があった場合は、北海道へ情報を提供し適切な対応を求めてまいります。

次に、住宅等の廃材処理について御質問がありました。市道稲穂沢通線、秋山通踏切下付近の産業廃棄物中間処理施設の粉じん等に対する近隣住民への事前の了解の有無につきましては、当該施設の設置許可は北海道が行っていることから、市では把握いたしておりません。

今回、議員の御指摘を受け、市が事業者へ確認したところ、木材等の破碎機の稼働によって生じた粉じん等に対し、事業者としても近隣住民からの苦情を受け、水まきの実施による粉じん対策を継続することに加え、今後は自社による騒音測定の実施などの対策をとり、近隣住民の迷惑にならないように注意しながら作業を行うと聞いております。

また、市による騒音測定は一部実施し、規制の基準内であることの確認はしておりますが、現在、破碎機のふぐあいにより作業が中断しているため、全ての測定は実施できておりません。今後、残りの箇所の騒音測定等を実施し、規制基準を超過した場合は指導することになりますが、規制基準を超過しない場合であっても、近隣住民の迷惑とならないよう、事業者に対し適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、畚部トンネル近辺の遊泳安全対策について御質問がありました。

まず、海水浴場としての届け出につきましては、所管する北海道への届け出はなされていないことを確認いたしております。

次に、安全対策につきましては、5月下旬に観光振興室の職員が現地に赴き、御指摘の民有地へ車両の乗り入れができないようバリケードが設置されていることを確認しておりますが、市といたしましても、蘭島海水浴場来場者の安全対策の観点から、海水浴場ではない場所への立入禁止の周知について蘭島海水浴場組合と協議してまいりたいと考えております。なお、地主への協力要請につきましては、民有地であり、既にバリケードが設置されていることから、現状では考えておりません。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) それでは、再質問させていただきます。

まず、宅地造成等規制法だということなのですが、私から見て土砂の堆積場に見えていたのですけれども、残土処理であれば宅地造成に関する工事として許可されるということなのか、その辺はもう一度確認させてください。

それから次に、狭い道路を大型ダンプが往来するというので、今まで、こういう住民からいろいろな要望があったはずなのですけれども、具体的対策を講じていなかったのではないかというふうに今の答弁で受けとめることにならざるを得ないというふうに思っているのです。

それで、申請を許可した市が具体的な規制をしないことで、業者は対策にすぐ応じてこなかったのではないかと、そういうふうに思うのですが、その辺についてどのように考えているか示してください。

それから、残土処理の問題で、受け入れ地が高速道路云々というような話をしていました。当初、この事業を始めるときに近隣住民に知らされた残土受け入れの先は、国道5号塩谷トンネル掘削土、あるいは余市一朝里間高速道路トンネルの掘削土、それから北海道新幹線関連のトンネルと伝えられたと伺っているわけですが、今、この通過する台数は、当初は1日150台、先ほどの答弁では1,700トンから1,800トンというような話でしたけれども、今も変わっていないと思うのですが、その台数等についても今も変わっていないかどうか、当初の話と変わっていないかどうか確認させていただきたいと思います。

それから、私はこの問題で一番問題にしたいのは、稲穂沢通線は路盤が脆弱であるということは明らかですね。それで、市道でありながら、一方が通過禁止にされて、一方が通過可能としたことになるわけですが、小樽市はこの問題について、先ほどの答弁で、関与したのかどうか、事前にわかっていてもそれを認めてきたのかどうかというのをまず知りたいのです。市道であっても地域の住民がダンプトラックの通過を拒否することで、通過禁止とすることが可能なかどうか、そのことについてもあわせて答えていただきたいと思います。

それから次に、5月15日に建設事業室前、私があそこを通ったというか、あそこまで行ったときに、舗装されていました。早速対処されたものだと私は思ったのですが、これは宅地造成事業者が行ったものなのか、あるいは事業者から以前に工事の実施を要請していたというふうに話を聞いているのですけれども、その辺の前後にはそういうことがあったのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

それともう一つは、一般車両もあそこを通るわけですから、待避所も整備されるのかどうか、それも確認させてください。

それと、土砂の処理場の現状の問題です。

小樽市は、申請を許可した立場から市民の安全確保を優先させなくてはならないと思うのですが、市民の安全・安心を守る立場でこれまで何度か点検されていたのかどうか。点検を行って問題はないという判断をしたのか。私がこういう問題を提起してから改めて点検したのか。その以前は点検されていなかったのかどうか、その辺を聞かせてもらいたいと思います。

それから、残土処理場の排水の問題でありますけれども、今、稲穂沢川にも流れ出るようにということで答弁いただきました。当然、谷間になるわけです。この川があったらそこにも流れていくことになるわけですが、土壌の調査が必要だと思うのですけれども、残土処理事業者は調査しているのかどうか、その辺を点検しているかどうか聞かせてください。

それから次に、住宅等の廃材処理の問題ですけれども、私は後志総合振興局の環境生活課にも確認したのです。産業廃棄物処理許可条件は、木くずまたは瓦れき類の破碎施設、処理能力が1日5トンを超えない場合は許可申請の必要がないというふうに返事をもらいました。その中で、しかし、振動、騒音、粉じんなどの対策は小樽市が所管するものなので、小樽市の所管については小樽市に確認してくださいということだったのです。それで、住民の要望や苦情を定期的に聞き取って点検や対策をこの点でしてきたのかどうか聞かせてください。

あとは最後に、畚部トンネルの問題です、安全対策の関係です。

行楽者の安全を確保することが最優先なことだと思っています。海水浴事故は直ちに報道されることになり、視聴者にも強い関心があると思います。監視区域外の事故でも、蘭島での事故として報道されれば、蘭島の海水浴場も行楽者の来場にも影響を及ぼすのではないかと心配しているのです。ですから、万全な安全対策が必要だというふうに思っています。

今後も継続的な対策をお願いしたいと思うのですが、これについても今後とも継続して対策をやってもらえるかどうかを最後に確認、御返事いただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 川畑議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、残土処理場について答弁をさせていただきます。

まず1点目の宅地造成等規制法についてです。

このような土砂の堆積場であっても許可が出るのかということですが、一般的に宅地と申しますのが、何となく住宅を建てる土地をイメージされるのですけれども、宅地造成等規制法でいう宅地というのはそういったものだけではなくて、例えば道路ですとか、そういったところを除いた土地全てのことをいいますので、このような残土処理を対象とする造成であっても宅地造成等規制法の許可はおりるということになります。

それから、狭い道路に関して、往来に対して要望、対策、要望に対してすぐに対策を講じてこなかったのではないかとということですが、基本的には、対策については講じていただけているというふうに感じておりますけれども、ただ、物によっては時間を要したものが中にはあるのかというふうには感じております。

それから、3点目の受け入れ土砂についてですが、先ほど国道5号塩谷トンネルの土ですとか、当初そういったお話を聞いていたということですが、その中には新幹線ということもありましたが、国道5号塩谷トンネルについては私のほうで確認をしておりますけれども、少なくとも新幹線の土砂はここには入ってございません。

当初と変わっていないのかということにつきましては、当初の予定と、そういった意味では、当初は新幹線を予定されていたのかもしれませんが、一部変わっている部分はあるのかというふうに考えております。あくまでも、先ほど申し上げたのは現状としての土砂の搬入の状況ということになります。

それから、稲穂沢通線が脆弱で、片側の一方通行というのは、一方の通行を禁止したということに市がかかわっていたのかという御質問ですが、これについては市としては関与はしてございません。

また、市としてそういった通行を規制することが可能なのかという御質問ですが、これにつきましては、一般の市道でございますので、片側を市が規制するというようなことはできないということになってございます。

それから、今、一部舗装が補修されていたということですが、これにつきましては緊急対応ということで、市で一部やった部分がございます。

それから、道路が狭いということで、待避所が整備されるのかという御質問ですが、これにつきましては、先ほどの市長からの答弁にありましたとおり、事業者とその必要性なども協議しながら速やかに対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、現状の現場の市民安全確保という立場で何回か点検したのかということですが、

申しわけございません、これは過去にこれまで何回点検したかというのは、私は今把握してございませんので、後ほどお知らせをしたいというふうに思っております。

このたびはこういった御質問もございましたので、改めて現地を確認させていただいたということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（阿部一博） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私からは、住宅の廃材処理の関係でお答えしたいと思います。

御質問の内容は、振動、騒音に関して、定期的に市として住民から聞き取りをしていたかということの御質問だったかと思うのですが、私どもの目的としましては、こういったお話があった際に現地に向かいまして、議員から御指摘のあったように、振動、騒音、粉じんに対して私どもがきちんとチェックするというか、監視する立場にありますので、そういったところで機器を持っていきまして、測定して、適当でない結果が出ましたら事業者に対して指導していくということでございます。

そういうことでございますので、定期的に住民の方から意見を聞き取るということはしてございますが、事業者に対しては、例えば住民の方から今回のように苦情があった場合には、十分注意するようということではお話をさせていただいております。

先ほどの残土処理の関係で、排水の関係で稲穂沢川に流れる関係で、事業者が土壌を調査しているかということでございますが、申しわけございませんがその辺は事業者には確認はとれてございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（上石 明） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私からは、畚部トンネル付近の遊泳安全対策についてですけれども、先ほど市長から答弁ありましたとおり、ここににつきましては海水浴場ではないということになっておりますので、なかなかその対策という部分について、今、答弁できないのですけれども、まずは蘭島の海水浴場に来ている方がそちらのほうに行かないように、まずそちらの対策をとっていきたいというふうに考えております。

また、今後につきましては、蘭島海水浴場組合と協議をしていきたいというふうに考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） 再々質問をします。

いろいろ確認したいことはあるのですけれども、私が再質問でしていないところもありますから、それはまた別にして、直接、議会が終わった後でもまた聞いてみたいと思います。

それで、先ほどのその道路の関係で、一方が通行禁止で一方が通過可能という点で小樽市は関与していないのだという答弁をいただきました。恐らく私の調べた中では、事業者と町会、共睦町会というのですか、大きい町会ですけれども、そここの話し合いをしていたのではないかと思うのです。そういう話も住民から聞いています。

それで、その市道の通過を例えば住民と話し合って、一方はやめたとすれば、その一方の塩谷側は通っているというのは、住民に対してはやはり非常に不合理なことだというふうに思うのです。その辺についても、大体、あそこは片方にしかなくて、頂上から塩谷側にしか往復していないということは恐らく市でもつかまえていたと思うのですけれども。そういう点で、わかっているそういう不合理なことがいいのかどうかという判断はしなかったのかどうなのか、そのことを踏まえて事業者にどういう話し合いを、指導

したのかを聞かせていただきたいと思います。

それから、かつて高速道路の周辺道路整備事業として、例えば林道の徳助沢連絡通線だとか、市道の塩谷丸山下通線なども整備したことがあるのです。先ほどの中では、宅地造成事業者が行ったものなのかということではっきりした返事を恐らくしていないということだと思っておりますが、市がやったということだと思っておりますけれども、こういう事業を、経験からいけば、市の予算にも限りがあるわけですから、当然、事業者にも負担させるようなことを指導すべきだと思っておりますが、その辺についてはどうなのでしょう。その辺について少し聞かせてください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 川畑議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、市道の通行に関してのお話ですが、先ほど、通行、一方をとめたということに関して、市は関与していないというのは問題があるのではないかと御質問でしたけれども、あくまでもどの道路を使って搬出入をするかということにつきましては事業者側で判断することでありまして、それを市のほうで、こちらを通ってはいけない、もしくはこちらを通りなさいというようなことは言えないというふうに考えてございます。

それから、先ほどの道路補修の件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも緊急的なことで市が対応したということございまして、基本的には事業者の責任において整備すべき、補修すべきものというふうに考えてございますので、今後、当然、事業者とその辺のことについては協議をしながら対応していくということございまして、あくまでもこのたびは緊急対応的、部分的ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木喜明） 川畑議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○11番（高橋克幸議員） 一般質問を行います。

公共施設再編計画についてであります。

本市ではこれまで、公共施設について必要に応じて維持補修や老朽化対策を行ってまいりました。しかし、他都市と同様に、今後多くの公共施設が大規模改修や建てかえ時期を迎えるため大きな問題となっております。来年度、長寿命化計画を策定する予定と伺っておりますが、今後のスケジュールをお示しくください。

今後の公共施設の更新費用の試算によりますと、現在ある施設をそのまま保有し続けると仮定して、今後40年間に必要な更新費用は約2,530億円となっております。この更新費用について、課題や問題点についてお示しくください。

これからの検討で、各施設のあり方や複合化による効率化、費用の圧縮が重要と考えられます。将来の公共施設再編の考え方や方向性、優先順位の基準について見解を伺います。

次に、本庁舎の耐震化の問題であります。

災害時での市役所の役割の重要性や個人を証明する膨大な情報の保全を考えると、庁舎は高い耐震性や安全性を確保し、ライフラインが途絶えた場合でも災害拠点として機能し続けるために災害に強い建物でなければならないと考えます。さて、本市の庁舎についてであります。本館は昭和8年に建築され、

別館が昭和 37 年の建築であり、この 2 棟の建物は新耐震基準で建設されていないところであります。

そこで、庁舎の現状について伺います。

まず、耐震性の問題であります。本館、別館の耐震診断についてどのようになっているのかお示してください。また、耐震補強の考え方や耐用年数の観点から、現在の庁舎について、先ほど述べた高い耐震性や安全性の確保についてどのように捉えているのか見解を伺います。

次に、本庁舎の老朽化についてであります。

これまで本庁舎の改修工事が何回かにわたり実施されてきたことと思いますが、躯体のひび割れや雨漏り、壁の剥離など、老朽化が顕著であります。また、電気、設備の配線・配管の劣化や暖房機器の劣化による効率性について、どのように把握され考えられているのかお示してください。

本庁舎については、今後求められる機能や役割を考えると、公共施設の耐震化や建てかえの優先順位について、防災拠点の考え方から別枠で検討し、できるだけ速やかに今後の検討課題の整理と具体的な計画を進める必要があると提案いたしますが、いかがでしょうか。また、平成 24 年の私の質問の中で、庁内に検討チームを設置し、予算面も含めた検討課題の整理を進めると答弁されていますが、この点も含め市長の見解を伺います。

次に、学校施設の耐震化についてであります。

公立学校施設は児童・生徒の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難場所となります。ゆえに、耐震化によって安全性を確保することは極めて重要であります。文部科学省では、耐震補強事業や改築事業に対して国庫補助を行い重点的に進めている状況であります。平成 30 年の調査によりますと、学校施設の耐震化の状況では全国で 99.2%、北海道で 95.8%となっておりますが、本市の状況について率及び棟数についてお示してください。また、今後の耐震化の予定や計画についてお答えください。

この問題は安全性の問題であり、早急に対応することが重要であります。この耐震化対策について、市長並びに教育長の見解を伺います。

次に、学校のトイレについてであります。

家庭の洋式トイレになれている子供たちにとって、学校の和式トイレが好まれていない状況は全国共通であると思われます。また、学校のトイレにおいて、改修や大規模改造などを行った学校と改修を行っていない学校では、トイレの環境に大きな差が生じているといわれております。先ほど述べたように、災害時には避難場所となり、地域の高齢者が使用することを想定すると、常設トイレの洋式化は不可欠であります。本市の洋式化についてどのような状況なのか具体的に示してください。また、今後の予定やスケジュールについてお答えください。

愛知県豊川市の小学校では、2017 年に学校のトイレの改修を行ったときに L G B T に配慮した設計になっており、男子用、女子用と別に「みんなのトイレ」を設置いたしました。この傾向は広がりを見せており、ユニバーサルデザインや L G B T に配慮した学校トイレの改修は、今後の検討課題として必要と考えます。この点について、教育長の見解を伺います。

次に、学校跡利用の考え方についてであります。

以前、市として学校跡利用の基本的な考え方が示されましたが、この目的の中で、「学校跡地を本市のまちづくりにとって有効な利活用を図ることを目的とします。」とあり、また最後には、「市や地元関係者などからなる懇談会を地域ごとに開催し、市や民間のいずれかが利活用する場合においても、地域の要望や意見などを聞くこととし、地域の特性や課題を考慮しながら、市全体の発展や市民全体の利益につながるような学校跡地の利活用について検討します。」と記述されております。地域の要望や意見を聞く際

に施設の情報と課題や問題点についてどのような情報提供を考えているのかお示してください。また、地域の要望や意見などを聞くことは必要不可欠ですが、まちづくりの観点から小樽市の全体的な観点で避難施設も含めた利活用案や今後の考え方についてどのように検討されているのか見解を伺います。

また、サウンディング型市場調査の実施も予定されていますが、今後のスケジュールと内容についてお示してください。

民間活用の点からも情報発信の重要性に鑑み、特に地域環境が良好と思われる旧祝津小学校や旧末広中学校について、今後の利活用に取り組んでほしいと思いますが、見解を伺います。

次に、観光問題についてであります。

近年、本市の観光産業は基幹産業の一つとして成長し、小樽の経済にとって大きなウエートを占めるようになってまいりました。また、最近ではシリアル型の日本遺産として、北前船の寄港地・船主集落と炭鉄港が認定され、地域活性化や歴史観光の拡充策として期待されているところであります。今後の小樽にとってこの観光産業をどのように認識されているのか、市長の見解を伺います。

政府では平成18年に観光立国推進基本法が成立し、平成20年に観光庁が設置され、その後、平成28年には、明日の日本を支える観光ビジョンが策定されているところであります。そのような政策の結果、訪日外国人旅行者数は平成30年度3,000万人を超え、同消費額は約4兆円となり、2020年の目標はそれぞれ4,000万人、8兆円へ挑戦するようであります。最近の本市の観光入込客数の動向を見ますと、平成25年度は約710万人で、そのうち道内客が約511万人、道外客が約199万人、平成30年度は地震の影響もありましたが約781万人で、そのうち道内客が約462万人、道外客が約317万人となっております。率では、全体数で平成25年度に対して110%、道内客は90%、道外客は159%であります。また、外国人宿泊客数は、平成25年度の7万2,860人に対し平成30年度は23万2,553人で、過去最高を更新しております。これらの状況についてそれぞれどのように分析しているのか、その要因や傾向、特徴も含め見解を伺います。

次に、観光産業の本市経済に関する影響についてであります。

本市の観光客の年間消費総額、経済波及効果、雇用効果についてお示してください。また、地震や災害など、影響の大きな事象についてどのように対応してきたのか、今後の考え方も含めお答えください。

また、本市の観光振興に対する予算の推移と主な内容についてお答えください。

次に、観光対策の多面化についてであります。

近年、小樽運河を中心として限られた観光ゾーンが主なものであります。観光客の多くはリピーターであり、毎回同じ観光ゾーンを体験しますと、新鮮さや期待感が薄れていくこととなり、観光客の減少に影響が出ると思われれます。最近では観光ニーズの多様化が進み、運河クルーズや似鳥美術館など新たな観光資源の新設もありましたが、受け入れ体制の充実、観光資源の発掘など、さまざまな課題があります。また、ホスピタリティの問題、そして悪質な客引きの問題など、受け入れ側の質的向上の課題も以前から指摘されているところであります。これらについてどのような対策をとられてきたのか、また、現在具体的に取り組んでいるものがあればお示してください。

次に、小樽の山についてであります。

第二次小樽市観光基本計画の中で、第2章主要施策、「(1)小樽の魅力を深める」の「⑨小樽の“山”の知られざる魅力の発信」とありました。主な取り組みで、「祝津、赤岩、天狗山などの遊歩道の整備及びPRほか、その他の山の魅力の検証と新たな企画立案」という記載がありました。この中で、赤岩はロッククライミングの練習場として知られており、多くの登山家が来られているところであります。また、祝津、赤岩、天狗山などの遊歩道からの景観は何回か私も経験しましたが、すばらしい景観であり、多く

の来訪者が感動されているところでもあります。ただ、遊歩道の整備不良や、トイレや駐車場の問題などが指摘されており、受け入れ体制の改善が必要であります。これらについてどのように検討されているのか、今後の予定も含めお示しください。また、先ほどの施策の主な取り組みの現状と今後の予定についてもお答えください。

次に、北運河地域についてであります。

5月31日の北海道新聞の記事で、「手宮市場跡 ホテルに」という見出しがありました。手宮地域では新たな動きと投資に期待感があり、近接する北運河も含めた観光資源の利活用の検討が必要とされております。旧国鉄手宮線、北運河、博物館を含めた一体的な利活用の検討についてどのように考えられているのか見解を伺います。

次に、北海道新幹線の整備効果の対策についてであります。

先ほどの記事で、投資する会社は、北海道新幹線札幌延伸を見据えて小樽を拠点に道内に広げていきたいという内容がありました。北海道新幹線札幌延伸は小樽観光にとって大きな起爆剤であります。新幹線の整備効果を生かすには、小樽への来訪者をふやし小樽で消費することであり、近隣の後志地域へ波及する経済効果を生むことが重要と考えます。開業2030年度を考えれば、あと11年しかありません。今後、スピード感を持って進めていかなければ、札幌を拠点とするエリアで小樽だけが埋没する可能性が懸念されているところでもあります。

北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画では、ソフト対策として、観光客の誘致、受け入れ体制、波及効果について記載がされております。官民一体の北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会が設置されましたが、これまでの取り組み状況と今後の考え方及びスケジュールについてお示しください。

次に、観光客の誘致に関連して、クルーズ船誘致についてであります。

クルーズ船誘致を強化するため、平成25年に小樽港クルーズ推進協議会が設立されました。以降、誘致に取り組んでこられたことと思いますが、協議会での主な活動と今後の考え方についてお示しください。

今年度は29隻のクルーズ船の寄港が予定されておりますが、寄港に伴う本市の経済波及効果はどのぐらいと試算されているのかお示しください。

小樽港第3号ふ頭及び基部の整備についてであります。

これまでの既定計画では、第3号ふ頭及び周辺に関する将来の方向性として、国際旅客船埠頭機能を備えたにぎわいのある交流空間とすることが確認をされております。また、日本海側拠点港応募計画書では、最大15万トン級のクルーズ船が接岸可能な岸壁整備、CIQ機能やイベント用の旅客ターミナル機能の整備が記載されています。これらの整備について、現状と今後の予定や考え方についてお示しください。

次に、小樽の観光資源である歴史的建造物の保全についてであります。

小樽観光の大きな特徴である懐かしさやノスタルジックな雰囲気を演出しているのは、歴史的な建造物やそれに伴う町並みの景観であります。特に歴史的な建造物は時間の経過が老朽化を進め、残念ながら解体に至るケースがありました。小樽観光にとって重要な資源であるこの歴史的な建造物の保存は、重要な課題であります。本市では他都市に先駆け条例を制定し、歴史的な建造物の保存に取り組んできた認識をしております。この保存の課題と問題点についてお示しください。

また、歴史的な建造物の保存に対する助成金制度について、これまでの過去5年間の予算の推移と、その主な内容及び保存対策について今後の考え方をお答えください。

次に、廃棄物最終処分場の延命化についてであります。

廃棄物最終処分場は平成12年より供用開始となり、平成17年の家庭ごみの有料化によるごみの減量・

リサイクルの推進などにより、予定されていた終了年度を延長してまいりました。当初の最終処分場の全体埋め立て容量は、1期と2期の合計で94万1,000立方メートルでありましたが、平成30年度の延命化計画の埋め立て容量は32万9,000立方メートル増加し、現在では127万立方メートルとなっております。この増加した容量の設定はどのように算出されたのか、また、内訳として廃棄物と土砂量についてお示しください。

さらに、かさ上げによる埋め立て計画について、ごみの滑りに対する安全性、地下埋設している管類の耐圧の検討、遮水シートの劣化による安全性、浸出水処理水の水質等の問題についてどのように検討されたのかお答えください。

環境省からの通達により、最終処分場の残余容量を的確に把握するため、現地測量を基本とし、やむを得ず換算係数を用いて推定した場合でも、約3年に一度は現地調査を行って補正することという内容が示されております。本市では平成23年に現地測量が実施されましたが、その調査結果で残余容量は体積換算係数により算出された推定値に対し、実測値は約2倍という大きな乖離の問題がありました。これ以降、再度現地測量が実施されたと思いますが、その内容と推定値との比較及び計算に使用された体積換算係数について説明してください。また、年平均の埋め立て推定値の算出方法と内容及びその推定値から計算される残余容量と残余年数についてお示しください。

次に、町会との協定について伺います。

このように、当初予定されていた計画年次よりもさらに長く使用が可能となり、また、計画されているかさ上げによる埋め立てでさらに延命化が図られるところではありますが、町会との協定についてこれまでどのような協議が行われてきたのか、今後どのように検討されているのか見解を伺います。

次に、次期最終処分場についてであります。

現在の最終処分場が当初計画よりも大幅に延命化される可能性が大きいため、次期最終処分場の準備について一時保留となっていたと思いますが、重要な問題なので改めて伺います。

次期最終処分場候補地の想定条件であります。以前の答弁では現焼却施設にできるだけ近いことが望ましいこと、また、地質の面で地表近くに岩盤がなく地下水位が高くないことなどが挙げられています。候補地として有力とされている現処分場の上流区域についてボーリング調査が行われましたが、調査結果では土石流による玉石や砂質分が厚く堆積しており、地盤支持力は比較的弱く、地下水位も高いことがわかりました。これらの課題や問題点について、候補地選定を含めどのように検討されているのか見解を伺います。また、現在と同様な最終処分場をつくと想定した場合、次期処分場建設までのスケジュールや規模、予算についての考え方もお示しください。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共施設問題について御質問がありました。

まず、公共施設再編計画についてですが、計画策定に係る今後のスケジュールにつきましては、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、施設の集約化や複合化について定める公共施設再編計画を令和元年度末までに策定し、再編計画で示された再編施設の整備時期と単独で残す施設の保全を含めた長寿命化計画を令和2年度末までに策定する予定であります。

次に、現有する公共施設を40年間維持すると仮定した場合の更新費用の課題や問題点につきましては、あくまでも試算ですが、年平均額で約63億円の更新費用が必要であると算出しており、これは平成22年度から26年度までの5年間における公共施設に係る投資的経費の年平均額である約16億6,000万円の約3.8倍の費用に当たります。このため、今後、行政サービス水準を一定程度維持していく課題のある中、中長期的に公共施設の更新費用を投資的経費に見合うように適正化していく必要があり、人口減少に伴う財政面の厳しさが一層見込まれる状況で、本市にとって大きな問題であると考えております。

次に、公共施設再編の考え方や方向性、優先順位の基準につきましては、将来の市民に過度な負担を残さず、持続可能な市民サービスの提供が図られるよう、施設総量の削減、小樽市の特性や市民ニーズの変化に対応、さらに、安全性の確保の三つの方針を掲げ再編計画を策定中であります。

また、優先順位の基準については、来年度策定予定の長寿命化計画において、施設の老朽度や耐震性などのデータとあわせ、財政負担の平準化を図ることなどを考慮して事業順序をお示ししたいと考えております。

次に、本庁舎の耐震化の問題についてですが、まず耐震診断につきましては、平成26年度に実施し、本館、別館とも構造耐震指標の数値において、震度6強以上の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高いとの結果が出ているところであります。

次に、庁舎の耐震性や安全性の確保につきましては、本館、別館ともに老朽化が進んでおり、耐震診断の結果からも、災害時における耐震性や安全性が確保されているとは言いがたい状況にあります。そのため、別館は耐震補強だけで抜本的な解決を図ることはできないことから建てかえが必要である一方、本館は歴史的建造物であることから耐震補強による存続を目指す必要があるものと認識しております。

次に、庁舎設備の劣化による効率性につきましては、これまで電気設備や暖房設備を初めとした庁舎設備についてボイラー設備などの部分的な修繕を対症的に実施しておりますが、設備自体が老朽化しているため同様の修繕を繰り返しているのが現状であり、非効率的であると認識をしております。

次に、本庁舎の耐震化や建てかえにつきましては、平成25年に庁内関係職員による市庁舎建設準備委員会を設置し、検討課題の整理と庁舎建設資金基金の積み立てを開始いたしました。しかし、その後、全国の自治体において老朽化する公共施設の更新等が課題となり、国が全ての自治体に対して公共施設等総合管理計画の策定を求めたことから、本市でも平成28年に同計画を策定いたしました。現在、この計画に基づき、本庁舎を含む対象施設について公共施設の再編案を検討しているところであり、私といたしましても、本庁舎の耐震化や建てかえは喫緊の課題と認識をしておりますが、公共施設等総合管理計画との整合性を図る必要があることから、総合的な観点で優先順位を含めた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、学校施設の耐震化についてですが、耐震化対策についての私の見解につきましては、学校施設の耐震化は児童・生徒の安全・安心の確保や地域の方々の避難所機能を確保する観点からも早期の対応が必要と考えているところでありますので、今後の進め方については、耐震診断の結果を踏まえながら教育委員会と協議をしてみたいと考えております。

次に、学校跡利用の考え方についてですが、まず地域の要望や意見を聞く際の情報提供につきましては、校舎や体育館の耐震性などの情報や市全体における学校跡利用の状況などの課題について触れながら、これらに関する市の検討状況などもあわせてお伝えしていきたいと考えております。

次に、本市の全体的な視点による利活用案や今後の考え方につきましては、学校跡利用の検討において、これまでも利活用案が本市の発展につながるものであるか議論をしてみいました。現在、公共施設の再編など、市全体の施設のあり方についても検討していることから、今後につきましては地域における避

難所機能を持った公共施設の状況なども踏まえながら、本市全体のまちづくりに資する利活用となるよう検討を進めたいと考えております。

次に、サウンディング型市場調査につきましては、調査の実施内容は現時点で公共施設としての利活用の見込みがない旧塩谷中学校、旧末広中学校及び旧北山中学校の三つの施設を対象に、民間事業者のニーズや利活用のアイデアを広く募りたいと考えております。スケジュールは、7月中旬から9月中旬にかけて事業者からのエントリーの受け付け、10月に対話の実施、11月に調査結果の取りまとめを行いたいと考えております。

次に、旧祝津小学校や旧末広中学校の利活用に向けた取り組みにつきましては、旧祝津小学校は現在、複数の事業者が施設活用について興味を示しております。本市からは、施設や立地の状況についての情報を提供しながら、現地での施設見学への対応などでアピールしているところであります。

旧末広中学校は、今年度のサウンディング型市場調査の対象施設としておりますので、調査の際には用途地域などの基礎的な情報のほか、施設の状況、施設までのアクセス、さらには隣接する施設など、立地条件についてもPRしてまいりたいと考えております。

次に、観光問題について御質問がありました。

初めに、観光入込客数の動向と分析についてですが、まず観光産業の認識につきましては、日本遺産のストーリーや構成文化財である歴史と文化は本市の強みであり、また近年、新たな観光資源も注目され、観光入込客数も堅調に推移してきております。今後も高齢化の進行や人口減少が予測される本市において、交流人口の拡大による消費額の増加は地域の活性化につながるものと考えられ、域内経済の好循環をより生み出すことで雇用や税収増も期待できることから、観光産業は本市の基幹産業の一つとして重要なものと考えております。

次に、道内客入込客数、道外客入込客数、外国人宿泊客数の分析につきましては、まず、道内客はここ数年減少傾向にあり、その要因は海水浴客の減少のほか、昨年においては震災による影響が考えられます。また、道外客及び外国人宿泊客数は増加傾向にあり、その要因は運河クルーズや小樽芸術村などの新たな観光資源や宿泊施設の増加、LCCの直行便の増加によるアジア圏を中心とした外国人旅行者の押し上げによるものと考えております。

また、特徴的なこととして、雪あかりの路などの閑散期対策の効果により冬期間の宿泊客数が7年連続で増加していることや、直近ではタイやマレーシアからの観光客が大きく伸びていることが挙げられます。

次に、観光産業の経済に関する影響についてですが、まず、本市の観光客の年間消費総額等につきましては、平成27年3月公表の小樽市観光客動態調査報告書によると、25年度の年間観光総消費額は約1,255億円と推計されております。また、経済波及効果及び雇用効果につきましては、平成16年9月に公表の観光基礎調査以来調査を行っておりませんが、観光は本市の基幹産業の一つとして重要なものと考えておりますので、その効果を把握するための必要な調査・分析について検討してまいりたいと考えております。

次に、地震や災害などの影響の大きな事象への対応につきましては、平成23年3月の東日本大震災の際には、札幌からの誘客を図る、1万人ウェルカム事業や、宿泊客の市内での消費を促す観光振興券事業を実施し、また、昨年9月の北海道胆振東部地震の際には、観光客受け入れに支障がないことをアピールする「小樽の元気」発信事業を実施し、減少した観光客数の回復に努めてきたところであります。

今後につきましては、こうした事後の対応に加えて、昨日も大きな地震がありましたが、緊急災害時に観光客に対して迅速かつ的確に情報提供、誘導ができる体制を整備することも重要であり、十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、観光振興予算の推移と主な内容につきましては、直近5年間の観光費は約1億6,000万円から1億8,000万円の間に推移しており、その主な内容としましては、毎年計上している施設管理費や観光客誘致に係る宣伝費、潮まつりなどのイベント経費、観光バス駐車場管理運営経費のほか、近年増加する外国人観光客の受け入れに対応するため、外国人観光客おもてなし事業や歩行者用案内標識再整備事業を実施してきたところであります。

次に、観光対策の多面化についてですが、まず受け入れ体制の充実につきましては、多言語表記の観光案内板の作成、国際インフォメーションセンターの開設、JR小樽駅の観光案内所の充実を図り、トイレの洋式化については現在も計画的に進めているところであります。

観光資源の発掘では、ロケツーリズムの推進のため、ふるさと甲子園への参加やショートフィルムセッションの開催などにより新たなロケ地の発掘に取り組んでいるところであり、ホスピタリティの問題につきましても、小樽観光協会による事業者向けマナー研修や語学研修、小樽観光大学校によるおたる案内人ジュニア育成プログラムなどを継続的に開催しております。

また、悪質な客引きにつきましては、これまでも旧国鉄手宮線などに観光客向けの注意看板を設置しておりますが、今シーズンはメルヘン交差点にも注意看板を新たに設置したところであります。

次に、赤岩など小樽の山の受け入れ体制改善につきましては、小樽海岸自然探勝路ではこれまでも後志総合振興局が遊歩道の整備を行っているほか、入山者がふえている塩谷丸山では、市がトイレや駐車場を登山口付近に設置したところであります。

今後におきましても、安全性や利便性確保のため、登山者団体等の御意見をお聞きしながら、必要に応じて関係機関と協議の上、対応してまいりたいと考えております。

次に、観光基本計画に登載している小樽の山の魅力の発信の取り組みにつきましては、祝津、赤岩、オタモイとつながる小樽海岸自然探勝路が最近のテレビ番組で取り上げられたほか、塩谷丸山へは多くの入山者が訪れるなど山の人気が高まっていると認識しており、市のホームページにおいてPRに努めているところであります。今後におきましても、毛無山展望所からの眺望、天狗山の雲海など、山の魅力のさらなる情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、北運河周辺の一体的な利活用の検討につきましては、北運河周辺は市民の憩いの場である運河公園や重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店があるほか、旧国鉄手宮線が整備されたことにより博物館などへの回遊性の高まりが期待できます。また、日本遺産に認定された北前船と炭鉄港のストーリーを構成する文化財の集積や、新1万円札に肖像画が描かれる渋沢栄一氏ゆかりの建物が飲食店やライブハウスとして利用されているなど、さらにこの地区のポテンシャルが高まったことから、今後は日本遺産を絡めたモデルコースを作成するなど、より一層北運河周辺の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会での取り組み状況につきましては、昨年末に協議会を設置した後、本年1月に情報発信機能を初め、駅舎へ導入すべき施設などについて議論いただいたところであります。今後の協議会におきましては、引き続き駅舎についての議論を進めるとともに、来年度末を目標に北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画に基づくアクションプランの策定に取り組み、その中で新駅から中心市街地などへの2次交通対策や観光客誘致などのソフト対策に係る具体的な事業について、民間団体や関係機関の御意見も伺いながら、その実施時期や実施主体を含め検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽港クルーズ推進協議会での活動につきましては、これまで国内に向けては船会社、旅行会社などへの訪問、東京でのクルーズセミナーの開催による小樽・北後志地域のPRや情報交換を行い、国外に向けては、海外船会社への訪問によるPRや、海外船会社幹部を小樽に招請した際の小樽港と周辺観光

地のPRを実施しております。このほか、クルーズ船入出港時の歓送迎行事や各種サービスとしての臨時観光案内所の開設、外貨両替等を実施し、乗船客の満足度向上に努めております。

今後におきましては、これまでの取り組みを継続していくとともに、第3号ふ頭周辺の再開発を進めることにより、クルーズ船寄港時の利便性が大きく向上する点についても積極的にPRするほか、体験型観光などの新たな企画について発掘をし、寄港地としての新たな魅力づくりにも取り組んでいくこととしております。

次に、クルーズ船寄港に伴う本市への経済波及効果につきましては、見込まれる効果として、乗船客や乗組員による観光消費のほか、水先案内や綱取りなどの港湾関係団体の収入、入港料や係留施設使用料などの市の収入があり、平成26年の試算結果では41回の寄港で約7億7,000万円、寄港1回当たり約1,880万円の経済効果となっております。今年度、小樽港には29回のクルーズ船が寄港予定であり、平成26年の寄港1回当たりの経済効果で試算した場合、約5億4,000万円の効果が見込まれると推計されます。

次に、第3号ふ頭及び基部の整備につきましては、物流機能の移転・再配置、財政負担、民間活力の導入など、課題も多いことから段階的に進めることとし、現在、国直轄事業により大型クルーズ船対応の岸壁改良工事と前面の泊地しゅんせつ工事を実施しており、数年後の完成を目標として進めております。

今後は、市の事業として岸壁改良等の整備効果を生かすため、既存の市営上屋33号の一部を改修した旅客ターミナルと大型バスの駐車場の整備に向け令和2年度から設計を行うとともに、埠頭基部につきましても順次整備を進めてまいりたいと考えております。

また、これらの整備に当たりましては、にぎわいある交流空間としてこの地域の持つポテンシャルを最大限引き出すため、経済界や観光業界との間で第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議を開催し、意見交換を行いながら整備方針を整理してまいりたいと考えております。

なお、日本海側拠点港応募計画書で位置づけていた岸壁の対象船舶は最大15万トン級としておりましたが、その後、詳細な検討を行い、港の入り口に当たる港口での航路幅や岸壁の改良方法の検討結果を踏まえ、事業実施段階では13万トン級を想定しているところであります。

次に、観光資源である歴史的建造物の保全についてですが、まず保存の課題と問題点につきましては、本市の歴史的建造物の多くは明治以降に建てられた鉄筋コンクリート造の建物であります。建築後100年以上経過したものもあり、耐用年数を大きく上回っている状況です。このような近代の歴史的建造物を観光資源として将来にわたり保全、活用していくことが課題であります。鉄筋コンクリート造の建物は延命させるための技術が確立していないことや多額の費用を要することなどが問題点であると考えております。

次に、歴史的建造物に対する助成金の過去5年間における予算の推移等につきましては、平成27年度から29年度がそれぞれ1,500万円、30年度が1,000万円、31年度が2,000万円であります。助成の内容は、登録または指定歴史的建造物の外観保全を目的とした外壁や屋根の修繕等に要する経費の一部を所有者へ助成しています。また、保存対策についての今後の考え方は、歴史的建造物の新たな価値を見出し、市民共有の財産として活用し継承していくため、地域や社会全体で支援する仕組みを構築する必要があると考えております。

次に、廃棄物最終処分場について御質問がありました。

まず、廃棄物最終処分場の延命化についてですが、増加容量の設定につきましては、現在の形状でかさ上げを行うに当たり、増加する重量に対する滑りの検討、既存埋設管の耐圧、延命による遮水シートの劣化等、技術上の検討を行い、全ての安全性を確保した上で設定した最大限の容量であります。その内訳は、廃棄物22万立方メートル、土砂10万9,000立方メートル、合わせて32万9,000立方メートルとなっております。

おります。

次に、かさ上げによる安全性の検討につきましては、重量増加による滑りに対して盛り土計算に用いる円弧滑りの安定計算による安全検討を行うとともに、地下埋設管の耐圧に対しては最終埋め立て時の最大土かぶりの厚さで耐圧計算を行い、遮水シートの劣化については紫外線劣化による耐久性の計算にて、それぞれの安全性を確認しております。

また、浸出水処理水の水質につきましては、今後、搬入する廃棄物の種類を変更する予定がないことから、現在行っている浸出水処理水の調査結果をもとに検討を行い、放流基準を満たしていることを確認しております。

次に、最終処分場の残余容量と残余年数についてですが、まず現地測量の内容について、平成23年度の現地測量以降の実施状況につきましては、27年度に埋め立て量の実測測量を実施しております。推定値との比較及び計算に使用された体積換算係数につきましては、実測測量の結果にあわせてこれまで使用していた換算係数の見直しを行ったものです。

また、年平均の埋め立て推定値の算出方法と内容につきましては、廃棄物量と即日覆土量を合わせたものを埋め立て推定値としており、廃棄物量の推定量算出は焼却処理が開始された平成19年度から27年度実測値までの平均とし、即日覆土量の推定は変動が大きいため、供用開始からの廃棄物量と覆土量の平均比率で求めています。よって、廃棄物量は9年間で12万8,800トンですので、年間平均で約1万4,200トンとなり、覆土量は供用開始からの平均比率を50%としていることから、年間廃棄物量1万4,200トンの50%で年間7,200トンとなります。これを体積換算すると、年間平均埋め立て推計値は合わせて1万8,900立方メートルとなります。この推計値から計算される30年度末現在の残余容量につきましては、廃棄物と土砂を合わせて38万立方メートル、残余年数は15年となります。

次に、町会との協議につきましては、これまでも町会とは定期的に情報交換をしており、平成26年度にはごみの搬入量の減少に伴い、埋め立て期間を31年度まで延長する協定書の変更を行っております。今後につきましては、処分場延命化により埋め立て期間が再度の延長となることから、町会との協議を続け、今年度中の協定変更を目指してまいります。

次に、次期処分場の考え方につきましては、現在、現処分場内でのかさ上げによる延命化を最優先しているため、候補地選定の検討は行っておりません。また、現在と同様の規模で次期処分場をつくるには計画から完成までに10年程度かかり、建設費は最低でも60億円程度が必要になるものと想定されます。そのため、今後は新たな候補地選定の検討と並行して、現処分場の上流地域の活用についても検討を進める必要があると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高橋克幸議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、公共施設問題について御質問がございました。

まず、学校施設の耐震化についてでございますが、本市の公立小・中学校施設の状況につきましては、本年4月1日現在の耐震化率は81.3%、耐震性のある棟数は全75棟のうち61棟になります。

次に、今後の耐震化の予定や計画につきましては、今年度は幸小学校の耐震改修工事を実施するとともに、今定例会の補正予算において松ヶ枝中学校を耐震性のある旧最上小学校へ移転する予算案を計上しております。また、耐震化対策の取り組みといたしましては、今年度は塩谷小学校と桂岡小学校の耐震診断を実施いたしますが、その結果により耐震補強工事が必要と判断された場合は、今後の耐震化の進め方について市長部局と協議をさせていただきたいと考えております。

次に、耐震化対策の見解につきましては、学校施設は児童・生徒が多く時間を過ごす学習や生活の場でありますので、児童・生徒の安全・安心の確保からも早急な対策が必要だと考えております。

次に、学校のトイレについてでございますが、まず、本市の公立小・中学校校舎のトイレの洋式化の状況につきましては、本年4月1日現在におきまして、小学校は18校のうち8校、中学校は12校のうち3校の洋式トイレの整備が完了いたしております。

次に、今後の予定やスケジュールにつきましては、今年度は幸小学校の大規模改造工事にあわせてトイレを洋式化するほか、毎年1校ずつ整備することとしておりますトイレ改修事業として銭函中学校のトイレを洋式化いたします。さらに、今定例会の補正予算におきましては、松ヶ枝中学校を旧最上小学校へ移転するための改修事業の中でトイレの洋式化を実施することといたしております。次年度以降についても大規模改造工事にあわせてトイレを洋式化するほか、毎年1校ずつ進めているトイレの改修事業を継続してまいりたいと考えておりますが、今後の具体的な計画といたしましては、令和2年度中に策定するよう国から求められている学校施設の長寿命化計画と関連することから、その中でトイレの改修計画についても整備方針を検討してまいりたいと考えております。

次に、ユニバーサルデザインやLGBTに配慮した学校のトイレの改修につきましては、多様性を尊重するという観点からも、また共生社会の実現に向けても、学校現場に限らず社会全体で取り組むべき課題であると認識をいたしております。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 11番、高橋克幸議員。

○11番(高橋克幸議員) 2点だけ再質問させていただきます。

1点目は、何人かの議員からお話がありましたけれども、やはり学校のトイレの問題です。

先ほど本質問でも言いましたが、子供たちの生活の場は当然でありますけれども、その改善とともに避難所としてのその役目があるわけです。昨日も新潟県のほうで地震がありましたけれども、災害はいつ来るかわからない、そういう状況を考えますと、地震だけでなく台風ですとか、いろいろな災害が考えられますので、長寿命化計画の策定というのは理解できるのですが、いろいろな検討をしてスピード感を持ってやっていただきたい。なおかつ、もう少し具体的に、計画ができるまでではなくて、全体像として5年スパンで考えるのか、3年スパンで考えるのか、そのぐらい踏み込んで答弁をいただきたいなというふうに思っておりますので、見解を伺いたいと思います。

それから、学校の耐震化ですけれども、これも同様でして、やはり小樽は全道の平均からも、全国の平均からも相当おくられている、これは学校適正配置がありましたからやむを得ない部分はあるにしても、やはりこれも先ほど市長と教育長の認識を伺いましたが、私も同様に早急に対策が必要だという認識は共通しているところでありますので、いかにして早く進められるかということを前提に、市長も早急にというお話がありましたけれども、もう少し具体的な、先ほど言いましたが、スパンの問題も含めてお答えをいただければありがたいなというふうに思います。

もう1点は、観光問題について伺いましたが、本市経済に関する影響について3点指標を伺いました。年間消費総額1,255億円というのはわかりました。ただ残念なのは、経済波及効果、雇用効果の調査を行っていないと。15年前でしょうかね、行っていたのは。最初に伺いましたけれども、市長も観光産業は基幹産業の一つとして重要なのだというふうな御答弁をいただきました。私も全くそのとおりでと思います。原部の方も、部長を含めそういう認識であるというふうに私は思っているのですが、なぜ長い間これが放置されていたのかという、非常に私は問題だというふうに思います。一つの指標をきちんと出して、なおかつそれに対する対策を考えていくというのが、これはやはり本論だと思いますので、なぜこれが

飛ばされていたのかという理由と、それから早急にこの経済波及効果と雇用効果を調査していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初、学校の耐震化の問題について私からも答弁をさせていただきましたけれども、適正化基本計画が今一旦中断するような形になっております。本来統合される予定だった学校の耐震化について、私も大変必要だというふうに考えておりました。今回、調査が未了だった4校のうち2校について調査を行うことにしてありますけれども、今後、子供たちの学校の耐震化というのは私どもとしても急務だというふうに考えておりますので、教育委員会ともしっかり協議をさせていただきながら前に進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の観光についてのお尋ねでございますが、この経済波及効果、それから雇用効果の測定を平成16年の調査以来行ってない、この原因について私は把握はしておりませんが、高橋克幸議員の御指摘のとおり、観光はやはり本市の基幹産業の一つでありますし、今後さまざまな対策を講じていく上で、こういった経済波及効果ですとか雇用効果のデータというのが必要になってまいりますので、この調査の効果を把握するための必要な調査なり分析というのは前向きに考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高橋克幸議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

耐震化につきましても、トイレの整備につきましても、学校施設というのは子供たちにとって1日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、避難所として、先ほど議員からも御指摘ございましたように、トイレだとか災害時に備えた対応が必要になってくるということでございます。十分な安全性や防災性、それから防犯性、そういったものを備えた施設を整えておくということは、非常に子供にとっても避難所としての施設にとっても大切なことだというふうに考えております。

そういう意味におきまして、先ほど市長からも答弁がございましたように、耐震化対策、それから、トイレは老朽化対策の一環として整備をしているということもでございます。どちらにおいても大変スピード感を持って進めなければならないということもございますので、私どもから具体的なプランなども財政部サイドに示しながら、早急にできるように協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 高橋克幸議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時08分

再開 午後 5時30分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 令和元年第2回定例会に当たり、一般質問します。

まず、観光税について伺います。

本市議会におけるこれまでの議論で、財政強化のために歳入を増加させる必要性を説いてきました。定住人口にさらなる負担を強いるのではなく、交流人口に御理解をいただきながら少しずつの御負担をいただく法定外目的税の新設を求めてまいりました。いわゆる観光税という形での導入を求め続けてきたのは、本市の観光入込客数が定住人口の80倍近くであることに着目してのことです。

先日示された平成30年度小樽市観光入込客数の概要で、平成30年度の本市への観光入込客数は781万人を超え、また、ここ数年800万人前後の観光客が小樽を訪れている状況を見てのことです。また、同概要では、宿泊客延べ数は平成29年度が88万5,100人であったのに対し、平成30年度は94万8,200人と増加をしていることが示されています。

これまでの議会議論では、宿泊客延べ数に着目し、また、他都市の状況なども示しながら、観光税のうち宿泊に対する課税も提言してまいりました。最近の議論では、昨年第4回定例会の予算特別委員会で観光税等の導入を市長に伺ったところ、本市の第二次小樽市観光基本計画に示された観光インフラ整備の必要性等が記載されていることを示されて、本計画が財源についてどう考えて策定されたのかと指摘されておりました。また、小樽市収支改善プランにも観光税導入の検討ということが示されている点も捉えられ、どうすれば導入できるのかという観点で検討したいということでした。

それを受けて、本年第1回定例会一般質問でこの点の進捗を伺ったところ、庁内の検討状況は、札幌に先駆けて導入することにより宿泊施設の競争力低下が生じないか、また、国が実施する出国税や北海道が検討している宿泊税、本市の入湯税等との関連について産業港湾部で検討してきたというものでした。また、倶知安町や島根県松江市、茨城県等の事例を情報収集されたとのことでした。

そこで伺いますが、本市の課題について、具体的にどのような検討がなされたのか示してください。また、検討するに当たり基礎となる情報を得るための調査などは行ったのか示してください。

それから、これまで調べた他都市の事例などについて、本市で実施可能かどうかをどのように検討されたのか示してください。また、本市でどうすれば導入できるのかという観点から方向性や結論を打ち出すことができたのかお示してください。

この議論を行っている間にも、札幌市は宿泊税の導入を検討し、以前から導入を検討していた北海道も宿泊税の導入を具体的に検討し始めております。この状況下で本市として今後どのような対応をするのでしょうか。宿泊施設の競争力を心配していた相手の札幌市も宿泊税の導入を検討することで課題がなくなるのか。また、北海道が宿泊税を導入すれば二重課税という懸念事項も生じることになり、この調整は必須であります。北海道全体の観光入込客数が5,400万人台であることが示されており、本市の入込客数はまさにその15%近くである中、もし宿泊者に対する課税を行うのであれば、道や札幌市が導入をするとの前提でどのような調整を行うのか示してください。なお、この質問に対し、まだ道や札幌市が決定に至っていないから考えられないという答弁は行わないでください。

また、こうした問題を捉え、他の方法による法定外目的税の課税などを検討しないのか。もし検討されていけば、どのような内容なのか具体的に示してください。これについて参照した他都市事例があれば、あわせて示してください。

中心市街再々開発について伺います。

この問題も、これまで多くの議論をしてまいりました。直近では平成30年第3回定例会の折、小樽駅前第1ビル、第2ビルの老朽化の状況、そして、小樽駅前広場の危険な交通状況を指摘し、手始めに小樽駅前第1ビル周辺地区から取り組んではどうかと質問をしました。市長は、駅前広場の危険性やビルが老朽化した小樽駅前周辺を観光都市小樽にふさわしい玄関口として整備するために、関係各所と協力しながらリーダーシップを発揮したい旨、御答弁されました。

平成31年第1回定例会の一般質問で、私はこの小樽駅前地区について、第1ビル周辺地区で再開発準備組合を中心に議論を進めているこの地域から手始めに議論を進め、同組合が求めている中心市街地活性化基本計画を策定することについてどのように考えているのか伺いました。御答弁では、今年度、同組合や関係機関と連携し議論を進め、本市の役割や必要な計画、スケジュール等について調整してまいりたいという御答弁でした。さらに、中心市街地活性化基本計画策定の目途などについては、中心市街地活性化基本計画と立地適正化計画等の策定を挙げ、今後、同組合や関係機関等と議論し、策定のタイミングについても調整とのことであります。

まず、この問題について、今年度に入り同組合や関係機関と議論などを行う機会があったのでしょうか、お示してください。また、あったとすればどのような議論であったのかお示してください。

また、中心市街地活性化基本計画について、これまでも同組合から策定の要望が提出されておりましたが、本市では策定に消極的であると考えます。答弁中にも触れている、必要性という言葉を検討されているようですが、第1ビル周辺の再開発事業における中心市街地活性化基本計画の必要性についてどのように考えているのかお示してください。

また、前回定例会の答弁中に示された立地適正化計画は、これまで中心市街地問題と都市再生問題が地方都市の課題として議論されてきた経緯の中で、平成26年の都市再生特別措置法改正に伴い市町村が作成する制度として位置づけられたものであると理解をしております。この計画策定には、都市機能を増進する区域のほか居住を推進する区域を位置づけ、さらにその区域を結ぶ交通網まで示さなければならない、いわゆるコンパクトシティ・プラスと呼ばれる内容を盛り込んで計画策定を行わなければならないものであります。つまり、立地適正化計画を策定する際には、中心市街地のみならず本市全体を視野に入れた計画策定が必要となるわけであります。

本市の将来のまちづくりのためには、今後、策定しなければならない計画であると考えますが、そうすると立地適正化計画が策定されるまでに多くの時間を要することになり、小樽駅前地区の交通のふくそうや老朽化した建物が多い状況について早急な改善を行うことが困難になるのではないかと懸念が生じます。

ところで、この計画は、都市機能を集中させる区域の計画策定の際、中心市街地活性化基本計画とリンクさせることも可能であると理解をしております。また、それぞれの計画を策定することで、市街地の再度の開発や都市の整備について国からさまざまな交付金、特例などの補助メニューが用意されております。それぞれの計画に沿った整備にふさわしいメニューを利用する際にも、こうした計画がしっかりと策定されていなければなりません。

以上より、我々は、まず中心市街地活性化基本計画の策定を行うべきであり、また、今後の小樽を見据えたまちづくりのため立地適正化計画の策定も急がなければならないものと考えます。これらを前提に伺います。

小樽駅周辺の中心市街地活性化基本計画について早急に策定を行うべきと考えますが、見解をお示してください。また、同時に立地適正化計画策定作業も進めるべきであると考えます。この点、本市では立地適正化計画についてどのように考えているのか、中心市街地活性化基本計画との関連も含めてお示してください。

次に、最近市内に建設、計画されている太陽光発電施設について伺います。

最上2丁目において、民間の新電力による発電会社がソーラーパネルを設置し、太陽光発電事業を行う施設を建設しようと計画しています。また、市内ではほかに蘭島や豊川町などで既に太陽光パネルが設置された状況です。いずれの地域も、住民から疑問や不安の声が挙げられております。特に最上地域では、

本事業参入により大きく住環境を変えられることへの不安や不満、また、太陽光パネルやその周辺機器が健康被害を与えることへの不安など多くの問題点を指摘しながら、太陽光発電事業がこの地域に参入することに大反対の態度を示しております。これまで2回の住民説明会が開かれました。その説明会も、住民側から再三開催の要求があり、市から事業者への働きかけでやっと開催できたものであります。最初の説明会の中で、住民から寄せられる質問事項に対し、事業者はほぼ回答ができず持ち帰るという状況でした。最上において問題となっている土地は、以前、市営住宅が建てられていた場所で、市が所有していた土地です。購入を希望した事業者が一般競争入札により落札して購入に至ったというものです。事業者は、土地の購入が決定し早々にも工事に着手をしたいようですが、近隣住民の理解も得られない中で事業者が事業を進めることを許容するということは、市民の安心・安全を守る観点からあってはならないことであると考えます。この件は市もかかわっていることであり、また、今後、市域においても同様のトラブルが発生しないよう対処するためにも、以下、伺ってまいります。

具体的ことから伺いますが、最上地域での太陽光パネル建設について事業者から相談があったと思います。いつ、どのような相談であったのかお示してください。また、その際、市としてどのような回答を行ったのかお示してください。

太陽光発電により生産される電力は北海道電力株式会社に売電される計画であり、買い取る北海道電力株式会社では、売電事業者に対し事業予定の場所については地先の住民の方々の理解が得られていることが前提とされています。当然、市でもその状況は把握されていると思います。そうであるならば、市から事業者に住民相談会などの開催も促しているはずであると考えますが、そうした説明会の開催などを行うよう最初に伝えたのでしょうか。伝えたとすれば、いつ、どのタイミングで行うべきである旨、事業者に伝えたのかお示してください。また、伝えたとすれば、それを受けて事業者が住民の方々に対し説明会を開催するまでどのぐらい時間を要したのか示してください。

現状、当該説明会はとも住民の理解が得られたという状況には至っておりません。この状況の中で、市として今後この問題に対しどのような対応を行うのか具体的にお示してください。市には、住民の皆さんの安心・安全という観点からの対応を求めるものであります。

次に、市内の居住地域に太陽光パネル発電施設が建設されるという状況に関して、市では都市計画法上の市街化区域内で太陽光パネルのような工作物が建設されることについて法的規制はないという認識かと思えます。しかし、前定例会の予算特別委員会でも一部触れましたが、小樽市が策定している小樽市都市計画マスタープランを見ると、最上、蘭島、豊川町の各地域において、太陽光パネルの発電施設等はおよそこのプランに合致する工作物とは認められません。都市計画マスタープランは法的拘束力はないにせよ、市の総合計画に大きく影響するものであり、それは本市の将来都市像に影響を及ぼすことにもなります。太陽光パネルの設置について、都市計画マスタープランとの整合性という観点から本市ではどのように対応していくのかお示してください。また、こうした工作物の建設等が想定される空き地について、今後策定する第2次都市計画マスタープランにその方針を示すべきと思いますが、考えをお示してください。

最後に、この種の事業について何らの規制がないというのは問題であると考えます。住環境整備や市民の安心・安全の観点から、このような事業の土地利用について本市独自の規制も必要と考えます。太陽光発電事業者は北海道に参入するに当たり、最初は比較的地価が安く地権者や地先との交渉の負担が少ない地域を選定し、順次拡大を図ってきた模様です。しかし、広大な土地があるとはいえ、発電した電力を送電する際の送電線の系統の送電可能量に限りがあるため、土地があるからそこに太陽光パネルを建設し続けるということは不可能とのこと。当初、事業者は道東や道北地域に、その後、道南地域に土地を求め開発を行ってきたところ、送電線の余裕がなくなり、比較的地価が高い道央の地域に参入を始めた状況

であります。したがって、本市においても、この先各地域で同様の問題が生じる可能性があると考えます。そうなる前に、土地利用や事業展開についての規制を条例等で行うべきであると考えます。本市の見解をお示してください。

もし規制等を考えない、あるいは状況を見てということであれば、同様の状況が発生した場合、都市の将来像や市民の安心・安全のため、本市としてどのように対応するのかお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光税導入について御質問がありました。

まず、本市の課題の具体的な検討につきましては、これまで産業港湾部内において、札幌市に先駆けて導入することによる宿泊施設の競争力低下や北海道で検討している宿泊税など、他の税との関連について課題抽出を行ってきたところではありますが、具体的な検討にまで至っていない状況であります。

次に、検討に当たっての調査などにつきましては、平成29年12月に北海道が主催した観光振興に係る新たな財源についての意見交換会での情報収集や、ニセコ町や倶知安町に対する電話でのヒアリング、税収を全額観光協会に補助することを検討している島根県松江市の例、また、税ではありませんが借楽園への入場を有料化する方針を固めた茨城県の取り組みなどについて情報収集を行ってきたところであります。

次に、観光税の他都市における事例の実施可能性や導入に向けた方向性、結論につきましては、本年第1回定例会でお答えした庁内会議である、新たな財源確保に向けた庁内研究会を5月30日に立ち上げ、関係部局による全庁横断的な検討を始めたところであります。今後、その研究会の中で、観光税を含めた他都市の法定外目的税等の導入事例を参考に、導入可能性についての議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市が宿泊税を導入すると仮定した場合の北海道との調整につきましては、現時点では北海道も本市も制度設計が未定のため詳細にお答えすることはできませんが、一般論としては、税額や徴収方法、課税対象などについて調整が必要になるものと考えております。

次に、他の法定外目的税の課税についての検討や参照した他都市の事例につきましては、先ほど述べた庁内研究会の中で沖縄県の環境協力税や熱海市の別荘等所有税などの事例について研究会で意見交換を行ったところであり、今後、研究会の参加部署で情報収集した他の方法による法定外目的税等の導入事例やアイデアを出し合い、導入可能性についての議論を進めていくこととしております。

次に、中心市街地再々開発について御質問がありました。

まず、再開発準備組合等との議論につきましては、準備組合とは2回、北海道開発局とは1回面談の上協議をしており、さらに、内閣府、北海道開発局及び北海道に電話による問い合わせを数回行っているところであります。内容につきましては、準備組合とは再開発の区域、スケジュール、再開発ビルの施設計画など、再開発事業を行うに当たっての基礎的な内容の確認や課題などについて協議しております。また、国や北海道とは、市街地再開発事業における国の支援を受けるための採択要件の内容や必要な計画などについて協議しております。

次に、第1ビル周辺の再開発事業における中心市街地活性化基本計画の必要性につきましては、第3ビ

ルの再々開発事業の実施時には、国庫補助の採択要件として中心市街地活性化基本計画の策定が必須でありましたが、その後、国の要綱が改正され現在は採択要件となっていないため、第1ビル周辺の再開発事業の実施に関して、同計画は必ずしも策定が必要なものではないと考えております。

次に、小樽駅周辺の中心市街地活性化基本計画と立地適正化計画につきましては、中心市街地活性化基本計画は立地適正化計画の施策の効果を上げるための計画の一つであると認識しておりますが、同計画はおおむね5年以内に取り組みべき具体的な事業を記載し、国の支援を受けるものであることから、小樽駅周辺で取り組む具体的な事業の実施時期が明らかになった段階で、策定について必要性を含め検討してまいりたいと考えております。

一方、第1ビル周辺の再開発事業では国庫補助を導入する必要があることから、その採択要件を満たす立地適正化計画などの策定について早急に検討していかなければならないと考えております。

次に、太陽光パネル発電会社の市域内参入と市民の安心・安全の確保について御質問がありました。

まず、最上地域での太陽光パネル建設についての事業者からの相談等につきましては、昨年5月29日に事業者から電話と電子メールにより、事業計画の説明とパネル設置に係る規制等の相談がありました。その後、市関係部署の意見を集約し、火災予防条例の手続や建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、森林法、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の適用条件を示すとともに、反射光の影響によって建設後に住民とのトラブルが発生しないよう、計画段階で付近住民へ事前に説明し、十分な理解を得ることを意見として申し添え、6月6日に事業者へ回答しております。

次に、事業者に対する住民説明会開催の働きかけなどにつきましては、昨年6月6日に市から事業者に対し、付近住民へ事前に説明をし、十分な理解を得よう意見として伝えておりましたので、昨年9月に当該用地を取得後、事業者の責任において説明会等が行われると理解し、市からは開催の働きかけはしておりませんでした。しかしながら、本年1月29日に住民説明会など十分な説明がなされていないとの情報を入手したことから、1月29日、30日、2月5日、27日の4回にわたり、事業者に対し速やかな開催を電話で要請しております。また、市からの要請と並行して、町会側と事業者の間でも日程調整が行われ、第1回目の住民説明会が3月15日に開催されたところであり、開催までには市の要請から約1カ月半の時間を要したことになります。

次に、この問題に対する今後の対応につきましては、資源エネルギー庁の太陽光発電に関する事業計画策定ガイドラインでは、事業者は地域住民との適切なコミュニケーションや周辺環境への配慮のほか、通常運転時における安全確保に関する取り組み、非常時に求められる対処、事業終了後の撤去・処分の実施などに適切に対応するよう明記されております。固定価格買取制度の認定を受けた事業者にはガイドラインを遵守する義務がありますので、市としては、市民の安心・安全のため、ガイドラインに沿ったこれらの取り組みへの適切な対応を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画マスタープランとの整合性につきましては、マスタープランは都市計画法において都市計画に関する基本的な方針を示すこととされております。このため、マスタープランを根拠として個別施設の立地を規制することは困難であると考えております。

次に、第二次都市計画マスタープランに空き地の活用方針を位置づけることにつきましては、空き地の活用を図る際の周辺住環境への配慮などについて土地利用の方針に位置づけることが可能かどうか、都市計画マスタープラン策定委員会に諮ってまいりたいと考えております。

次に、条例等による規制やこれからの対応につきましては、国では4万キロワット以上の大規模な太陽光発電事業については、ことしの夏をめどに環境アセスメントの対象に加える法改正を予定しておりますが、市内の太陽光発電事業については比較的小規模なもので、国の環境アセスメントの対象とはならない

規模のものであります。資源エネルギー庁では固定価格買取制度認定のための事業計画策定ガイドラインを定めており、小規模な太陽光発電についても適用され、設置に係る制限など一定程度の条件を示していることから、現時点で条例を策定する考えはありませんが、このガイドラインを補完するものとして他市町村の例を参考にしながら本市としてのガイドラインの作成を検討していきたいと考えております。

なお、ガイドライン作成までの間は、新たな事業者から相談があった際には、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインに沿った丁寧な対応をするよう求めていきたいと考えております。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

○15番(中村吉宏議員) 今いただいた答弁、大半は予算特別委員会等で議論させていただきますが、1点だけ再質問させていただきます。

太陽光発電に関連しての最後にした質問で、市としては条例制定を今のところ考えていないと、本市としてのガイドライン作成を考えますということでした。それについて、それまでの間に新たな事業者からの相談があればガイドラインに沿うように丁寧な対応をしていきますという御答弁でしたが、本市としてどのように対応していくのかということなのですけれども、ここまで、住民の皆さんとのいろいろな不安や安心・安全という問題も申し上げてきました。こういう安心・安全を守るといって、住環境の維持ということを含めて、これは恐らく市長公約の中で未来に対する備えと、その辺にも関連してくることなのかと想定をしながら質問してきた中で、事業者が資源エネルギー庁のガイドラインに沿えと言うだけではなくて、例えば本市として土地の購入を考えている事業者がいたら、例えば住環境を冒すような場所に入り込もうとしている事業者がいたら、なるべくもう少しその住環境に影響のないところへの誘導ですとか、そういうアドバイスをするとか、そういうことが必要なのではないかと思うのです。まさしく住宅街の中に入り込んできてしまう、事前にキャッチしていてそれに対応できないというのはどうなのかということがあるのですけれども、もう一歩突っ込んでそうした対応もお願いしたいと思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 中村吉宏議員の再質問にお答えさせていただきます。

何点かあったと思うのですけれども、条例の制定について、まず一つありましたが、現状ではそのガイドラインに沿った形で対応させていただきたいというふうには思っておりますけれども、やはり条例化に当たりましてはいろいろな規制も盛り込む必要がありまして、既存の法令ですとか条例等との整合性を図りながらつくっていかねばならないということでございます。全国的に見てもこの条例を制定している事例がまだまだ少ない中で、本市としては他の事例も含めたガイドラインの制定というのが、結構かなり道外でも確認しておりますので、当面はこのガイドラインに沿った形で対応させていただければというふうには思っております。

もう1点は、適当な土地があった場合にそこで事業を行わないような形で誘導できないかというお尋ねでございますが、基本的には法的に問題がなければ規制をすることはできないというふうには思っておりますけれども、私としまして、今、中村吉宏議員からの御指摘があったとおり、やはり地域の皆さんの不安の声がある中でこういった事業を積極的に進めていくことはできないというふうには考えておりますので、引き続き、住民の皆さんが納得するまでしっかりと説明会などで丁寧に説明していくように事業者には求めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 第2回定例会に当たりまして、一般質問をいたします。

一つ目の項目として、医療的ケア児についてお聞きをいたします。

平成30年3月、小樽市において、第5期小樽市障害福祉計画とともに第1期小樽市障害児福祉計画が策定されました。その中でも医療的ケア児の支援について触れられています。医療的ケア児とは、その名のとおり医療的なケアを必要とする子供で、近年の新生児医療技術の進歩に伴い全国的にその数はふえてきています。例えば嚥下ができず経管栄養の処置を必要としたり気管切開をしていたりと、何らかの医療デバイスを身につけながら生活をしている子供のことを指します。本市の障害児福祉計画の策定趣旨の中でも、児童福祉法の改正にも伴い障害児通所支援や障害児入所支援体制の整備について明記されています。つまり、これから支援体制を構築していく必要性を市も認識していることが読み取れます。そこで、現状と今後について伺います。

初めに、本市における医療的ケア児の数は把握されていますか。また、その数は今後増加をしていくと考えられるのでしょうか。

次に、市内の保育所に看護師の派遣をして対応するということなどではできるのでしょうか。難しい場合、本市の受け入れ体制の問題であるのか、法令や条例上の問題などがあるのかをお示しください。

本市において医療的ケアが必要な子供が保育所等に通いたいという要望があった場合、集団的保育の場で受け入れが可能かどうかというのはどういったプロセスで決定されていくものですか。

平成28年には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律、いわゆる改正障害者総合支援法が公布されました。これには、医療的ケア児の支援体制の整備について自治体はその努力義務を負うことが盛り込まれています。この努力義務を小樽市としてはどのように捉えているのでしょうか。

医療的ケア児の対応は、保健所やこども福祉課、こども育成課、障害福祉課、医療機関、教育など、広くかかわることと認識しています。全国的な課題であるとともに、本市においても取り組んでいかななくてはならないものです。縦割りの組織の枠の中では解決できない問題ですが、庁内外の連携体制はどのようにされていくのか、今後の展望をお聞かせください。

現状、医療的ケア児は制度のはざまにあってスムーズな支援を受けられないことが課題視され、とりわけ乳幼児期においては集団的保育を受けづらい環境により、子育てに非常に不便を感じるケースが見られます。そうした実情も踏まえ、厚生労働省では平成29年度から医療的ケア児保育支援モデル事業を行い、政令指定都市以外の市町村であれば4分の1の負担で保育所に訪問する看護師の加配を行うことができるなどとした事業が実施されました。このモデル事業に対しての中間報告も拝見いたしました。この中で非常に有益であると考えられるものとして、地域において医療的ケア児の支援に当たる人材を育成することが事業の中に盛り込まれています。担い手がないのであれば、人材を他市から確保するというのも一つの手段ではありますが、それではパイの奪い合いになってしまいます。ですから、担い手を育成していくというのが将来を見据えた上でも健全な考え方ではないかと感じるようです。その必要性を小樽市は認識していますか。

現状は、実費で看護師を派遣してもらう必要があるなど金銭的な負担も大きいケースも散見されています。その額は月数十万円にも上ってしまうこともあるということです。所得の少ない家庭においてはその

ケアのほとんどを家族がしなければならず、夜間も喀たん吸引などの必要があるために断続的にしか睡眠がとれないということも起こっています。この医療的ケア児の問題解決のために本市がしなければならないと考えることをお伺いします。全道、全国市長会を通じて道や国に働きかけを行うことを要望すると同時に、本市の中での取り組みとして何かできることをお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この質問を行うに当たり、医療機関に従事する方からも具体的な事例も伺いましたが、この問題は非常に切実です。感情論で申しわけないですが、制度が整っていないことで本人や御家族が日々大変な御苦勞をされていることを考えると、少しでも早く体制を整えて生きづらさを軽減してあげたいと心から思います。ぜひ前向きな御答弁をお願いするところであります。

次の項目に移ります。

昨日、山形県沖を震源とする最大震度6強の地震が起きました。被害に遭われた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

昨今の大きな自然災害は決して他人ごとではなく、市長もおっしゃるように、日ごろよりの備えが肝要であると私も認識しております。先日、平成30年度小樽市地域防災計画の修正について、災害対策室等から説明を受けました。昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震における停電の影響なども踏まえて、全面改訂や新設された部分もあると認識しています。その中から幾つか質問をさせていただきます。

北海道胆振東部地震の際には、多くの市の職員もその対応に御尽力をされたことに改めて深く敬意を表します。そして、その際に各現場における諸課題の気づきを市役所庁内から意見聴取したと認識しています。そこではかなりの数の意見があったやに伺いましたが、この計画において反映された部分をお示しいただけますか。

従前の計画から修正がなされた箇所については、資料でもお示しをいただきました。以前のものより具体性は増したと考える一方、まだ不明な部分もございます。

そこで次に伺いますが、この修正に当たっては、どんな段階を経て、どのような方がかかわって行われたのかお示してください。

この項の最初の質問で、庁内からの意見の反映についてお聞きしましたが、次に議会議論の反映について伺います。

北海道胆振東部地震の後に行われた昨年の第3回定例会では、多くの議員からも災害時の対応についての質問がなされました。それは今後の修正に反映されていくのでしょうか。例えば、私は災害時の避難所におけるペットの同行避難について質問をさせていただきました。国のガイドラインはあるものの自治体に委ねられている部分も多い中、小樽市においては計画の中には具体的なことが明記されていない状況であったわけです。今後きちんとその対応について考えていただくように申し上げましたが、この計画を拝見するに現時点では修正がなされていないかと思えます。そこで、次に伺いますが、ペットの同行避難については小樽市災害対策本部の業務分担表で言うとどの対策部、対策班が担当になるのかお示してください。

地域防災計画とは別にある避難所運営マニュアルも拝見いたしましたが、避難所運営委員会の組織の中にある衛生班が現場での担当として最も近い印象を受けます。地域防災計画上の災害対策本部の中でのペットを担当する対策班と、避難所運営マニュアルの中の衛生班を構成する人員はどのように違うのでしょうか。そして、その双方の役割の差と発災時の連携体制をお示してください。

避難所運営マニュアルの中身についても以前より申し上げてきましたが、もっと考えていただきたい点が多くあります。特に厳冬期に災害が起こった場合、避難所に受け入れられなければ多くのペットの命も

犠牲になるかもしれないことは想像にかたくありません。マニュアルには、状況に応じて設けるスペースとして、暖をとる採暖室、談話室、相談室などと書かれています。つまり、避難所となる学校で言うと、耐震化が図られている場合、校舎部分も使用できるわけです。その中でペットは屋外にいるようにしか書かれていません。以前も申し上げたかと思いますが、小型犬や猫などはケージに入れて室内に連れてくる必要があります。同行避難のペットのための部屋を設けることができないのか、改めて市の見解を伺います。

次に、地域防災計画の次回見直しは来年2月を予定しているということですが、避難所運営マニュアルの見直しはいつ行われますか。また、来年の小樽市地域防災計画の見直しにおいて、災害対策本部の業務の中にも同行避難に関して具体的に明記していくことを要望すると同時に、避難所運営マニュアルにおいてもさらに実情に即した修正をしていただきたいと考えますが、いかがですか。

今やペットと一緒に暮らす世帯数は15歳未満の子供がいる世帯よりも多く、家族の一員として大切な存在です。人命を守ることに同じく、災害時にはペットの命も守られるよう、実効性のある計画、マニュアルの修正をしていただきたいと申し上げ、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

初めに、医療的ケア児について御質問がありました。

まず、本市における医療的ケア児の数につきましては、医療機関からの連絡などにより一部は把握しておりますが、市内全体の人数は把握できておりません。また、今後の見込みにつきましては、厚生労働省の資料によりますと医療的ケア児の人数は増加傾向にあると報告されておりますので、本市においても増加するものと考えております。

次に、保育所への看護師の派遣による対応につきましては現時点では難しいものと考えております。その理由といたしましては、保育士の実務研修や保育環境の整備、医療機関との連携など、本市における医療的ケア児の受け入れ体制が整っていないためであります。

次に、医療的ケア児の保育所での受け入れプロセスにつきましては、本市においては受け入れの事例はありませんが、本年4月に厚生労働省から示された保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドラインによりますと、まず世帯の状況のほか、児童の健康状態、医療的ケアの内容について、保護者や児童との面談、主治医からの意見聴取などにより把握することとされております。その上で、集団保育や医療的ケアの実施の可否、保育士等の加配について、医師や保健師などの意見を踏まえながら検討することとされております。さらに、保護者が希望する保育施設において必要となる体制の構築ができるかなども検討した上で、受け入れが可能かどうか決定していくという内容が示されております。

次に、医療的ケア児についての庁内外の連携体制につきましては、本市の障害児福祉計画に基づき、医療や保健、福祉、教育などの関係機関からなる協議の場を設け、地域の現状や課題の情報共有、その対策についての意見交換をするための連携体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、医療的ケア児の支援に当たる人材育成の必要性につきましては、医療的ケア児の保育施設での受け入れなどを検討していくためにも必要であると認識しております。

次に、医療的ケア児の課題解決の取り組みにつきましては、本市では医療的ケア児等コーディネーターに協議の場に参加してもらうことや、北海道が主催する支援に当たる人材を育成するための研修への受講

勸奨などに取り組んでまいりたいと考えております。また、医療的ケア児に関する財政措置について全国市長会から国への要望は既に行われているところではありますが、取り組みの中で新たな課題が生じた場合には、市長会などを通じて北海道や国に要望してまいります。

次に、地域防災計画について御質問がありました。

まず、北海道胆振東部地震における課題の計画への反映につきましては、庁内から188項目の課題が挙げられ、そのうちの7項目について地域防災計画の見直しが必要と判断し、まず平成30年度には医療救護計画の改訂や停電対策計画の新設を行ったところであります。また、災害対策本部の組織や要配慮者施設等への物資供給に関する事など残りの5項目については、次回以降の地域防災計画に反映するための検討を進めてまいります。

次に、今回の地域防災計画の修正過程につきましては、北海道胆振東部地震後の議会議論なども踏まえ、災害対策室が昨年12月末までに、庁内各部局のほか、小樽市防災会議の委員を務める小樽警察署や小樽海上保安部など21機関に対して修正に関する照会を行っております。その上で修正箇所を取りまとめ、1月25日に原案を庁内及び21機関に示し、2月8日に関係部長会議を開催し修正案を策定した上で、2月18日に開催いたしました小樽市防災会議で修正を決定し、3月14日に告示したものであります。

次に、ペットの同行避難につきましては、地域防災計画にその分担についての詳細な記載はしておりません。しかしながら、避難所の開設については総括部総括班が所管し、運営については主に住民対策部住民班が所管することになります。

なお、ペットの同行避難に関する注意事項などについては、避難所の運営等を定めている避難所運営マニュアルに記載をしているところであります。

次に、災害対策本部における対策班と避難所運営マニュアルにおける衛生班の構成員の違いなどにつきましては、災害対策本部の対策班は市職員で構成されているのに対し、避難所の衛生班は避難者で構成されているという点であります。また、ペットに関する双方の役割につきましては、災害対策本部の対策班には、避難所におけるペットの飼育状況や課題を把握して避難所との情報交換を行う役割があります。一方、避難所の衛生班には、避難所におけるペットの飼育ルールを定め、その周知徹底を行う役割があります。

なお、発災時の双方の連携につきましては、避難所における情報共有を図るとともに、災害対策本部の指示に基づき協力して課題解決に当たることとしております。

次に、同行ペットのための部屋を設けることにつきましては、避難者の動物アレルギーのほか、ペットの鳴き声や排せつ物による臭気などの点から、現在の避難所運営マニュアルにおける飼育場所は原則的には屋外に設けることとしております。しかしながら、屋外の飼育については、冬期間の降雪や気温低下など気象条件による課題もあることから、その対応方法について今後検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所運営マニュアルの見直しにつきましては、改訂時期について特に定めはありませんが、今年度購入を予定しております移動式発電機などの資機材一覧表やその取り扱い要領を明記するほか、昨年の北海道胆振東部地震時に避難所の対応を行った職員の意見を踏まえ、今年度内をめどに見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、地域防災計画におけるペットの同行避難などにつきましては、地域防災計画においてペットについての記載を検討するとともに、避難所運営マニュアルにおきましても、他都市の状況などを調査・研究し、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

○6番（高橋 龍議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の医療的ケア児についてお伺いをいたします。

数の把握について、一部は把握されていると、全体的な数の把握が必要であると考えますが、今後どのように取り組んでいただけますでしょうか。

2点目に関して、保育所の件、今の時点では受け入れが難しいというお話をされましたが、今後その受け入れのニーズというのが上がってきた場合に前向きに検討をしていただけるのか、また、どのようなことがあれば受け入れが可能になるのかということを考えていただきたいのですけれども、その点はいかがでしょう。

次に、庁内外の連携体制に関して構築をしていくというお答えをいただきました。まず、その連携体制を構築していくと言ってもどういった形であるのかということです。例えばこの障害児者の福祉計画の中では協議会の支援体制というのが示されているのです。その中で子ども支援部会というところがあって、その中でさらに医療的ケア児を含む障害児の支援体制整備に向けた協議の場の検討とあるのです。つまりどういうことかと言うと、協議会の中の部会で協議会の設置を検討するみたいな、すごくまどろっこしいといえますか、協議の場がすごく狭いのですよね。これが今その福祉計画の中には書いてあって、協議の場を設定していくということで、また、市長からの御答弁の中でも、これから庁内外の連携体制を構築していくとおっしゃっていた中で、現状がどうなっているのかというのと、この協議会が市長のおっしゃる庁内外の連携体制というものであるのかどうかお伺いをしたいと思います。

もう一つ、その実効性のあるものというか、実際にそのケースに当たるに当たってワーキンググループを庁内で形成していただけないかと思うのですが、これに関してもお答えをお願いします。

あともう1点、人材育成について、これは北海道の人材育成、コーディネーター育成に関して御答弁があったのですが、この中で少しお聞きしたいのは、人材育成というのを庁外で考えているということで、市内の事業所において人材育成、どなたかコーディネートできる人材を探していますと、育成をしたいと思っているのですがいませんかという言い方をするのか、または庁内においてもそういった人材を確保するという考えなのか、いずれかお示いただけますか。

次に、ペットの同行避難についてお伺いをいたします。マニュアルの修正について御検討いただくというお答えでしたけれども、これに関して明記をするという方向、マニュアルを修正していくという方向で中身を検討していただくということなのか、もしくは、必要性がそもそもあるかないかというのを検討していただくということなのか、どちらなのかお示いただけますでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の再質問にお答えをいたします。

私からはペットの同行避難についてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、やはり生きた動物を厳寒期に屋外で飼育するというところは余りにも残酷だなというふうに考えておりますので、この辺については、今、御質問がございましたが、検討はいたしますけれども、前向きに検討はさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（勝山貴之） 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

医療的ケア児について幾つか御質問がございました。

まず、医療的ケア児の数の把握なのですが、一部しか把握できておりませんということですが、実際にこれは医療的ケアを必要としている方がどれだけいるかというのは、やはり保健所の部分でも把握できていないところがございますし、障害の部分でも、例えば重度心身障害児、身障者手帳1級を持っていて療育手帳もAを持っているという方でも、いわゆる障害のサービスを受けていない方というのは把握できませんので、なかなか全体把握は難しいのかなというふうに思っているところでございます。

あと、保育所への受け入れについても、現在のところは難しいということで市長の答弁がございましたが、やはり受け入れるときにどうやったら受け入れられるのか、例えば看護師の派遣というお話もございましたけれども、看護師が来てただけではやはり無理なのかなと、保育所自体でも、その周りの方の保育士のサポートも必要でしょうし、また、保育士がそういうことができるのかどうかということもいろいろとまた研修も受けなければいけませんので、そういう受け入れ体制をどうしていくのかということは、これから、他都市でモデル事業をやっているところもあるようですので、そういうところから情報も収集しながら、どうやったら受け入れられるのか、どういう課題があるのか、それについて庁内で検討していきたいなと思っているところでございます。

あと、庁内の連携の部分で、連携の場、協議会があって、その中で子ども支援部会があって、そこで協議の設定をしているということですが、実際になかなか協議の場の検討については至っておりません。ただ、子ども支援部会でやっているものがそのまま協議の場になるということではございません。ここは、あくまでも今入っているのは福祉の部分を中心となっています。やはり協議の場には福祉だけではなくて医療関係ですとか福祉の医療事業所、あと、教育の部分とか保健所とか、そういう関係部分もございまして、そういうところも含めた協議の場をどのようにして設定できるのかということを検討し始めているところでございます。

あと、実行性のあることでは、庁内でワーキンググループの形成のこともございましたけれども、これも含めてどのような形でやっていくのかということ少し検討させていただきたいなと思っております。

あと最後、人材育成のコーディネーターの部分ですが、コーディネーターですとかそういった人材育成の養成の支援をしていきたいということで北海道でそういう研修を行っていますので、そちらのほうへ参加してくださいというような、民間事業所に案内をしたいと思っておりますし、あと、市の保育所でもそういうことができるのかどうなのか、それは少し検討していきたいと思っておりますし、あと、実際に昨年度、北海道でそういうコーディネーターの養成研修を行って、小樽市内では5名の方がその研修を受けられたということを数字として把握しているだけなのですが、そういうことがございます。ですから、そういう方にこの協議の場ですとか、そういうところにも入っていただいて、いろいろと検討していきたいなと思っているところでございます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

○6番（高橋 龍議員） それでは、再々質問を少しだけさせていただきます。

まず、ペットの同行避難について市長から御答弁がありました。前向きにということで、この点に関しては大変期待をしておりますので、どうかよろしく願いいたします。これは質問ではないのです、前置きなのです。

次に医療的ケア児についてなのですが、連携体制の協議の場を検討し始めているというお答えが今ありました。どのような検討をされているのかお示してください。また、5名の方が昨年研修を受けられ

たというお話もありました。こういったところで、先ほど御答弁の中にも少しありましたけれども、こういった協議の場に参加をしていただくであったり、今後、医療的ケア児の受け入れというか支援体制の整備についていろいろと御意見をいただいたりとか、今ももしかしたら連携をされているのかもしれないですが、よりその連携を密にさせていただきたいと考えるのですけれども、このあたり、現状どのようなやりとりをこの5名の方とされていて、協議の場に入らせていただけるのかどうかということをお聞きして、再々質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(勝山貴之) 高橋龍議員の再々質問にお答えいたします。

協議の検討の場ですけれども、検討を始めたという段階でして、まだ具体的にどうこうということにまだなっておりません。こども支援部会の中で医療的ケア児についての研修とかはやってはいるのですけれども、具体的に、ではどういうふうにしていくのかということはこれから行う予定になっております。

あと、コーディネーターなのですが、そちらも5名いるということで把握しているというお話はしましたけれども、実際にこの方々がどこにいるのか、まだそこまでは把握できておりませんので、そういう方たちについて、これからそういう方が協力できるのかどうなのか当たっていきたいというところがございます。ですから、実際的にはまだ進んでいないというか、これから始まるというところがございますので、その辺は少し御理解いただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第3号及び議案第7号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。丸山晴美議員、秋元智憲議員、高橋克幸議員、須貝修行議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、佐々木秩議員、小貫元議員、濱本進議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第4号、議案第5号、議案第12号、議案第13号及び議案第15号につきましては総務常任委員会に、議案第11号につきましては経済常任委員会に、議案第6号につきましては厚生常任委員会に、議案第8号ないし議案第10号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から6月30日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時39分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 中 村 吉 宏

議 員 小 貫 元

令和元年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和元年7月1日

出席議員 (25名)

1番 横尾英司	2番 松田優子
3番 小池二郎	4番 中村岩雄
5番 面野大輔	6番 高橋龍
7番 丸山晴美	8番 酒井隆裕
9番 秋元智憲	10番 千葉美幸
11番 高橋克幸	12番 松岩一輝
13番 高木紀和	14番 須貝修行
15番 中村吉宏	16番 中村誠吾
17番 佐々木 秩	18番 林下孤芳
19番 高野さくら	20番 小貫元進
21番 川畑正美	22番 濱本進
23番 山田雅敏	24番 前田清貴
25番 鈴木喜明	

欠席議員 (0名)

出席説明員

市長 迫俊哉	教育長 林秀樹
副市長 小山秀昭	病院局長 並木昭義
水道局長 加賀英幸	総務部長 日栄聡
財政部長 前田孝一	産業港湾部長 上石明
産業港湾部長 港湾担当部長 佐藤文俊	生活環境部長 阿部一博
医療保険部長 相庭孝昭	福祉部長 勝山貴之
保健所長 貞本晃一	建設部長 西島圭二
消防長 土田和豊	病院局小樽市立病院 事務部長 金子文夫
教育部長 森貴仁	総務部 企画政策室長 林昭雄
総務部総務課長 津田義久	財政部財政課長 笹田泰生

議事参与事務局職員

事務局 長 中 田 克 浩
庶務係 長 由 井 卓 也
書 記 樽 谷 朋 恵
書 記 松 木 道 人

事務局 次長 佐 藤 典 孝
議事係 長 深 田 友 和
書 記 北 岡 尚
書 記 河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第13号及び議案第15号並びに陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

地域福祉計画を策定するため、補正予算に地域福祉計画策定準備経費を計上し、今年度はアンケート調査を実施するということだが、地域における福祉の計画を策定するために行うものであることから、アンケートには本市の独自性を勘案した設問が必要だと考えるが、高齢化率の高さや地形的なものなどに起因する本市の地域的な課題についての設問を盛り込む考えはあるのか。

また、策定する計画には障害のある方の意見も反映させる必要があると考えるものの、アンケートでは意見を伺うことは難しいと思われるが、障害のある方からの意見をどのように反映させるつもりなのか。

地域福祉計画は住民主体の計画であり、住民がお互いに支え合い、より安心した暮らしができるような地域をつくることを目的としているが、法令に助け合いが位置づけられることにより自治体による互助の強制につながり、市が住民の自助・互助に役割を押しつけ、公的責任を放棄するのではないかと危惧されることについてどのように留意していくつもりなのか。

また、地域福祉計画策定委員会の設置根拠について、社会福祉法で特に定めがないことや道内他市で要綱設置としている自治体が多かったことを理由として、条例ではなく要綱で定めたというが、当該計画は福祉分野における上位計画として位置づけられており、総合計画や都市計画マスタープランなど他の上位計画の審議会が市の附属機関として条例で定められていることに鑑みれば、当該計画の策定委員会についても条例で定めるべきだと思うがどうか。

市は、生活保護受給者の健康管理を支援することを目的とした被保護者健康管理支援事業を推進するためデータ収集や分析による健康課題の把握を行うとして、補正予算にレセプトデータ収集・分析等業務委託料を計上している。

しかし、本市では8割以上の生活保護受給者が医療機関を受診しており、その方々の健康管理を支援するというのであれば、レセプトデータを収集するのではなく、医療機関に相談すればよいだけの話だと思うがどうか。

また、この事業に使用されるシステムを見ると、生活保護者の頻回受診を抑制し、医療から追い出すことが事業の目的ではないかと懸念してしまう。市には、この事業によって本当に必要な医療が受けられないことがないようにしてほしいと思うがどうか。

介護保険事務処理システム改修事業は、国と市が回収費用の2分の1をそれぞれ負担し、消費税率改定に伴う介護保険制度改正に対応するためシステム改修を行うものであるが、消費税増税は国が強行しようとしているのだから、どうしてもシステム改修が必要であれば国が全額負担すべきだと思うがどう

か。

また、消費税増税はこれまで二度先延ばしとなっていることから、3度目の先延ばしや、そもそも増税自体が中止となることも考えられるが、その場合システム改修や当該補正予算はどのようになるのか。

総合戦略の進捗管理において、戦略に位置づけている事業の目標値に対する達成度がスコアで示されているが、その関係が非常にわかりづらいことから、誰が見ても達成度が読み取れるようなシンプルなものにすべきと思うがどうか。

また、各事業担当課が現状の分析を行い、今後の展開についての考え方を示しているが、その中には、スコアが低い状況にありながら今後も現状を維持していくとしているものや、毎年度の実績値がゼロであるにもかかわらず継続している事業があるなど理解しがたいものも見受けられることから、次期総合戦略の策定に当たっては、戦略に位置づけている事業の点検・評価方法を明確にして、運用面ではPDCAサイクルを十分に機能させることができるよう検討してほしいと思うがどうか。

収支改善プランに、職員定数適正化計画の策定を記載した背景について、職員数が増加傾向にあり、人件費の抑制が避けて通れない課題であるからだというのが、増加傾向になったことについての分析内容を聞く限り、十分な分析ができていないと感じる。十分な分析を行うためには、業務棚卸表を作成することが必要であり、作成することにより経年変化の分析が可能となり、事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドを行うには有効であることから、職員定数適正化計画の作成に当たっては、業務棚卸表を作成し、事務の量と質をデータ化した上で計画づくりを行ってほしいと思うがどうか。

小樽市収支改善プランでは、ふるさと納税制度のさらなる推進によって、毎年度1,000万円増の効果額を見込んでおり、目標達成による収支改善に向けて今までの寄附者のデータベースをもとに、選ばれる返礼品の傾向や、リピーターのニーズなどを把握することで返礼品の充実を図るのだという。

しかし、ふるさと納税制度は、自治体間の過度な返礼品競争が発生したことにより、地方税法の改正や総務大臣から寄附金の募集に関する新たな基準が示されるなど、一定の規制が設けられたため、今後は返礼品の充実を図るだけでは目標を達成するのは難しいものと考えられることから、市は目標達成に向けて新たな規制に腰を引くことなく、寄附金額の増加に向けた工夫やチャレンジを行うことで収支改善につなげていってほしいと思うがどうか。

就学援助について、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費の3費目を支給対象とすることは、財政が厳しい状況であることや近年就学援助の認定者が増加していることなどを理由として見送らざるを得なかったという。

しかし、道教委から市教委に対し、当該3費目についても支給を促す通知が出ていることや、道内主要10市の中に3費目を支給対象にしている自治体があることから、特に経済的負担が増す中学生のいる子育て世代の実情を考え、当該3費目についてもぜひ支給するよう検討してほしいと思うがどうか。

また、3費目を支給対象にすることが難しいのならば、せめて全ての児童・生徒が負担しているPTA会費だけでも支給対象にするよう検討してほしいと思うがどうか。

第3号ふ頭では現在、大型クルーズ船が停泊できるようにするための岸壁改良工事が行われており、その整備効果を生かすため既存の33号上屋の一部を改修し、旅客船ターミナルと大型バスの駐車場を整備するという。

埠頭全体が指定保税地域になっているなど、いろいろなハードルがあることから、一部改修ということでは理解できるが、いずれターミナルを拡張するのであれば全ての貨物としての機能を移動することになるのだから、今の段階から一部ではなく全体を見据えた上で移転計画を立てていくべきだと思うがどうか。

また、ターミナルを拡張するに当たっては拡張後のイメージを持つことが大事だと考えるが、拡張後のターミナルのイメージは見えているのか。

大型クルーズ船の歓迎に関し、市では初寄港時の歓迎式典の実施や小樽港クルーズ客船歓迎クラブ会員を中心とした入出港時の見送りと出迎えなどさまざまな取り組みを行っているとのことだが、他市では幼稚園児による歓迎や高校生プラスバンドによる船内での演奏、高校生通訳ボランティアによる観光客への案内など、本市にはない取り組みも見受けられ、港湾関係者からは本市は他市と比べてクルーズ船歓迎の度合いが弱いとの声も聞いている。

クルーズ船の誘致は本市にとって非常に大きい経済効果につながることから、来ていただいたお客様に小樽を印象づけることができるようセレモニー等を工夫し独自性のあるものにしてほしいと思うがどうか。

訪日外国人観光客を対象にした通訳ガイドについて、国は訪日インバウンド増加による通訳案内士の不足に対応するため、自治体が地域通訳案内士の制度を導入し、十分な育成を行った上で資格を付与すれば国家資格を持たない者でも有償で通訳ガイドができるよう法改正を行い、2019年6月14日現在、全国の36地域で導入され、合計2,631名の登録があると聞く。

例えば、先進事例として挙げられる岐阜県高山市では、地域通訳案内士の制度を活用して、歴史的な町並みなどを案内できる通訳ガイドの情報をホームページに掲載することで、観光客自身がガイド時間や料金を直接依頼できる仕組みを整え、多くの外国人観光客を呼び込んでいるが、本市においても市長公約である国際観光都市小樽の実現に向けて、地域通訳案内士制度を活用し人材の育成を検討すべきと思うがどうか。

本市の観光入込客を国土交通省が示す観光振興のロジックに当てはめると、観光消費で人口減による消費減をカバーできる計算になるはずだが、実際にはそのようになっていない。市は、平成15年度から16年度にかけて実施した観光基礎調査以来、観光消費が市内経済へ及ぼす影響について調査を実施していないというが、観光消費額が及ぼす経済波及効果をさらに高めていくためには、イメージや感覚で現状を捉えるのではなく、観光基礎調査のような幅広く経済の部分に踏み込んだ調査が必要である。観光が基幹産業の一つだというのであれば、本市における観光の課題を打破していくためにも、先行投資の意識を持って精度の高い調査を実施してほしいと思うがどうか。

ひきこもりについて、不登校の児童・生徒が増加傾向にあるなど深刻な社会問題となっている中、市では、保健所の健康増進課、福祉部の生活サポートセンター、生活支援課、こども福祉課、教育委員会の学校教育支援室においてそれぞれ相談を受け付け、各部署が連携して対応を行っているという。

しかし、一方で、ひきこもりは子供や若者に限ったものではなく、相談窓口に来ない中高年者等のひきこもりもいることから、市がひきこもり支援を行うに当たっては、民生・児童委員が日ごろ知り得た情報を提供してもらうなどにより実態把握する必要があると思うがどうか。

また、市は生活環境部の青少年課を事務局として庁内連絡会議を設置しているものの、その実態は相談者数と相談内容を情報共有するにとどまっているという。

市の各部署の日常業務が多忙の中、しっかりとした支援につなげるためには、担当部署の設置や民間委託など体制の整備について検討を行うとともに、新たな支援策を実施するための指針となる計画の策定が必要と考えるがどうか。

最上地区の太陽光発電パネル設置に関する問題について、事業者に対し住民に事前説明を行い、十分な理解を得てから建設するよう市が通知したにもかかわらず、当初事業者はポストティングをもって住民への説明を終えたという認識で、住民説明会を開催する予定はなかったという。

しかし、地域住民との合意形成が事業を始める大前提という考えに基づけば、今回の事業者の対応はまずであり、地域住民が情報を得る機会を確保することが必要だと考えるが、市は住民との合意、あるいは理解を得るということについてどのような認識を持っているのか。

また、今後も同様の問題が発生すると思われることから、住民の安全・安心を守ることを市の施策の重要な指針の一つとしているのであれば、同様の問題が発生しないよう対策を講じてほしいと思うがどうか。

国民健康保険料が未納となる割合は、子育て世帯のほうが子育てをしていない世帯に比べて明らかに高くなっており、子供の人数に応じて均等割がかかる国民健康保険料は、均等割のない協会けんぽと比べ子育て世帯にとって大きな負担になっていると考えるがどうか。

市は子育ての応援をしたとして、こども医療費助成の拡大などを行っているというが、他の制度による子育て支援では、国民健康保険と協会けんぽの子育て世帯の負担の違いの解決にはならないため、せめて18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯だけでも国民健康保険料の均等割の独自減免を行うべきと考えるがどうか。

乳児用液体ミルクは、粉ミルクよりも価格が高いというデメリットはあるが、それ以上に、常温で衛生的に長期保存することができ、水や燃料を使わずに授乳することができることから災害時の備えとしての活用が可能であるほか、外出時や夜間における授乳が簡便になることで育児負担が軽減され、医療機関や保育施設での職員の業務負担軽減や男性の育児参加の促進という効果も期待されるものである。

しかし、その一方で、液体ミルクは本年4月から国内での販売が認可されたばかりであり、安全性や利用方法などについて市民の認知が進んでいないのが現状である。

「安心して子どもを生み育てることのできるまち」小樽の実現のためにも、子育て世代への具体的な支援策の一つとして、液体ミルクの普及促進の取り組みや災害時の備蓄について関係部署が連携し、ローリングストック等の手法も検討しながら課題を解決し、実施につなげてほしいと思うがどうか。

市は、まちづくりに資するとして、北海道新幹線の新小樽（仮称）駅周辺について、多額の費用をかけて整備するというが、経済効果はわからず、1日に何本新幹線がとまるのかも不明であり、利用者数も1日700人から1,600人と南小樽駅の半分程度しかないと想定しているにもかかわらず、なぜ市は多額の費用をかけてまで新駅周辺を整備することがまちの発展につながると言えるのか。

また、JR北海道は、北海道新幹線の赤字の穴埋めのために、在来線を切り捨てる考えは持っていないと考えているというが、実際に札幌・小樽間の快速列車が4本減便されたなど、全道的に在来線の切り捨てが進められている中、なぜ市は北海道新幹線の延伸がさらなる在来線の切り捨てにつながるとは考えないのか。

中心市街地の再々開発に対する市と再々開発の準備組合、そして地権者の間では、認識が必ずしも共有できておらず、地権者には開発に対する疑問や不安があると思われる。

中心市街地の老朽した建物の状況に鑑みて、開発を進めることが急務だと言う中、市長の重要公約でもある対話の重視にのっとり、準備組合や地権者と回数、質ともに十分と言えるだけの対話を行ってほしいと思うがどうか。

本市では、平成26年度から令和6年度までに、10地区での地籍調査を計画しているが、現時点では北海道全域や後志全域の調査の進捗ぐあいに比べ、本市は非常におくれている状況であるという。地籍調査を実施することにより、大規模災害が発生し土地の現状がわからなくなった際にも境界の特定が可能になることから、大規模災害への備えという観点からも、DID地区と呼ばれる人口集中地区の地籍調査を進めることは特に重要だと考えるかどうか。

公園管理は、市と市民の方々とのパートナーシップの形成が非常に重要であり、朝里川公園で行われているリバーサイドフェスティバルにおける管理の事例などは、今後の公園管理の大きなヒントになるのではないかと考えるがどうか。

また、からまつ公園のテニスコートは、中体連や高体連の大会も開催されるジュニアの指導・育成における重要な施設だというが、その管理はごく少数のスーパーボランティアが、白線やローラー機の燃料代などを自前で賄うことで成り立っていると聞いている。市は、予算執行についていま一度検討し、市民の方々とのパートナーシップを形成した上で公園を維持管理すべきと考えるがどうか。

小樽市既存借上公営住宅制度は、子育て世代がより少ない負担で利便性の高いまちなかに居住できるように支援することを目的として、民間事業者等が有する既存賃貸共同住宅の空き住戸を市営住宅として借り上げて転貸する事業であるが、平成30年度は事業者からの応募がゼロ件であり、事業最終年度である今年度も応募要件を緩和したにもかかわらず、現時点での応募はゼロ件であるという。

今後も本事業は継続していくべきだが、本事業を現在のまま継続することは到底考えられない状況であるため、現在は借上住宅の募集対象エリアが市内中心部に限定されているが、小樽は東西に長く、中心部以外にも子育て世帯が多い地域があるのだから、地域の見直しを検討してはどうか。

また、新築住宅も制度の対象にして成功している他都市の事例もあることから、新築住宅借上公営住宅制度との併用も検討すべきと思うがどうか。

空き地の雑草や樹木などについての相談が市民から寄せられていると聞くが、空き家については、空家対策特措法の施行により法的な対策を講じることができるようになったものの、空き地については法的根拠がなく、空き地の所有者に対し管理責任を問うことができないという。

しかし、今後空き家対策が進み解体される空き家が増加すると、それに伴い空き地が増加することが懸念されることから、市には国に先立ち、条例化など空き地対策に向けて動き出してほしいと思うがどうか。

小樽市域の用途地域について、現在人口減少が進み、住宅地では空き家や空き地の増加が目立つことで住民の不安が増している地区もあることから、今後の市全体の都市計画を見据え、現在の小樽、将来の小樽にふさわしい用途地域への見直しを行うべきと考えるが、市は現在の用途地域を見直す考えはないのか。

また、市が用途地域の見直しを行うに当たっては、小樽市域内でいろいろな活動をしたという考えを持つ市外の方々にも配慮し、土地の利活用に関するニーズを反映できるよう unnecessaryな規制を緩和し、必要な規制を残していくという方針で検討を進めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び議案第2号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号令和元年度小樽市一般会計補正予算、議案第2号令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算に否決の立場

で討論します。

初めに議案第1号です。

理由はレセプトデータ収集・分析等業務委託料です。再来年から実施される生活保護利用者の健康管理支援事業に係る準備の予算計上です。国の社会保障審議会による議論のまとめでは、生活保護利用者を、一般国民と比べ食事や運動などへの関心が薄く、このように表現するなど人権無視のもとでまとめ上げられた健康管理支援事業は生活保護を利用している方を対象に医療を受ける権利を抑制するとともに、厚生労働大臣の求めに応じてデータを集めることとなります。

次に、議案第2号です。

ことし10月からの消費税増税に伴う介護保険制度のシステム改修で国が半分負担します。日本共産党は消費が落ち込む中、兵器を爆買いする一方で国民に負担を押しつける増税派の自民党と公明党を今度の参議院選挙で少数派にすることで増税を中止する見通しであり改修する必要がありません。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び議案第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第5号小樽市税条例等の一部を改正する条例案のうち、軽自動車税の見直しについては、現行の自動車取得税にかわって新設される環境性能割について、本年10月から令和2年9月までに自家用の軽自動車を取得した場合における税率を軽減するためのものだというが、そもそもこの見直しは消費税増税に伴って必要になったものなのではないか。

また、仮に国が消費税増税を中止した場合には、この税率の引き下げはどうなるのか。こうした市民の税負担が軽減されるような見直しはもっと行うべきだと思うが、消費税や増税に伴って行われるような見直しは理解しがたいものとするがどうか。

市では、昨年の北海道胆振東部地震における大規模なブラックアウトの経験を踏まえ、小樽市地域防災計画を修正したという。今回の修正の中で新設された災害ボランティア連携計画は、今後の災害時の応急対策に大いに役立つものと思われるものの、実際に災害ボランティアを受け入れるための災害ボランティアセンターが設置される小樽市総合福祉センターは老朽化が激しく、耐震化の問題も抱えていることを考えると、設置場所として適当なのか疑問に思うがどうか。

また、被災状況などの事情によっては、災害ボランティアセンターを小樽市総合福祉センター内に設置することが困難になる場合も想定されることから、代替場所についてもはっきりと計画に明記する必要があると思うがどうか。

市は、市内全域に災害時の情報提供を行えるよう、FMおたるの難聴地域を解消するための送信局増設に係る調査及び実施設計を行っており、今後、事業を進めていくに当たっては、事業コストが市の財政に影響を及ぼすことを踏まえ、できるだけコストがかからないようにする必要があると思うが、災害時の市民の安心・安全を確保するための手だてに対するコストであれば惜しまず費やし、災害時にしっかりと機能するよう整備を進めてほしいと思うがどうか。

市教委は、5月に小樽市いじめ防止基本方針を改定し、その中で各学校で学校いじめ防止基本方針の策定、または見直しを行う際の考え方として、児童・生徒の意見も取り入れ、よりわかりやすい基本方針となるように努めることという考え方が示されたが、幾らわかりやすくても、策定した基本方針を教員から押しつけられたり、頭ごなしに伝えられれば、児童・生徒は本心から受け付けることはできないと考える。基本方針の策定や見直しの機会をいじめについて議論する絶好の機会と捉え、児童・生徒に心から理解してもらえよう、児童・生徒を中心に作業を進める必要があると思うがどうか。

市教委は、英検 I B A と呼ばれる英語を読むこと、聞くことの2技能を測定する試験を本年10月に各中学校で実施することとしており、試験結果によって生徒の現時点での英語力がどの段階にあるか把握できることから、今後の英語教育に役立つものだと考えているという。この試験を実施することで自身の英語力を把握し、今後の学習に役立ててもらおうという取り組みはもちろん重要なことであると考えが、中学校学習指導要領には、コミュニケーション能力の基礎を養うことが目標に掲げられていることに鑑みると、英語を母語としている方との交流も重要であることから、例えばクルーズ船の入港セレモニーが催される際に、生徒が英語で挨拶やスピーチする機会を設けることで生徒の自主的な学習を促すなど、小樽市独自の取り組みを検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第15号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第5号小樽市税条例等の一部を改正する条例案に否決、議案第15号小樽市非核港湾条例案は可決を主張し、討論を行います。

議案第5号です。

未婚等のひとり親に対する個人市民税の非課税措置など必要とされる改正もありますが、消費税増税に伴うものであり賛成できません。

議案第15号です。

米朝首脳の板門店での会談が報道されています。危機打開、緊張緩和、非核化、平和体制の構築につな

がることを強く願うものです。その一方で、米国トランプ政権が公表した、新核戦略指針「核態勢の見直し（NPR）」で日本への核持ち込みの危険拡大につながる重大な方針転換がなされています。小樽港には毎年のように核兵器搭載可能な米艦船の寄港が行われています。非核平和都市宣言を実行あるものとし、核兵器搭載可能艦船の入港をさせない取り組みをするべきです。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 立憲・市民連合を代表して、議案第15号について、委員長報告に反対し、可決に賛成する立場から発言します。

核兵器禁止条約は2017年、国連加盟国の3分の2が賛成をして条約は採択されました。日本を含む40くらいの国がそのプロセスをボイコットしましたが、圧倒的少数です。日本は世界の中で核兵器がまだ必要だと言っている少数の国だということです。

核抑止力は安全保障に不可欠だという声があります。でも安全保障とは戦争を防ぐことです。核兵器は戦争を防ぐどころか戦争の危機をつくってきました。米国と旧ソ連はベトナム戦争や多くの地域で東西冷戦の代理戦争をしてきました。今、ロシアと米国は核兵器の小型化開発を競って進めています。ICBMなどの巨大核兵器は、その使用は現実には不可能なのです。なぜなら、敵国も自国も、そして地球そのものを破壊してしまうからです。

現実に発生している地域戦争、紛争、そしてテロの攻撃に備えるためには先手を打つことが必要だ。ただし、自国の兵士の命は危機にさらされないことも必要だ。そこから導き出されている考えが、確実に敵の武器と兵士をせん滅させることができる小型核兵器なのです。

しかし、そこには多くの市民がいるのです。この小型核兵器はあらゆる場所で使用できること、あらゆる運搬手段が可能であることからつくられているのです。

私は小樽市民です。そして、平和を願う市民の声を議会の場で市長にお伝えするのが使命だと考えています。平和な民間港として小樽港が発展していくために、一つの手段として、本非核港湾条例を手にすることは大変意義のあることだと考えています。世界のどの国の軍艦に対しても核の存在は否定します。持ってこられてはいないですよと聞くことの権利を放棄するつもりはありません。

議員各位の賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第15号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数

よって、議案は否決されました。

次に、議案第5号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、中村誠吾議員。

(16番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○16番(中村誠吾議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

多目的荷役機械延命化対策工事は、近年、突発的な故障が多発している荷役機械の電気装置を取りかえるなどの工事を行うことにより機械の延命化を図るものであるが、この工事を行うことでどれだけの延命が図れるのか。また、クレーンなどの他の機械では荷役機械の代替はできないのか。多額の予算をかけて延命化を図るのであれば、費用対効果があらわれるようコンテナ貨物を増加させ荷役機械の利用をふやすための取り組みを行ってほしいと思うがどうか。

陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については、一定の人工林を皆伐し天然林に戻すという趣旨だが、天然林に戻す過程において放置人工林を皆伐することで、降雨による土壌侵食や森林土壌への影響などの問題等は考えられないのか。

また、この問題については不明な点や確認が必要な点はまだあると考えるが、そもそも放置人工林を天然林に戻すためには皆伐をする以外に方法はないのか。

陳情者が主張するように、森林を整備することは必要なことだと思うが、人工林を皆伐して天然林に戻すとなると森林が回復するまでに相当の時間がかかることから、災害の面や動物たちにはよくないと考えるが、人工林を皆伐することは現実的なのかどうか。

また、市は今後、市内の森林の現状把握を行っていくとのことであり、把握した結果、必要があれば対策を考えるべきだが、森林環境税、森林環境譲与税の形で住民に負担をさせて問題を解決しようとすることは問題だと思うがどうか。

観光税の導入に向けた検討は、現在、札幌市や函館市、富良野市などの道内他都市や北海道でも行っており、スピード感を持って検討を行う必要があると思うが、2カ月に1回、庁内会議を開催するというペースでは本市が出おくれることになりかねないと思うがどうか。

また、法定外目的税の検討を行っていくというが、検討するに当たり宿泊税は比較的容易に導入することができることから、まず、本市としては宿泊税を導入する方向で検討を進めてほしいと思うがどうか。

これまで市が行ってきたおたるドリームビーチ海水浴場の駐車場の管理・運営を今シーズンからドリームビーチ協同組合が行うことになったという。

しかし、組合は、駐車場の運営をしたい考えがある一方、駐車場の赤字が3年連続で拡大しており、昨シーズンは約300万円の赤字であったということが大変不安に思っていると聞くと、市は組合に対して事前に近年の収支状況を具体的に説明したのかどうか。

また、今シーズンの駐車場の収支が赤字となった場合の支援や、来シーズン以降、組合が管理・運営できなくなった場合の対策について何らかの考えを持っているのか。などです。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については不採択を主張して討論をします。

森林が果たしている多面的機能が国民にさまざまな恩恵をもたらしており、これらの機能を十分に果たすために間伐など森林整備することは必要です。問題は、日本の林業は戦後建築用木材として国が主導してスギ、ヒノキの植林が進められてきたものが、植林が育つ前に木材輸入の自由化が進み外国産材が低価格で届くシステムが構築されたことで国産材の自給率が落ち込み、立木の価格が長期にわたって低迷し、人工林の大部分が主伐時期に来ても手をつけることができず、放置状態が広がっているということです。陳情者が求めている天然林に戻すために皆伐をすることになれば、山肌が露出し森林に期待されている機能、水源の保全といった機能が失われる危険性もあり、環境負担も含め適切ではありません。

また、陳情者は森林環境税及び森林環境譲与税の活用で天然林に戻すことを求めています。政府が導入した森林環境税及び森林環境譲与税は、日本国内で二酸化炭素排出量の約78%を占めている企業には負担させず、住民税納税者に年1,000円を上乗せして徴収し、個人負担として市町村や住民の負担によって解決しようとしていることはおかしいことです。

環境税というのであれば、二酸化炭素の排出量に着目した汚染者の負担の原則や温室効果ガスの排出抑制効果も考慮して負担するべきです。

また、作業に取り組む林業就業者の数も全国で5万人程度まで減っていることを考えても、解決のために国が責任を持って取り組むべきです。

よって不採択といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について、継続審査の立場で討論をいたします。

陳情事項にあるとおり、放置人工林の天然林化や一部報道にも示されている外国資本による山林の購入、特に水源に関わる山林について行政としての対応強化は重要であるとは考えます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が本年4月に施行されました。この法令の目的は、森林整備やこれに向けた人材育成・確保、公益的機能の普及・啓発等であります。これに基づき本市でも荒廃した私有林の整理に優先的に取り組みたいという見解が示されていることは、今定例会における我が党の須貝修行議員の一般質問における答弁から明らかであります。

しかし、私有林について、所有者の意向調査を行い、森林管理上の課題把握を行った上で運用の方針を定めたいという本市の考え方も示されているところ、直ちに願意を満たすことがかなう状況ではないというのも事実であります。この点、まずは本市としてしっかり課題や状況把握に努め、必要な対応を検討するところから始めるべきと考えます。

したがって、陳情第1号について、願意は理解できますが、今後の経過等を見ることが重要であり、現時点では継続審査とすることが妥当と考えます。

各会派、議員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○1番（横尾英司議員） 公明党を代表し、委員長報告に賛成し、陳情第1号については継続審査を主張し、討論いたします。

森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。この森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案が可決された際、森林環境譲与税で放置人工林の広葉樹林化が進むよう、具体的な指針を示して必要な支援を行うことや、各地で広葉樹林化が進むよう必要な取り組みを行うことなどについて適切に措置すべきであるとした附帯決議案を、公明党も含めた各派共同提案として提出し可決されております。

しかし、天然林化するために奥山全域などの放置人工林を皆伐する方法が小樽市の現状に合っているのか。また、皆伐することで一時的でも上木がなくなるため、降雨による土壌侵食など森林土壌への影響なども考えられることなどから、今後、現状や問題点、方法等を確認することが必要であり、この陳情については継続審査とすべきと考えます。

以上、各会派、議員各位の賛同を求めて討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方については、所得制限なく、小学校卒業までの医療

費を無料にすることを求めるものだが、この要望は以前からあるものの財政が厳しいとの理由でいまだに実現していない。

しかし、市が行った市内の子供と保護者を対象にしたアンケートの結果では、現在必要としている生活の支援について、医療費負担の軽減という答えが断トツで多かったことに鑑みれば、子育て支援として子ども医療費の拡充は必要であり、小学校卒業までの課税世帯の入院外についても実質無料化を実施してほしいと思うがどうか。

陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方は、朝里十字街の空き地に地域おこしの核となる公共施設の建設を求める市民から、長きにわたり出されている陳情である。

市は、この地域におけるコミュニティセンターの必要性は感じているというが、実際にコミュニティセンターを建設するための財源や建設手法についてどのような課題があると認識しているのか。

平成4年度から実施している在宅寝たきり高齢者等理美容サービスは年々利用実績が減ってきている状況だというのが、この事業は個人経営の理容所・美容所で担うことは困難であり、実施することができる事業所が限られることや、本事業の委託先である理容組合及び美容協会の加入率がいずれも非常に低いことによる事業の担い手不足が、利用のしにくさにつながっていると考えられることから、例えば地区を分けて実施することや実施可能な事業者を周知するなど次の方策を検討すべきと考えるがどうか。

民生・児童委員のなり手を確保することが難しくなっているというが、これは業務の内容が複雑化し、民生・児童委員の業務が激務になっているからだと考えるがどうか。

また、他都市では、学生がコミュニケーションの訓練を兼ねて高齢者の見守りを行ったり、消防団が見守り活動を行う事例などもあると聞いており、例えば危険物などの取り扱い資格を持っている燃料業界の方々などにも見守りや安否確認、災害に対する備えをお願いすることも考えられると思うが、こうした先進的な取り組み事例を民生児童委員協議会に提案してはどうか。

子供の虐待については、泣き声通報の増加など、虐待が疑われるケースも含めて通報の件数が増加しており、その結果、大半を占める問題のないケースによって本当に深刻なケースが埋もれてしまうことが懸念されるが、このことについてどのように認識しているのか。

また、虐待には子供を虐待する親もまた、幼いころにその親から虐待を受けていたという、いわゆるスパイラルという面もよく見られるため、虐待の解決には虐待の被害者に対して大人になる前に十分な精神的ケアを行うなど、虐待の連鎖を断ち切ることが必要だと考える。児童相談所では一旦虐待が収まっても、その後の見守りなどをされているようだが、市として情報共有や継続的なケアなどをどのように行っているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第2号及び陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第2号子ども医療費の小学

校卒業まで無料化方について及び陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についての採択の討論をいたします。

初めに、陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてですが、小樽市が今年度4月から、中学生の入院まで助成対象を広げたことは、子育て応援の姿勢を示したこととして喜ばしく思っております。

しかし、問題は小学校6年生までの通院の場合です。現在の小樽市のこども医療費助成制度では、満3歳になると市民税非課税世帯では初診料のみですが、市民税課税世帯ではいまだ医療費の1割が自己負担となっております。この場合、特に少しの年取の差で住民税が課税になった世帯ほど大変な思いをしているのではないのでしょうか。

今回、市内の小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の子供とその保護者及び小学校2年生の子供を持つ保護者合わせて5,627人にアンケートをとり、56%に当たる3,137人から回収をし、小樽市の子どもと家族の生活にまとめられて厚生常任委員会に提出されました。この中で年収200万円未満を低所得層Ⅰ、年収300万円未満を低所得層Ⅱとしており、その割合は34%にも上ります。この方々の家計状況を見ると、毎月赤字になってしまう方と、毎月ギリギリで貯金ができない方を合わせればそれぞれの所得階層で実に90%を上回っており、余裕のない家計であることが伺えます。

子供の受診控えがあったかの問いについては、それぞれの階層で20%が受診控えがあったとしております。低所得層では、子供が体調を崩しても5人に1人が病院に連れていってもらえていないという実態が明らかになったと思います。子供の健康管理というのは大人のようにはいきません。急にぐあいが悪くなったり、けがをしたりするのは日常茶飯時です。小学校卒業まで所得制限なしで医療費の無料化を望む子育て世代の声は切実です。

前述した小樽市の子どもと家族の生活によれば、現在必要としている生活の支援のトップは医療費負担の軽減であり、低所得層Ⅰで55.3%、低所得層Ⅱで75.8%に上ります。小学生が病院に行くということになればどうしても付き添いが必要です。現在、働く人の4割が非正規雇用という社会です。非正規雇用の多くが1時間幾らという状態で働いています。そうした保護者が仕事を休んで通院に付き添えば、家庭の収入自体が減ります。さらに医療費がかかる、交通費もかかる、せめて子供の医療費は小学校卒業まで所得制限なしで無料化を実現し、小樽市として子育て世代を応援する必要があると考えます。

次に、陳情第3号の朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

東小樽地区の人口は2万5,000人と市内でも人口の多い地域でありながら、児童館もコミュニティセンターもないのはなぜでしょうか。

2002年の第1回定例会に8,489筆のまちづくりセンター建設を求める署名が出されて以来、実に18年目となる長い間、運動が続いており、住民の強い要望だということがわかります。2007年8月には小樽市主催の新しい総合計画策定のための地域懇談会において、山田勝磨元市長より、朝里十字街共同住宅跡地にコミュニティセンターを建てたいとの回答も得ているところです。

その後、2011年3月11日の東日本大震災、2016年4月14日の熊本地震、そして2018年9月6日には北海道胆振東部地震が起きました。災害が相次ぐ中、地域住民が日常的に交流を深めネットワークを築くことが、いざというときにとっても大切だと住民の皆さんも痛感しています。住民の皆さんは防災センターとしても機能する、安全で安心なまちづくりセンターの建設を望んでいます。

また、地域の子供たちがいつでも気軽に立ち寄り、友達と過ごしたり勉強したりする場所が地域につくられることを望んでいます。

第7次小樽市総合計画基本計画原案で、地域コミュニティ活動の活性化のために活動拠点の提供など

必要な支援の充実に努めますとしていることから、現在も市有地である朝里十字街空き地に地域住民の要望に応え、まちづくりセンターを建設するべきと考えます。

ぜひとも全議員の賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、討論を終わります。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○11番（高橋克幸議員） 公明党を代表し、陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、いずれも継続審査を主張いたします。

ここでは、陳情第3号について討論を行います。

平成14年朝里十字街の共同住宅跡地にまちづくりセンターを地域住民の交流と生活、文化、教養向上のため、まちづくり活動の拠点として建設をしていただきたいとの願意は理解できる場所です。

今回の委員会質疑において、市として現地は候補予定地であること、また、まちづくりセンター建設の必要性の認識については確認をできました。

しかしながら、建設の主体や方法、また予算についても現状では未確定要素が非常に多く、今後さらなる議論が必要と考えます。よって、継続審査を主張いたします。

各会派、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋龍議員） 立憲・市民連合を代表し、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について賛成の立場での討論を行います。

本陳情におけるまちづくりセンターは朝里を初めとし、東小樽地区においても地域住民のコミュニティの核となる施設であり、長年にわたり要望をされてきました。

朝里にまちづくりセンターをつくる会の皆様も、フリーマーケットや雪まつりなど、季節を問わず催し物を行い、建物ができる前の現段階から当該予定地において交流の拠点となっています。そこにセンターができることで、天候も問わず、世代間交流が生まれ、子供の居場所づくりや防犯としての観点、または高齢独居の方の積極的な社会参加など、さまざまな面で有益な施設であり、これを望まれる願意は妥当であると判断しております。

建設や運営の方法について、なかなか進んでいない状況もございますので、ぜひ小樽市として特に子育て世帯の多い地域である朝里地区にまちづくりセンターができますように一歩前進をさせていただきたいと要望を申し上げ、賛成の討論といたします。

以上、各会派、議員の賛同を求めて終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時40分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、秋元智憲議員。

(9番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○9番(秋元智憲議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

既存借上住宅制度は、市営住宅を建設するためのまとまった用地の確保が難しいまちなかにおいて、主に子育て世帯を対象として低廉な家賃で居住できるようにするため導入されたが、制度導入後、四、五年がたち、まとまった建設用地の確保が難しいという状況が変わらないのであれば、新築住宅借上制度なども検討に加えるとともに、色内小学校跡地を利用した子育て世帯への住宅供給についても検討の余地があると思うがどうか。

また、人口対策として、若い世代に居住してもらいたいという目的で平成14年度から17年度まで若年者定住促進家賃補助制度を実施していたが、当時はなかなか効果がなく、制度を休止してしまったという。しかし、人口対策につなげていくためにも、条件を検討し直し、当時とはまた違った形でこの制度を考えていくことも必要と考えるがどうか。

塩谷防災事業のトンネル掘削工事は、本市で実施されている公共工事としては大規模なものであるが、市は市内の建設業者がこの工事に参加できるようにするための、国への要請等は行っていないとのことである。しかし、市内企業が元請として公共工事に参加した過去の実績は平成27年度に1工事、平成28年度に2工事あり、請負金額を合計すると約3億7,000万円であったとのことであるが、地元企業の活性化を図る観点からも、今後は市内の企業がこのような公共工事に参加できるよう、国に対し積極的に要請していくべきと思うがどうか。

本市の空き家・空き地バンク制度は、登録件数が伸びていないことから、新たな空き家の利活用対策として不動産関係団体と協定を締結することを考えているという。栃木県栃木市で行っている、あったか住まいのバンクという空き家バンク制度では、市と町会、不動産会社で情報共有を行う仕組みをつくることで空き家の利活用の実績を伸ばしているとのことであり、本市でも老朽化した空き家の除却を行

うだけではなく、町会や不動産会社と情報を共有するためのネットワークを構築し、市役所としての信頼性を生かして空き家の利活用を進めてほしいと思うがどうか。

冬期間に滑りどめとして坂や道路に散布している砂は30%前後しか回収されておらず、回収されなかった砂が側溝や雨水ますに堆積することで、雨が降ったときに水があふれてしまい困っているという市民の声を聞く。市ではパトロールのほか、市民からの問い合わせをもとに現場を見て随時対応しているというが、市民から問い合わせがあってから対応するのではなく、事前に予算や計画を立てて、市民から問い合わせが来る前に行動することが必要だと思うがどうか。

運輸産業の経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、燃料の高騰が常態化している現状においても運賃値上げができないことから、従事者の労働条件や待遇改善が置き去りにされており、運輸業界全体で人手不足が起きているという。

そのような中、小樽市地域公共交通網形成計画では、「持続可能で安定した運営形態の構築のため、運賃設定を検討する」としており、適正に運賃が値上げされれば、運輸産業従事者の労働条件や待遇の改善が図られ、人手不足の解消につながると考えられる一方で、市民に理解を求めることはなかなか容易なことではないと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第16号及び第17号」を一括議題といたします。

議案第17号につきましては、提案理由の説明を省略し、議案第16号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第16号職員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、菰田尚正氏、多木誠一郎氏、中村誠吾氏、相庭孝昭氏、前田孝一氏の任期が令和元年8月31日をもって満了することに伴い、引き続き、菰田尚正氏、多木誠一郎氏、中村誠吾氏を、新たに上石明氏、勝山貴之氏を選任するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより順次、採決いたします。

まず、議案第16号について採決いたします。

本件につきましては、職員懲戒審査委員会委員5名の選任について同意を求める案件であります、中村誠吾氏とそれ以外の方々を分離して採決いたします。

最初に、中村誠吾氏について採決いたします。

この採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、中村誠吾議員は除斥となりますので、退席を求めます。

（16番 中村誠吾議員退席）

○議長（鈴木喜明） お諮りいたします。

同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

（16番 中村誠吾議員着席）

○議長（鈴木喜明） 次に、ただいま決定いたしました以外の方々について、一括採決いたします。

同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、議案第17号について採決いたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第14号」を一括議題といたします。

意見書案第9号ないし意見書案第14号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし意見書案第8号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○5番（面野大輔議員） 提出者を代表して、意見書案第1号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）に関する提案理由の説明をいたします。

沖縄では、ことし2月24日に名護市辺野古の新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票が行われ、埋め立て反対の圧倒的民意が示されたにもかかわらず、工事が強行されています。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府及び日本国民は公正な民主主義にのっとり沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要があります。

日米安保条約に基づき米軍基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため、国民全体で分かち合うべきというSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事を直ちに中止し国民全体で議論すべきだと考えます。

また、小樽で発足されたゼロ番地で沖縄について考える会の活動では、本意見書案と同様の趣旨のもと、署名サイトの運営や署名活動を通して短期間の間に1,200筆以上の署名を集め、代表者は距離を超え共感の輪を広げていきたいと訴えています。

安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か。必要とされるならば、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続によって解決することを強く求めるものです。

以上、議員各位の御賛同を求め、提案理由の説明とさせていただきます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第2号ないし意見書案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 提出者を代表して、意見書案の提案説明をいたします。

最初に、意見書案第2号消費税率の10%の中止を求める意見書案です。

安倍政権が5年前、8%に増税して以来、消費が低迷し国民生活は悪化しています。低所得者などに負担が重い消費税を増税すれば消費はますます低迷し、国内総生産の6割を占める個人消費が落ち込めば経済はさらに縮小します。

政府の月例経済報告や景気動向指数でも経済の悪化を認め、悪化と判断を引き下げました。安倍政権が消費税を8%に増税したその年の4月から6月期は大幅なマイナス成長となり、予定した10%の増税を2回にわたり延期しなければなりませんでした。

安倍政権は今回の増税に当たって、食料品などの税率を据え置く複数税率の導入やキャッシュレス決済時のポイント還元、プレミアム付商品券の発行などの対策をとっていますが、こうした複雑怪奇な仕組みは混乱を招くだけです。こんな深刻な消費不況のもとで増税していいのかという声が広がっています。今こそ、庶民の暮らしと日本経済をますます悪くする財政と税制を消費税に頼らない仕組みに変えていかなければなりません。政府においては直ちに消費税10%増税実施を中止することを求めるものです。

次に、意見書案第3号高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書案です。

高齢に伴う加齢性難聴はコミュニケーションを困難にし日常生活に支障を来します。最近ではうつや認知症などの要因にもなっていると言われていています。聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器であります。

自己申告をもとにしたジャパントラック2018の調査では日本人の難聴者率は11.3%と発表しています。2018年4月から5月の調査では補聴器普及率は日本が14.1%でした。しかし、欧米ではイギリスが47.6%、フランスは41.0%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%などとなり、日本が極端に低くなっています。日本は補聴器への公費助成が低く、会話で不自由を感じる中等度の難聴や小声が騒がしい場所で苦勞する軽度の難聴は原則対象外になっています。補聴器が1台で平均15万円程度になり、負担の大きさから敬遠する人も多く、また補聴器を調整する専門人材も不足しているのが現状です。

政府は、高齢者の社会参加、定年延長や再雇用を進めているわけではありますが、難聴が大きな障害になっています。高齢者が社会参加するための必需品となっており、健康寿命の延伸、そして認知症の予防のためにも高齢に伴う難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すべきです。

次に、意見書案第4号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書案です。

2018年3月に道教委が決定したこれからの高校づくりに関する指針では、全日制過程で1学年の望ましい学校規模を4から8学級とし、1学年3学級以下の高校については近隣の高校と再編し1学年2学級以下の高校は整理していくとしています。いわゆる指針をもとに進めることになれば、95校が統廃合の対象になり、道立高校が約半分に削減されることになります。

指針では、北海道のように農業や水産などの第1次産業を主な産業としているところや、看護または福祉に関する学科を置き、生徒数の増加が見込まれない場合は再編整備を進める方針であります。

現状の小規模校は生徒によく目が届いて、子供たちに寄り添った教育や地域の特色を生かした教育編成ができます。道教委が4から8学級に望ましい規模として統廃合を進めてきた結果、高校のない地域では遠距離通学を強いられています。北海道の広域性を考えると現実的ではありません。地域住民の皆

さんからも機械的に高校をなくさないでほしいとの声が多数寄せられているところです。

北海道は機械的な統廃合を進めるのではなく、道教委の指針を見直すことが必要です。

次に、意見書案第5号特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書案です。

障害のある子供が通う全国の特別支援学級では、学級編制の標準が単一障害の児童・生徒で編成する学級は6人、重複障害の児童・生徒で編成する学級は3人となっております。

しかし、現状は在籍数が適正規模の2倍から3倍となる事態が起きています。特別支援学校に設置基準がないことで、子供を幾ら詰め込んでも法令違反にならないため、自治体もなかなか学校を新設しません。

全国的に特別支援学級の児童・生徒数は増加し、文部科学省の学校基本調査では、小・中学校合わせて、2008年度で12万4,166人から、18年度は25万5,520人と2.1倍になっています。特別支援学校の設置基準を策定することが必要です。

また、障害のある子供8人を1人で担任することは負担であり、限界を超えています。特別支援学級の学級編制基準は、1学級8人のままであって、生徒数を引き下げることが必要です。

議員各位の賛同を呼びかけて、提案説明とさせていただきます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第6号及び意見書案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 提出者を代表して、意見書案第6号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書案及び意見書案第7号国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護するべき」との勧告の撤回を求める意見書案について提案説明をいたします。

初めに、意見書案第6号についてです。

宜野湾市民は戦後74年の長きにわたり、米軍普天間飛行場から発生する基地被害に悩まされ続けてきました。現在、普天間飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワブへの移転統合が日本政府によって進められています。この方法こそが普天間飛行場の一日も早い危険性除去の方法であると確信をしています。

よって、政府においては普天間飛行場の危険性を除去し、宜野湾市民の74年間の苦労を一日も早く解消すること、その具体的方法として実行されている辺野古地区キャンプ・シュワブへの移転統合を推進すること。日米安全保障条約を推進するとともに、沖縄県のさらなる基地の整理・縮小を求めるものです。

次に、意見書案第7号についてです。

2008年に国連の自由権規約委員会で、琉球・沖縄の人々を先住民と認めて、その権利を保護するべきとの勧告が出て以来、日本政府は、日本にはアイヌ以外に先住民族は存在しないと否定し続けています。

沖縄県出身者も国連に対して勧告の撤回を要請しましたが、昨年8月に5回目の勧告が出されました。この勧告は沖縄の人々が国連に働きかけて出されたわけではありませんし、沖縄の地方議会では先住民族について一度も議論されたこともなく、日本政府に先住民族として認めることを要請したこともありません。

よって、国及び政府においては、早急に沖縄の人々は先住民族という国連各委員会の誤った認識を正

し、勧告を撤回させるよう強く求めるとともに、国連が発信した沖縄の人々は先住民族という誤った認識がこれ以上国際社会に広がらないように速やかに正しい沖縄の情報を多言語で発信することを求めるものです。

以上、各議員の賛同を求め、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○9番（秋元智憲議員） 提出者を代表し、意見書案第8号信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書案について、提案趣旨説明を行います。

問題の発端となったのは、昨年12月、統計委員会の打ち合わせの際、厚生労働省職員から、東京都では抽出調査をしており、東京以外への拡大を計画しているとの発言があり、統計委員会の西村委員長は抽出調査は重大なルール違反だと指摘し、統計の信頼性確保の観点からも危機的状況だとの認識を示しました。

その際、厚生労働省、総務省に対し早急に事実関係を確認するよう求めたことから、これまで我が国の景気動向や経済政策の指標としてきた毎月勤労統計調査が長年にわたってゆがめられ、不正に行われていたことが明らかになったわけであります。

不正問題の調査では、不正が行われたのは平成16年以降とされ、毎月勤労統計調査は従業員500人以上の事業所全てを対象とするルールでしたが、このルールに反し約3分の1を抽出する方法で調査が行われるようになっていました。また、本来は調べるべきバー、キャバレー、ナイトクラブも対象から除外し、その結果、必要な統計処理もされないままにデータが公表され続けました。

この調査結果に基づき支給される雇用保険や労災保険が、10年以上の長期間にわたり、本来受け取るべき支給額より少なくなっていたことで、影響額は約530億円、2,000万人に影響が出るとのことです。

さらには、対象者の約半数はいまだに特定されていない状況であり、今回の不正調査をきっかけに他の7省庁でも23の基幹統計で問題が見つかり、政府統計に対する国民の信頼を裏切ることになった責任は極めて重大です。

総務省行政評価局は、賃金構造、基本統計の不正に関する調査報告を公表し、不正調査が行われてきた原因は、遵法意識の欠如と事なかれ主義の蔓延が問題の根底にある。統計部門幹部への情報集約と担当への指示が機能不全であったと指摘しています。政府はこの深刻な状態をしっかりと受けとめ、まずは不利益をこうむった国民に対して一日も早い給付を行うように準備を進めることが求められています。

その上で、決定的な点検、検証を行い、再発防止策を策定すること。分散型統計行政機構の問題点の整理を行うこと。統計に係る人材育成やガバナンスとコンプライアンスについて見直しを求めるものです。

以上、各議員の賛同を呼びかけまして、提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

〇15番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、意見書案第1号は否決、そして意見書案第6号、第7号には可決の立場で討論をいたします。

まず、意見書案第1号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書案について、先般の県民投票については、真摯に受けとめ沖縄の基地負担の軽減に取り組まなければならないものと考えます。

他方で、学校や住宅が近在する普天間飛行場をこれからも継続させることは避けなければならないということは、政府と地元の皆様の共通認識であるところです。

（「じゃあ撤去すればいいしょ」と呼ぶ者あり）

我が国を取り巻く安全保障環境が速いスピードで厳しさ、不確実さを増している中、日米同盟の抑止力維持と普天間飛行場の危険除去を考え合わせたとき、辺野古移設が唯一の解決策であるというのが、我が国の見解であると確認をしております。

この見解から、我々は意見書案第1号に示される、辺野古新基地工事を直ちに中止せよという要望について是とすることはできません。

一方、意見書案第6号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書案について、普天間飛行場をこれからも継続させることは避けなければならないということは、先述のとおりです。

辺野古移設について工期、予算について確認をしたところ、地盤改良工事に関する具体的設計等の検討を十分に行ったのち、しかるべき時期にしっかり説明を行うというのが国の方針であるとのことであります。

また、普天間全面返還について、これに関する日米合意は平成8年4月当時の橋本総理大臣とモンデール駐日アメリカ大使との会談で行われ、平成11年に当時の県知事、名護市長同意のもと、辺野古移設を閣議決定したとのことであります。その後も普天間飛行場の危険除去のため、辺野古移設を進めるということで、一步ずつ前に進めたいと考えているのが国の見解であります。

その後の経緯として、平成25年に日米両政府で作成、公表した、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示された、普天間飛行場の返還条件の存在が挙げられます。また、この条件を達生困難にするような特段の問題は生じていないという認識で、日米が一致しているとのことであります。

この点に基づいて、平成29年6月6日の参議院外交防衛委員会質疑において、返還条件が整わなければ普天間飛行場は返還されないのかとの質問に対し、当時の稲田防衛大臣は、仮にアメリカ側との具体的協議やその内容に基づく調整が整わないようなことがあれば普天間飛行場の返還がなされないことになるが、そのようなことにならないよう返還条件が満たされ、普天間飛行場返還実現の支障とならないように対応していく考えである旨、答弁されております。

我が国を取り巻く安全保障の環境が非常に速いスピードで厳しさ、不確実さを増している中、日米同盟の抑止力維持と普天間飛行場の危険除去を考え合わせたとき、国は辺野古移設が唯一の解決策であるという考え方にに基づき、また、普天間飛行場の危険除去を行うという観点からも住民の方々の御意見を伺い、対話しながらこれを進めるものとするのが国の見解なので、その見解に沿う本意見書案は賛同できるものであります。

（「県民の民意はどうなるんだ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

また、基地負担軽減のための今後の整理縮小を求めることも必要であります。

以上より、意見書案第6号については、可決とすることを求めるものであります。

次に、意見書案第7号国連各委員会の「沖縄県民を先住民と認めて保護すべき」との勧告の撤回

を求める意見書案についてであります。

本意見書案に示されている内容は至極当然であると認識いたします。民族に関する政府見解が示されている中、国連が一部の主張を受け、我が国の主権統治に影響することがあれば、内政干渉として国際法上の問題にもなりかねないものと考えます。誤解によるものであれば、それを対話によりしっかり解消すべきであります。その契機となる内容の本意見書案には賛同できるものであります。

世界には多民族で形成されている国家もあります。また、一つの国家の中で地域のアイデンティティというものが我々の生活を豊かに、また、おもしろくしていることも事実であります。地方によって生活文化や食文化、また方言を用いたコミュニケーションをとることなど、他の地域の人から見れば時にそれは驚きであり、時には興味深い情景との出会いともなります。こうした文化的な差異があるからこそ、人々の生活に多元性が生まれ、同じ国に生活する中での刺激にもなり、また、それは相手を理解尊重すること、考え方の違いから合意形成を行うことの必要性を我々に教えてくれる重要な要素ともなるものであります。

このような差異を差別という概念で判断することに大きな違和感を感じるものであります。差別により苦痛を生じている人が存在するのであれば、それは是正するべきでしょう。しかし、それに沖縄の地方の方々が当てはまるのかといえそうではないのだということが、この意見書の原点に示されています。

国においてもこの点、しっかりと把握の上、国連の勧告等の判断に合理性がなければ、そうではないのだと主張をしていただくことが必要と考えます。

以上より、意見書案第1号については否決、意見書案第6号、第7号については可決とすることに各会派、議員の皆様の御賛同をお願いし、討論いたします。(拍手)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、高橋龍議員。

(6番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

○6番(高橋 龍議員) 立憲・市民連合を代表し、討論いたします。

まず、意見書案第1号です。

沖縄辺野古について、小樽や他都市の人間が口を出すべきものではないという御意見があることは認識しています。しかしながら、沖縄で起こっていることは果たして本当に人ごとでしょうか。

(「人ごとじゃない」と呼ぶ者あり)

他市の人間は口を出すべきではない。しかし、国防の観点では必要であるという声も耳にします。よその話だから口を出さないけれども、国防の問題だから必要だよねという、口を出すのか出さないのか、非常にねじれたロジックです。

普天間飛行場の危険性を鑑み、早い返還を求めるべきということは他の会派の皆様も同様の見解であると認識をしております。そして、普天間返還の問題において、辺野古の新基地建設が唯一の解決策と言われてきました。そう説明され続けることで、辺野古新基地に反対することイコール普天間の返還はなされないというような認識が生まれているように感じます。本当にそうなのでしょうか。

辺野古の新基地ができたとしても、普天間返還がなされないこともあり得るという趣旨の国会答弁であったと解釈をしております。辺野古新基地は普天間返還の唯一の選択肢ではないのです。また、国防上の観点といっても、沖縄の基地については、そもそもその脆弱性がアメリカの元政府関係者からも、沖縄駐留米軍の戦力は小さ過ぎるために有事の際の戦略的価値はないとまで指摘をされています。朝鮮半島有事密約も外務省有識者がそれぞれ調査に当たり、その密約についての議事録があったことも判明

しております。

つまり、日本の防衛という意味合いよりも、費用負担を含め、アメリカ側の極めて政治的な判断による駐留であるとも考えられます。前述したとおり戦力が小さいのであれば、辺野古の基地を建設する意義は本当にあるのでしょうか。ましてや、本年2月の県民投票の結果を受けてもなお、建設を前に進めるのが県民に寄り添うことなのでしょうか。

投票後に辺野古の基地建設の問題は、本質的に多くの県民の意に沿うような形になったのであれば、その表現もよろしいかと思えます。何も変わらない中で寄り添うとはどういう意味なのか、理解に苦しみます。

議員活動をしている中で、行政の方向性と地元の意見との食い違いが起こることは、他の会派の皆様も身をもって体験されていることと思います。そのときに必要なのは、どうか説得をして住民に我慢をしてもらうことではなく、願意をどうやって満たすのかを前向きに考えていくことを日々活動の中でも行われていることと存じます。その意味からも、我々立憲・市民連合としては、この意見書案に対して決して人ごとではられません。

ゆえに意見書案第1号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書案については可決を呼びかけると同時に、意見書案第6号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書案に対しては否決の立場を主張いたします。

次に、意見書案第2号消費税の10%の中止を求める意見書案についてです。

昨年第3回定例会においては、我々の会派は消費増税やむなしという立場をとりましたが、その際の討論においては、軽減税率の制度の煩雑さを危惧すると申し上げておりましたし、また消費税の増額分は社会保障費に全額充てるということも大前提でありました。そして2014年に増税をした際も同様のことを国はうたっていました。

しかしながら、実際は、社会保障に充てられていたのはそのうちの2割にも満たない額であり、残りの8割強は借金返済に充てていたと、首相みずからがおっしゃったわけです。ヨーロッパのように社会保障が大きく拡充され、行政サービスの形でリターンがあるならば理解はできるのですが、どうやら違うものようです。

社会保障の財源対策のための消費税増税であったにもかかわらず、2014年の消費税増税以後には法人税が大幅に減額されている。企業の内部留保はバブル期を超える金額となる一方で、経済格差は拡大してしまっている。これでは、現時点では増税すべきであるとは言いがたい状況です。

よって、意見書案第2号については賛成の立場をとらせていただきます。

以上、討論といたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）（拍手）

○2番（松田優子議員） 公明党を代表し、意見書案第1号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書案について、否決の態度を表明し討論を行います。

本年2月に行われた辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う沖縄県民投票の結果は、米軍基地が沖縄に集中している現状に対し、決して容認できるものではないとの県民の意思が示されたのですが、賛成票を投じた方の中には、米軍基地の負担の重さを全て容認しているわけではないと考える人も

多いと思われますし、反対票を投じた方の中にも普天間飛行場の危険は放置できないと判断している方も多いのではないかと考えます。

また、投票率が50%を超えたとはいえ、こうしたことから賛成か反対かだけでは割り切れず、投票しなかった半数近い有権者の思いも受けとめなくてはなりません。そうした悩み、複雑な思いをありのままに真摯に見る必要があると考えます。

(発言する者あり)

ともあれ政府は、普天間基地について、学校や住宅に囲まれた地域にある世界で最も危険な基地であり、一日も早い移設が必要であるとの趣旨の説明をしていることから、まず住民の安全確保を優先すべきで、この問題については政府が責任を持って取り組むべきものと考えます。

(発言する者あり)

その上で、沖縄に米軍基地の負担が過度に集中していることをきちんと受けとめ、基地負担の軽減をあらゆる選択肢を含め、誠実に追求し、沖縄の方々との丁寧な対話によって沖縄県民の求めている基地負担の軽減について、さらなる取り組みに全力を挙げるとともに、県民の方々の理解が一層深まるよう努力を怠ってはならないと考えます。

(発言する者あり)

以上の理由により、意見書案第1号辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書案については否決の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて討論といたします。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表いたしまして、ただいま提出されました意見書案第1号ないし第5号は可決、第6号ないし第8号については否決の立場で討論を行います。

意見書案第1号辺野古新基地の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書案です。

本意見書案では、辺野古建設即時中止と、普天間の沖縄県外・国外移転の国民的議論を求めています。普天間基地のまちに住む皆さんの切実な願いの反映と受けとめ賛成します。

意見書案第2号消費税率の10%の中止を求める意見書案です。

消費税は1989年国民の猛反対を押し切って導入されました。そもそも消費税は景気を底から冷やし、格差と貧困を広げる税制です。1997年に消費税率が3%から5%に引き上げられ、消費大不況と景気悪化が急激に進みました。そして8%になった2014年4月以降、ありとあらゆる経済指標が落ち込んでいます。

厚生労働省が発表した全労働者の実質賃金は2017年度まで7年連続で減少しています。また、個人消費は連続減少しています。消費税は子供にもかかっています。低所得者ほど重く、高額所得者ほど軽い、逆進的な不公平税制であり、憲法の応能負担原則に反する税制です。

政府は、消費税は社会保障のためと言いますが、所得の少ない人にも今まで以上の負担を押しつける消費税増税は社会保障財源として最もふさわしくありません。消費税が導入されて以降、医療や介護、福祉など社会保障は、改悪に次ぐ改悪の連続でした。高齢化などで必要な社会保障予算のカットや年金、医療、介護の負担増、給付削減で社会保障予算は3兆9,000億円も削減されてきました。その結果、市民の暮らしや地域経済は大変深刻な状況に陥っています。

このような中であっても、政府は10月の消費税増税を行う姿勢を崩していません。税率10%への引き上げで1人当たり年間2万1,500円、4人家族で3万6,000円もの増税になるとの試算もなされています。10%増税によって、さらなる消費の落ち込みや、景気悪化によって大不況の再来は明白です。

政府は増税時の臨時特別対策として食料品などの軽減税率導入に加え、自動車や住宅購入時の減税、キャッシュレス決済などでのポイント還元、マイナンバーカード利用者の買い物時のポイント還元などの対策を実施しよう、こんなことを言っていました。消費税を増税しながら、巨額の予算を投じて対策をとるなど、筋が通りません。これら対策は消費の冷え込みや中小業者への対策と言いますが、効果は望めず、むしろ事務や制度が煩雑となり、逆に中小業者を苦しめるものばかりです。消費税の増税中止こそが最良の景気対策です。

そして、2023年に導入されるインボイス制度によって、免税業者は取引から排除されるか、課税業者になるかの二者択一が迫られるという重大な問題が発生します。インボイス導入は日本商工会議所を初め、多くの業界団体が反対表明しているのは、当然であります。消費税は中小業者にとっては営業破壊税です。また、地域経済を壊し、地方創生に逆行する税金と言わざるを得ません。

消費税導入から2017年度までの消費税収は累計で349兆円に上ります。その一方で大企業の減税などによる法人税の減収は281兆円です。すなわち、消費税収の8割が法人税減収、減税による減収の穴埋めに使われており、税源として役立っていません。安定財源確保や社会保障対策という理由は、もはや破綻しています。今必要なことは、消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すことです。軍事費や不要不急の大型公共事業への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきです。

意見書案第3号高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書案です。

難聴者支援の拡充、強化は、本格的な超高齢社会に対応するための重要かつ緊急の課題です。補聴器への公的な支援には、補装具費支給制度があります。しかし、給付には障害者手帳が必要で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度～重度難聴者が対象です。

WHO世界保健機関では、中度難聴の41デシベルから使用を推奨しています。日本の70デシベル以上では支給は限られます。では、70デシベル以上とはどれくらいでしょうか。両耳で40センチ以上離れると、その会話が理解できないというのが70デシベルです。相当の高度～重度の難聴ということでしか支給制度がありません。

補聴器工業会の調査では、70歳以上の高齢者のおよそ半数1,130万人難聴者があるとの推計がされています。補聴器をつけている方は14.4%、210万人にすぎないとされています。補聴器の利用が進んでいないのはなぜでしょうか。値段が高過ぎるためであります。ひとりひとりの聞こえを精密に調整できる、こういった機種になりますと30万円以上するものも少なくありません。加齢性難聴はコミュニケーションの問題を含めて生活の質を落とします。日本耳鼻咽喉科学会は補聴器をつけるなどして難聴に正しく対処し、適切な聞こえを維持して脳を活性化し、さらに家族や友人のコミュニケーションを楽しんでいけば、認知症を予防したり、発症をおくらせる可能性が高いと指摘しています。高齢者の社会参加を促進するためにも、国において法的制度の創設を求めるものです。

意見書案第4号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書案です。

北海道教育委員会は1学年3学級以下の学校は、原則として近隣高校との再編整備による学校規模の適正化を図るとしています。高校は地域の文化、コミュニティ、防災の拠点です。学校がなくなれば、人口減少、過疎化の進行で地域の活力はますます低下します。今、求められているのは子供たちや保護

者、地域住民の願いに沿った学校配置であり、道教委は本指針を見直すべきです。

意見書案第5号特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書案です。

特別支援学校に通う児童・生徒は増加しています。教育条件の整備が追いつかず、学習環境や健康が脅かされるなど、深刻な事態となっています。特別支援学校には学校設置基準がないことが根本的な問題です。また、特別支援学級の学級編制標準を改善することを求めるものです。

意見書案第6号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書案です。

意見書案では、普天間飛行場の危険性を除去する唯一の方法は辺野古移設しかないとの主張に固執し、移設反対を訴えている人たちを移設反対派と決めつけ、混乱が起きていると決めつけています。沖縄県知事選や県民投票、衆議院補選の結果など、県民が三度、辺野古移設にノーを突きつけた事実を踏みにじるものです。危険な普天間飛行場はどのようにしてつくられたのでしょうか。米軍は沖縄戦の最中、国際法に違反して住民を銃剣で強制収容し、それまであった民家も、役所も、郵便局も、墓地も、さとうきび畑も押し潰して基地を拡張したものです。無条件閉鎖、撤去を求めるのは当然です。代替施設の米軍側への提供なくして閉鎖されないことが沖縄に関する特別行動委員会によって決定されていると、不当な日米合意を絶対化していることは論外です。県内の運動を、移設反対派と決めつけ、分断を図るようなやり方はやめるべきです。

また、現宜野湾市のだ真ん中にある普天間基地と、海岸沿いに統合する既存のキャンプ・シュワブ基地とどちらが安全か、自明の理であるという奇妙な主張をしています。

1977年厚木基地から離陸した戦闘機が横浜の住宅街に墜落し、市民3人が死亡する重大事故が発生しました。「パパ、ママ、バイバイ」「ポッポッポ」の言葉を残して、なくなった我が子に会いたい一心でリハビリに励んでいた母親が、2人の子供が事故翌日に死亡した事実を知らされたのは、1年3カ月後であったことをアナウンサーが涙を流して報道していたことを横浜市民は忘れていません。

現在も厚木基地には横田基地からオスプレイが飛来しています。沖縄基地負担軽減として、札幌の丘珠空港もオスプレイの訓練用基地に加えると発表がされています。横田連絡会も厚木基地での運動も、また札幌でも危険なオスプレイは撤去せよ、来るなと主張しますが、人口が少ない宜野湾市とどちらが安全かと主張するような運動は、全くありません。まさに常識外れの主張です。

そもそも、陳情者はどのような人物でしょうか。平安座唯雄氏は元宜野湾市議で、名護市長選で怪文書を大量配布していた方です。あの統一教会の発行する世界日報に、周辺住民を不安と危険に陥れるオスプレイ反対運動は、即刻中止せよ。抑止力強化のため日米同盟を強化せよと呼びかけている姿が掲載されるなど、右翼と目されている方です。

(「個人的な批判するな」と呼ぶ者あり)

まともな人物ではありません。

沖縄県内以外で本意見書が文言の修正なくして可決している自治体は、聞いたことがありません。本意見書案に賛成することは恥ずかしいことです。

(「あなたのほうが恥ずかしいよ」と呼ぶ者あり)

小樽市議会が右翼の片棒を担ごうとでもしているのでしょうか。

意見書案第7号国連各委員会の「沖縄県民を先住民と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書案です。

国連の勧告は、米軍基地の沖縄集中を差別の根拠として挙げ、沖縄の人々の権利を保護するよう求めたもので、当然の主張です。意見書案は殊さらに先住民を強調し、対立と分断を持ち込もうとしてい

ます。よって本意見書案に反対します。

意見書案第8号信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書案です。

厚生労働省による毎月勤労統計調査の偽装を初めとする統計不正問題は、安倍政権の隠蔽姿勢によって実態の解明が進んでいません。しかし、本意見書案は政府の責任を追及するどころか、むしろEBPM、証拠に基づく政策立案を推進した結果、今回の事案が浮かび上がったと問題をすりかえるという、極めてひきょうな、かつ事実を反する小ずるいものです。

毎月勤労統計の不正発覚後にマスメディアが行った世論調査は、政府統計そのものに対し、大多数の国民が不振と疑念を抱いていることを浮き彫りにしました。ところが、本意見書案では事務的なミスという前提に立っていることに加え、さらなる統計改革とあたかも政府与党が統計改革に取り組んできたかのような記述があります。

政府統計問題には、今なお未解明の問題が多数あります。2004年から従業員500人以上の事業所は全数調査しなければならないのに、東京都について三分の一の抽出調査しかせず、データ補正まで作成し、隠蔽してきました。

しかし、影響は、圧力はなかったという見解であり、事実経過を明らかにする姿勢がありません。厚生労働省が統計の不正調査の修正を始めた、2018年1月から不正の発覚する12月の間はどのような時期だったのでしょうか。裁量労働制のデータ捏造、森友公文書の改ざん、外国人労働者のデータ捏造、さらに自衛隊による日報隠蔽、安倍政権による底なしの隠蔽、改ざん、捏造が行われた時期です。安倍政権が引き起こした政治モラルの大崩壊が統計不正の温床となったのは明らかです。安倍政権の責任を追及するどころか、擁護する意見書に断固反対します。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「個人的な批判はしないほうがいいよ」と呼ぶ者あり）

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（「すいません、ルール違反を覚悟で申し上げます。自民党の方……」
と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 認められません。

（「安全保障が厳しくなっていると申されましたが……」と呼ぶ者あり）

認められません。退場願いますよ、そこで発言すると。

（「一言……」と呼ぶ者あり）

退場願いますよ。いいですか。

（「皆さんも50%で当選されているはずですよ。ありがとうございました。
失礼いたしました」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし意見書案第3号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号及び意見書案第5号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。
本件については、議長はいずれも否決と裁決いたします。

次に、意見書案第6号及び意見書案第7号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第8号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時45分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 横尾英司

議員 高橋 龍

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和元年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、平成31年4月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

以 上

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 池 二 郎
同 面 野 大 輔
同 川 畑 正 美

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示しました。憲法改正の手續における国民投票の場合には、投票総数の5割以上で国民の民意に基づく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることに鑑みれば、今回沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的です。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府及び日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要があります。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することのできない重大な問題です。

普天間基地所属の海兵隊について、沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは既に指摘されており、「0.6%の国土しかない沖縄に70%以上の米軍専用施設が集中する」という訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、「差別」ではないか」との問いが含まれています。これは何も面積の格差だけを訴えているのではありません。その本質は「自由の格差」の問題です。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行していますが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は直ちに中止すべきです。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障に関わる重要事項だといふのであれば、なおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは、国民全体で議論すべき問題です。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手續により決定することを求めます。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
- 2 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
- 3 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国の全ての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手續により解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	否 決
-------	----------	------	-----

消費税率の10%の中止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 中村誠吾
同 川畑正美

3月の毎月勤労統計調査でも、物価変動の影響を除いた実質賃金が前年同月比2.5%減と3か月連続のマイナス、下げ幅では2015年6月以来3年9か月ぶりの大幅減となりました。

内閣府発表の景気動向指数（3月）でも、2月までの「下方への局面変化」から、6年2か月ぶりに「悪化」に転じました。消費の不振や輸出の落ち込みで、政府も景気悪化を認めざるを得なくなったものです。

既に景気の悪化から、与党幹部でさえも消費税増税の見送りの可能性に言及せざるを得ない状況です。

安倍首相が12年末に政権に復帰した後、「経済再生」を最優先すると言いながら、2014年4月に消費税を増税したため、2014年4～6月期は大幅なマイナス成長となりました。家計の消費支出は、増税前に比べ年間25万円も落ち込んでいます。

こうした経済情勢の中で、10月からの消費税率10%への引上げは、消費を更に落ち込ませ、経済に打撃になるばかりか、低所得者ほど負担が重い消費税を増税すれば、暮らしを一層悪化させることは目に見えています。

よって、政府においては、直ちに消費税10%実施を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	否 決
-------	----------	------	-----

高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 林下孤芳
同 川畑正美

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の最大の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

こうした音を感じる細胞が少なくなっている状態の下でも、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないと言われていたますが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低く、日本での補聴器の普及は諸外国と比べても進んでいるとは言えません。難聴の人の補聴器所有率が日本では14.4%と、イギリス47.6%、フランス41.0%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%（日本補聴器工業会・テクノエイド協会「ジャパントラック2018」）などと比較して極端に低い数値です。この背景には、日本における補聴器の価格が片耳当たり概ね3万円～20万円で、保険適用ではないため全額自費であるという現状があります。身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により原則1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられる場合もあるものの、その対象者は僅かです。

欧米では既に確立している補聴器購入に対する公的補助制度が日本では整備されていません。

政府の方針では、高齢者の社会参加、定年延長や再雇用を求めています。耳が聞こえにくい、聞こえないというのは、そうした社会参加などへの大きな障害です。

補聴器を高齢者の社会参加の必需品として、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるように、国においては、高齢に伴う難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	否	決
-------	----------	------	---	---

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	中村岩雄
	同	佐々木 秩
	同	川畑正美

道教委は2018年3月、「これからの高校づくりに関する指針」を決定しました。「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、3学級以下は原則統廃合の対象としています。今後この「新指針」によって高校統廃合が行われれば、実に95校が統廃合の対象となり、道立高校の約48%の存続が脅かされることになります。

小規模校では、困難さを抱えている生徒にもよく目が行き届き、一人一人の子供たちに寄り添った教育をすることや、地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかしながら、こうした利点に目を向けずに、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、高校統廃合を進めた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しています。道教委の高校配置計画を策定するために開催される「地域別検討協議会」の参加者からは、「機械的に高校を無くさないでほしい」という声が多方面から聞かれます。長野県のように、学校種や地域の実情を考慮した学校配置の基準を設定している自治体もある一方で、北海道は全道一律の基準で統廃合を進めようとしています。北海道の広域性を考えれば、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とすることは、全く現実的ではありません。むしろ、道独自に少人数学級を高校で実施し、子供たちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりを進めることこそが大切です。また、それが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考えます。

今求められるのは、地域の学校を存続させ、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子供の学ぶ権利の保障です。

よって、道及び道教委においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 道及び道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。
- 2 道及び道教委は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	否 決	可否同数により議長採決
-------	----------	------	-----	-------------

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 中村岩雄
同 佐々木 秩
同 川畑正美

全国的に特別支援学校の児童・生徒の増加が進み、在籍者数は2008(平成20)年度の11万2,334人から2018(平成30)年度には14万3,379人と、10年間で3万1,045人増えています(平成30年度学校基本調査)。一方、学校数は2008年度が1,026校で、2018年度が1,141校と115校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設が進んでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子供たちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、1つの教室をカーテンで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。仕切った教室はとても狭い上に、隣のクラスの先生や子供の声が筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。特別教室がない学校では、音楽も、図工・美術も、作業学習も全て普通教室で行わなければなりません。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある「設置基準」が特別支援学校だけがないことです。「設置基準」とは「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では12～18学級が「標準」とされ、それ以上は「過大校」扱いとなり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子供と教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設は進んでいません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文部科学省学校基本調査によれば、小・中学校合わせて2008年度12万4,166人から2018年度25万5,520人と2.1倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子供、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子供、個別対応が常時必要な子供等、実態に大きな差があります。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子供を一人で担任することは負担が大きく、既に限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8人のまま変わっていません。これを引き下げることが必要です。

よって、国及び政府においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 特別支援学校の設置基準を策定すること。
- 2 特別支援学級の学級編制標準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	否 決	可否同数により議長採決
-------	----------	------	-----	-------------

米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松田優子
同 中村岩雄
同 濱本進

宜野湾市民は戦後74年間も米軍普天間飛行場から発生する基地被害に悩まされ続けてきました。その我慢は、既に限界に達しています。一日も早い、宜野湾市民が普天間飛行場の基地被害から解放されることを切に願っています。

現在、普天間飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワープへの移転・統合が日本政府によって進められていますが、この方法こそ、普天間飛行場の一日も早い「危険性除去」の方法であると、心から確信しています。

そのことは、宜野湾市民の安全な生活を守る会が2016年10月に行った、翁長雄志前知事の「辺野古埋立て承認取消し訴訟」の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民2万人余が署名したこと、また平成25年8月に「基地統合縮小実現県民の会」が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名が3か月間の短期間で7万3,491名集まったことに現れています。

普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、同飛行場の辺野古先キャンプ・シュワープへの移設・統合が必要です。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 普天間飛行場の危険性を除去し、宜野湾市民の74年間もの苦労を一日も早く解消すること。
- 2 その具体的方法として、現在唯一示され、実行されている辺野古先キャンプ・シュワープへの移転・統合を推進すること。
- 3 日本の安全保障を確保するため、日米安全保障条約を推進するとともに、一定の基地負担を負わざるを得ない沖縄県において、更なる基地の整理縮小を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	可決	賛成	多数
-------	----------	------	----	----	----

国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護するべき」との勧告の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松田優子
同 中村岩雄
同 濱本進

2008年に国連の自由権規約委員会で「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護するべき」という勧告が出て以来、日本政府は「日本には先住民族はアイヌ以外存在しない」と否定し続けていますが、2014年までに更に3回も同様の主旨の勧告が出されました。その後、沖縄県出身者も、ジュネーブの人権理事会や人種差別撤廃委員会に何度も足を運び、勧告の撤回を要請しましたが、昨年8月に5回目の勧告が出されました。

沖縄に生まれた全ての沖縄県人は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしており、自ら先住民族だと認識している人はほぼ皆無です。それにもかかわらず、国連はその後にも勧告を出し続けています。つまり、国連の目には、自らを日本人だと訴える沖縄県人は、「日本政府の同化政策により、アイデンティティーを失い、自らを日本人だと勘違いしている可哀想な琉球人」と写ったということです。最早、沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、「国際的少数民族の人種差別問題」だと認識されているのです。

これを放置していると、この危険な誤解は更に国際発信され続け、浸透し、従軍慰安婦のプロパガンダ同様、誤解を解くことが不可能になっていくことは、火を見るより明らかです。さらには、国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がったり、中国が琉球の独立を支援するという大義を根拠に沖縄に軍隊を派遣したり、また、海外の沖縄県人が日本人学校に通えなくなるなど不用な紛争、差別を招く懸念もあります。

このような危険な勧告は、沖縄の人々が国連に働きかけて出されたわけではありません。実際、沖縄の地方議会では、先住民族について一度も議論されたこともなく、日本政府に先住民族として認めてくれと要請したこともありません。また、全くマスコミでは報道されないで、多くの県民はその危険性どころか存在すら知らない状況なのです。それは、沖縄県民が何一つ関与していないところで、東京を拠点に活動している反差別国際運動や市民外交センターなどのNGOが国連に訴えたり、数年前から故翁長前知事や参議院議員の糸数慶子氏など沖縄の政治家が国連で発言するよう手配をすることによって起こされた問題とされています。

そうであるなら、これは、沖縄県だけの問題ではなく、日本国全体の問題だと捉えなければなりません。

沖縄県は先の大戦で、米軍の猛攻撃に対して、47都道府県の若者が日本民族の存亡をかけて闘って骨を埋めたゆかりの地であります。彼らは決して琉球人という日本が侵略した先住民族の土地を守るため犬死にしたものではありません。また、米軍統治下におかれた沖縄県の先人が選び取った道は、米軍への服従でも、琉球国独立でもなく、我が祖国日本への復帰でした。今の日本は、過去の先人が幾多の困難を乗り越えて日本人としての絆を守り抜いたからこそあるのです。私たちの祖国日本が永遠に繁栄するためには、このような誤った国連勧告は撤回させ、日本国民の絆を守らなければなりません。

よって、国及び政府においては、早急に「沖縄の人々は先住民族」だという国連各委員会の誤った認識を正し、勧告を撤回させるよう強く求めるとともに、国連が発信した沖縄の人々が先住民族だという誤った認識がこれ以上国際社会に広まらないように、速やかに正しい沖縄の情報を多言語で発信することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	可決	賛成	多数
-------	----------	------	----	----	----

信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	中村岩雄
	同	面野大輔
	同	秋元智憲
	同	山田雅敏

我が国の基幹統計である毎月勤労統計調査に係る不正調査案件や、それに続く、賃金構造基本統計調査に係る不適切な取扱い、政府統計に対する国民の信頼を著しく失墜せしめる結果となりました。

その結果、雇用保険の給付について平成16年以降過少給付を行っていた等、2千万人近い国民に経済的損失を与えることとなっており、一日も早い、追加給付が求められるところです。

こうした事態を受け、厚生労働省では、毎月勤労統計調査に係る特別監察委員会の検証作業や総務省行政評価局の賃金構造基本統計調査に係る検証作業、さらには、総務省の統計委員会の政府統計に係る一斉点検などが行われてきました。それぞれの報告書に基づき、担当行政官の処分などが行われましたが、今なお、国民の疑念は払拭されていない状況です。

政府統計に対する国民の信頼失墜は、すなわち政府に対する不信につながることから、さらなる徹底的な点検・検証作業と、具体的な再発防止策を明確にする必要があると考えます。

政府においては、平成27年から統計改革に取り組んでおり、EBPMを推進した結果、格段の改革が行われ、今回の事案が浮かび上がったとも考えられるが、今回明らかにされた基幹統計56のうち23までが何らかの問題を指摘される事態となっています。

よって、政府においては、統計は国の各種政策の基礎となるものであり、信頼される政府統計を目指して、更なる改革が必要であることから、下記の事項について、その取組を進めることを強く求めます。

記

- 1 統計委員会における基幹統計及び一般統計に係る徹底した総点検と再発防止策の策定を進めること。
- 2 統計委員会の位置づけの検討や分散型統計行政機構の問題点の整理を行うこと。
- 3 統計に係る予算・人材について見直しを行うこと。
- 4 統計に係るガバナンス、コンプライアンスの在り方について見直しを行うこと。
- 5 必要に応じて法律改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	可決	賛成多数
-------	----------	------	----	------

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	小池二郎
	同	松岩一輝
	同	林下孤芳
	同	小貫元

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところです。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものです。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要です。

よって、国においては、新たな過疎対策法を制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

「国による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	丸山晴美
	同	高橋克幸
	同	高木紀和
	同	佐々木 秩

様々な課題を抱えた子供たちが増える中、一人一人に行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、国は2011年度小学校1年生で、2012年度は加配措置で小学校2年生の35人学級を実施しました。しかし、それ以後、国としての小学校3年生以降の35人学級前進は7年連続で見送られました。

国に先駆けて実施している自治体では、学級規模が小さくなり、教職員が増えることで子供と向き合う時間が増え学校が落ち着いてきたなど、少人数学級が子供たちの教育に大きな効果があることが明らかになっています。

しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。地方に負担を押し付けることなく、国が35人以下学級の前進とそのため教職員定数改善を行うことが極めて重要です。子供の数が減少している今、僅かな教育予算増で35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

よって、国及び政府においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国は小学校3年生以降の35人以下学級の早期実現を目指すこと。
- 2 国は35人以下学級実現のため、標準法改正を視野に教職員定数改善計画を早期に策定し実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

「給食費の無償化」を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横尾英司
	同	中村岩雄
	同	高橋龍
	同	須貝修行
	同	川畑正美

全日本教職員組合（全教）の行った各自治体の給食費に関わる補助制度に関するアンケート調査や文部科学省の調査結果から、全額又は半額以上の補助をする自治体が年を追うごとに増えていることが明らかになりました。しかし、財政力による自治体間格差が大きくなっている点も鮮明になっています。

子供の食を巡る状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養摂取の偏り、朝食の欠食、肥満や痩せの増加など、問題は多様化、深刻化してきています。

地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、食は重要な教材です。学校給食は、食育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられています。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められています。

子供たちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、子供たち自身が食べる喜びと生きる力を身に付け、子供たちの健やかな発達を保障するためにも、国の責任による給食費の無償化が強く求められています。よって、国及び政府においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国は、給食費の無償化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横尾英司
	同	小池二郎
	同	面野大輔
	同	高野さくら
	同	前田清貴

我が国では、非正規雇用が広がるなど、労働環境が一層厳しくなり、その結果として格差拡大と貧困の固定化、社会的孤立などを心配する声があります。また、少子高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域の様々な場面において、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野において、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっています。

一方、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルを尊重した働き方へのニーズが高まっています。

こうした状況の中で、自分らしい主体的な働き方を実現し、多様な就労機会を創出し、さらに、その就労により地域の課題を解決するため、出資と労働が一体となった協同労働に係る新たな法人制度を求める声が高まっています。

国会においては、従前から超党派議連による協同労働に係る法制化が議論されてきましたが、実現には至っていません。

先ごろ、諸問題を整理の上、「労働者協同組合法案（仮称）」として改めて議論が行われていると認識しています。

組合に参画する全ての者が出資をして組合員となり、自ら運営にも参加し、介護や子育て等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組むという非営利の法人形態は、今日まで存在していません。

また、我が国では、個別分野ごとに協同組合制度が整備されてきた経緯があり、農協など事業主のための協同組合、生協のような消費者のための協同組合はありますが、労働者のための協同組合がないことから、新たな法人制度が是非とも必要と考えます。

よって、政府においては、地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のため、下記の事項について、一日も早く協同労働に係る法制化に取り組むよう求めます。

記

- 1 出資と労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人である労働者協同組合（仮称）の設立を可能とするため、「労働者協同組合法案（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 簡便な手続きで設立できるようにするため、労働者協同組合（仮称）の設立は、準則主義によるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	高橋克幸
	同	高木紀和
	同	中村誠吾
	同	高野さくら

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2018年の実質賃金も大半の月でマイナスとなっています。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.3万人と、給与所得者の24.7%に達しています。また、道内の全労働者233万人（うちパート労働者67.5万人）のうち、37万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

2010年には、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を5年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなりかねません。

よって、北海道労働局においては、令和元年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「2020年までに全国平均1,000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金の全国平均1,000円目標を早期に達成すること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給（時間額980円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	中村岩雄
	同	酒井隆裕
	同	松岩一輝
	同	中村誠吾

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の「骨太方針2018」では「（地方の）一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は62兆7,072億円（前年比+1.0%）となり、過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められています。

2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。よって、政府においては、下記の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用に当たっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実に図ること。
- 3 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。
- 5 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間事業者の各地域における事業展開の進捗状況の違いも考慮に入れ算定できるように見直しを行うこと。
- 6 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応を図ること。

- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 8 2019年度の地方財政計画では依然として4兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 9 自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和元年7月1日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

令和元年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 令和元年6月13日～令和元年7月1日（19日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	令和元年度小樽市一般会計補正予算	R元.6.13	市長	R元.6.19	予算	R元.6.24	可決	R元.7.1	可決
2	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R元.6.13	市長	R元.6.19	予算	R元.6.24	可決	R元.7.1	可決
3	令和元年度小樽市水道事業会計補正予算	R元.6.13	市長	R元.6.19	予算	R元.6.24	可決	R元.7.1	可決
4	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	R元.6.13	市長	R元.6.19	総務	R元.6.25	可決	R元.7.1	可決
5	小樽市税条例等の一部を改正する条例案	R元.6.13	市長	R元.6.19	総務	R元.6.25	可決	R元.7.1	可決
6	小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	R元.6.13	市長	R元.6.19	厚生	R元.6.25	可決	R元.7.1	可決
7	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R元.6.13	市長	R元.6.19	予算	R元.6.24	可決	R元.7.1	可決
8	小樽市屋外広告物条例の一部を改正する条例案	R元.6.13	市長	R元.6.19	建設	R元.6.25	可決	R元.7.1	可決
9	小樽市建築基準法施行条例及び小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R元.6.13	市長	R元.6.19	建設	R元.6.25	可決	R元.7.1	可決
10	小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案	R元.6.13	市長	R元.6.19	建設	R元.6.25	可決	R元.7.1	可決
11	工事請負契約について〔多目的荷役機械延命化対策工事〕	R元.6.13	市長	R元.6.19	経済	R元.6.25	可決	R元.7.1	可決
12	工事請負契約について〔幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事〕	R元.6.13	市長	R元.6.19	総務	R元.6.25	可決	R元.7.1	可決
13	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	R元.6.13	市長	R元.6.19	総務	R元.6.25	可決	R元.7.1	可決
14	小樽市監査委員の選任について	R元.6.13	市長	—	—	—	—	R元.6.18	同意
15	小樽市非核港湾条例案	R元.6.13	議員	R元.6.19	総務	R元.6.25	否決	R元.7.1	否決
16	小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について	R元.7.1	市長	—	—	—	—	R元.7.1	同意
17	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案	R元.7.1	委員会	—	—	—	—	R元.7.1	可決
	（小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案の提案について）	—	—	—	（議運）	（R元.7.1）	（可決）	—	—
意見書案 第1号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書（案）	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	否決
意見書案 第2号	消費税率の10%の中止を求める意見書（案）	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	否決
意見書案 第3号	高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書（案）	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	否決
意見書案 第4号	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書（案）	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	否決
意見書案 第5号	特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書（案）	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	否決
意見書案 第6号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書（案）	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	可決

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年月日	付託 委員会	議 決 年月日	議決 結果	議 決 年月日	議決 結果
意見書案 第7号	国連各委員会の「沖縄県民を先住民 族と認めて保護すべき」との勧告 の撤回を求める意見書(案)	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	可決
意見書案 第8号	信頼される政府統計を目指してさら なる統計改革を求める意見書(案)	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	可決
意見書案 第9号	新たな過疎対策法の制定に関する意 見書(案)	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	可決
意見書案 第10号	「国による35人以下学級の前進」を 求める意見書(案)	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	可決
意見書案 第11号	「給食費の無償化」を求める意見書 (案)	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	可決
意見書案 第12号	「労働者協同組合法案」の早期制定 を求める意見書(案)	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	可決
意見書案 第13号	2019年度北海道最低賃金改正等に関 する意見書(案)	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	可決
意見書案 第14号	2020年度地方財政の充実・強化を求 める意見書(案)	R元.7.1	議員	—	—	—	—	R元.7.1	可決
陳情 第1号	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、 森林環境譲与税で順次計画的に皆伐 を進め、天然林に戻すことの要望方 について	R元.5.13	議長 付議	R元.6.19	経 済	R元.6.25	継 続 審 査	R元.7.1	継 続 審 査
陳情 第2号	子ども医療費の小学校卒業まで無料 化方について	R元.6.7	議長 付議	R元.6.19	厚 生	R元.6.25	継 続 審 査	R元.7.1	継 続 審 査
陳情 第3号	朝里にまちづくりセンターの建設を 求める陳情方について	R元.6.10	議長 付議	R元.6.19	厚 生	R元.6.25	継 続 審 査	R元.7.1	継 続 審 査
その他会議 に付した事 件	行財政運営及び教育に関する調査に ついて(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	(総務)	R元.6.25	継 続 審 査	R元.7.1	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査につ いて(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	(経済)	R元.6.25	継 続 審 査	R元.7.1	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について(厚 生常任委員会所管事務)	—	—	—	(厚生)	R元.6.25	継 続 審 査	R元.7.1	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	(建設)	R元.6.25	継 続 審 査	R元.7.1	継 続 審 査

陳情議決結果表

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R元. 5. 13	R元. 6. 19	継続審査	R元. 7. 1	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R元. 6. 7	R元. 6. 19	継続審査	R元. 7. 1	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R元. 6. 17	R元. 6. 19	継続審査	R元. 7. 1	継続審査

小樽市議会会議録

令和元年 第2回定例会

令和元年8月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111